

第338回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 8 日	木	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程23件（予算8、条例8、その他7） 提出者の説明 尾崎知事 決算特別委員長報告（24件） 採決（337第14号—337第15号、337報第1号—337報第22号） 自治功労者表彰状の伝達
9 日	金	休 会	議案精査
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	議案精査
13日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員 高橋議員 吉良議員
14日	水	本会議	質疑並びに一般質問 下村議員 今城議員 石井議員
15日	木	本会議	質疑並びに一般質問 坂本(孝)議員 土森議員 委員会付託
16日	金	休 会	委員会審査
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	委員会審査
20日	火	休 会	委員会審査
21日	水	休 会	
			委員長報告 修正動議（議発第1号） 提出者の説明 中根議員 討論 米田議員 採決 議案の追加上程3件（第24号—第26号） 提出者の説明

22日	木	本会議	<p>尾崎知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第2号—議発第5号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第6号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第7号）</p> <p>討論</p> <p>吉良議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第8号）</p> <p>討論</p> <p>塚地議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	---

第338回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月8日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6
決算特別委員長報告	
弘田決算特別委員長	17
採決	22
自治功労者表彰状の伝達	23
武石議長	23
尾崎知事	23
塚地議員	24

第2日（12月13日）

出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
議事日程	28
諸般の報告	29
質疑並びに一般質問	
西内議員	29

1	政治姿勢（戦闘機墜落事故、アメリカ大統領選挙の結果とイギリスのEU離脱、国の第2次補正予算、防災関連産業の県内全域でのクラスター形成）について……………	29
2	県立高等学校再編振興計画（校歌などの決定スケジュールや選定方法と整備方針、国際バカロレアの認定、認定後の運営体制と学ぶことの意義、取り組む目的）について……………	30
3	地域医療・介護の充実（地域医療構想策定後の推進体制や役割、回復期病床の整備、療養病床の転換、在宅医療に対応した体制の整備促進、医療従事者の確保・育成、連携に係る人材の育成、地域包括ケアシステムの認識や周知と市町村への支援、こころのサポートセンターの成人病床再開予定、精神救急ダイヤル）について……………	31
4	南海トラフ地震対策（支援物資受け入れ・配送に関するマニュアル、熊本地震の課題を踏まえた避難所運営、準天頂衛星の活用）について……………	33
5	建設業の課題（現況及び期待する役割、人材不足、総合評価方式における評価要件、入札制度）について……………	34
6	農林水産業における人材確保（新規就農者の確保、農業の労働力確保対策、ものづくりの地産地消、林業学校、新規漁業就業者への支援、漁船導入支援事業などの効果）について……………	36
7	改正道路交通法施行に伴う高齢運転者対策（周知と対象者数、医師との協力体制とルールづくり、情報共有体制の強化、安全運転支援室の体制と支援状況、免許取り消しとなった場合のサポート体制）について……………	37
	尾崎知事……………	38
	田村教育長……………	42
	山本健康政策部長……………	44
	門田地域福祉部長……………	47
	酒井危機管理部長……………	48
	福田土木部長……………	50
	味元農業振興部長……………	51
	中澤商工労働部長……………	52
	田所林業振興・環境部長……………	53
	谷脇水産振興部長……………	53
	上野警察本部長……………	54
	西内議員……………	56
	高橋議員……………	57
1	政治姿勢（アメリカ大統領選挙、SNS社会、諸外国の情勢、国会採決時の議員の姿勢、県内2人目の女性首長、伊方原子力発電所に対する県民の不安の声）について……………	57

2	健康福祉行政（がん治療薬オプジーボの効果と薬価、国民健康保険制度の実態、健康づくりを積極的に進める地道な努力、健康によい習慣）について……………	58
3	「志国高知 幕末維新博」（開成館、高知市と協議しての整備、ソフト面優先への危惧）について……………	59
4	職員の時間外勤務について……………	59
5	職員の服務規律（暴力事案）について……………	60
6	クロマグロ養殖振興（事業化レベルへの引き上げ、具体的な事業展開）について……………	60
7	鳥獣対策（認定鳥獣捕獲等事業者の認定、指定管理鳥獣捕獲等事業の入札）について……………	61
8	高知市民の清流鏡川に関すること（川に優しい工法、堰の運用、鏡ダムの選択取水の検討）について……………	62
9	紅水川の浸水対策（高知市との協議、石神橋上・下流部に残っている土砂）について……………	63
	尾崎知事……………	63
	山本健康政策部長……………	67
	伊藤観光振興部長……………	68
	福田土木部長……………	69
	梶総務部長……………	71
	谷脇水産振興部長……………	71
	樋口中山間対策・運輸担当理事……………	72
	高橋議員……………	73
	吉良議員……………	75
1	政治姿勢（T P P承認案の成立、沖縄県の辺野古新基地の建設、ヘリパッド建設における政府の対応、米軍機墜落事故についての対応、土佐湾沖の訓練空域撤去及び訓練中止と日米地位協定の見直し、伊方原発再稼働に関する専門家の検証体制、新たな知見に基づく指摘、2号機の再稼働中止にかわる送電網の強化）について……………	75
2	災害救助（在宅被災者支援の課題、被災者生活再建支援制度の県独自の拡充、罹災証明発行体制の整備、災害救助法の抜本改正と運用に関する指導・助言）について……………	79
3	須崎海洋スポーツパーク構想（構想及び今議会に提案された計画の経緯、オープンウオータースイミング大会開催場所の評価、これまでの大会実績、経済効果等の試算根拠、カヌー競技開催場所の選定理由と大会・合宿の実績、コースについての調査結果、須崎市での審議結果を待ってからの予算提案、県の財政支援）について……………	80
4	性的マイノリティー（問題についての認識、県の各種計画への位置づけ、具	

体的な取り組みと総合的な推進) について……………	82
5 特別支援教育の充実(特別支援学校の大規模・過密化の実態、国の補助制度の活用、施設基準制定と補助制度の充実、特別支援学級に係る学級編成基準の改善) について……………	84
尾崎知事……………	85
酒井危機管理部長……………	89
門田地域福祉部長……………	90
田村教育長……………	91
福田土木部長……………	96
吉良議員……………	96
尾崎知事……………	97
吉良議員……………	99

第3日(12月14日)

出席議員……………	101
欠席議員……………	101
説明のため出席した者……………	101
事務局職員出席者……………	102
議事日程……………	102
諸般の報告……………	103
質疑並びに一般質問	
下村議員……………	103
1 「世界津波の日」高校生サミットin黒潮(成果、県内高校生の連携による取り組み、おもてなしによる高知県のファンづくり) について……………	103
2 ゴミ問題(意識改革のための取り組み) について……………	104
3 高校生の主権者教育(県議会議員と高校生による意見交換) について……………	105
4 南海トラフ地震対策(避難所の非構造部材の耐震化、避難所運営マニュアルの整備、食料などの備蓄、段ボールベッドと簡易トイレの備蓄、県民への情報発信と職員間の情報共有、避難行動要支援者名簿の提供と個別計画の作成、避難行動要支援者の受け入れ体制、避難訓練や研修会のための支援) について……………	106
5 河川管理(しゅんせつの要望と対応、浸水被害の予防施策) について……………	108
6 新足摺海洋館(整備に当たっての現在の取り組み状況と今後の計画) について……………	109
7 福祉政策(テレワークを活用した働き方の推奨) について……………	110

8 国旗・国歌（学習指導要領に基づく教員の指導姿勢、私立学校の新たな動き、私立学校に対する考え方と今後の要請）について	111
尾崎知事	114
田村教育長	115
伊藤観光振興部長	116
田所林業振興・環境部長	117
酒井危機管理部長	118
門田地域福祉部長	120
福田土木部長	122
岡崎文化生活部長	122
下村議員	123
伊藤観光振興部長	123
岡崎文化生活部長	123
下村議員	123
今城議員	124
1 産業振興計画（計画のバージョンアップによる人手不足感の解決、林業事業者の経営基盤強化と就労環境改善、森の工場の拡大推進、養殖魚の輸出拡大、田ノ浦漁港の流通・輸出拠点漁港への拡大整備促進、Uターン就農者の確保、環境制御技術普及促進事業費補助金）について	124
2 高齢者福祉施設の利用者の安全確保（浸水想定区域等に位置する施設、非常災害対策計画の策定状況と避難訓練の実施状況）について	126
3 児童相談所の強化（強化プラン、里親委託、幡多児童相談所の一時保護機能確保）について	127
4 南海トラフ地震対策（津波からの早期避難意識の希薄化、長期浸水区域内における迅速な救助救出、止水対策、宿毛市における燃料の確保と供給体制の確立、段階的耐震改修支援制度、ため池の耐震化及びハザードマップ）について	128
5 県立高等学校寄宿舎の住環境の向上（空調設備）について	130
6 職員採用試験の受験者確保対策について	130
尾崎知事	131
田所林業振興・環境部長	132
谷脇水産振興部長	133
味元農業振興部長	134
門田地域福祉部長	136
酒井危機管理部長	138
福田土木部長	139
田村教育長	139

秋元人事委員長	140
今城議員	140
石井議員	140
1 環境保全と自然との共生（環境保全と産業振興の両立、木材の需給体制、原木生産の補助制度、自伐型林業、自立を促す支援策の充実）について	140
2 建設発生土（発注時点での処分指定の比率と公共機関管理の仮置き場での管理、処分場設置）について	143
3 地域医療における医師の確保と専門医制度（胃がん検診における胃内視鏡検査、若手医師の確保、専門医新制度導入延期の影響、専門医・指導医の確保）について	145
4 スポーツ健康教育（非認知スキル向上に向けた取り組み、運動遊び教室への高校生の参加、DVDなどへの教材化）について	146
尾崎知事	148
田所林業振興・環境部長	149
福田土木部長	150
山本健康政策部長	151
田村教育長	153
石井議員	154
尾崎知事	155
石井議員	155

第4日（12月15日）

出席議員	157
欠席議員	157
説明のため出席した者	157
事務局職員出席者	158
議事日程	158
質疑並びに一般質問	
坂本(孝)議員	159
1 本県産業の振興（今後の次世代型こうち新施設園芸システムの仕組みづくり、企業の参入、黒字化への検討と課題、土佐あき農協管内での環境制御機器導入の実績評価、中小農家への環境制御技術導入、中山間地域等直接支払制度、中山間地域の農業を守り支える取り組み、集落活動センター、農地集約、農業の競争力及び国内外への販売システムの確立、高知新港の活用、台湾への販売拠点の整備、農業クラスター形成、農業用ハウスの燃料タンク対策、H	

A C C Pに対応した水産加工施設の立地促進、スラリーアイスやファインパ ブルの活用及び水産物品質保持のための輸送方策、林業の担い手確保と自伐 型林家育成、高性能林業機械導入などの要求への対応、特用林産物生産者へ の支援、ものづくり企業の事業支援と戦略策定、地産外商公社) について……………	159
2 健康政策（健康政策の検証と医療費改善対策、生活習慣病の要因解明、在宅 歯科診療を担う歯科衛生士の確保）について……………	164
3 T P Pによる本県産業への影響（T P Pをめぐる新たな動き、医療の自由化 や薬価問題、農産物輸入品の流入による影響、工業分野への影響）について……………	164
尾崎知事……………	165
味元農業振興部長……………	169
樋口中山間対策・運輸担当理事……………	173
谷脇水産振興部長……………	174
田所林業振興・環境部長……………	174
中澤商工労働部長……………	176
山本健康政策部長……………	177
坂本(孝)議員……………	179
土森議員……………	180
1 政治姿勢（知事就任以来の成果、直近の移輸出額、輸出品目と対象エリア、 県庁職員の頑張り）について……………	180
2 少子化対策（出会い・結婚支援事業の実績、こうち出会いサポートセンター のマッチングシステム、高知家の出会い・結婚・子育て応援団登録団体間の 独身者の交流、広報が県民に浸透していない現状）について……………	181
3 「志国高知 幕末維新博」（開幕までの情報発信とP R、市町村や広域観光組 織との連携、サイクリングイベントの企画とロードレース開催の検討、学習 のフィールドとしての歴史文化施設の活用）について……………	183
4 在宅勤務・遠隔地勤務・遠隔地雇用（I Tを活用した働き方、企業誘致にお けるアプローチ）について……………	184
5 カツオ資源の問題（漁獲量推移の見通し、県内消費カツオの流通ルート、水 産庁の受けとめと中西部太平洋まぐろ類委員会での議論・調整、県の取り組 み）について……………	185
6 県立高校からの国公立大学への進学（進学者の増と授業への取り組み、新中 高一貫教育校のビジョン、県東部・西部の拠点校、県立高校からの医学部へ の進学状況）について……………	186
7 スポーツの振興（夢の教室の実施状況と成果、指導体制や練習環境から分析 したスポーツ成績低迷の要因、高校野球秋季大会での県立高校の活躍、タレ ント発掘事業、スポーツ振興に対する思い）について……………	187
尾崎知事……………	188

門田地域福祉部長	193
伊藤観光振興部長	195
田村教育長	196
中澤商工労働部長	201
谷脇水産振興部長	201
土森議員	202
議案の付託	203
請願の付託	203

第5日（12月22日）

出席議員	205
欠席議員	205
説明のため出席した者	205
事務局職員出席者	206
議事日程	206
諸般の報告	207
委員長報告	
加藤危機管理文化厚生委員長	207
明神商工農林水産委員長	209
西内産業振興土木委員長	211
桑名総務委員長	213
修正動議、提出者の説明（議発第1号）	217
中根議員	217
討論	219
米田議員	219
採決	221
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第24号—第26号）	223
尾崎知事	223
議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）	224
議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）	224
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	225
吉良議員	225
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	227
塚地議員	228
継続審査の件	229

閉会の挨拶	
武石議長	230
尾崎知事	230

巻末掲載文書

委員会報告書	233
平成27年度高知県歳入歳出決算審査報告書	234
平成27年度高知県公営企業会計決算審査報告書	244
意見書に関する結果について	250
議案の提出について	254
人事委員会回答書	255
議案付託表	256
請願文書表	260
修正動議の提出について	
議発第1号 第1号平成28年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	265
議案の追加提出について	268
意見書議案の提出について	
議発第2号 受動喫煙防止対策の強化に関する意見書議案	269
議発第3号 ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書 議案	272
議発第4号 安定的な森林整備予算の確保を求める意見書議案	275
議発第5号 大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書議案	279
議発第6号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める 意見書議案	281
議発第7号 新たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める 意見書議案	284
議発第8号 高齢者の医療・介護保険の負担増に反対する意見書議案	286
継続審査調査の申出書	288
決算特別委員会審査結果一覧表	290
委員会審査結果一覧表	291
議決一覧表	293

招 集 告 示

高知県告示第650号

高知県議会定例会を、平成28年12月8日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成28年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	欠 番	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	金 岡 佳 時 君

第338回高知県議会定例会会議録

平成28年12月8日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君

代表監査委員 田中克典君
監査委員 吉村和久君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主 事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成28年12月8日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第3号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第4号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第5号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第6号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第7号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第8号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知

事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第23号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案
- 第4
 - 337第14号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
 - 337第15号 平成27年度高知県工業用水道事業

<p>会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p>	<p>決算</p>
<p>337報第 1 号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>337報第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>337報第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p>
<p>337報第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算</p>
<p>337報第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算</p>
<p>337報第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>337報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算</p>
<p>337報第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯∞∞∞ ◯∞∞∞ ◯∞∞∞ —————</p>
<p>337報第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>午前10時開会 開議</p>
<p>337報第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（武石利彦君） ただいまから平成28年12月高知県議会定例会を開会いたします。</p>
<p>337報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>これより本日の会議を開きます。</p>
<p>337報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯∞∞∞ ◯∞∞∞ ◯∞∞∞ —————</p>
<p>337報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>諸 般 の 報 告</p>
<p>337報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（武石利彦君） 御報告いたします。</p>
<p>337報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p>
<p>337報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p>
<p>337報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出</p>	<p>次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、そ</p>

の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき平成27年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事からさきの9月定例会開会日に配付いたしました平成27年度決算に関する説明書及び平成27年度高知県歳入歳出決算審査意見書基金運用状況審査意見書についてそれぞれ訂正の申し出があり、さきにお配りいたしてありますとおり、その正誤表を決算特別委員会に送付しておきましたので、御了承願います。

委員会報告書、平成27年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成27年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末233、234、244、290、250ページに掲載



会議録署名議員の指名

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

7番 横山文人君

20番 土森正典君

32番 下村勝幸君



会期の決定

○議長（武石利彦君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月22日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末254ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第23号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上23件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成28年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のご御理解と御協力をお願いしたいと思います。

我が国の経済は、本年7月から9月期の国内総生産の速報値が3四半期連続のプラス成長と

なるなど、景気回復が進んでいるものの、その先行きについては、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響等に留意する必要があるとされております。

こうした中、未来への投資を実現する経済対策として編成され、本年10月に成立した国の第2次補正予算においては、これまで本県が政策提言で訴えてまいりました地方創生の推進や子ども・子育て支援、防災・減災対策の強化などの施策が数多く盛り込まれました。中でもインフラ整備に関しては、本県分として約179億円の内示をいただいたところであります。県議会や市町村の皆様とともに、事業の必要性、緊急性を国に訴えてきた結果であり、皆様に心から感謝を申し上げます。

今回の補正予算により、特に南海トラフ地震対策については、高知市中心部の鏡川、国分川、久万川に囲まれた区域の堤防の耐震化が大きく進捗することとなります。あわせて、災害時の緊急輸送に資する橋梁の耐震対策や四国8の字ネットワークの整備、浦戸湾の三重防護などを一層加速してまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策の着実な推進や国の経済対策への対応などのため、総額109億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額37億4,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、県立牧野植物園の貴重な資源や立地環境を生かした施設の磨き上げを行いますほか、豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進に向け、海洋スポーツ拠点の整備に着手いたします。

第2に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、本年9月からスタートした高知家健康パスポートの取り組みをさらに充実するため、キャンペーンの強化などを行ってまいります。

第3に、国の経済対策への対応に関しては、農産物の加工施設の整備や高性能林業機械の導入など、農林業分野における生産性向上に向けた取り組みを加速するほか、先ほど申し上げました公共事業の追加を行い、南海トラフ地震対策などを推進してまいります。

続きまして、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

第3期産業振興計画のスタートの年となる本年度は、拡大再生産の好循環につなげるための施策など抜本強化した施策群を着実に実行するため、県を挙げてスピード感を持って取り組んでいるところです。また、取り組みを進める中で見えてきた新たな課題に対しては、施策の追加や改善を行いながら迅速な対応を図っております。現在、これまでの実行状況などを踏まえつつ、一連の施策群がより効果的なものとなるよう議論を重ねているところであります。関係者の皆様のお知恵も賜りながら、来年度からの産業振興計画のさらなるバージョンアップへと着実につなげてまいります。

次に、各分野の取り組み状況のうち、地産外商の強化について御説明申し上げます。

まず、食品分野については、本年度は首都圏、関西、中部地区に加え、九州での活動を本格化させるなど、より全国規模での外商活動を強化するとともに、国外への外商活動、輸出振興にも力を入れて取り組んでおります。

この10月には、世界におけるアルコールビジネスの拠点であり情報発信力の高いロンドンで開かれた展示商談会に県内6つの酒蔵が出展し、あわせて現地の大使館などで土佐酒の認知度向上と販路開拓を目的とした試飲会を開催いたしました。バイヤーからは淡麗辛口の土佐酒に高い評価をいただいたところであり、今後、このイギリスでの評価を他の国においてもしっかりとPRし、土佐酒の輸出拡大につなげていきた

いと考えております。

また、ユズについては、海外でのブランド化を目指して商標申請を行い、EU、香港、シンガポールでKOCHI YUZUの商標権を取得できました。これを追い風とした取り組みの第一弾として、来月には、フランスのリヨンで開催されるヨーロッパ有数の国際外食産業見本市にKOCHI YUZUのブースを出展することとしております。

このほか、本年度からは水産物の輸出にも本格的に取り組んでおります。中でも、国外初の高知家の魚応援の店として登録いただいたシンガポールのすし店グループに向けては、定番商材としてピンチョウマグロやカツオなどの輸出が始まっており、本年4月からの成約額は1,000万円を超えたところです。また、漁業協同組合や加工事業者、水産商社などで組織する高知県養殖魚輸出促進協議会を立ち上げ、県も会員事業者の皆様と連携し、シンガポールでのフェアや沖縄での国際商談会への出展、香港の現地商社への営業活動などに取り組んでおります。

このように、食品分野の輸出は着実に拡大してきており、さらなる輸出振興に向け、引き続き官民協働で取り組みを進めてまいります。

なお、食品の地産外商を進めるに当たっては、大手小売業者などから求められる高度な生産管理基準に、県内事業者が対応できるようにしていくことが重要であります。このため、本年度から生産管理の国際標準であるHACCP手法を盛り込んだ県独自の認証制度をスタートさせるとともに、専門家によるアドバイスや研修などの支援を行っているところです。これまでに8回実施した研修には160社が参加するなど、県内事業者の生産管理の高度化に向けた意欲の高まりを感じております。

あわせて、県内事業者のより高度な食品加工の取り組みを力強く後押しするため、産学官が連携して高度な加工技術を用いて新商品の開発

などに取り組む新たな拠点施設の整備についても検討を進めます。

防災関連製品などの輸出については、我が国と同様に自然災害の多い台湾や東南アジアへの展開に挑戦しております。私も、9月のフィリピンに続き10月には台湾を訪問し、本県からの参加企業の皆様とともに防災関連製品などのトップセールスを行ってまいりました。その先々で高い関心が寄せられ、販路拡大の手応えを感じているところです。

今回、台北市で開催した防災フォーラムには、100人を超す現地の産学官の関係者に御参加いただき、私から本県の防災の取り組みと防災関連産業について紹介いたしました。フォーラム終了後には県内企業7社が参加して商談会が開催され、それを機に現在も商談が継続されております。

また、先月には、副知事が県内企業3社とタイ政府を訪問し、幹部職員の方々に本県の防災関連製品などを紹介してまいりました。今後のタイにおけるビジネス拡大の端緒につながったものと考えております。

引き続き、ものづくり地産地消・外商センターや日本貿易振興機構、国際協力機構、現地大使館などとも連携し、防災関連製品などの輸出を促進してまいります。

第1次産業は、本県の強みであると同時に地域の基幹産業であることから、TPPの動向にかかわらず、自由貿易化の流れを見据え、生産性の向上と担い手の所得増加を図る取り組みを強化していくことが極めて重要であります。このため、農業分野では、既存のハウスへの環境制御技術の導入や、より生産性の高い次世代型ハウスの整備といった次世代型こうち新施設園芸システムの普及などに力を入れて取り組んでいるところです。

次世代型ハウスについては、四万十町の次世

代施設園芸団地に次ぐ規模のハウスが、既に県中部、東部の5カ所に計2.3ヘクタール整備され、ピーマンやニラ、メロンなどの生産が行われております。さらに、現在、南国市と香南市の3カ所でも中規模の次世代型ハウスの建設が進んでおり、本年度末には計1.7ヘクタールが新たに完成する見込みであります。

また、環境制御技術については、ナスやピーマンなどの主要野菜に加えて、ミカンなどの果実類や、トルコギキョウやブルースターといった花卉類など23品目の生産現場に導入が広がってきております。今月末には、次世代型園芸システム全体の普及面積は約167ヘクタールに達し、昨年末の95ヘクタールから1年間で7割以上拡大する見込みであります。

畜産振興に関しては、現在の高知県広域食肉センターの施設が老朽化している現状とその必要性などを踏まえて、先月、市町村や関係団体、生産者の代表などで構成する高知県新食肉センター整備検討会を立ち上げ、今後の施設整備計画などについて検討を開始しました。畜産振興の取り組みを拡大再生産につなげるとともに、消費者に安全な本県産の食肉を提供していくためには、屠畜、競り売り、加工、流通・販売といった川上から川下に至る機能を持ち、県内で食肉事業を行う中核施設が必要不可欠であります。今後、この検討会の中で、新施設の規模や機能等について検討を深め、来年8月ごろを目途に整備計画案を取りまとめたと考えております。

林業分野では、これまでに整備を進めてきた大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働などに伴い原木の需要が高まってきており、県内23森林組合の本年度上半期の原木生産量は前年同期より11%増加しております。

この流れをさらに加速していくため、県の各林業事務所に森林組合支援チームを設置し、現

場の生産性向上を支援しています。具体的には、林業事務所ごとに一つの森林組合をモデルとして選定し、生産現場で抱える課題を個別に洗い出し、それぞれの現場に応じた作業方法の改善や低質材の搬出方法などを助言することによって、原木生産の効率化と収益性の向上を図っております。今後、これらのモデルの成果を県内各地の森林組合に拡大し、原木生産のさらなる増加につなげたいと考えているところです。

また、このたび国の経済対策を活用し、搬出間伐や路網整備などに対する支援を加速することとしております。あわせて、皆伐後の再生林を支援し、持続可能な森林づくりを進めてまいります。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための3つの柱、すなわち担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成、起業・新事業展開の促進の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、担い手の確保に関連した移住促進の取り組みについては、平成31年度の年間移住者数1,000組という高い目標の達成に向けて対応を強化してきたところであり、本年4月から10月までの移住実績は、前年同期より約4割多い414組と大幅に伸びてきております。本年度からは、移住に向けた新たな取り組みとして、具体的な人材ニーズを持つ県内の産地や事業体などをめぐる体験ツアーを開催しており、これまで10回のツアーに御参加いただいた80人のうち2人が本県へ移住するとともに4人が就業に向けた研修に申し込みをするなど、具体的な成果があらわれ始めたところです。

また、各産業分野における担い手確保の取り組みについて、農業分野では、産地みずからが就農希望者を募集する、いわゆる産地提案型の取り組みを中心としながら、都市部における就農相談会やこうちアグリスクールを開催するなど、県内外で新規就農者の確保に向けて積極的

な取り組みを行っております。その結果、昨年6月からの1年間の新規就農者数は270人と、近年の中で最多となりました。

林業分野では、現在、林業学校において県外出身の5人を含む19人の第2期生が1年間の基礎課程を受講しています。昨年度の第1期生は14人全員が県内で就職したこともあり、本年度上半期の県内における新規就業者数は70人と、前年同期よりも12人増加しました。あわせて、林業労働力確保支援センターにおいても取り組みの充実を図っており、本年4月から10月末までの技術者養成研修の受講者数は延べ326人と、前年同期と比べて7割以上ふえております。

水産業分野では、新たに3団体追加して6団体を担い手育成団体として認定するとともに、漁業就業支援アドバイザーを増員し、就業に向けた研修などの支援を行っております。本年1月から9月までの間に、県外出身の8人を含む32人が新規に就業したところです。

さらに、商工業分野では、東京に配置した人材確保コーディネーターを中心に都市部における企業訪問を充実させるとともに、U・Iターン関心層への情報発信を強化しているところです。事業承継・人材確保センターにおいては、中核人材の確保について、本年4月から先月末までに21件のマッチングが成立し、既に昨年度1年間の11件を大幅に上回っております。引き続き、移住施策と組み合わせながら、各産業分野における担い手確保対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、地域産業クラスターの形成については、現在、16のプロジェクトに取り組んでおり、先行する四万十町の次世代施設園芸団地のほかにも、生産基盤の強化を核とした取り組みが着々と進んできております。

具体的な例として、まず安芸市のナス産地拡大プロジェクトでは、約1ヘクタールの大規模

次世代型ハウスが来年春に完成し、新たに10人程度の雇用が見込まれているほか、地元の女性グループと連携した加工品の開発など、地産外商と消費拡大を目指す取り組みも検討されています。

また、香南市と香美市の日本一のニラ産地拡大プロジェクトでは、ハウスなどの生産施設の整備に加え、ものづくりの産地地消として県内企業と農家が共同で開発した自動そぐり機の導入が拡大するなど、産地の生産力が着実に高まりつつあるとともに、さらなる消費拡大に向け、地元飲食店と連携した新たな御当地メニューの開発などが行われています。

さらに、日高村のトマトプロジェクトでは、JA出資法人や県外企業による2ヘクタールを超える次世代型ハウスの整備に向けた計画が進んでおります。あわせて、加工施設のさらなる拡充や、オムライス街道などの観光振興の取り組みとのタイアップといった今後の展開についても具体的な検討が行われています。

こうした現在取り組んでいるプロジェクトのほかにも、いの町のショウガ、四万十町のクリなど、地域の特産品を生かした新たなプロジェクト化の動きも出始めているところです。

今後も各プロジェクトの具体化を支援しながら、地域地域に多様な雇用の場をつくり出すよう取り組んでまいります。

次に、起業や新事業展開の促進については、起業などを志す方々を後押しする仕組みが本格的に動き出しております。

具体的には、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて起業家養成講座や連続講座などを順次開催し、学びの面からのサポートを行うとともに、この10月にはビジネスプランコンテストを実施し、入賞した3つの企画について事業化に向けたサポートを開始したところです。また、10月から本格的にスタートしたこうち起業サロ

ンには、起業に関心のある方や先輩起業家、経営の専門家など80人を超える方々に会員登録をいただきました。

引き続き、会員相互の活発な交流や専門家による個別相談、ビジネスパートナーとの出会いの場づくりなどを行いながら、起業や新事業展開を志す方々の取り組みをサポートしてまいります。

さまざまな機械などをインターネットに接続して、情報の収集・分析等を行い、生産性の向上や地域の課題の解決を目指す、いわゆるI o Tの活用については、県内におけるモデルケースをつくるため、3つの実証プロジェクトをスタートさせたところです。

1つ目は、鳥獣被害対策に関するものであり、わなにセンサーを取りつけ、鳥獣を捕獲した情報を送受信する仕組みによって見回りの負担軽減を図るなど、効率的に鳥獣被害対策を行うための研究を進めています。

2つ目は、ものづくり工場における生産性を高める研究であり、製造ラインの稼働データを蓄積し、生産効率を分析することによって、工場全体の生産性を向上させるシステムの開発に取り組んでおります。

3つ目は、農業の生産性向上を目指すプロジェクトであり、I o T技術の専門家に農業の現場に入ってもらい、各種データを分析して、よりよい生産方法の実現を図るモデルづくりに着手しています。

これら3つのプロジェクトに加え、I o T技術を活用できる新たなテーマをさらに模索しているところです。具体的には、県内の農業生産法人、森林組合、漁業協同組合などの方々と意見交換を行い、第1次産業の生産現場でI o Tが解決策となり得る課題の掘り起こしを行っています。

本県のように、人が少ない、使える土地が狭

いといった制約条件が多い地域だからこそ、この新しい技術を活用して、不利、不便といった負の克服に挑戦する価値があると考えております。全国の中でも田舎版I o Tのトップランナーとなることを目指して、全力で取り組んでまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

現在、来年3月4日の「志国高知 幕末維新博」の開幕に向けまして、市町村や民間事業者の皆様と連携しながら、着々と準備を進めているところであります。

大政奉還150年の幕あけとなる来年1月からは、幕末志士ゆかりの本物の歴史資源などを活用して、全国からの関心を本県に引きつけるためのプロモーションを強力に展開していくこととしております。

また、地域会場を設置する市町村におきましては、歴史資源の磨き上げと観光クラスターの形成に関する整備計画に基づき、開幕に向けた受け入れ体制の整備が本格化しています。中でも、歴史資源の磨き上げについては、特別展の企画や映像の活用などによって展示内容の充実を図るとともに、館内ガイドの配置や周辺の史跡などを含めた街歩きガイドの養成など、受け入れ体制の準備が整いつつあります。

また、Wi-Fi環境の整備やパンフレットの多言語化など、外国人観光客への対応の準備も進んできております。

さらに、幕末維新博を契機とする観光クラスターの形成に向けては、龍馬パスポートも活用しつつ、歴史資源と地元ならではの食、自然や体験メニューなどを組み合わせた周遊コースづくりが行われております。この中で、施設間の相互割引やスタンプラリーといった周遊をさらに促す仕組みのほか、レンタサイクルの整備など、エリア内を周遊する移動手段についても具

体化してきているところです。

他方、国においては、明治150年に関連した施策を進めるため、内閣官房に新たな組織が設置されたところであり、平成30年度予算の概算要求までに具体的な施策がまとめられる予定となっております。

今後、こうした国レベルでの大きな動きも追い風に、鹿児島、山口、高知、佐賀の4県で構成する平成の薩長土肥連合によるPR事業などの取り組みとも連携しながら、大政奉還から150年となる節目の年に、本県の幕末維新博に全国から注目が集まるよう取り組んでまいります。

植物分類学の父と称される牧野富太郎博士の功績をたたえ、昭和33年に開園した県立牧野植物園は、平成30年に開園60周年を迎えます。これを見据えて、植物に関する研究、教育、観光分野の有識者や地元の代表者などで構成する委員会を本年8月に立ち上げ、国内外からより多くの方々が訪れる、さらに魅力にあふれた植物園とするための整備構想を検討してきたところです。

委員の皆様からは、これまで、牧野博士が作製した標本や植物図などの貴重な所蔵品を公開することや、五台山の立体的な地形を生かして眺望を楽しめるように園地を拡張することなど、幅広い御意見をいただいております。

こうした御意見も参考に、まずは子供から大人まで植物に親しみながら自由に過ごせる憩いの広場や、植物と触れ合いながら学べる園地の整備を早期に実施したいと考えており、今議会に用地測量等の補正予算案を提出しております。

さらに、展示機能や研究機能の抜本的な強化を含む施設の整備について、引き続き委員会で検討を重ね、議会や県民の皆様から御意見をいただいた上で、施設全体の整備計画を策定したいと考えております。牧野植物園の持つポテンシャルを最大限に生かし、世界に誇れる植物園

となるよう磨き上げに取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

壮年期の死亡率の改善を図る取り組みの一つとして、本年9月からスタートした高知家健康パスポート事業については、先月末までに6,500人を超える幅広い年代の方々にパスポートを取得いただいております。また、市町村や事業所でも、パスポートの活用と合わせた健康づくりのイベントが企画されるなど、健康増進に向けた取り組みへの関心が高まりつつあるところです。

来年4月からは、パスポートに新たな上位ステージ、高知家健康パスポートⅡを設けることとし、ⅠからⅡへのランクアップに当たって、健康診断等の受診と運動習慣の定着につなげるための工夫を盛り込むこととしております。加えて、平成30年4月からは、パスポートⅢへランクアップする仕組みを設け、県民の皆様の積極的な健康活動が持続されていくようさらなる工夫を図りたいと考えております。

引き続き、市町村や関係機関の皆様とも連携し、健康づくりの県民運動として取り組んでまいります。

厳しい環境にある子供たちへの支援について、保健と福祉の面では、各市町村における母子保健と児童福祉の連携や、民生児童委員による見守り態勢の構築などに取り組んでいるところです。中でも、母子保健と児童福祉の連携については、子育て世代包括支援センターが県内5市町に設置され、妊娠期から乳幼児期の母子への切れ目のない支援が行われるとともに、必要に応じて児童相談所などにつなげる仕組みが整ってきています。

今後は、虐待などの早期発見にとどまらず、その発生自体をなくすことを目指して、妊娠期からの親育ちを支援する取り組みを強化したい

と考えております。具体的には、一部の市町村で先駆的に取り組まれている妊娠期から出産前後、子育て期までを一貫してサポートする相談支援体制などが県内各地に広がっていくよう、市町村とともに施策を検討してまいります。

あわせて、子供たちに無料または低額で食事を提供することも食堂の取り組みについても、県内各地に広げていくための支援策などを検討してまいります。

少子化対策の取り組みとして、本年度から本格稼働したこうち出会いサポートセンターのマッチングシステムにつきましては、先月末までに700人の方に会員登録をいただき、270件のお引き合わせが成立するとともに、うち103組の交際が始まり、3組が結婚されるといった喜ばしい成果が上がってきております。

また、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターにつきましては、国の基準を満たさない小規模のものを県が独自に支援する高知版センターの第1号が、先月香南市に開設されました。オープニングセレモニーに参加させていただいた際、地域の方々から支え合いの気持ちにあふれた優しい声をお聞きし、改めてこの仕組みが子育てをしながら働いている方へのサポートになるだけでなく、地域のきずなをより強固なものとする非常に重要な取り組みであることを実感いたしました。

今後、県内各地にファミリー・サポート・センターの設置が広がるよう、引き続き市町村と連携しながら取り組んでまいります。

介護などのサービス提供を担う人材の確保については、福祉人材センターや福祉研修センターの機能を強化するなどの取り組みを行ってきた結果、本年度は10月末までに182人の方が福祉人材センターを通じて就職され、3年前の同時期の約3倍になるなど着実に成果があらわれてき

ております。しかしながら、今後の介護ニーズの増大にしっかりと対応していくためには、人材確保対策のさらなる充実強化が必要と考えているところです。

このため、介護事業所におけるサービスの質や職場環境の改善を評価する仕組みを取り入れ、介護職員の離職防止と新たな人材の確保につなげていく取り組みを検討してまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、小学生については、国語と算数を合わせた総合で過去最高の全国10位となり、また中学生についても、国語は昨年度の46位から32位に上昇するなど、ここ数年の足踏み状態から脱する兆しを見せております。しかしながら、中学生の数学は44位といまだ全国平均との開きがあり、学力の定着状況に課題があります。また、思考力や判断力、表現力といった点では、小中学生ともに弱さが見られ、引き続き危機感を持って取り組んでいかなければならないと受けとめております。

こうした状況も踏まえ、本年度からスタートした教育等の振興に関する施策の大綱に定めたチーム学校の構築や厳しい環境にある子供たちへの支援など5つの方向性に基づく施策を確実に成果へとつなげていくため、全力を挙げて取り組みを進めているところであります。さらに、総合教育会議において、各施策の進捗状況を確認するとともに、今後の取り組みの強化や見直しに向けた議論を行っております。

まず、チーム学校の構築については、本年度から授業の縦持ちの実践研究を行っている9つの中学校において、教員同士が連携・協働して授業力を向上させていこうとする動きがあらわれてきており、大きな一歩として手応えを感じているところです。今後、このチーム学校の取

り組みをさらに強化、拡充し、その質的向上を図る必要があると考えております。

このため、教育先進県の元校長や指導主事による訪問指導など現在行っている取り組みに加え、特に課題となっている中学校の数学の授業力向上のための新たな支援策について検討しているところです。あわせて、教員の負担軽減を図るため、外部人材の活用や部活動のあり方の見直しなどもさらに進めてまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援については、学力面で放課後の学習支援を充実させるなどの取り組みを進めるとともに、小中学校における生徒指導上の諸問題への対応としては、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などを積極的に進めてまいりました。しかしながら、学校内における暴力行為や不登校の発生件数は全国平均を大きく上回っており、依然として厳しい状況が続いております。

その要因としては、厳しい家庭環境等を背景として感情が不安定になっている子供や自分に自信を持っていない子供が多くいること、またそういった子供たちの情報が保育所や幼稚園と小学校との間、小学校と中学校との間で十分に共有されていないこと、さらには子供たちに対する効果的な支援を学校で組織的に行うことができていない状況があることなどが考えられます。

このため、子供に関する情報を校種間で確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を行うことや、問題行動に対して早期に、かつ適切な対応が行えるように学校内でも確実に情報の共有を図ること、さらには外部専門人材を活用した校内支援会議を定期的の実施していくことなどを徹底したいと考えています。

また、先ほど健康長寿県づくりに関して申し上げたような親育ちを支援する取り組みを、教育の分野でも充実させていく必要があると考え

ております。具体的には、就学時健診など保護者が必ず出席する機会を捉えて、啓発のための講話会を開催するほか、家庭支援推進保育士などの専門人材の活用を進め、個別の支援が必要な子供や家庭に対するサポートを一層強化したいと考えているところです。あわせて、保護者同士で悩みを共有したり、子育てに対する自覚や意欲を高めたりする交流の場づくりを、県内各地の保育所や幼稚園などにも広げていきたいと考えております。

総合教育会議においては、これらの施策のほかにも、放課後等における学習支援や、高校における多様な進路希望への支援の強化などについて議論をしているところです。今後、大綱の見直しに向け、さらに検討を深めてまいります。

次に、県立高等学校再編振興計画に基づく新たな学校の設置について御説明申し上げます。

高知南中・高校と高知西高校の統合による新しい中高一貫教育校と、須崎工業高校と須崎高校の統合による高吾地域拠点校の校名につきましては、本年2月から外部有識者による検討委員会において、公平かつ中立的な立場から丁寧に検討が重ねられてきました。

この中で、関係校の卒業生や保護者代表の方々から直接御意見をお聞きするとともに校名の一般公募を行い、計8回の公開会議における議論を経て、校名の候補を取りまとめたいたところとあります。その上で、教育委員会において新中高一貫教育校の名称を高知国際、高吾地域拠点校の名称を須崎総合とすることが決定され、今議会に関連議案を提出しております。

今後、新中高一貫教育校については、来年7月に設置することとし、平成30年4月の中学校開校、平成33年4月の高校開校に向けて、国際バカロレアの認定をも目指したグローバル教育を担うことができるよう、カリキュラムの編成や教員養成などの準備を進めてまいります。

また、高吾地域拠点校については、平成30年7月に設置し、翌31年4月の開校に向け、大学進学から就職までの多様な進路希望に応える教育を高いレベルで実現できるよう態勢を整えてまいります。

スポーツの振興に関しては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定を好機と捉え、競技力の向上や、地域におけるスポーツ活動の活性化などに向けて幅広い取り組みを進めているところです。中でも、競技力の向上については、国民体育大会の総合成績が低迷している状況から早期に脱却するためにも、施策を抜本的に強化する必要があると考えております。

このため、来年度に向けて、関係団体や民間企業などとの連携による重点的な選手強化や、スポーツ医科学面からのサポート体制の充実などについて検討しているところです。あわせて、市内の組織体制や関係団体との連携のあり方などについて早急に検討を行い、官民連携によるスポーツ推進体制の強化を図ってまいります。

また、地域におけるスポーツの振興と、合宿誘致などのスポーツツーリズムを推進する取り組みにも一層力を入れていきたいと考えております。その一環として、須崎市浦ノ内湾において、県と市が連携してオープンウォータースイミングやカヌーを中心とした新たな海洋スポーツ拠点の整備を行うほか、春野総合運動公園の屋内運動場において野球やフットサルなどの競技環境を充実するために人工芝を整備したいと考えており、今議会に関連の補正予算案を提出しております。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

先月25日から2日間にわたり、黒潮町において、「世界津波の日」高校生サミットを本県及び黒潮町の主催で開催し、世界30カ国から約360人

の高校生を初め、各国大使や政府要人など総勢約740人の方々に御参加いただきました。当日、高校生たちは、自然災害を知る、自然災害への備え、自然災害からの復興の3つの分野に分かれて、それぞれの地域における取り組みを発表し、国を越えて活発な意見交換を行うとともに、高台への津波避難訓練や津波避難タワーの見学などを行いました。

また、サミットの最後には、住む国や地域は多様であり、発生する自然災害や、防災に対する取り組みもさまざまですが、全ての人々の命を守りたいという願いは同じという万国共通の思いを込め、先人たちの防災・減災の志を後世に伝える責務を引き継ぎ、津波災害を初めとする災害から一人でも多くのとうとい命を守るため、でき得る限りの努力をすることを決意する黒潮宣言が採択されました。

サミットに参加した高校生たちにとりまして、さまざまな国や地域の同世代の方々と触れ合い、防災への思いを共有できたことは、大変貴重な経験になったことと思いますし、これまで以上に防災への意識を高めていただくことができたものと考えております。今後、高校生たちが、それぞれの国や地域で若き津波防災大使として、さらには将来の防災リーダーとして活躍されることを大いに期待しているところであります。

このような世界30カ国の方々が一堂に会する国際的な防災サミットを黒潮町と協力して開催できたことは、防災教育の観点からはもちろんのこと、地域の方々への啓発や本県の魅力ある自然や文化のPRなどの面からも非常に有意義であったと考えております。サミットを成功裏に終えることができましたのも、日本一厳しい津波高の想定に真正面から向き合い、一丸となって立ち向かってこられた黒潮町の皆様の主催者としての大変な御努力があったからこそであります。また、事前準備から御協力いただきまし

た国や関係機関の皆様、ボランティアの方々など多くの皆様に心より感謝申し上げます。

「世界津波の日」高校生サミットは閉幕しましたが、黒潮宣言の精神は、今後も各地で引き継がれていくことと思われまます。本県といたしましても、今回のサミットを一過性のものに終わらせることなく、さまざまな機会を捉えてこの経験を活用し、さらに多くの県民の皆様の防災意識の高揚につなげるなど、将来にわたって取り組みを発展させていきたいと考えております。

次に、第3期南海トラフ地震対策行動計画について御説明申し上げます。

現在、4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえるとともに、最大規模のL2クラスの地震発生から3日目に発生頻度の高いL1クラスの地震が発生するという、より厳しいシナリオをも想定して、第3期行動計画の強化に向けた検討を行っております。

特に、このようなシナリオが現実のものとなった場合、3日間の災害対応が振り出しに戻るだけではなく、事前に確保していた資機材などの備蓄が尽きた状態から災害対応をスタートさせなければならず、物資の枯渇や人的支援のおくれが、ありとあらゆる対策に大きな影響を及ぼすこととなります。このため、備蓄の増強と輸送手段の再検討が必要であることなどを先般の南海トラフ地震対策推進本部会議で確認したところであります。

こうした新たな視点も加えた上で、引き続き見直しが必要な対策について検討を深め、本年度末までに平成29年度版の行動計画として取りまとめてまいります。

次に、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備について御説明申し上げます。

現在のエコサイクルセンターは、平成33年度末ごろに埋め立てが終了する見込みとなっておりますことから、有識者などによる委員会にお

いて、今後の産業廃棄物の最終処分のあり方などについて検討してまいりました。

このほど、委員会の最終報告書が取りまとめられ、公共関与の手法により新たな管理型最終処分場の整備を進めていく必要があること、埋立容量は現在の1.5から2倍に相当する17万から23万立方メートルとすること、施設の構造は現行と同じく屋根つきの被覆型とすること、処理水を放流しないものとするなどが提案されたところです。

今後、県議会や県民の皆様の御意見をお聞きした上で、県としての基本構想を策定するとともに、来年度以降、候補地の選定など施設整備に向けた取り組みを具体化してまいります。

本年10月31日、多くの関係者の皆様とともに韓国を訪問し、全羅南道との姉妹交流協定を締結いたしました。

韓国孤児の母として多くの尊敬を集められた本県出身の田内千鶴子さんの生誕日であり命日でもあるこの日に、包括的な交流協定を締結できたことは、本県及び全羅南道にとって大変意義深いことであったと考えております。

また、今回の訪韓には県内事業者の皆様も参加し、ソウル市で観光、木材、土佐酒の商談会を開催したところです。引き続き、全羅南道とのきずなを生かしながら、文化交流のみならず、県の産業振興につなげるよう取り組んでまいります。

来年2月19日、第5回目となります高知龍馬マラソン2017を開催いたします。

3,500人規模でスタートした第1回大会から徐々に参加人数がふえ、今回初めて目標の1万人を超えるエントリーがありました。本大会は、自然豊かなコースと沿道の温かい応援がランナーの方々に好評であり、高知の魅力を楽しめる代表的なイベントとして浸透してきたと感じております。県民の皆様の御協力を賜りながら、

これまで以上におもてなしに満ちた、全ての参加者に御満足いただける大会となるよう準備を進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成28年度高知県一般会計補正予算などの8件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、109億円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案など8件でございます。

その他の議案は、こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案など7件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（武石利彦君） 日程第4、337第14号「平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに337報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上24件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長弘田兼一君。

（決算特別委員長弘田兼一君登壇）

○決算特別委員長（弘田兼一君） 平成28年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました平成27年度一般会計歳入歳出決算及

び特別会計歳入歳出決算、平成27年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成27年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成27年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

なお、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めるものであります。

今回、決算議案とあわせて提出された決算に関する説明書等において、記載事項に誤りが見られました。今後は、このようなことがないように、資料の提出に当たっては十分精査することを強く求めるものであります。

まず、行財政運営等についてであります。

平成27年度は、全国に先行して人口減少が進

む中、人口減少による負の連鎖の克服に向けて、経済の活性化や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、日本一の健康長寿県づくりなど、5つの基本政策と、中山間対策、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大という基本政策に横断的にかかわる2つの政策について、積極的に取り組んでいます。

決算状況については、歳入で県税が増加し歳出で公債費や人件費が減少したため、経常収支比率は前年度から改善しましたが、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識してさらなる財政の健全化に努める必要があります。

歳入の確保については、国に対して本県の実情を踏まえた提案や要望を継続するとともに、自主財源となる未収金の回収や遊休財産の売却等の取り組みが重要であります。ついては、引き続き未収金の回収や新たな滞納発生の防止に取り組むとともに、資産価値の高い遊休財産の売却が進むよう、一元的に管理する体制の構築に取り組むことを望むものであります。

歳出については、事業の必要性、妥当性、事業効果等を慎重に見きわめ、適切な予算見積もりを行うとともに、多額の不用が生じないよう、事業の計画的な執行や管理の徹底を引き続き求めるものであります。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じてきた結果、会計事務の処理件数に占める不適切な事例の件数は減少傾向にあります。なお補助金や契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られました。ついては、各所属において職員相互にチェック機能を働かせ、適切な業務の執行に努めることを望むものであります。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

総合防災情報システムについては、発災時に

他県から派遣される救助機関等や各市町村が利活用しやすいものが望ましいものであります。ついては、発災時に円滑なシステムの運用が可能となるよう、市町村等と連携した訓練を行うとともに、システム改修の際にはシンプルでわかりやすいものになるよう留意することを望むものであります。

避難所については、最大クラスの地震津波が発生した場合に不足が見込まれることから、民間施設の利用や近隣市町村を含めた広域避難についても検討する必要があります。ついては、市町村やブロック単位で避難所の確保状況を明確にするとともに、地域集会所を避難所とするための耐震化に係る住民負担のさらなる軽減策を検討するなど、住民の避難対策の促進を図るよう望むものであります。

次に、保健・福祉・医療対策についてであります。

健康づくり団体連携促進事業費補助金については、地域の健康づくり団体が取り組む特定健診等の受診勧奨の活動などを支援していますが、一層の受診率の向上に向けた各団体の育成や制度の利用拡大を図る必要があります。ついては、さらなる制度の周知に努め、各団体の活動がより活発となり、高い効果が得られるものとなるよう取り組むことを望むものであります。

訪問看護師については、高知県立大学に寄附講座を設置するなど、中山間地域等における訪問看護を担う人材の確保・育成に向けた取り組みが進められていますが、今後在宅医療の進展によりさらなる需要の増加が見込まれます。ついては、需要に応じた訪問看護師の確保・育成とともに、地域の医療機関や市町村、保健所が連携した在宅医療体制の整備に取り組むことを求めるものであります。

障害者への支援については、さまざまな制度が用意され充実してきていますが、有効に活用

されているとは言えません。ついては、市町村等と連携し、支援内容について本人及び家族の理解が深まるよう、さらなる制度の広報に取り組み、利用促進を図ることを望むものであります。

次に、地域の振興等についてであります。

土佐まるごとビジネスアカデミーについては、入門編や実践編などのコースが設定され、起業を目指す方や経営者などがそれぞれのレベルに合わせて受講しています。ついては、受講者の属性やニーズ等を把握、分析して、研修内容の見直しを行い、さらなる研修効果の向上を図るよう望むものであります。

国際交流の推進については、高知県国際交流協会による市町村等の国際交流・協力事業への積極的な支援が望まれますが、その取り組みが市町村等に浸透していない点もあり、連携が十分とは言えません。ついては、高知県国際交流協会の役割を広く周知することで市町村等の理解を促し、相互の連携を深め、国際交流の推進が図られることを望むものであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、掲げた目標の達成に向け最大限の事業効果が上がるよう、市町村と十分な連携を図り、官民協働のもと、諸施策に着実に取り組むことが不可欠であります。ついては、市町村版総合戦略の推進に当たっては、より幅広い層の住民を巻き込み、地域の将来を見据えた取り組みとなるよう必要に応じた適切な支援を望むものであります。

移住促進については、NPO団体等がみずからの体験を生かした移住相談や地域住民との交流を含めた体験ツアーなどに取り組み、それらの団体のネットワーク活動を通じて移住相談員も含め情報共有が図られています。ついては、こうした取り組みがより幅広く継続して行われるよう支援するとともに、移住後の状況を適宜

把握するよう望むものであります。

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線については、厳しい経営が続いており、経営支援のための基金への県や周辺市町村の負担金は今後とも多額となることが懸念されます。ついては、経営計画策定等の支援にこれまで以上に積極的に取り組み、同路線の経営安定化を図ることを望むものであります。

次に、商工業の振興についてであります。

紙産業の振興については、紙産業技術センターにおいて新商品の開発に力を入れていますが、中でも土佐和紙に関しては、新たに導入したレーザー加工機を活用し、付加価値の高い製品開発に取り組んでいます。ついては、こうした開発に加え、土佐和紙の原料であるコウゾ、ミツマタの新たな利活用も視野に入れ、紙産業の一層の広がりに向けた研究開発に取り組むことを望むものであります。

企業誘致については、工業団地の整備や積極的な企業訪問を行うとともに、企業立地セミナーにおいては先駆的な災害対策や高知県の魅力、優遇施策等をアピールし、製造業やコールセンターなどに加え、平成27年度には農業関係企業の立地が実現しました。ついては、本県が推進する第1次産業を核としたクラスター化に関連する食品加工関係も含め、企業誘致に積極的に取り組むことを望むものであります。

次に、観光の振興等についてであります。

土佐の観光創生塾については、旅行商品の造成と観光人材の育成を目指した講座や指導が行われていますが、観光地づくりには俯瞰的な視点と地域の関係機関等との幅広い連携が重要であります。ついては、同塾が観光客のニーズの的確な把握や地域の関係者間の連携体制を構築できる人材を養成するものとなるよう望むものであります。

観光客が利用するトイレについては、おもて

なしトイレ認定の取り組みが行われていますが、今なお観光地においても快適とはいえない公共トイレが存在しています。ついては、観光客が観光地にある公共トイレを気持ちよく利用できるよう管理者への働きかけを望むものであります。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

産地提案型による農業の担い手確保については、就農相談会で産地が求める人材を示し、新規就農者の受け入れに当たっては、産地で研修を行うとともに指導農業士の協力を得るなど定着化に取り組んでいますが、就農に対する具体的なイメージを伝えることが重要であります。ついては、指導農業士の増員と産地が一体となった支援体制づくりに一層取り組むよう望むものであります。

林業労働者の確保・育成については、U・Iターン就業相談会や林業学校の開校などの取り組みを進めていますが、他の産業と同様に人手不足が続いています。ついては、新たな林業の担い手の確保に向けて高知県の林業を学ぶ体験等の機会をふやすとともに、林業学校においては森林情報管理システムの技術習得など、特色あるカリキュラムにより学生の確保・育成に努めることを望むものであります。

漁業研修生への支援については、高知県漁業協同組合に配置する漁業就業支援アドバイザーを中心に行っていますが、地元漁協のサポートが欠かせません。ついては、漁業就業支援アドバイザーと漁協との連携を一層深め、研修生が円滑に就業できるよう支援することを望むものであります。

サメの大量発生による漁業被害については、駆除を行っているものの、やむを得ない漁場の変更や漁具の損傷などが深刻な問題となっています。ついては、被害状況を把握し、より効果

的な対策を検討するよう望むものであります。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

河川改修については、河川整備計画に位置づけられた改修が進まず、台風等による浸水被害が懸念される箇所がなお多く存在しています。ついては、各河川の状況を把握した上で対策を精査し、河床堆積土砂の除却などを含め、計画的かつきめ細やかに整備を進めるよう望むものであります。

県の土木技術職員については、近年工業系の高校、大学等への働きかけや特別募集を行っても採用予定人員を確保できない状況となっています。ついては、このことにより職員の過重な負担や人材育成の停滞を招くことがないように、土木分野への就職希望者に対して県の土木技術職の魅力とやりがいを広報し、採用につなげるよう望むものであります。

インフラの維持管理については、河川に生い茂った草や道路に張り出した樹木、港湾の航路、泊地に堆積した土砂の除却など、市町村及び地域からの要望が多くあります。ついては、これらの公共用施設の機能が十分に確保されるよう適切な維持管理を求めるものであります。

最後に、教育についてであります。

学校に設置する避難所の運営については、実践的な訓練や防災教育により教職員の意識は高まっていますが、地域の自主防災組織や保護者などの協力が不可欠であります。ついては、被災地において円滑な運営ができた避難所を参考にし、今後の避難訓練に当たっては保護者等の協力も得て実施するよう望むものであります。

保育士の確保については、コーディネーターを配置し、潜在保育士と保育所とのマッチングなどの事業も行っていますが、保育士不足は深刻であります。ついては、保育士修学資金貸付事業のさらなる広報や関係機関と連携し引き続き人材確保に取り組むことを求めるものであり

ます。

高校生の就職支援については、就職アドバイザーの配置などにより就職率の向上が図られ、また就職前には労働基本法や社会人としてのマナーについて講習を実施していますが、近年、長時間労働等が大きな問題となっています。ついては、働くことの意義や労働者の権利義務などの知識を深めるための実効性のある取り組みに努めるよう望むものであります。

スクールソーシャルワーカーについては、児童生徒が抱えるさまざまな課題の解決に大きな役割を担っていますが、その処遇は市町村によって異なります。ついては、スクールソーシャルワーカーの役割に見合った処遇がなされるよう国に対する要望も含め、対策の検討を求めるものであります。平成27年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、平成27年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成27年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については説明を省略させていただきます、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行

については不十分な点が認められますため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めるものであります。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が3億2,631万円余になっており、前年度に比べて2億4,855万円余増加しています。これは、平成26年度に新会計基準への移行に伴い計上していた修繕準備引当金の取り崩しなどによる特別利益や退職給付引当金の繰り入れなどによる特別損失の計上がなくなったことから、総費用の減少額が総収益の減少額を大幅に上回ったためであります。

風力発電事業については、累計収支は黒字になっていますが、営業損益は甫喜ヶ峰風力発電所の修繕費などを計上したことにより前年度に引き続き赤字となる中、今後固定価格買い取り期間の終了に伴い、風力発電による電力の買い取り価格が引き下げられる見込みであります。ついては、国の動向等も注視しながら、県民の理解を得られるよう、施設の更新等を含めた風力発電事業のあり方について検討していくことを望むものであります。

水源のさと石原「北郷」発電所については、用地の取得に時間を要し、いまだに着工に至っていません。ついては、地権者との信頼関係の構築に努めるなど、早期の運転開始に向けた取り組みを加速することを求めるものであります。

地域住民の出資による小水力発電の取り組みについては、高知市土佐山での計画が具体化する見通しとなっています。ついては、こうした取り組みへの積極的な支援等を通じて県内各地に再生可能エネルギーによる発電が普及、拡大することを望むものであります。

次に、工業用水道事業会計決算についてであ

ります。

当年度の経営状況については、純利益が3,391万円余となっており、前年度に比べて3,841万円余減少しています。これは、平成26年度に新会計基準への移行に伴い計上していた修繕準備引当金の取り崩しによる特別利益の減少額が、退職給付引当金の繰り入れなどによる特別損失の減少額を上回ったことによるものであります。

工業用水道事業については、企業の移転、撤退や生産の縮小に加え、節水技術が格段に向上したことなどによる給水量の減少が課題となっており、新たな給水先を開拓する必要性があります。ついては、長期的な視点で課題を整理した上で老朽化した施設の更新や耐震化対策なども含め、今後の事業運営のあり方を検討するよう望むものであります。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損益が3億3,747万円余の赤字で、赤字額は前年度に比べ31億1,304万円余減少しています。これは、平成26年度において新会計基準への移行に伴い計上が義務化された退職給付引当金の引き当て不足額の繰り入れや、旧安芸病院解体撤去に伴い計上していた除却損などの特別損失といった特殊要因が平成27年度はなかったことによるものであります。

高知県立病院第5期経営健全化計画の中で病院事業全体の目標として掲げた経常損益の黒字の維持については、平成27年度決算においては、あき総合病院、幡多けんみん病院ともに経常黒字となっています。この要因として、ジェネリック医薬品への切りかえによる材料費の圧縮などの経営改善の強化が挙げられますが、こうした取り組みには限界もあります。ついては、引き続き経常黒字の維持に努めるとともに、第6期経営健全化計画においても医療提供体制の整備

に努め、医業収益の安定確保に取り組むことを求めるものであります。平成27年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。(拍手)



採 決

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、337第14号議案及び同第15号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、337報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、337報第2号議案から同報第22号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委

員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

————— ❁❁❁ —————

○議長(武石利彦君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

————— ❁❁❁ —————

自治功労者表彰状の伝達

○議長(武石利彦君) ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から自治功労者として塚地佐智さんが表彰を受けられました。

なお、池脇純一君におかれましては、在職25年以上に該当いたしておりますが表彰を辞退されておりますので、念のため申し添えておきます。

これより、塚地佐智さんにその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

塚地佐智殿

あなたは高知県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

平成28年10月25日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。(拍手)

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、塚地佐智議員におかれましては議員在職25年以上という長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいま表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜びを申し上げます。

どうか今後におかれましても一層御自愛いただき、長年にわたる貴重な経験と豊富な知識を十二分に発揮され、県勢発展のためにこれからも御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

まことにおめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました塚地佐智議員に、心からお喜びを申し上げます。

塚地議員におかれましては25年以上にわたりまして県議会議員として在職され、地方自治と県勢の発展に努めてこられました。塚地議員の多大なる御尽力に深く感謝申し上げますとともに、その栄誉をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

今回表彰を辞退された池脇純一議員を含めまして、お二人が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、100年に一度と言われる未曾有の経済危機や東日本大震災や、それを契機とした災害への危機感の高まりなど、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大変大きな変化がありました。加えて、人口減少や少子化の進行に伴い、中山間地域を初めとする地方の疲弊が進んでまいりました。

こうした中、第2次安倍政権においては、地方創生が打ち出されるなど、地方の人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体を活性化させることにより日本全体の活力を高めることが求められております。

こうした状況の中、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や中山間地域の活性化のための対策、南海トラフ地震から県民の命を守る対策、そして日本一の健康長寿県づくりに向けた取り組みなど、県民の皆様がそれぞれの地域で健康で将来に希望を持って暮らしていただけますよう県勢浮揚に向けて全力を挙げて取り組む必要があります。

このような中で、塚地議員、池脇議員におかれましては、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に反映してこられましたことに心から敬意を表します。

今後も、産業振興計画の推進を初めとする各種の施策に全力で取り組んでまいります。何とぞ執行部に対しまして引き続き多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛されますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

○議長（武石利彦君） 次に、受賞者の塚地佐智さんから御挨拶があります。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本当にお忙しい方々の貴重なお時間を割いてこのような場を設けていただき、大変恐縮をし

ております。また、先ほどは議長、そして知事から過分なお言葉をいただきまして身の縮む思いでございます。

本当にこの25年間、四半世紀にわたって池脇議員とともにこの県議会で過ごさせていただいてまいりました。この四半世紀はまさに市民の皆さん、県民の皆さんに支えていただいた歴史、県勢浮揚のために汗をかいてくださったこの県職員の皆さんの支え、そしてマスコミ関係者や、また先輩や同僚議員の皆さんに切磋琢磨させていただいたおかげだと、この場をおかりして心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

何といたっても厳しい水産業、農林漁業、そして今福祉や医療の大問題など、県民の生活はまだまだ厳しいものがあります。なお、女性の地位の向上、そして本当の意味で女性が輝く県政へも課題は山積をしております。これからも、微力ではございますけれども、誠心誠意努めていきたいと思っております。

くしくも、きょう12月8日はあの真珠湾攻撃から75年目の節目の日となりました。あの過ちを再び繰り返さない、過ちを繰り返さず平和の道を歩んでいくために、さらに一層力を尽くしてまいりたいと思っております。

本当に皆さんにはお世話になっておりますが、これからもどうぞ変わらぬ御鞭撻、御指導くださいますように心よりお願いを申し上げて、言葉足りませんけれどもお礼の御挨拶とさせていただきます。

きょうは本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、自治功勞者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

明 9 日から12日までの 4 日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月13日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時24分散会

平成28年12月13日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第2号)

平成28年12月13日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成28年度高知県工業用下水道事業会計補正予算
- 第8号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第12号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第23号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(武石利彦君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

第10号議案及び第11号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったもの及び法律の改正に伴うもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末255ページ〕
に掲載



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第23号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上23件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

11番西内健君。

（11番西内健君登壇）

○11番（西内健君） 皆さんおはようございます。

自由民主党の西内健でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

今月7日18時40分ごろ、通常訓練中の米海兵隊岩国基地所属のF A18戦闘機が土佐清水沖約102キロメートル地点で墜落。防衛省によると同事故は米軍が設定しているリマ訓練区域内で発生し、本県における漁船などへの二次被害の情報はないとのこととあります。この事故に対し、知事は9日に上京し、防衛省等に早速申し入れを行ったと聞いております。これまでに高知県

が把握している情報と事故後の対応について知事にお伺いします。

先月行われたアメリカ大統領選挙においてトランプ氏が当選をいたしました。選挙期間中は、劣勢が伝えられており、日本でも新聞各社を初めほとんどのマスコミは、トランプ氏勝利を予想していませんでした。このような結果になった背景に関して、私なりの考察を行いたいと思っております。

アメリカは1980年代に貿易赤字と財政赤字が併存する、いわゆる双子の赤字の状態であって、レーガン政権のもと、金融とITを軸とした産業転換を図り規制緩和やグローバル化を推進し、日本に対しても、構造改革や金融改革といった年次改革要望書を突きつけてまいりました。近年のアメリカにおいては、上位の0.1%の人々が資本取引における利益の5割を得、政治、経済における権力を握っているとも言われております。この25年間、アメリカ国民9割の実質所得が下がっており、上位10%が持つ資産は下位90%が持つ資産総量よりも多いと言われ、今回の大統領選においては、格差拡大などに反対するこれら下位層の人々によるエスタブリッシュメント批判が背景にあったと考えられています。人、物、金、情報等が国境を簡単に越え、自由に移動するグローバリズムが進展する現代社会において、特に資本と情報は瞬時に移動するために世界経済を不安定化しています。

金融自由化の波にのみ込まれた日本でも、企業が利益を伸ばすことが従業員の所得向上につながらず、外国人投資家に対する備えとしての内部留保が積み上がるばかりであります。日本においても、失われた20年と言われるようにこの間には実質賃金が上昇しないため、アメリカほどの極端な格差が広がっているわけではありませんが、かつての豊かな中間層が姿を消そうとしています。

また、本年6月にイギリスではEU離脱に関する国民投票が行われ、離脱が残留を上回りました。イギリスのEU離脱、いわゆるブレグジットに至った結果は、移民問題を筆頭としたグローバリズムに対する国民の声が投票にあらわれたと考えるべきかもしれません。フランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドは、今回のブレグジットやトランプ現象を指して、アングロサクソン社会のグローバリゼーション・ファティグ、つまりグローバル化に対する疲労であると言っています。アメリカ大統領選挙の翌日以降、トランプ政権においては、保護主義的傾向が強まり自由貿易の危機であるとの報道が多く見受けられ、トランプ氏がTPP離脱を表明したことから今後のTPP批准は困難な状況にあります。世界はアメリカの一極支配体制が終わり無極化の傾向を示しており、今後の世界情勢は混沌としてくるとの予想もあります。

今回のアメリカ大統領選挙の結果とイギリスのEU離脱に対する知事の御所見をお伺いします。

国内に目を向けると、安倍政権誕生以来デフレからの脱却を目指し、アベノミクスを掲げ、さまざまな経済対策が行われ、株価の上昇、円高是正、失業率の減少、有効求人倍率の上昇など、マクロ経済的には数字が景気回復をあらわしています。ただ、個人消費が相変わらず低迷しているために好況感はそれほど感じられず、デフレ脱却まではいまだ道半ばであります。民間消費が伸びていない分デフレギャップが解消されておらず、その差を埋めるためにも、公共投資のさらなる拡大が必要ではと考えます。

去る10月11日、国において一般会計の総額で3兆2,800億円余りの第2次補正予算が成立しました。本県が政策提言を行ってきた地方創生の推進や子育て支援、防災・減災対策の強化などの施策が盛り込まれています。

今回の国の補正予算に対する評価を知事にお伺いします。

次に、産業クラスター形成についてお伺いします。現在、県は16のプロジェクトとして地域産業クラスターの形成を図り、生産・加工・販売などを通して地域地域の雇用創出に取り組んでいます。私は2013年9月に、オーストリアへ木質バイオマス関連の視察に行っていました。その際に、アッパーオーストリア州エネルギー局を訪問し、再生可能エネルギーに関連した企業や研究機関などによる産業クラスターに関する取り組みについてお話を伺いました。

アッパーオーストリア州は、面積1万4,000平方キロメートル、人口約140万人で、2000年から産業クラスターへの取り組みが始まり、技術開発・製造・販売など150社ほどがかかわって、太陽光、バイオマス、風力、小水力、ヒートポンプ、エネルギーの効率活用、省エネなどの幅広い分野での研究、連携が行われています。訪問時のクラスター内の雇用は7,200人、売上高は約2,200億円で、ボイラーや木質ペレットは日本にも輸出を行っているとのことでした。高知県の地域産業クラスター形成の取り組みは、地域版として大いに評価できるものでありますが、人口規模等を考えると、高知県全体で産業クラスター形成を図ることも重要であると考えます。特に防災関連産業は建設から始まり機械や食品製造、リスクマネジメントなど関連する分野が幅広く、現状でも多くの県内企業が取り組み連携を果たしており、知事も海外でのトップセールスで手応えを感じていらっしゃると思います。

現状の各企業・団体の防災に関連する取り組みを産学官民連携のもと、一つのクラスターとして県全体で一層深化させることを提案したいと考えます。この点に関しまして、知事の御所見をお伺いします。

次に、県立高等学校再編振興計画に関連した

質問を行います。

先月24日、高知県教育委員会協議会において、高知南中・高と高知西高校が統合する中高一貫校の校名が高知国際、須崎工業高校と須崎高校の統合校の校名が須崎総合とすることを決定し、今議会に関連議案が提出されています。須崎市の両校は平成31年度に統合完了、高知市の両校は平成35年度に統合完了とされています。校名が決定すると、今後は校歌や校章、制服などの選定に移るわけであります。

それぞれの両校における今後の決定に関するスケジュールや選定方法に関して教育長にお伺いします。また、それぞれ学生数が増加するに当たり、ハード面に関する整備の方針について、あわせて教育長にお伺いします。

高知市内の統合校に導入される国際バカロレアコースについて、次にお伺いさせていただきます。社会や経済のグローバル化の進展の中、外国語活用能力とともに論理的思考力やコミュニケーション能力を備えた人材育成が課題となっており、本県における地域振興や産業振興の実現を図るために、グローバル人材の育成を目指すものとしています。学習指導要領において、小学校の英語教育の充実が図られていることや、今後のアクティブラーニングの必要性などとともに、国において日本再興戦略の中で、国際バカロレア認定校を平成30年までに200校にふやすこととしており、本県における取り組みも理解するところであります。

統合校では、併設中学校において平成30年度入学生より、ミドルイヤーズプログラムに沿った教育を60人の定員でスタートさせる予定であります。そして、高等学校において280人定員のうち、80人のグローバル科を設置し、その中の20人を国際バカロレアコースとして、ディプロマプログラムの教育活動を行うものとしています。

今後は国際バカロレアプログラムを導入するために認定校となる必要がありますが、その認定要件や認定までのスケジュールについて教育長にお伺いします。

国際バカロレア認定を受け認定校となった場合でも、5年に1度の認定見直しがあると聞いており、認定が取り消された場合、グローバル教育に取り組む国際高校としての位置づけに影響が及ぶのではないかと心配をいたします。認定を維持するためには、バカロレアのカリキュラムに沿った授業を行うことのできる教員の確保、養成が必要となるとともに、学習意欲にあふれた学生の確保が必要であります。

認定を受けた後の学校の運営体制について教育長にお伺いします。また、生徒たちが国際バカロレアのカリキュラムで学ぶことの具体的な意義について教育長にあわせてお伺いします。

この項最後に、現在国内において国公立高校のIB認定校は東京都内の2校のみであります。高知県において国際バカロレアに取り組む目的について知事にお伺いします。

次に、地域医療・介護の充実についてお伺いします。

平成37年には団塊の世代700万人が75歳以上となることから、今後急激な医療・介護ニーズの増大が国において見込まれています。効率的かつ質の高い医療提供体制とあわせて、地域包括ケアシステムを構築することにより、地域における医療・介護の総合的な確保を促進するため、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療・介護一括法が成立しました。

本県においても、同法に基づき将来の医療・介護ニーズに対応した医療資源の効率的な配置と医療・介護の連携を通じて効率的な医療提供体制を構築するための地域医療構想の策定が行

われています。策定に当たっては、各福祉保健所で設置されている協議会を通じて構想区域ごとに医療関係者や市町村、住民から広く意見を聴取し、地域医療構想策定ワーキンググループにおいて協議を行い、高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会での承認を経た上で、医療審議会に諮問され、11月7日に答申がなされています。本県は通院に不便な中山間地域が多いことに加え、全国に先駆けて高齢化が進み、高度経済成長期以降に、高齢単身世帯の増加と家庭の介護力の低下によって施設における療養・介護ニーズが高くなるとともに、特別養護老人ホームなどの福祉施設の整備に先行して病院病床などの整備が進んだことが病床数の増加した要因として挙げられます。

病院の病床が療養・介護ニーズの受け皿として介護の機能を代替してきた実情がありますが、療養病床数と介護保険施設等の定員数の合算では、本県におけるベッド数が全国的に見て著しく多いわけではなく、そのバランスが課題となっております。平成26年度から医療法に基づき病床機能報告制度が開始され、これまでの一般病床、療養病床という区分に加え、ステージ別に高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの機能区分が行われ、病床機能区分が精緻化されてまいりました。県はこの病床機能報告制度で、各医療機関から報告された内容と将来の必要病床数を比較して、不足している機能の病床の調整等を各構想圏域で設置された地域医療構想調整会議等において協議し、病床の機能分化・連携について議論、調整を行い、医療機関の自主的な取り組みを推進することとしています。

本年12月9日付で地域医療構想が策定、告示されたところですが、地域医療構想策定後の推進体制や関係団体等の役割について健康政策部長にお伺いします。

全国的な機能別の病床の現状は、急性期と慢

性期が多く、回復期が少ない傾向にあり、本県においても同様の傾向を示しているとのことです。そのため、将来の医療需要に応じた機能区分ごとの必要病床数を各医療圏域で確保する必要があります。

本県における今後の回復期病床の整備の方向性について健康政策部長にお伺いします。

国は、平成29年度末に現在の介護療養病床約6万1,000床全てと医療保険適用の医療療養型を合わせて約33万床のうち、約14万床を廃止することを決定しました。県内でも多くの療養病床が廃止されるわけですが、現場サイドでは、いまだ方向性が定まらないとの声も聞かれます。

国の社会保障審議会において、療養病床の在り方等に関する特別部会が開催され、今後の施設転換の方向が示されたとのことですが、療養病床の転換の方向について健康政策部長にお伺いします。

地域における医療の充実には、地域医療構想とあわせて在宅医療の充実が必要であります。在宅医療の需要増加が見込まれる中、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多いこと、家庭での介護力が弱い傾向にあること、中山間地域が多いため移動時間を要することなどの点から、訪問診療、訪問看護の提供が困難なため、在宅医療の環境整備がおくれています。県民世論調査の結果では在宅医療に対する高いニーズが示されており、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう医療と介護の提供体制づくりが必要であります。

在宅医療のニーズに対応した、今後の医療提供体制の整備の促進に向けた取り組みについて健康政策部長にお伺いします。

医師の中央医療圏域への集中による地域偏在、高齢化と若手医師の減少による年齢構成の偏在、産婦人科医師等の減少による診療科の偏在や、それ以外にも薬剤師や助産師が県全体で

不足していること、また看護師も中央医療圏域への集中による偏在が見られます。地域における将来の医療提供体制を考えた場合、それぞれの医療従事者の確保・育成が重要となります。また、今後の需要増加が見込まれる在宅医療においては、訪問看護師も同様であります。

これまでも何度も取り上げられてきましたが、将来の医療提供体制の構築に向けた医療従事者の確保・育成への今後の取り組みについて健康政策部長にお伺いします。

また、病床の機能分化・連携を推進していく上では、それぞれの医療機関や行政、患者等の関係者の連携を図る必要があるため、医療機関の地域連携室や在宅医療に係る看護職員、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャーなどの存在が重要となります。

これらの地域医療連携に係る人材の育成について健康政策部長にお伺いします。

この項に関連して、地域医療構想と表裏一体となる地域包括ケアシステムについてお伺いします。地域包括ケアシステムとは、介護が必要になっても住みなれた地域でその人らしい自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供するシステムのことであります。地域の実情に沿った在宅医療と介護連携の構築に向け、市町村において取り組みが進められています。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域性を考慮し、地域において医療・介護等を一体的に提供する体制の構築が必要で、医師、看護師、歯科医師、ホームヘルパー、ケアマネジャー、ソーシャルワーカーを初め多数の職種がかかわることから、その連携が課題となります。また、それらの前提として本人の選択が最も重視され、それとともに本人、家族の心構えが重要であるとされていることから、地域包括ケアシステムの考え方への県民の認識や理解が必要でありま

す。

地域包括ケアシステムに対する県民の認識や今後の周知に向けた取り組みについて地域福祉部長にお伺いします。あわせて、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取り組みに対する県の支援について地域福祉部長にお伺いします。

次に、高知医療センターこころのサポートセンターの今後の対応に関してお伺いします。こころのサポートセンターは、高知県全体を対象として、身体合併症を中心とした精神科医療を行うとともに、急性期の重症者や措置入院、児童の治療など民間病院では対応が困難な精神科医療を行うため、平成24年4月に開設されました。しかしながら、現在は精神科医師の確保ができずに、成人の入院を休止している状況にあります。

今後の成人病床の再開予定について地域福祉部長にお伺いします。

また、県内の民間精神科病院からの要望として、精神救急ダイヤルの設置を求める声ここ数年にわたり上がっています。全国的に見ても、精神救急ダイヤルが設置されていない都道府県はごくわずかとなっており、救急ダイヤルには医師の配置は必要でなく、事務職もしくは看護職で初期対応し、医師の対応が必要な場合には救急輪番病院に回すことで運用が可能であると考えます。

今後の精神救急ダイヤルの整備について地域福祉部長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

まず、本年4月に発生した熊本地震において多数の方が被災されましたことにお悔やみを申し上げます。今回の熊本地震における行政の課題について、今回は支援物資の仕分け、配送、避難所運営、情報収集体制等に関して改めてお

伺います。これらは県の策定した第3期南海トラフ地震対策行動計画において、助かった命をつなぐための応急期の対策の具体的な掘り下げの部分に係ってくるものであります。まず、支援物資に関してであります。支援物資の到着時刻が不明なことから、職員が24時間体制で待機しなければならなかったこと、受け入れ物資に関する情報の非対照性から混乱が生じたこと、被災自治体において配送手段の確保が困難だったことなどを初め、多くの課題が見られたとのことでした。また、熊本県は国が直接市町村に対して物資を配送してくれるものと考えており、県が配送する認識がなかったと伝えられております。

本県における支援物資の受け入れ及び配送に関しての具体的なマニュアルの作成状況について危機管理部長にお伺いします。

次に、避難所運営に関して伺います。避難所において避難者による自主的な運営が少なかった一方で、運営を自治体職員が行った場合に住民と対立する場合があります、職員が疲弊するケースがあったとのことでもあります。

高知県でも避難所運営マニュアルを整備していますが、自主防災組織等の方々が発災の際の練度を上げていく必要があるのではと考えております。また、今回のケースではプライバシーや快適さの問題から、多くの車中泊避難が見られました。車中泊避難には、避難者数や支援物資の把握の困難性、またエコノミークラス症候群発症の危険性などに関し、今後の課題が見られました。

こうした熊本地震の課題を踏まえた避難所運営に関する取り組み状況について危機管理部長にお伺いします。

次に、情報収集体制について伺います。熊本地震の際には、内閣府導入のiPadが情報収集に一定の効果をもたらしたようですが、避難

者に関する情報が早期に把握できなかった点、国の各省庁や県の各部署から同じ報告を要求される点など多くの課題を残したと聞いております。これらのことから、避難所に係る情報について、国、県、市町村の全てにおいて迅速かつ簡潔に共有される情報システムの構築が必要と考えます。

現在、国において準天頂衛星と言われる、いわゆる衛星を活用した安否確認サービスを発展させ、災害時情報共有システムの構築が検討されています。計画では、準天頂衛星システムは平成30年4月より4機体制でサービス開始予定とされております。

この衛星安否確認サービスでは、衛星を介して端末と主管制局間で簡単なメッセージのやりとりが可能で、避難所に設置された端末から避難所開設情報、避難所収容状況、個人安否情報等の把握が可能となります。衛星を利用した独立回線ですので、発災直後の通信ふくそうなどの通信障害時においても安定した情報収集が可能であります。そして、避難所や出先において収集された情報が国の設置した受信設備を介して、関係する省庁、自治体、関係機関に対して自動的に発信されるため、的確な救助救援が可能となります。また、平時において維持費も発生しないとお聞きしております。国では来年度より各地で実証実験を実施し、平成30年度にモデル地域を選定して、衛星安否確認サービスの試験導入を行うとのことでもあります。

本県においても準天頂衛星を活用した地域防災システムの構築に参画するべきと考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いします。

次に、本年、自民党会派として県内各地の建設業協会と意見交換を行い、建設業界における課題抽出を図りました。地域別、企業規模別にそれぞれ課題に対する考え方は異なる部分があり、総合評価方式における点数や表彰制度など

においては、さまざまな意見を聞くことができました。災害時に最も頼りになるのは、地元の建設業者の方々の存在であります。近年の豪雨災害などで発生した災害復旧工事も、業者数の減少や企業体力の低下などから、復旧までに時間を要している現状であります。南海トラフ地震発生時においても、道路啓開などの初期対応から復旧・復興を担うことになり、適正な数や規模の建設業者を維持する必要があることは、皆さんの共通認識であると思います。建設産業は裾野が幅広い産業であり、公共投資による乗数効果が高いとされていることから、県内産業への波及効果は大きいとされています。公共投資を確保することは安定的な建設業の育成に欠かすことができず、尾崎知事は就任以降、普通建設事業費を毎年積み上げていच्छやいます。

一方で、普通建設事業費が最大であった平成8年度と比べ平成20年度にはピーク時の32.4%まで減少、本年度45.4%まで回復しているとはいえ、建設業では受注量を確保するために価格競争の行き過ぎなどから、適正な利益の確保ができず、経営状況が悪化しています。その影響から若手入職者の減少や従業者の高齢化による担い手不足が顕著になるなど、建設業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。

今回の意見交換の場でも、今の業界の状況を考えると子供に継がせる気はない、工業高校を卒業しても公務員試験を受ける子ばかりで合格しなければ県外に出ていくために、地元で就職する子はおらんといった声が聞かれました。端境期対策が行われ、一定の発注平準化は図られていますが、地域によっては長期にわたり受注ができない場合などの資金繰りに苦慮している様子もうかがえました。若い後継者も一部には育ってきていますが、このままの状況が続けば、10年以内には廃業を考える高齢の経営者も多く、将来建設業の絶対数が不足するのではと懸念を

いたします。平成26年6月には改正公共工物品確法が施行されましたが、建設業にはまだまだ好循環が生まれているとは言えない状況であります。

まずは、県内の建設業の現況及び今後の建設業に期待する役割について知事の御所見をお伺いします。

次に、人材確保についてお伺いします。改正品確法の目的で、担い手の中長期的な育成・確保がうたわれております。しかしながら、人口減少、若手の県外流出が続くことと建設業に対するイメージなどから、人材確保が厳しい状況が本県では続いております。特に技術者は育成に時間を要することもあり、長期的な経営の見通しが立たなければ新規採用にちゅうちょせざるを得ないともお聞きしました。また、技術者は東日本大震災後の復興等による建設需要が全国で高まったことから、発注者側でも近年は不足しており、県では土木技術職員の募集をしても採用定員に達しない状況が続いています。また、意見交換の場では、用地交渉の担当者に関して再任用などを含め人材確保の要望が多く、用地対策をしっかりと行うことが端境期対策にもつながることになるとの声がありました。

発注者及び受注者側の人材不足に関する現状及び今後の対策について土木部長の御所見をお伺いします。

次に、総合評価方式に関する入札方式についてお伺いします。これまでも、県は総合評価方式において地域貢献度を考慮に入れ、地域事情に明るい業者の育成に努めていますが、今後も地域事業者の経営安定につながる地域要件などを配慮してほしいとの声がありました。表彰制度については賛否両方の意見が多く聞かれましたが、現状の制度から若干の改善を検討すべきではと考えております。

総合評価方式における地域加点など評価要件

について土木部長に御所見をお伺いします。

あわせて、改正品確法では、発注者の責務として建設業者の適正な利潤確保のため、予定価格の適正な設定、適切な設計変更及びダンピング受注の防止などが位置づけられました。労務単価や資材単価については、一定の変動があった場合には県の設計単価への反映を行うようになってきています。意見交換会では予定価格や調査基準価格の引き上げについての声も多くありました。

予定価格や調査基準価格の適切な設定などを含め、今後の入札制度に関し土木部長の御所見をお伺いします。

次に、農林水産業における人材確保についてお伺いをいたします。

近年の新規就農者数は、平成25年調査で263人、平成26年が261人、平成27年が269人、そして平成27年6月から本年6月までの平成28年の調査では270人と高い水準で推移をしております。この270人は実質的には平成27年度の実績となりますが、第3期産業振興計画の初年度である平成28年度の目標320人の確保に向けてさらなる努力を期待するものであります。また、農地取得や資金支援、相談体制の整備など新規就農者に対する支援策の今後一層の充実を図っていただきたいと考えています。

平成28年度の新規就農者320人確保に向けた取り組みと今後の支援策等について農業振興部長にお伺いします。

近年、私の住む須崎市などハウス園芸地域を中心に農業の担い手だけでなく、農業の周辺従事者、例えば選別や包装はパート等の雇用労働者や作業員の方々で対応していますが、これらの分野で人手不足が深刻となっており、今後の事業継続に影響が出てくる懸念が生じています。県内では外国人技能実習生を受け入れて、技能取得を目指す彼らを活用することなどで一定の

対応をしている農家の方々も多く見受けられますが、実習生の目的は労働ではないため、今後の単純な受け入れ拡大には障壁があるのではとも考えております。

一方で、包装やパック詰めなどの人手不足対策として県は機械化を進めており、シントウなどは県工業会との連携でパック詰め機械開発に取り組んでいる状況であり、今後は多くの作物において機械化の取り組みが進んでいくと考えております。農業関係者と県のものづくり地産地消・外商センターなどが連携し、情報共有を図りながら一層の機械化を産業振興にもつなげていただきたいと思います。

待ったなしの感がある県内農業の労働力確保対策について農業振興部長にお伺いします。

また、人手不足に対する解決策の一つとしてのもものづくり地産地消の現状について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、林業人材の確保の観点から、林業学校についてお伺いします。昨年開校された林業学校の卒業生が14名を数え、全員が県内企業や森林組合に即戦力として就職し、就職先においても一定の評価を得ているとのことであります。基礎課程において、チェーンソー、大型機械の操作や造林・育林技術などの必要な知識、技術を座学、実習を通して学ぶことができることで、一定の知識、技能を有した即戦力として現場に送り出すことが可能となっています。本年度も19名の研修生が在籍していますし、来年度についても県内高校から推薦をされた10名の合格を既に決めており、今後も県内学生からは注目をされそうであります。今後は高度な技術や知識を身につけるための専攻課程を平成30年4月の新校舎完成に合わせ開講予定としていますし、基礎課程の定員増加も検討してはと考えています。

林業学校のこれまでの手応えと今後の取り組みについて林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、水産業の人材確保についてお伺いします。本県の漁業就業者数は平成25年に3,970人に減少、うち沿岸漁業の就業者数は3,367人で、漁業生産量は6万7,468トンとなっています。魚価の低迷や漁獲量の減少、漁業環境の変化などから、経営が安定せず生活が厳しいものとなっています。最盛期の漁獲量に比べると約半分近くに減少しており、高齢化が進み担い手が減少していることに歯どめがかかっておりません。

今後の新規漁業就業者に対する支援策について水産振興部長にお伺いします。

また、漁業就業者の減少を上回るペースで、沿岸漁船の新船建造が激減しています。沿岸漁業における船齢が30年以上経過している船舶の割合が大半を占めており、現状のまま推移した場合、早晩の廃業が危惧されています。そのような状況の中、本年国庫補助制度が創設されたことにより、これらの課題解決が一定図られると考えております。

今回の国庫補助事業や漁船導入支援事業による担い手の確保や、沿岸漁業の継続に対する効果について水産振興部長にお伺いします。

最後に、改正道路交通法施行に伴う高齢運転者対策についてお伺いします。

道交法改正の背景には、高齢運転者の増加に伴い、認知機能の低下が原因と考えられる事故が多発していることがあります。近年、交通死亡事故が減少している中、高齢運転者による死亡事故は高どまりしています。昨年1年間に75歳以上の運転者が起こした死亡事故は458件で、数の上では10年前とほぼ同数であります。死亡事故全体に占める割合は12.8%と5.4ポイント上昇し、半数近くの212件で認知症や認知機能の低下の疑いがあったとのことであります。また、事故原因は認知症といった明確な症状だけではなく、高齢に伴う運動能力や判断力の低下も挙げられます。本年に入っても高齢運転者による

痛ましい交通事故が相次いで報告されております。認知症の高齢運転者による事故の場合、加害者に悪意も、また事故を起こしたという自覚もないケースが多く、被害者側はやり場のない怒りや悲しみにさいなまれる場合もあるとお聞きします。

平成21年6月からは75歳以上は運転免許更新時に認知機能検査を受けることが義務化されましたが、認知症のおそれがあると判定されても、検査の前後に逆走や信号無視などの認知機能低下が疑われる違反をしなければ臨時適性検査の受診義務がないため、認知症を発症した運転者の発見おくれが指摘されておりました。来年3月からの改正道交法では、免許更新時と違反行為を行ったときにおける対策強化が図られています。免許更新時の認知機能検査において、認知症のおそれありと判定された全員に臨時適性検査または専門医、主治医の診断書の提出が義務づけられました。また、信号無視等の18種の違反行為があった場合は臨時認知機能検査が行われ、認知症のおそれありの場合には同様に臨時適性検査等を受けることとなります。

これらの対策強化となる道交法改正の内容を今後どのように周知していくのか、警察本部長にお伺いします。また、対象となる高齢運転者数及びその中で認知症のおそれありと考えられる運転者数がどのくらいいると考えているのか、あわせて警察本部長にお伺いします。

認知症のおそれありと判定された場合、臨時適性検査を受けるか、専門医、主治医等の診断書の提出をしなければなりません。他県において地域の開業医に実施したアンケートでは、認知症と診断すると家族に恨まれる、問題ないと診断した後に事故を起こしたら責任を問われかねない、専門医が診断すべきだといった声が伝えられています。診断の検査をどこまで精密に行うべきかなどの基準が示されておらず、医療

機関によって診断結果が違うことがあり得ることから、大分県などでは既にどこの医療機関を受診しても同じ結果となる県内共通の診断手引を策定しています。また、幾つかの県では検査や診断の方法について、統一のルールづくりに取り組むとのことであります。

臨時適性検査等での受診における医師との協力体制や検査や診断におけるルールづくりに対する取り組みについて警察本部長にお伺いします。

認知機能が低下した場合でも適切な治療をすることによって状態が維持されることが可能であり、対象者の早期発見などを行うことで交通事故の発生を未然に防ぐことができます。これら認知症患者やその前段階にいる方々の情報は、自治体や保健所、医療機関などが保有しておりますが、個人情報保護の取り扱いを含め、これらの機関との連携が重要であります。

各自治体や医療機関等との情報共有体制の強化にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いします。

また、運転に不安を感じた場合などに相談する場として、運転免許センター内に安全運転支援室が設置されています。この安全運転支援室の体制と支援状況について警察本部長にお伺いします。

最後に、公共交通機関等のインフラが少ない本県にあっては、認知症と診断されて免許を取り消された高齢者にとっては、買い物や通院といった日常生活に大きな影響が出ることは容易に予想されます。

高齢者が運転免許取り消しとなった場合のサポート体制について、地域の実情も踏まえ、県等の行政機関も含めた地域全体で取り組む必要があると考えますが、他機関との連携を含め今後警察としてどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いしまして、私の第1問とい

たします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、米海兵隊岩国基地所属の戦闘機墜落事故について、これまでに把握している情報と事故後の対応についてお尋ねがございました。

12月7日に発生した高知県沖における墜落事故につきましては、中国四国防衛局から米軍機のパイロットが緊急脱出をし、墜落した可能性があるとの第1報を受けた後、直ちに土佐清水市を初め県内沿岸の全漁協へ直接その旨の注意喚起を行いました。幸いにも、漁船や船舶への被害報告はありませんでしたが、詳しい状況を把握するために、中国四国防衛局に加えて高知海上保安部や関係機関と連絡をとり合いながら情報収集に努めたところです。

一方、自衛隊及び海上保安庁の航空機や艦艇による搜索活動によって、事故翌日にはパイロットが発見されましたが、残念ながらパイロットの死亡が確認をされております。

本県では、平成6年に大川村の早明浦ダム上流で米軍機が墜落しているほか、平成11年には今回の事故と同じ機種が土佐湾沖で墜落しており、本県及び本県近隣の海域における墜落事故は今回で3回目となります。本県上空のいわゆるオレンジルートや本県沖のリマ区域においては、米軍機による訓練が繰り返されていることもあり、今回のような墜落事故は県民や漁業者の皆様が抱えている不安を増幅させるもので、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

今回のような墜落事故を二度と引き起こしていただきたくはないとの観点から、事故発生の翌日に外務大臣及び防衛大臣に対し、事故に関する速やかな情報提供、徹底した事故原因の究明、さらには実効性のある再発防止策を講じること、あわせて今般の事故を受けた措置として、

事故原因の究明や再発防止策が講じられるまでの間、住家の上空であるオレンジルートでの低空飛行訓練については速やかに中止すべき旨を米国に申し入れていただくよう書面を提出いたしました。さらに、その翌日には私自身が両省に出向き、稲田防衛大臣らと直接お会いして書面の趣旨をお伝えしたところであります。稲田防衛大臣からは、安全・安心ということが重要だと思うので、そこはしっかりと申し入れたいとお話もいただいております。

米軍の発表によれば、現在事故原因の究明に取り組んでいるとのことですが、その推移をしっかりと見守る必要があると考えております。県民生活に重大な影響を及ぼし得る事案でありますので、引き続き米軍がどのように原因を究明し、さらに再発の防止に取り組んでいるのか、両省からの情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

次に、今回のアメリカ大統領選挙の結果とイギリスのEU離脱についてお尋ねがございました。

いずれの結果につきましても、それぞれの国民の民意が反映されたものであり尊重すべきものと考えておりますが、こうした結果となった背景には、やはりグローバル化が進む中で、みずからの雇用などに不安を感じ、これまでの政治に不満を持った方が少なくなかったことがあるものと考えております。

また私としましては、今般の結果などを見るにつけ、これまで関係各国によって築かれてきた世界的な自由貿易体制が今後縮小傾向に転ずることとなるのではないかとの懸念も持っているところです。保護主義による地域間の対立が2度の世界大戦を招いた歴史的経緯を見ましても、国際協調による自由貿易体制は、日本のみならずアメリカ、イギリスを初め全世界にとって必要なことであります。

次期アメリカ大統領の就任は来年1月であり、それまでの間新たなスタッフによりさまざまな情報分析が行われることから、最終的な外交戦略については現時点では不明です。また、イギリスによるEUからの離脱についても、いまだ手続が始まっておらず、具体的な影響は現時点では不明であります。

いずれにしましても、世界経済の活性化に向けて早期に各国が協調することが大切であり、その過程において日本政府がリーダーシップを発揮していくことを願っています。またあわせて、自由貿易体制の進展に応じて生じる負の側面に対する備えをしっかりと行うことも大切であると考えます。こうしたことから、TPPに関連する議論においても、これまでも申し上げてきたように、例えば本県のような中山間地域の農業など守るべきものはしっかりと守るといふ姿勢を貫いていくことが大切であると申し上げてきたところであります。

このように、国全体で自由貿易の恩恵を享受していくこととあわせ、守るべきものは守るとの姿勢を貫いていくことが大切であると考えております。

次に、今回の国の第2次補正予算をどのように評価するのかとお尋ねがございました。

未来への投資を実現する経済対策の第1弾として本年10月に成立した国の第2次補正予算は、個人消費等に力強さを欠いている我が国の経済状況や少子高齢化、TPPへの対応など多くの課題を抱える現在の状況を考えれば、時宜にかなったものと考えております。

また、内容に関しましても、これまで本県が政策提言で訴えてまいりました地方創生の推進や、子ども・子育て支援、防災・減災対策などの施策が数多く盛り込まれております。

中でも、インフラ整備に関しては、本県分として約179億円の内示をいただいたところであ

り、本県として、この貴重な財源を生かし各種施策を強力に進めてまいりたいと考えております。具体的には、今回の補正予算により、高知市中心部の鏡川、久万川、国分川に囲まれた区域の堤防の耐震化など、浦戸湾の三重防護を大きく進めるとともに、災害時の緊急輸送に資する橋梁の耐震対策や四国8の字ネットワークの整備、1.5車線の道路の整備、農地等の基盤整備への支援などの一層の加速化を図ってまいります。

また、産業振興の面では、野菜の選果ラインの高度化や加工施設の整備などにより、地域産業クラスター形成への基盤の強化を進めてまいります。

このように、今回の国の補正予算を最大限活用することにより、12月補正後の普通建設事業費は1,178億円と過去10年間で最高となり、おこなわれている社会基盤の整備の促進が図られますとともに、経済波及効果も大いに見込まれることとなります。加えて、12月補正という時期を考えれば、建設業の端境期対策としても大いに有効であると考えております。こうしたことから、今回の国の補正予算は十分な規模を確保していただいたものと評価しております。

他方で、世界経済が不透明感を増しておりますことから、日本経済再生への道筋が確実なものとなるよう引き続き経済の動向を注視し、必要に応じて実効性のある経済対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

県としましても、引き続き積極的な政策提言を行ってまいりますとともに、国の経済対策を追い風として産業振興計画や南海トラフ地震対策などを推進してまいりたいと考えております。

次に、産業クラスター形成について、防災関連産業を産学官民連携のもと、一つのクラスターとして県全体で一層深化させることの御提案がございました。

本県では、過去多くの自然災害に見舞われ、その都度防災対策を進めて打ちかかってきたからこそ生まれた防災製品や高い技術力を持って、まさに弱みを強みに転換する象徴的な取り組みとして、防災関連産業の振興に挑戦してまいりました。この取り組みの中で立ち上げました地域ニーズや製品情報の共有などを図る防災関連産業交流会では、現在ものづくり企業を初め食品、建設、流通など160の企業や団体に加入いただき、さまざまな分野で活動が広がっています。

また、防災関連製品に関する本県独自の認定制度では、116製品まで登録製品がふえており、その売上高も取り組みをスタートさせた平成24年度の6,000万円から、平成27年度には23億8,000万円と、およそ40倍に拡大しております。

これまで防災関連製品の新規開発により、地産が進み、新たに県内ホームセンター等での販売が始まるなど地消の取り組みが広がってきました。さらに、ものづくり地産地消・外商センターによる国内の外商支援のほか、台湾や東南アジアなど海外へも外商を進める中で、今後も防災関連製品の市場が拡大する手応えを感じているところです。こうした手応えを感じる一方で、これまではどちらかといえば県内企業の得意分野を生かしたプロダクトアウト型の製品が多かったこともあり、複雑化、多様化する防災ニーズに十分に対応できているとは言えない側面もあります。また、全国的には本県製品の情報が十分行き届いていないことや、海外展開においては価格競争で厳しい面があるなど、乗り越えなければならないハードルも見えてまいりました。

今後は、これまで蓄積してきたノウハウやものづくり地産地消・外商センター東京営業本部の活動などにより、広がりつつある顧客との接点を生かしながら、産学官民が知見を持ち寄る場を新たに設けるなど、利用者のニーズに沿っ

たマーケットインの製品づくりを進めることにも取り組んでいきたいと考えています。また、外商の面では、防災製品を取り扱う商社等を活用して国内での販路拡大を一層強化することや、ODA関連事業を活用して海外展開を段階に応じてサポートしていくことなども検討してまいります。

県下全域におけるクラスター形成に取り組もうとするものの一つに、林業分野の川上から川下まで、A材からC・D材までをあまねく活用しようとする取り組みがあります。防災関連産業についても、御指摘のように全県的な産業集積が可能な取り組みであると考えています。先ほど申し上げた地産の強化、外商の強化にかかわる取り組みによって、防災に関連する産業の集積が県内全域に進み、本県におけるクラスター、大きな産業群となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、高知県において国際バカロレアに取り組む目的についてお尋ねがございました。

21世紀を通じて社会や経済の世界規模での交流が一層進展していくことは不可避の情勢であり、この点は高知県においても、海外の市場をターゲットとする地産外商活動が進み、大型客船の来航等により外国人観光客も急増するなどしていることに鑑みれば、また同じ傾向をたどるものと考えられます。このような中で、多様な文化的・歴史的背景を持つ外国の人々と協働して新しい価値を創造していけるような人材がますます求められるようになっており、こうした人材を私たちの高知においても育成していく必要があるものと考えております。

国際バカロレアは、まさにグローバル社会の中で力強く生きていく人づくりを目指す教育であり、今後高知県がこれに取り組む意義は大変大きいものと考えております。これまで日本では、国際バカロレアによる教育は、外国人や帰

国子女などが通うインターナショナルスクールや私立学校で行われることがほとんどで、国公立では東京都の2校のみという状況でありました。そのような中、県立の中高一貫教育校において、同プログラムに取り組むことによって、たとえ中学校入学前から英語の素養を身につけられるような環境に恵まれなくとも、学ぶ意欲さえあれば誰でも国際バカロレアの教育が受けられる、そのような機会をこの高知につくり出していきたいと考えております。

さらに、新中高一貫教育校では、探求的な学習を重視し、高い英語運用能力の育成などを目指した国際バカロレアのプログラムを牽引役として、学校全体で高いレベルのグローバル教育を推進してもらいたいと思っております。国際バカロレアレベルに対応した教員の養成や、またカリキュラムの工夫などを通じて、普通科を含めた学校全体として県下トップレベルのグローバル教育を展開できるものと考えます。

あわせて、新中高一貫教育校の教員となることを目指して、若手の教員がその教育力を磨くことに頑張るなどといったことを通じて、県内の義務教育、高校教育全体の活性化のため、よいインパクトがもたらされることも期待しているところでございます。

最後に、建設業の現況及び今後の建設業に期待する役割についてお尋ねがありました。

本県では、南海トラフ地震対策を初め、自然災害への備えの強化、立ちおけているインフラ整備の促進など、県民の皆様の生命や生活を守るためにやらなければならない課題が山積しています。

本県の建設業は、社会資本の整備と維持管理の担い手であるとともに、災害時の対応など地域防災のかなめとして、また雇用の場の提供など地域経済を支える基幹産業として大きな役割を担っています。特に南海トラフ地震など大規

模災害の発生時には、被害状況の把握、緊急輸送道路の啓開、応急復旧活動の実施など、県民の安全・安心を確保するために欠くことのできない存在であり、行政との良好なパートナーシップのもとで大きな力を発揮していただける存在だと考えているところです。

しかしながら、長期にわたる公共事業の大幅な縮小は、建設業に大きなダメージを与えました。近年、公共工事の発注状況がやや回復してきたことや事業者の皆様の御努力もあって、建設業の経営にも改善の兆しが見えてきてはいますが依然として厳しい経営環境にあり、経営規模の縮小や技術者等の高齢化、若年入職者の減少などによる施工力の低下も懸念されます。

こうした中、県では、事業量の確保はもとより、県発注工事の県内事業者への優先発注、端境期対策の実施、入札・契約制度における地域の建設業への配慮など、建設業の経営の安定化に向けた環境整備に取り組むほか、建設業活性化プランに基づき、建設業の活性化に向けたさまざまな取り組みを行っています。

社会資本の整備は、地方創生の推進や地域の活性化を下支えしています。例えば中山間地域において整備された道路は、地域住民の利便性の向上にとどまらずその地域の産業振興や観光誘致のための基盤となり、地域活性化の大きな力となります。十分な施工力を有した地域の建設業の皆様に、それぞれの地域で県民の安全・安心を守り、経済活動を支える役割をしっかりと担っていただくことが県勢浮揚につながっていくことと考えます。

今後とも、本県の建設業が安定した経営のもとで、若者にとって魅力あるものとなり、多くの担い手を得て健全に発展していけるようさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 県立高等学校再編振興計画について、まず統合校の校歌などの決定に関するスケジュールや選定方法、ハード面に関する整備の方針についてお尋ねがございました。

まず、須崎工業高校と須崎高校の統合校である高吾地域拠点校では、制服については統合前の平成29年度の入学生から共通の制服とすることを両校関係者の了解を得た上で、地元の中学生などの意見も聞きながら、既にことし1月に決定をしております。また、校章と校歌については、今後県教育委員会と両校で協議していくこととなりますが、検討には学校関係者や地域の方々にも加わっていただき、遅くとも平成29年度末までには決定したいと考えております。

高知南中・高と高知西高校の統合校である新中高一貫教育校でも、校歌や校章、制服について今後県教育委員会と両校で協議していくこととなりますが、広く学校関係者の御意見もお聞きしながら、遅くとも平成29年秋には決定したいと考えております。

ハード面の整備につきましては、高吾地域拠点校は、統合による生徒増に対応するため、校舎の増築と体育館の新築や既存の校舎等の改修を、開校する平成31年4月までには完了の予定です。このほか、生徒増に対応し、通学路の安全性を高めるとともに、津波からの住民の避難路ともなる新たな通学路の整備についても須崎市と協議を行っているところです。

新中高一貫教育校は、中高で共用する特別教室のほか、国際バカロレアの課題研究で使用するスタジオや発表会も行えるランチルームなどを備えた校舎の新築と、現在の特別教室を中学生の教室とするための改修を、中学校が開校する平成30年4月までに行います。その他の既存校舎の改修については、平成30年11月までには完了の予定です。あわせて、弓道場やテニスコー

トの整備なども検討しているところがございます。

次に、国際バカロレア認定校となるための認定要件や認定までのスケジュールについてお尋ねがございました。

国際バカロレアの認定を受けるためには、学校の教育目標や教育環境、指導体制、評価方法などが国際バカロレアの理念や基準に沿っていることが求められます。例えば指導体制では、国際バカロレアの教育内容を統括するコーディネーターを置くことなどが求められます。こうした要件を満たすことができるよう、国際バカロレア機構の指導を受けながら認定の準備を進めてまいります。

新中高一貫教育校の中学校では、国際バカロレアのプログラムのうち、日本の中学1年から高校1年に相当するミドルイヤーズプログラム、高校では高校2・3年に相当するディプロマプログラムの2つのプログラムの認定を受けることを計画しております。認定に向けたスケジュールとして、ミドルイヤーズプログラムについては、平成30年4月の中学校の開校時からミドルイヤーズプログラムに沿った教育を始め、教育環境の整備や教員の指導力のさらなる向上を図りながら、平成32年中には正式に認定を受ける予定です。また、ディプロマプログラムについては、平成31年4月から認定に向けた手続に着手をして、高校が開校する平成33年4月には認定を受ける予定です。

こうしたことに向け、これまでも国際バカロレアのカリキュラムの検討や教員の派遣研修のほか、英語を母国語とする教員や国際バカロレアの指導資格を持つ教員の確保などに取り組んでまいりましたが、中学校の開校も迫ってきましたので、さらに加速しながら準備を進めたいと思っております。

次に、国際バカロレア認定を受けた後の学校

の運営体制と生徒たちが国際バカロレアのカリキュラムで学ぶことの具体的な意義についてお尋ねがございました。

新中高一貫教育校が、将来にわたって国際バカロレア認定校であり続けるためには、国際バカロレアの理念に沿って国際的な視野を持った人材の育成を目指した教育活動を高いレベルで維持していくことが必要です。そのためには、学校長のリーダーシップによる組織マネジメント、探求型学習を担う教員の資質・指導力の向上、高い英語運用能力を指導する体制、海外とのネットワークなどが重要となります。

このうち、教員の養成については、国際バカロレア機構が主催する研修会への参加や、国際バカロレアの教員を養成する課程のある大学への派遣などを行うほか、国際バカロレアに沿った指導ができる教員を県内で養成する体制づくりにも取り組んでまいります。また、英語の指導体制については、複数の教科で英語による指導を行える教員の養成とともに、英語を母国語とする教員を手厚く配置できるよう取り組んでまいります。海外とのネットワークに関しては、高知西高校が指定を受けて取り組んでいるスーパーグローバルハイスクールの活動などを生かして、海外の国際バカロレア認定校などとの連携・交流を積極的に進めてまいります。

これらのことを総合的に進める責任者である学校長とは、県教育委員会として円滑な意思疎通を図り、しっかりと支援をしてまいります。

こうしたことにより、質の高い教育を実践し実績を示すことが、意欲を持った生徒を確保していく上での基本になるものと考えますが、初期の段階においては、国際バカロレアについての理解を広げることも必要であり、対象年齢の児童生徒や保護者、教育関係者などへのPRにも努めてまいります。

国際バカロレアのカリキュラムで学ぶことの

意義についてはさまざまございますが、変動が激しく将来の予測が困難な社会において、高い志を持って主体的、協働的に課題解決を図り、新しい価値を創造していく姿勢や能力を育成していくことが第一に挙げられます。加えて、グローバル化の進む中で国際的視野を持ち、かつ国際共通語である英語を自由に駆使して、地域や国際社会の発展に貢献できる人材を育成することも大きな意義だと思えます。こうしたことを実現できるようしっかりと取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 地域医療・介護の充実についての御質問にお答えします。

最初に、地域医療構想策定後の推進体制や関係団体等の役割についてお尋ねがありました。

まず、推進体制についてですが、地域医療構想の実現に向けては、医療関係者、医療保険者、市町村その他関係者と丁寧に協議を行っていく必要があります、その具体的な場としては、法に基づき4つの構想区域ごとに設置する地域医療構想調整会議となります。

このうち、中央区域については、4つの地域単位で日本一の健康長寿県構想推進会議など会議体が設置されているため、その場を活用し、日常的な医療の課題を中心とした議論や合意形成が行いやすいよう、調整会議内に仁淀川部会、高知市部会、嶺北部会、物部川部会の4つの部会を設置することにしています。また、中央区域は他の区域からの患者が数多く流入しており、おのおのの区域のみの協議では病床機能の転換に係る協議が完結しないため、県下全域を対象とした調整等の場として地域医療構想調整会議連合会を設置することにしています。過剰な病床機能への転換に関する協議等については、区域の調整会議における協議を経た後、この連合会で協議を行うこととなります。

次に、関係団体等の役割ですが、医療関係者だけでなく、県、市町村、住民、保険者が一体となって地域の医療を守っていく必要があることから、それぞれの役割を構想に記載しています。

まず住民の皆様は、医療を受ける立場として、地域の限りある医療資源について理解を深め、医療体制を守ることに努めるとともに、健康の増進や疾病の予防に努めていただくこと。一方医療提供者は、県及び関係団体と連携を図り、良質かつ適切な医療を最大限に効率的に提供するとともに、住民の予防、健康づくりの取り組みを推進すること。また保険者は、被保険者ができるだけ長く健康を維持できるよう、健康診査の受診の促進やデータに基づく保健事業の実施などに努めるとともに、たとえ医療が必要になっても質の高い医療を適正に受けられるよう、医療費の適正化に努めていただくこと。そして県は、保健医療計画を策定するとともに、その計画に基づき市町村、医療機関等の関係団体と連携を図り、地域の実情に応じた施策を実施し、市町村は、県を含む関係団体等と連携を図り、その地域の特性に応じた施策の推進に努めることとしています。

次に、本県における今後の回復期病床の整備の方向性についてお尋ねがありました。

本県における回復期の病床数は、平成27年度の病床機能報告において1,642床であるのに対し、地域医療構想における平成37年の必要病床数は3,286床と、1,644床の不足が見込まれています。

病床機能の転換は病棟単位で行うことができますので、県では国の地域医療介護総合確保基金を活用し、回復期機能を担う病棟への転換を促進するための補助制度を平成27年度に創設しました。本制度は、回復期リハビリテーション病棟または地域包括ケア病棟として必要な病棟

の新設、増改築、改修及び備品購入を行う医療機関に対して支援を実施するものであり、地域医療構想の策定を受け、現在各医療機関に対し意向調査を行っているところです。

本補助金の適用に際しては、単に構想区域の必要病床数と比較するだけではなく地域の需要や実情に適合しているかという点について、所管の地域医療構想調整会議にも意見を求めた上で事業決定を行い、回復期機能を担う病棟への円滑な転換を進めていきたいと考えています。

次に、療養病床の転換の方向性についてお尋ねがありました。

本県では、来年度末で設置期限を迎える療養病床が本年11月現在で3,304床あり、その内訳は介護療養病床が44施設1,936床、看護基準25対1の医療療養病床が33施設1,368床となっています。

そうした療養病床からの転換先について、国の社会保障審議会のもとに設置された療養病床の在り方等に関する特別部会において検討が進められており、これまで示された療養病床の在り方等に関する議論の整理案では、医療機能を内包した施設系サービス、いわゆる新たな施設類型と、医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設、いわゆる医療外づけ型という2つの形態が提案されています。

議論の整理案では、新たな施設類型は、医療法上、介護老人保健施設と同様に医療提供施設と位置づけ、あわせて介護保険法に新たな施設サービスと規定し、機能や人員配置は、介護療養病床相当または介護老人保健施設相当以上とすること、面積基準は介護老人保健施設相当とすることなどが示されています。

一方、医療外づけ型は、介護サービスを内包する有料老人ホーム等相当を想定し、人員配置は特定施設入居者生活介護相当とすること、居住スペースの種別に応じた面積基準とすること

などが示されています。また、低所得者対策については、介護保険が適用となる場合は補足給付を行うこととされています。なお、これらの具体的な施設基準などは、国の社会保障審議会介護給付費分科会等で検討すべきとされています。

また、経過措置については、平成29年度末で設置期限を迎える介護療養病床については経過期間を十分に設けるべきであるとされていますが、具体的な経過期間は、3年程度を目安と6年程度を目安との両論併記となっています。

地域医療構想の推進に当たっては、病床の機能分化や介護との連携を進めながら、患者さんや利用者の生活の質の向上にふさわしい長期療養の受け皿を確保し、住みなれた地域で安心して療養ができるようにしていくことが何より重要であると考えていますので、転換に際しても、施設や設備の整備に対して、地域医療介護総合確保基金などを活用するなどして、しっかりと支援を行っていきます。また、各医療機関からの御相談には積極的に応じていくとともに、今後の介護給付費分科会や中央社会保険医療協議会等における具体的な制度設計の検討状況を分析しながら、必要に応じて国に対して提言してまいりたいと考えています。

次に、在宅医療のニーズに対応した今後の医療提供体制の整備に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

今後、需要の増加が見込まれる在宅医療提供体制の整備に向けては、在宅医療を担う医療機関、訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所の拡充及び参画の推進が必要となりますが、とりわけ中山間地域等での訪問看護サービスの充実や訪問看護師の確保が課題であると認識しています。

本県においては訪問看護師が不足しているため、その確保に向けた取り組みとして、昨年度

から県立大学への寄附講座による訪問看護師の育成を行っており、本年度前期までに34人が新たに訪問看護サービスに就業しています。また、遠距離の訪問が多く不採算となる中山間地域等への訪問看護サービスを確保するため、片道30分を超える訪問看護への助成を行うことにより、訪問件数は平成27年度には前年度比で55%伸びるなど、潜在的な需要に対応でき始めていると考えています。

加えて、在宅療養を進めていくためには、医療関係者、介護サービス事業者が患者、利用者の必要な情報を共有し在宅医療と介護の連携体制の強化を図ることが重要ですので、昨年度県の補助により高知大学が開発しました高知県医療介護情報連携システムを県下に普及することにより、多職種による情報連携を推進するなど、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいります。

次に、医療従事者の確保・育成への今後の取り組みについてお尋ねがありました。

高齢者人口の減少や病床機能の分化、連携の進展により、将来的には入院医療の需要は減少していくと見込まれますが、当面、高齢者人口は増加する傾向にあり、医療提供体制の構築に向けた医療従事者の確保・育成とあわせて地域偏在の解消は重要課題です。

医師については、奨学金の貸与や、大学や高知医療再生機構と連携した若手医師の研修環境の充実などの医師確保対策を進めてきたことにより、20代の医師数は増加に転じるなど若手医師の減少に歯どめがかかりつつあります。今後とも、これらの施策を継続するとともに、厳しい状況にある中山間地域の医療機関の医師確保を進める施策の充実に工夫してまいります。

薬剤師につきましても、県外の薬系大学での就職説明会や高知県薬剤師会のホームページでの県内の病院や薬局での就職情報の一元的な提

供など、薬剤師確保策を行っており、病床数の多い病院では、今年度は薬剤師を確保できたとお聞きするなど、一定の成果も出てきているところです。一方で、郡部の薬局や中小病院では依然として厳しい状況にあることから、高知県薬剤師会や病院薬剤師会の御意見もお聞きしながら、引き続き薬剤師の確保に向けて取り組んでまいります。

また、看護師や助産師は、総数としては県全体で増加傾向にありますが、同じく地域偏在や訪問看護師の不足といった課題がありますので、奨学金制度による中山間地域への就業の促進や県立大学への寄附講座による訪問看護師の育成などの取り組みを行っているところです。

引き続き平成37年における医療提供体制の構築を目指す中で、地域医療を担うこれらの医療人材の育成・確保に取り組んでまいります。

最後に、地域医療連携に係る人材の育成についてお尋ねがありました。

患者さんが居宅へ退院する際には、医療機関の地域連携室の医療ソーシャルワーカーや退院支援ナースが、地域のケアマネジャーや在宅療養を支える専門職としっかり連携することが重要であり、そのためには病院側の退院支援体制の整備や人材育成にあわせて、地域と協働した連携体制を図っていく必要があると考えています。そのため昨年度から、回復機能を担う病棟で従事する予定の看護師に対し、地域連携の役割や知識、技術を学んでもらう研修を始めています。

また今年度は、回復期病院をモデルとして、市町村の地域包括支援センターやケアマネジャー等と協働して退院支援をしていく体制の構築に取り組んでおり、その成果を指針として取りまとめ、来年度以降はその指針を用いて地域連携型の退院支援体制を他の地域へも広げていきたいと考えています。加えて多職種が連携

して在宅医療のニーズに応じていけるよう、地域における多職種協働研修等をあわせて実施し、地域リーダーの育成に取り組んでいくことにしています。このような取り組みにより、地域医療連携を担う多職種の人材育成を推進し、入院から在宅復帰の流れがスムーズに形成されていくことを目指します。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 地域医療・介護の充実について、まず地域包括ケアシステムに対する県民の認識や今後の周知、また市町村の取り組みに対する県の支援についてお尋ねがございました。

今年度実施いたしました県民世論調査では、介護が必要になっても自宅または住みなれた地域で住み続けたいという回答が合わせて50%を超えています。こうしたことから、地域地域で医療、介護、生活支援サービス、住まいなどが一体的に提供されることの必要性は県民の皆様も感じられているのではないかと考えており、このことを具体的に実現していくための仕組みでございます地域包括ケアシステムを理解していただくことは重要なことだと考えています。

このため、これまでも県や市町村において、在宅医療や訪問看護の普及に向けた講演会の開催などに取り組んでおりますし、さらに平成30年4月からは介護保険法上の事業として、全市町村に在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行うことなどが求められているところでもございますので、県といたしましても、より効果的な事業となるよう市町村を支援し、県民の皆様への地域包括ケアシステムの周知に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村への支援といたしましては、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、市町村が必要とする認知症高齢者グループホームなどの

地域密着型サービスの整備に対し財政的な支援を行っております。また、システム構築の中心となります地域包括支援センターへの支援として、センターが開催する地域ケア会議の運営ガイドラインの作成や助言者となります専門職などを派遣する体制づくりに取り組みますとともに、先進的な自治体の取り組み事例などを紹介するなど、市町村の取り組みを後押ししてまいりました。加えて今年度は、医療機関と介護事業所などの連携が進むよう、在宅のサービスに円滑につなげる退院調整ルール策定のための会議の立ち上げにもアドバイザーを派遣するなど、市町村の医療と介護の連携体制づくりを支援しています。

今後とも、市町村における医療・介護の連携や地域包括支援センターへの支援などを通じまして、介護が必要になっても、御本人の状況に応じて最適な手段が選択できる地域づくりに取り組み、県民の皆様のQOLの向上につなげてまいります。

次に、高知医療センターこころのサポートセンターの成人病床の再開予定についてお尋ねがございました。

高知医療センターのこころのサポートセンターにつきましては、精神科医師5名のうち2名が退職したことなどによりまして、成人精神科での入院受け入れは、平成25年1月から休止している状況が続いております。現在は医師3名の体制で、児童精神科の外来と入院の診療、また平成25年9月からは高知大学の協力も得ながら継続をしております成人の外来診療のほか、一般病床に入院している身体合併症のある患者さんの診療も、精神科医師が一般病床に出向く形で行っているところでございます。

休止している成人病床につきましては、早期の再開に向けて必要な精神科医師の確保について、これまで高知大学などと協議を重ねてきた

ところですが、お話にもありました高知医療センターこころのサポートセンターの役割、これを担うために不可欠となります精神保健指定医をめぐる全国的な問題などから本県の指定医も増加していないことなどにより、医師の増員には至っていない状況でございます。

こうしたことから、来年度からの再開は難しい状況ではありますが、高知大学など関係機関とは成人病床の早期再開に向けての基本的な方向では既に合意はできておりますので、引き続き緊密な連携を図りながら、少しでも早く再開できるように取り組んでまいります。

次に、今後の精神救急ダイヤルの整備についてお尋ねがございました。

精神救急ダイヤルには、一般の救急情報センターや救急医療施設、消防機関などからの要請に対し、精神障害者などの状態に応じて外来受診や入院が可能な医療機関の紹介を行う精神科救急情報センターと、精神障害者やその家族などからの相談を受け医療機関の紹介や受診の指導を行う精神医療相談窓口の2つがありますが、本県におきましては議員御指摘のとおり、いずれも未設置となっております。

精神科救急情報センターと精神医療相談窓口は、ともに原則24時間365日の対応とされ、かつ医療的な専門知識も必要であるため、他県ではほとんどが精神科医療を担う病院において実施されている状況です。

こうしたことから、これまで公的医療機関であります高知医療センターでその役割を担っていただくことを協議してまいりました結果、設置には一定の御理解をいただいているところでございます。

しかしながら、高知医療センターこころのサポートセンターでは、先ほどお答えしましたように、現在成人病床が休止しております中、最低限の人員体制で運営しているため、精神科救

急情報センターなどの開設に必要な職員の配置ができない状況でございます。

県といたしましては、精神科救急情報センターと精神医療相談窓口は、患者さんの精神症状の悪化時に迅速な対応ができ、精神障害のある方が地域で安心して暮らしていくためにも必要な機関だと考えておりますので、高知医療センターの成人病床の再開とあわせまして、早期の設置に取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず本県における支援物資の受け入れ及び配送に関する具体的なマニュアルの作成状況についてお尋ねがございました。

平成27年3月に内閣府において、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が策定され、被災県からの要請を待たずに国が物資を調達し、被災地に向けて緊急輸送する、いわゆるプッシュ型の支援が実施されることとなりました。こうしたプッシュ型での支援物資は、県内8カ所の総合防災拠点のうち広域的な役割を担う4カ所の広域拠点で受け入れることとしております。

今年度から学識経験者や国、市町村、物流に携わる民間事業者で構成する協議会において、南海トラフ地震発生時に県外から配送されてくるプッシュ型の支援物資を、被災した市町村へ迅速かつ確実に届けるための物流配送計画について御議論していただくこととしておりました。

こうした中、本年4月に熊本地震が発生し、物資拠点での荷おろし、仕分けのマンパワー不足や、送られてくる物資の正確な情報が得られなかったこと、物資拠点の運営のノウハウ不足といった課題が具体的に身近なものとして見えてきました。こうした熊本地震での課題も踏まえ、第1回の協議会を今月2日に開催し、計画の基本方針について一定の方向性を定めていた

だいたところす。

今後本年度内に、まず県外からの物資を受け入れる4つの広域拠点と広域拠点を補完する3つの地域的な拠点をそれぞれどう活用するのか、また民間事業者にどこまで業務を担っていただけるのか、行政でなければできない業務は何か、さらに支援物資がいつ、誰から、何が、どれだけ、どのような形で届くのかといった情報をどのように把握、伝達するのかといったことについてこの協議会で議論していただき、物資配送に関する基本方針を取りまとめることとしています。この基本方針をもとに、来年度には県内7つの拠点ごとに地域本部や市町村、地元の民間事業者を交え、市町村の物資拠点までの配送ルートや拠点を運営するための人員体制、物資を配置するレイアウト、必要な資機材、また物資を配送する車両の確保などについて検討し、拠点ごとの物資配送マニュアルとして取りまとめる予定でございます。

次に、熊本地震の課題を踏まえた避難所運営に関しての取り組み状況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、避難所の運営に行政の手が十分に回らないことも想定されますため、第3期南海トラフ地震対策行動計画における重点課題として、避難所の確保と運営体制の充実を位置づけて、地域の皆様が中心となって避難所を運営していただくためのマニュアルづくりを進めています。

4月の熊本地震では、特に室内での揺れに対する不安や避難所ではプライバシーが確保されないことなどから、車の中で避難生活を送る方が数多く発生いたしました。そうした方々が全体でどれくらいいるのか、また個々の避難者の状況の把握も極めて困難であったことなど、過去の災害で指摘された課題が再び顕在化しました。こうした車中泊避難の課題も含め、現地に

派遣した職員の実体験から、例えば昼間避難所にいなかった方に情報が行き届かなかったといった情報伝達に関すること、また専用のスペースの確保が難しかったといった要配慮者への対応、さらにはトイレの衛生管理など、避難所の運営に関するきめ細かな課題を時系列で取りまとめ市町村に情報提供し、各地域でマニュアルを作成する際の参考としていただいています。

また、熊本に派遣した地域本部の職員が、市町村だけでなく、自主防災組織や避難所を管理する学校長などマニュアル作成に関する方々を対象に、避難所での課題についての報告会を実施し、実効性あるマニュアルが作成されるよう積極的に支援しているところです。

マニュアルを作成していただいた地域の皆様におかれましては、ぜひともマニュアルを使って訓練を繰り返し実施していただき、必要に応じてマニュアルの充実を図っていただきたいと考えております。

最後に、準天頂衛星を活用した地域防災システムに関するお尋ねがございました。

準天頂衛星システムは、日本のほぼ真上、つまり準天頂に長時間とどまるよう工夫された衛星を活用し、GPS機能の補完や防災分野への活用などを目的に、国が現在開発を進めているシステムです。

防災分野におきましては、お話にありました避難所情報や安否情報などを行政や関係機関に発信できる機能に加え、津波、洪水などの気象警報をさまざまな方法で受信する機能を整備することとなっております。既に今年度、国と和歌山県が共同で避難所の開設状況や避難した人数といった避難所の情報や氏名、年齢、性別、けがの有無といった個人の安否情報を国、県、市町村に発信する実証実験や、津波警報を屋外子局で受信し、それを音声と表示板で伝えるデモンストレーションが行われています。

和歌山県にお伺いしたところ、衛星を使うため、確実に発信、受信ができるメリットがある一方で、地上と衛星を具体的にどのような手段で結ぶかということや、個人情報となる避難者の情報をどのように取り扱うかなど、実用化していく上では解決すべきさまざまな課題もあるとお聞きしております。

年明けには、このシステムについて国とお話をする機会がございますので、その際にはそうした課題への対応も含めてシステムの内容について詳しくお聞きしたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 建設業の課題などについて、まず人口減少、若手の県外流出、東日本大震災後の復興等による建設特需などにより、技術者の確保が厳しいことから、発注者及び受注者側の人材不足に関する現状及び今後の対策についてお尋ねがございました。

県の土木技術職員の採用につきましては、議員のお話にありましたとおり、年1回の一般募集では予定している募集人員に達せず、平成25年度以降は年度末に特別募集を行っており、厳しい状況が続いております。このため、平成26年度からは県内の工業系の高校や高等専門学校、大学に出向き、採用試験の案内を行うほか、土木技術職の業務内容や仕事のやりがいなどについての説明会を積極的に行うとともに、高知県職員採用ガイダンスを開催するなど、採用試験への応募者の増加につなげているところです。

今後は、このような取り組みをさらに進め、県出身者の多い四国内の国立大学等への募集活動を行うとともに、公共工事の整備効果や社会への貢献状況を丁寧に説明し、社会資本整備の重要性や魅力をアピールすることで、応募者の増加と人材の確保に努めてまいります。

また、用地業務につきましても、建設業界の皆様との意見交換の場において、用地対策をしつ

かり行うことが公共事業を円滑に進める上で重要であるとの御意見を伺っており、県といたしましても、そのように認識しているところでございます。そのため、用地の担当者につきましては、用地交渉に必要な知識や経験のスムーズな継承が必要なことから、一般的な用地職員研修に加えて、補償金算定のための単価表の見方や具体的な用地買収の事例研究など、業務に必要な研修を毎年行っております。

さらに用地業務においては、何よりも実体験で学ぶことが重要ですので、豊富な用地経験と知識を持つ職員や再任用の職員が経験の少ない職員とチームを組み、日常の業務の中で指導や助言を行う、いわゆるOJTの取り組みを通じて、専門知識や交渉スキルを高めていきます。

一方で、建設業における人材不足についても、依然として厳しい状況が続いております。特に技術者の確保については、本年10月の有効求人倍率は5倍を超えており、11月に行った建設業協会各支部との意見交換の際のアンケート調査においても、雇用したいが応募がないとの回答が6割を超えるといった状況にあります。

こうした中、県では、建設業の中長期的な担い手の確保を基本理念として改正された品確法の趣旨を踏まえ、工事量の確保はもとより、予定価格の適正な設定や発注の平準化、余裕ある工期の設定など、建設業の経営の安定と就労環境の改善に向けた取り組みを進めています。

また、建設業活性化プランに基づき、建設事業者の施工能力の向上や雇用環境の改善に向けた研修会の開催、さらには建設業のイメージアップを目的に業界団体が行うテレビ、ラジオを通じた広報活動や、防災フェスタの開催、高校等を対象とするインターンシップや現場見学会の開催などへの助成などの支援も行ってきたところです。

今後とも、業界の意見を聞きながら、引き続

き建設産業の人材の確保、健全な発展に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、総合評価方式における地域加点などの評価要件と予定価格や調査基準価格の適切な設定などを含め、今後の入札制度についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

地域の建設業の皆様には、それぞれの地域で県民の安全・安心の確保に大きな役割を担っていただいております。このため、総合評価方式による入札では、施工実績や工事の成績評定、優良工事表彰の有無など技術力に関する評価に加えて、事業者の所在地や地域でのボランティア活動の実績など、地域性を配慮した評価を行うこととしており、地域の建設業の受注機会の確保に努めているところです。

総合評価方式での評価方法については、建設業界の意見もお聞きしながら、毎年度必要な見直しを行ってまいりました。11月に行った建設業協会各支部との意見交換の場でも、優良工事表彰の取り扱いや地域性に関する評価の方法など、さまざまな御意見をいただいたところですので、来年度に向けて地域の建設業の状況に十分配慮しながら、よりよいものとなるよう検討を進めてまいります。

また、地域の建設業の皆様からは、予定価格や調査基準価格に関しても多くの意見をいただいております。改正品確法では、建設業の中長期的な担い手の確保に向け、受注者の適正な利益を確保することが、公共工事の発注者の責務であるとされており、県では市場の実勢価格を迅速に反映した予定価格の設定や、低入札価格調査制度の導入等によるダンピング受注の防止など、受注者の適正な利益の確保に向けた取り組みを進めております。中でも予定価格については、これまでも設計労務単価の引き上げや積算に用いる諸経費率の改定などを行ってきてお

り、また調査基準価格についても、本年4月に算定方法の見直しを行ったところです。

県が発注する建設工事の入札制度については、県内の事業者への優先的な発注はもとより、発注の平準化による端境期対策の実施や、余裕ある工期の設定などとあわせ、建設業の健全な発展につながるよう引き続き改善に努めてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、平成28年度の新規就農者320人の確保に向けた取り組みと今後の支援策についてのお尋ねがございました。

新規就農者の確保につきましては、こうちアグリスクールの開催や産地提案型担い手確保対策の取り組みなどにより、ことし6月までの1年間では、過去最多の270人を確保することができました。

本年度からは、第3期産業振興計画の新たな目標である新規就農者320人の確保に向けて取り組みを強化しているところでございます。取り組みの中心となる産地提案型担い手確保対策につきましては、本年度に入って新たに10の提案書が追加され、合わせて41の提案書に基づき新規就農者の募集が積極的に行われております。その結果、新たに各産地で研修を始める方がふえてきており、新規就農者は増加する見込みとなっております。また、比較的規模の大きい次世代型ハウスの推進によりまして、雇用就農者の増加も見込まれているところでございます。他方、県内外で開催しております就農相談会では、開催回数をふやすなど取り組みを強化したことによりまして、10月時点で昨年同時期に比べて相談者数が大幅に増加いたしております。こうしたことから、本年度はもとより来年度以降も新規就農者数の上積み期待できるものと考えております。

県といたしましては、新規就農者の増加の兆

しを確実なものにしてまいりますため、新規就農者の入り口となるこうちアグリスクールの受講生の確保や就農コンシェルジュによる活動支援、さらには産地提案型担い手確保対策に取り組む産地の体制整備への支援といった対策を引き続き積極的に推進してまいります。

また、こうした新規就農者の確保対策とあわせまして、普及指導員などによる日々の栽培支援、あるいは青年就農給付金や青年等就農資金など営農初期の不安定な経営を支援する制度により、就農した方が確実に定着し戦力になっていただけるよう支援をしております。

次に、労働力の確保対策についてのお尋ねがございました。

ナスやニラなど県内の主要品目の生産者を対象に、昨年末から本年度当初にかけて実施した調査では、収穫や出荷調整作業などで労働力が不足をしている、規模を拡大したいが作業員が不足し拡大が困難、省力化のための機械や技術を開発してほしいなどの御意見をいただきました。

第3期産業振興計画の戦略の一つであります農業の拡大再生産による好循環を実現してまいりますためには、労働力不足への対応は待たなしの課題でありますことから、産業振興計画の強化のポイントに、労働力の確保と省力化の推進の2つの視点を掲げ、取り組みを進めているところでございます。

まず、労働力の確保では、労働力不足の実態、つまり不足している時期や期間、作業の内容が地域によって異なりますことから、地域の実態に応じた対応が必要になってまいります。そこで、県内11の地域でJAと農業振興センターなどが連携しながら、例えばJAの無料職業紹介所のマッチング機能の強化や、建設業など異業種との連携による作業員の確保の仕組みづくりなどに取り組んでいるところでございます。ま

た、さらに、品目の違いにより繁忙期が異なる地域間での労働力の相互補完や、比較的作業員が確保しやすいと考えられる都市部と郡部との間で労働力を補完する仕組みづくりに取り組んでいくことといたしております。

また、省力化の推進では、農作業の機械化と栽培方法の簡素化に取り組んでおります。機械化では、高知県農商工連携協定に基づき、ものづくり地産地消・外商センターやJAなどと連携して、現在生産者ニーズの高いショウガの掘り取り機やニラの定植機の開発に向けて取り組んでいるところでございます。栽培方法の簡素化では、例えば畝をつくらない栽培方法の導入やかん水、いわゆる水やりの完全自動化などにより作業時間を短縮する実証実験を農業大学校と農業担い手育成センターで行っております。

このような取り組みによりまして、労働力不足に対応し、拡大再生産による好循環につなげていきたいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) ものづくりの地産地消の現状についてお尋ねがありました。

県内で使われる機械や装置について、その生産工程をできるだけ県内で行えるようにすることや、省力化など生産現場の課題解決につなげることを目指すものづくりの地産地消につきましては、製品開発への支援策の充実や、平成23年度から産業振興センターに現在のものづくり地産地消・外商センターを設置するなど、県としてもものづくりに対する一貫支援の仕組みを整えてまいりました。また、本年2月には、農業と商工業の主要な9つの団体で高知県農商工連携協議会が設立されておまして、議員からお話のありましたシントウのバック詰め装置につきましては、この協議会のプロジェクトに位置づけられております。現在製造業3社、JA、センターでプロジェクトチームを編成して、そ

の開発が進められております。

そのほか、センターが主催します高知県ものづくり地産地消推進会議の場におきまして、農林水産業の各団体と工業会会員企業などとの間で機械化に向けたマッチングを行いますとともに、各市町村で出前相談会などを実施しております。こうした取り組みによって、昨年度の相談件数は603件、事業者紹介などのマッチング件数は176件に上るなど、年々そうした案件は増加をしております。省力化などにつながる第1次産業関連の機械装置については、野菜低温乾燥機やかまぼこ型粹洗浄機など、これまでに10件の製品化が実現をしております。さらに、県の試作開発の補助金を活用して、施設園芸の環境制御システムや養殖場における給餌装置の周辺機器など、第1次産業関連で5件の開発が現在進行中でございます。

今後、第1次産業及び商工業の関係団体と連携をして、IoT技術の活用も含め新たな製品開発を支援していくことで、人手不足や生産性向上などの課題の解決に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 林業学校のこれまでの手応えと今後の取り組みについてお尋ねがございました。

林業の担い手の育成・確保につきましては、第3期産業振興計画において、林業分野の5つの柱の一つとしてしっかりと位置づけ、林業学校の充実強化やきめ細かな担い手確保などの取り組みを進めているところです。

議員のお話にありましたように、この春、基礎課程の研修を終えた1期生14名は、全員が県内の森林組合や林業事業体に就職をしております。その就職先からは、就業する前に林業に関する基礎的な知識や技術を習得するとともに林業現場で必要となる資格を取得していることか

ら即戦力となっている、林業学校では優秀な研修生が育っており、来年度も採用したいといった評価をいただいております。

こうした実績や評価などにより、林業学校の認知度も向上し、来年度の研修生につきましては20名の定員を超える応募があるなど、林業学校を運営している私どもとしましては、大変喜ばしく、確かな手応えを感じているところでございます。

今後は、平成30年4月に森林管理、林業技術、木造設計の3つのコースから成る専攻課程を開設し、林業経営や林業技術などの分野における専門的かつ高度な知識、技術を有する人材や、建築物の木造化、木質化を施主に提案できる設計者を養成することとしています。現在の基礎課程に加え、このような林業学校の充実強化により、本県の林業、木材産業を牽引し、中核となる人材を育成、輩出していきたいと考えています。

基礎課程の定員の増加につきましては、林業の担い手が不足している中で応募者が増加していることなどから、その必要性もあると考えますが、平成30年度に専攻課程を開設し、林業学校全体の定員は20名から50名へと大幅に増加しますことから、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えています。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 今後の新規漁業就業者に対する支援策についてお尋ねがございました。

本県の漁業就業者数はピーク時に比べて3分の1に減少し、60歳以上の就業者の方の割合も50%を超えるなど高齢化も急速に進んでおります。このため県では、現在の漁業生産量を維持し、拡大再生産につなげるため、新規の漁業就業者数の目標を年間50名としてさまざまな担い手確保の対策を進めております。

まず、就業希望者の掘り起こしでは、高知県漁協に配置した就業支援アドバイザーが就業フェアなどに参加して、個別相談や漁業現場とのマッチングなどに対応しております。次に、就業希望者には、短期研修を経た上で漁労技術の習得に向けた原則2年間の長期研修を行っております。また、昨年度からは、担い手育成団体に認定した民間企業などが研修生を雇用することで、責任を持って計画的に担い手を育成する取り組みを始めました。あわせて、新規就業時の課題となっている多額の初期投資については、漁船やエンジンなどの取得に関する支援制度を設けて、就業者の負担軽減を図っております。昨年は47名の新規就業者を確保することができました。

今年度からは、研修生の増加に伴い、就業支援アドバイザーを1名増員し、就業希望者へのきめ細やかな対応を行うとともに、座学研修などでの研修生同士の交流促進も行っております。

今後は、これまでの専門の漁業者育成に加えて、漁村の魅力や余暇の過ごし方、また生活インフラなどをパッケージ化して、幅広いライフスタイルとして、兼業希望者や御家族へもより必要な情報を提案するなど、移住促進策と連携しながら多様な担い手の確保に努めたいと考えております。

次に、漁船導入支援事業などによる担い手確保や沿岸漁業の継続に対する効果についてお尋ねがございました。

本県の漁業は、厳しい経営状況が続いているため、平成7年には20トン未満の新船建造数は年間214隻でございましたが、平成27年には年間7隻と大きく減少しております。また、10トン未満の漁船を使用するメジカひき縄やキンメダイ釣りなどの主要な沿岸漁業では、平均の船齢が30年を過ぎており、事業を継続していくためには代船の建造、取得が喫緊の課題となってお

ります。このため県では、国に対して漁船取得に対する支援制度の創設について政策提言をしてきたところ、今年度から漁船の取得費用の2分の1を補助する事業がスタートいたしました。この事業は、新規就業者の参入の促進にもつながりますとともに、厳しい経営状況にある漁業者の代船の建造や取得を促進し、また船体やエンジンの性能も上がることにより、操業中の安全性や操業効率の向上、生産量の増大といった効果を生み出すことが期待されております。

このため、県としましては、この事業をより有効に活用すべく、新規漁業就業者や小規模で零細な漁業者に対する県単予算での上乘せ補助も始めたところです。こうした中で、漁業者の漁船取得の意欲が高まっております。国の配分額を大きく超える要望が上がってきておりますので、国に対しましても所要予算の確保と事業の継続を引き続き提言していきたいと考えております。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 改正道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、法改正の内容の周知方法と高齢運転者数及び認知症のおそれありと考えられる運転者数の見通しについてお尋ねがありました。

議員御指摘のように、来年3月に施行される改正道交法では、免許更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあるとされた方に診断書の提出を義務づけることとされております。この改正は、多くの県民の方々に影響が及ぶことに加えて、検査の結果により受けなければならない診断や講習が異なるなど、その内容に複雑な面があることから、県民や医療関係者に対する十分な周知が必要だと考えております。

県民に対する周知としては、具体的には県警察のホームページに改正内容を掲載する、ポス

ター、リーフレットを作成して警察署や自動車教習所などに配布する、高齢者アドバイザーによる高齢者宅への訪問の際に個別に説明する、各自治体の地域包括支援センターなどを通じて高齢者に情報を提供するなどを行っております。また、医療関係者に対しましては、県医師会などを通じて改正法の趣旨をお伝えし、協力を依頼したほか、各病院にポスターやリーフレットの掲示や配布をお願いするなどしております。

今回の法改正の影響を受ける75歳以上の高齢運転者は、本年11月末現在で約4万3,500人です。このうち認知症のおそれありと判断される方は、これまでのデータから予想すると、本県では約1,900人と予想しております。

今後も、県民の皆様にご改正内容を正しく理解していただけるよう周知を図ってまいります。

次に、臨時適性検査等での受診における医師との協力体制などに対する取り組みについてお尋ねがありました。

今回の改正では、認知症の診断をしていただく専門医もしくは主治医の協力が重要となっております。県警察では、現在の制度下での臨時適性検査等に当たっても、専門医や認知症サポート医として登録されている医師との研修会を開催するなど一定の協力体制をとっておりますが、改正法施行後は、対象者の大幅な増加が見込まれることから、専門医のリスト等を対象者にお示しするなどして、スムーズな受診体制の確保に努めてまいります。

また、検査や診断におけるルールづくりに関しては、本県においても、現在県医師会と県警察との間で、改正法施行後に使用される診断書とその運用方法などについての検討を行っているところであり、引き続き客観的な診断がなされるよう取り組んでまいります。

次に、認知機能が低下した方について、各自治体や医療機関などとの情報共有体制の強化に

どのように取り組むのかについてお尋ねがありました。

認知機能が低下した運転者を早期に発見し、運転を継続させることが適切かどうかの判断を行うことは、高齢運転者の交通事故防止上、極めて重要であると考えられます。

道路交通法では、医師は、診察を受けた免許保有者の認知機能に問題があると認めた場合には、公安委員会に届け出ることができるとしており、実際にこの規定をもとに届け出を受けて免許取り消しや自主返納につながったケースもあるところです。

また、各自治体の地域包括支援センターでは、認知力の低下などから運転能力が低下していると認められる方を把握した場合には、担当のケアマネジャーなどが本人や家族に運転を控えるよう指導を行っていますが、これに従っていただけない場合には、本人または家族などの承諾を得た上で、県警察の安全運転支援室に情報が寄せられる場合があります。この場合、県警察では、担当者が個別に本人と面接を行うなどして安全な運転が難しいと判断した場合には、免許の自主返納や車両の処分を促したり、場合によっては医師の診断を受けていただいた上で、免許継続の判断を行っております。また、免許を取り消すまでには至らないと判断される場合には、各警察署の高齢者アドバイザーなどに情報を連絡し、個別やグループ単位での交通安全指導などを行っております。

改正法施行後は、これまでに把握されていなかった認知症のおそれがある対象者の増加が見込まれることから、より一層、関係機関との連携を強化したいと考えております。

次に、安全運転支援室の体制と支援状況についての御質問がありました。

安全運転支援室は、病気や障害により運転に不安のある方について運転適性を判断するとと

もに、これらの方々からの相談などに対応し指導・助言を行うため、本年4月運転免許センター内に8名体制により設置されました。

具体的には、認知症やてんかんなど病気の疑いまたは身体の障害により運転免許の取得や継続に不安のある方の相談などに対応する、運転免許の取得や継続について医師の診断が必要な場合には受診を促すなどして、その診断結果に基づき免許の取得や継続の判断を行うといった支援を行っており、支援室が発足した本年4月から11月までの8カ月間に、病気に関する相談382件、身体の障害に関する相談186件に対応しております。

最後に、高齢者が運転免許取り消しとなった場合のサポート体制について、他機関との連携を含め、どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、認知症などにより運転免許を持てなくなった方は、日常生活に大きな影響が生じることが予想されます。このため県警察では、認知症など一定の病気にかかっているとして運転免許を取り消す際には、本人や家族に対して地域包括支援センター等を紹介するなど、日常生活の支援を心がけるようにしております。この地域包括支援センターでは、保健師やケアマネジャー等の専門スタッフを配置し、高齢者の買い物支援や移動手段確保対策等を含めた生活支援相談を受けていると承知しております。

また、認知症や身体機能の衰えにより運転の継続が危険と思われる方に対しては、運転免許を自主的に返納していただくよう働きかけをしております。このような免許の自主返納者に対しては、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用する際、あるいは買い物の際、割引サービス等が受けられるといった自主返納を支援する取り組みがなされています。県警察では、こう

いった取り組みの周知を図るとともに、企業や自治体等に働きかけてこの取り組みの充実を図るなど、運転免許の自主返納の動きを促進しているところです。

県警察といたしましては、今後も関係機関等と連携して、免許を持てなくなった高齢者の生活サポートに取り組んでまいります。

○11番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

第2問は行いませんが、本当に今回は地域医療構想等を中心に健康政策部長、また地域福祉部長には質問させていただきました。高知県は全国がこれから抱える課題を先駆けて取り組んできたという実例もありましょうし、今後の2025年問題に関しても、また違った課題があらうと思います。それに向けてさまざまな施策をこれからも考えていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

そして、昨年も質問させていただきましたが、人材確保。人材不足の原因というのは、何といたっても団塊世代が大量に退職して、この世代が抜けたがために生産年齢人口の確保が難しくなっている、これが一番の原因ではないかと思いません。であるからして、それを機械化によって補うとか、いろんな施策を今県としても考えられているところだと思います。ただ、やはり地域医療の今回の質問にしてもそうですし、また建設業、そして教育、こういった県が取り組んでいる産業振興などの下支えをする、まさに先ほど知事が答弁の中でもおっしゃいましたように、地方創生を下支えする、こういった人材をどうやって今後また育成・確保していくのか、これが課題であらうと思います。ぜひ今後ともこれらに注力いただきながら、高知県の未来が明るいものとなりますよう一層努力いただきますようお願いいたします。私の一切の質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩



午後1時20分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番高橋徹君。

（28番高橋徹君登壇）

○28番（高橋徹君） 県民の会の高橋です。通告をしておりますので、通告に沿って質問をいたします。ただ、午前中の西内議員さんの質問と少しかぶっておりますが、どうぞ御容赦いただきたいと思っております。

それでは、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

世相を反映するユーキャンの流行語が例年のとおり発表されました。ことしの流行語大賞は、プロ野球界でセントラルリーグを制覇しました広島カープの鈴木誠也選手がチャンスにヒットを連発することから、神がかり的であるとして今風の言い方で、神ってるに決定をいたしました。このほか、トップテンにはポケモンGO、マイナス金利、盛り土、トランプ現象などもありました。決して穏当な言葉ではございませんが、保育園落ちた日本死ねはいまだに物議を醸しております。

さて、アメリカ大統領選挙では、あれよあれよという間に次期大統領にドナルド・トランプ氏が当選をしましたが、今回のアメリカ大統領選挙について尾崎知事はどのような印象を持たれたのか、御感想をまずお聞かせいただきたいと思っております。

次に、インターネット通信が発達してきたと

ころで、SNSによる国民のやりとりが過激になっていることが心配をされますが、知事のSNS社会についての印象もお聞きをいたします。

いずれにしても、既成の政党への反発や想定外の非常識な結果になっている印象を私は持っております。イギリスのEU離脱、イタリアの憲法改正の国民投票、韓国大統領の弾劾問題、世論調査を大きく外したアメリカ大統領選挙など、知事はどのように見ているか、率直な御意見をお伺いしたいと思います。

次に、国政に関する問題についてお伺いをいたします。今、国会ではさまざまな問題点があるにもかかわらず、重要法案でありますTPP法案、国民的議論が必要なカジノを含む統合型リゾート施設の整備を推進する法案などの採決が行われ、賛成多数で可決され続けております。

本会議での採決の様子を見ておりますと、採決には加わずに退席をする野党議員、また与党議員でも賛否を保留する議員がいます。同じように県民から選ばれた県議会議員である私としては大変残念な思いがしてなりません。このことに対して知事はどのような御感想をお持ちなのか、お伺いをいたします。

次に、去る10月16日に実施をされました任期満了に伴ういの町長選挙において、元いの町役場職員の池田牧子さんが捲土重来を期して見事当選をされました。旧伊野町も含めて14年半という長きにわたって、いの町長を勤め上げられました塩田始元町長におかれましては、財政指標の改善、集落活動センター開設による中山間の活性化などさまざまな実績を残されました。これまでの御功績と御活躍を衷心より感謝いたす次第でございます。

新町長としてスタートされました池田牧子町長におかれましては、我々県民の会の上田議員も、いの町役場の御出身ということもありまして、これまでずっと支えてきた経過がございま

す。ことしは小池東京都知事が誕生し、政治の世界においても、ますます女性の参画や活躍の場がふえる中、県内で葉山村長に次いで2人目の女性首長の誕生に対しまして、心からの敬意と今後の御活躍を期待するところでございます。

私の郷里でもあり、兄弟、親類もたくさん暮らしておりますので、大いに関心を持つところでございます。

そこで、2人目の女性首長の誕生に対する知事の御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、伊方原子力発電所の再稼働の問題についてお伺いいたします。先般、高知市内において女性の方々と集いがございました。その集いの中で、多少家庭の電気料金が高くなっても原子力発電所だけはやめてほしい、それからはっきりと原発は要らないという意見が多く聞かれました。東日本の原発問題がいまだに解決をされずに今日に至っておりますし、解決について先行きが見えずに、日本政府が責任を持つと言っても、誰も責任がとれない状況となっております。

伊方原子力発電所の最悪のケースを考えると、特に私の郷里、旧吾北村、あるいは四万十町において農家を営まれておられる方々は不安な日々を送っております。また、高知県民一人一人に対してその賛否を問えば、恐らくほとんどの県民が原子力発電所はノーという意思をお示しになるのではないかと予想しております。

知事は、県民との対話と実行行脚などを通じて、直接県民の生の意見を聞く機会をたびたび持つておられますので、同じように伊方原子力発電所に不安を抱く声もお聞きなのではないかと推察をされます。

そこで、伊方原子力発電所に不安を抱いている県民の声に対する知事の率直な意見やお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、薬価の改定が国民健康保険に与える影

響についてお伺いいたします。

先日、県市の病院企業団の会合で市議会の川村議員さんが、がんの治療薬として小野薬品工業が製造・販売をしているオプジーボという薬について病院の先生に質問もされておりますが、これが非常に高い薬でございます。100ミリリットルで72万9,849円もします。1人の年間投薬治療費に3,000万円を越す高額なものでございます。

保険適用の薬ですから患者さんへは朗報であると思っておりますが、このオプジーボのがんへの効果はどのようなものがあるのか、わかっている範囲で結構でございますので、健康政策部長にお伺いをいたします。オプジーボは適応範囲が今後広がるものと想定されてはいますが、どのようながんに見られると考えているのか、臨床中のものも含めてわかっている範囲でお答えをいただきたいと思っております。がん患者はどの国にもいるわけですから、この薬によるがん治療が進められていると思っておりますが、薬価は日本と同じように高いのか、あわせてお伺いをいたします。

薬の開発には多額の経費がかかることから、新薬は高く設定されるのが一般的だと考えますが、それにしてもオプジーボは高過ぎると思いませんか。これでは医療保険制度の根底がぐらつくようになりはしないかと危惧するところですが、知事のお考えをお聞きしたいと思っております。

先ほどは薬価が医療費を押し上げているのではないかという観点で質問をさせていただきましたが、国民健康保険制度は国民皆保険制度の最後のとりでであり、世界に誇れる社会保障制度であると思っております。その制度が市町村から県制度に移管されますが、ここに来て国が国保の支援金を削減しようとする動きが見られます。診療費と材料費のバランスも大事だと思いますが、高騰する医療費の抑制と患者の負担軽減を

図ることが重要だと考えます。

過疎と高齢化が同時に襲ってきている自治体にとって高騰する医療費を支え切れなくなっている国民健康保険制度の実態をどのように見ているのか、お考えを健康政策部長にお伺いいたします。

県民が健康で長生きできるためには、健康長寿県構想は非常に重要な構想ではありますが、一朝一夕に効果が見られるものではありません。

健康づくりを積極的に進める地道な努力が必要と考えますが、知事はどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

体力や睡眠や食事といったものは、蓄えができません。腹いっぱい食べたからしばらくは食べなくてよいといっても、せいぜい半日であります。体力があるからといっても、健康を害してしまえば、筋肉は急激に落ちます。それでは、蓄えができないものについてはどうするかといえ、よい習慣をつける以外に方法はないと考えますが、健康長寿県構想に中核的に取り組まれている健康政策部長の御見解をお聞きいたします。

次に、幕末維新博についてお伺いをいたします。

来年3月から幕末維新博が始まります。高知市議会でもこのことについて質問が出ているようでございますが、幕末に土佐藩が設置した開成館跡をどのようにするのかということが課題のようでございます。

慶応2年、1866年に開成館が創設されました。近代化を目指そうとする土佐藩のシンボリックな建物として登場したのです。そして、明治4年には、三傑による会談が持たれました。薩摩からは西郷隆盛、大久保利通、長州からは木戸孝允、杉孫七郎、土佐藩からは板垣退助、福岡孝弟らであります。明治新政府の重要な課題を協議したものと思われまます。それほど大事な場所

が、門は小津高等学校にあるとはいえ、野立ての看板は読みづらくなつたままであります。

観光振興部長は、幕末土佐藩が創設した開成館をどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

開成館のことについて、高知市と協議して整備するなどのことを観光振興部長は考えられているのか、お聞きをいたします。

幕末維新博については、県下各地域での取り組みと連携しなければうまく進まないと思います。ハードよりソフトが優先されて、レガシーがないものになるように危惧しますが、観光振興部長の御見解をお伺いいたします。

次に、職員の時間外勤務についてお尋ねをいたします。

私は以前から職員の多過ぎる時間外勤務について削減をすることを求めてきました。総務部長、そして知事からも答弁をいただきましたが、一向に減る状況になっておらず、むしろふえている。先日、テレビで東京都の時間外勤務についての報道がございましたが、午後8時をめぐりに消灯する案について提案がなされておりました。私は10億円を上回る時間外勤務手当——厳しい環境の中で努力をし働いている方々、しかし会社の経営努力でもなお足りない部分を残業労働で物をつくり、そして物を売る、そして何とか運営ができていいる会社はたくさんございます。

時間外となれば、最低でも25%増の時間給を支給しなければなりません、一般の会社ではこの25%増が大変な経費増となり、重くのしかかってくるのが現状でございます。県庁の職員の中には、時間外勤務手当だけで一般のサラリーマンより高い月給を手に入れている方々がたくさんおいででございます。いずれにしても、時間外勤務は大きく削減をすべきであります。私は基本的には、仕事は就業時間、つまり1日8時間労働の中で行うべきと思っております。

現在の県庁職員の方々の状況は、仕事量が多く、就労時間内で処理できないので、仕方なく残業している人がいると思われまます。いずれにしても、家族との大切な時間、あるいはプライベートな時間を費やして日々の業務をこなしている課が結構あるわけで、残業をなくしていくのは当然でございます。近年、労働改善において、ワーク・ライフ・バランスについて一般企業では経営者が強くメッセージを発しています。尾崎知事の職員に対する仕事のさせ方に、私は問題があると思っております。

知事の時間外勤務に対する考え方について、これまでの経過も踏まえてお聞きをいたします。

続きまして、県職員の服務規律等についてお伺いをいたします。

本年2月、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で罰金の略式命令を受けた職員に対し、停職3カ月の懲戒処分がされ、2月、公務員倫理の確立と綱紀の粛正について総務部長通知が発せられましたが、それまでの間のさまざまな不祥事、これ以降器物損壊、窃盗、飲酒運転等により複数回綱紀の粛正を促す通知が発せられているが、ほかにも刑事事件等に結びつかない職員の不祥事が生じているとの内容のお話をいただきました。

高知土木事務所職員の9月に発生しています暴力事案について土木部長、また対応等について総務部長にお伺いをいたします。

次に、クロマグロ養殖振興についてお伺いをいたします。

本県のマグロ養殖は、宿毛湾の恵まれた漁場環境や回転ずしなどの旺盛な需要を背景に、近年拡大を続けており、昨年では生産量が1,517トンで、全国3位となるなど、地元雇用の創出や関連産業への波及効果も含め、そのさらなる発展に大きく期待されるところでございます。

先日、我々県民の会では、大月町のマグロ養

殖を行っている企業を訪問し、養殖の現状や課題についてお話を伺ってまいりました。その説明の中では、宿毛湾の海域は冬場でも水温が13度を下回らず、一定の成長が見込めることから養殖を行う海域として生産量が全国1位の長崎などと比較して格段にいい条件を備えていること、また陸路で本州とつながっていることから、鹿児島島の離島などと比較しても、餌の輸送や製品の出荷などのコストの面からも優位性が高く、マグロ養殖を行う上では国内で最もいい条件を備えているとのことでもございました。

さらには、日本が経済規模で中国に抜かれたとはいえ、依然として世界で漁獲や養殖されるクロマグロの大半が日本に集まっており、メキシコや地中海の蓄養マグロより輸送コストを考慮すると、日本で養殖するほうが断然有利であることから、マグロ養殖を行う上では宿毛湾が世界中で最も適した場所だという説明を受け、これまで以上にマグロ養殖振興の重要性を認識した次第でもございました。

一方、マグロ養殖が抱える課題としては、大きく以下の2点があるとのことでもございました。1つは、養殖に用いる種苗の問題でございます。天然マグロ資源が過去最低のレベルに減少している状況を受け、マグロ養殖に用いる天然種苗の確保が困難になる中、全国的には人工種苗の導入が進み、一昨年からは人工種苗の導入尾数が天然種苗の導入尾数を大きく上回る状況となっているにもかかわらず、本県では人工種苗の導入が進んでおらず、安定的な経営を行うに大きな支障となっているとのことでもございました。

県では平成26年度からこの状況を打開するため、人工種苗生産の技術開発に着手をし、3年目となることしには、沖出しサイズの種苗1万7,000尾を中間育成段階にまで飼育することに成功し、量産体制に向けた技術がほぼ確立できた

ということが新聞でも報道されました。

近畿大学や国の研究機関が長い年月をかけて研究、確立してきた、こうした技術レベルに本県がわずか3年で到達した関係者の努力は大いに評価されるべきものでございます。全国で人工種苗の導入が大きく進む状況を見ると、おくれをとることがないようさらなるスピードアップが必要だと考えます。

そこで、一定、量産体制に向けた技術がほぼ確立した状況に至っているのであれば、研究段階を一步前に進め、早急に民間企業を主体とした事業化レベルに引き上げる必要があると思いますが、こうした取り組みへの県の姿勢について水産振興部長にお聞きをいたします。

次に、課題の2点目は、加工・販売面についてでございます。この企業を訪問した日は海が大荒れで、予定しておりました餌やりの作業などを直接見ることはできませんでしたが、ビデオ映像により60キロを超える巨体をクレーンでつり上げる迫力のある場面や、えらと内臓を取り除いたマグロをタンクに氷詰めにして出荷する作業の様子なども見せていただきました。

販売面に関する説明では、基本的には丸のまま出荷をし、市場を介して回転ずしチェーンやスーパーなどに販売されるとのことでしたが、他の産地や輸入物との競合から価格競争にさらされており、より末端の販売先のニーズに応え産地間競争に打ち勝っていくためには、ブロックやさくレベルまでの産地加工が今後は不可欠であるとお話に、宿毛湾地域で進むマグロの産地加工の取り組みの必要性を認識してきた次第でございます。

人工種苗生産の取り組みが進み、生産量が拡大した段階でいかに売っていくかを考えるのではなく、既にある全国3位の生産量をいかにうまく資源として生かしていくか、今の段階から手を打っていくべきだと考えます。

そこで、宿毛湾地域におけるマグロの産地加工や販売促進の今後の具体的な事業展開について水産振興部長にお伺いをいたします。

また、このたびの視察研修には、土佐清水漁業指導所、宿毛漁業指導所の両所長を初め職員の皆様に大変よくしていただきましたと同時に、それぞれの職員が大変よく頑張っておられましたので申し添えておきたいと思えます。

続きまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度についてお尋ねをいたします。

この制度につきましては、昨年の12月にも質問をし、県のお考えをお聞きしました。その中で県は、認定鳥獣捕獲等事業者の認定については、国の規則で定められている認定要件に照らし適切に判断すると回答し、結果的に一般社団法人高知県猟友会と同猟友会の会員が組織する法人の2法人が認定を受けています。

この間、県に対しまして高知県猟友会は、認定鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、県の指定する事業地域の地元猟友会長が推薦した会員を中心とした捕獲従事者を組織し、責任を持って事業を実施するとお伝えしておりました。しかし、今般県の事業が発注されるに当たり、さきの猟友会の会員が組織する法人と競争することになりました。高知県猟友会は高齢化や過疎化等で減少する会員の動向に危機感を抱き、若手狩猟者や女性狩猟者の獲得、育成に努力してまいりました。それが今回のように、地域会員の中で混乱を生じさせる要因が生じたことは残念でもあり、さらに今後高知県猟友会組織の存続を図っていく上でも深刻な事態であると認識をしています。場合によっては、この法人と組んずほぐれつの争いが生じるおそれもあります。

高知県猟友会は長い伝統のもと、狩猟免許所持者のほぼ全員が会員であり、親睦と融和を基本に運営をしてきました。近年は、会員の努力により鹿、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲で実

績を上げ、農林家など地域社会に多大な貢献をしていると自負しています。そして、有害鳥獣による農林水産業被害が増大をする中、これからも有害鳥獣駆除を担う人材育成の責任と役割は、県と同様高知県猟友会は担っていかねばならないことに異論はないものと考えております。

つきましては、県は適切に判断して認定するとしておりますが、後々まで問題をほらむおそれがある法人の何が適切なのか、中山間対策・運輸担当理事のお考えをお聞きいたします。

また、今回の入札は最低制限価格の設定がありませんが、危険を伴うこの種の公共事業で最低制限価格を設定していない理由を、同じく中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。高知県猟友会は、プロポーザル方式など組織の運営体制や安全管理体制、そして地元住民対策など万全な対策が構築できている法人を選択できる仕組みについて提案をいたしますが、中山間対策・運輸担当理事の御意見をお聞きいたします。

次に、高知市民の清流鏡川に関することについてお伺いをいたします。

鏡川水系環境保全対策協議会から7項目の提言を受け、鏡川漁業協同組合の理事会として意見を添えて知事に提言書をお渡ししたところがございます。私はこれまでいろいろな折を見て、鏡川の環境について意見を申し述べてきたところがございますが、最近の鏡川における公共工事、災害復旧工事等について気になる点がございます。まず、鏡ダム堆積土砂除去に伴う搬出路工事について、既に4年を経過しているのにいまだ完成の域を見ないこと。次に、江ノ口鴨田堰下流の護岸の災害復旧工事については、着手、中止、着手、中止と2年連続で本体に取りかかることなく現在3年目の工事発注をしております。2件の工事とも、担当部門において基

本設計等が十分なされ、かつ検討されていたかが疑問であります。

鏡ダムの流入土砂の搬出用道路については、大出水で道路の基礎部分が流出し、再度工事を発注しやり直すなど、工事におくれが出ています。かたくなに現在の工法を推進しているようにしか思えません。他の方法等の検討はなされたのか、お伺いをいたします。

次に、江ノ口鴨田堰下流の工事については、全く本体工事に着手することではなく、2年連続中止をされ、適切な発言ではないかもしれませんが、行き当たりばったりで、その場しのぎで、基本設計が全くできていなかったのではと首をかしげます。工事期間に制限があることは十分理解をしておりますが、限られた期間の中で仕上げるのが求められます。

漁協の関係者からは、下流の鏡川堰を少し倒し、水位を下げてもよく調査をしたらどうかと再三申し入れたようですが、土木職員はこれまで頑として容認をしませんでした。しかし、先月23日、勤労感謝の日に突然、鏡川堰を何の連絡も入れずに倒し、水位を1メートル下げても請負業者と測量しました。終了すると、鏡川堰を起立させて下流を干上がらせるという前代未聞の無謀な作業をしたのです。10月中旬から12月末まではアユの産卵期で、特に当日は5日前の降雨で親アユが降下し産卵の最盛期であり、アユの卵に与える影響が少なからずあったと考えられます。ふ化した流下稚魚については大打撃であり、多数死滅したと推測されます。

ふ化した流下稚魚は干上がると生息できなく、水量が低下し流速が遅くなると沈下し死滅する。本件については、西日本科学技術研究所において実験調査した結果、鏡川堰下流の水位低下の影響によってへい死した卵は、最大でも全体の5%に達していなかったと推測されるとのことでございますが、流下稚魚の死滅については、

実験できず、今後総合的に推察するとのことでございます。この件については、県土木部として責任を持って対応していただくよう申し入れておきます。

本年6月には、鏡川水系での公共事業、災害復旧工事等で発注する工事において、発注者に対して濁水対策等を優先して取り入れることについての申し入れを行っているところでございます。公共工事を優先することは大事なことでございますが、市民県民の鏡川の環境を守ることも大切なことと考えております。提言でも、今後の鏡川を安心・安全で100年後も美しい河川であることの政策に反映していただきたくお願いをいたしますと申し添えているとおりでございます。

工事には濁水はつきものですが、清水バイパス等、工法等に工夫をしていただければ濁水対策もとれます。左岸だけの工事に右岸から河川を横断するという工法でなく、他の方法はとれないか研究いただくことも大事でございます。これは単に鏡川だけの問題ではなく、県下全ての河川について研究することではないかと思えます。

そこで、土木部長にお伺いをいたしますが、県民の愛する川に優しい工事工法についてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

そして、各堰の運用についての考え方をお聞かせください。

そして、昨年鏡ダムの選択取水についての質問に対して、検討するとの答弁でございましたが、鏡ダムの選択取水について検討されているのでしょうか、お伺いをいたします。

最後になりますが、私の地元でございますが、紅水川周辺の浸水対策についてお伺いをいたします。

知事からも、この問題については大きく捉ま

えているというお返事もいただいたところでございますが、これまでもたびたびこの問題についてただしてきたところでございます。

9月に開催をされました高知市議会で、全会一致で紅水川周辺の浸水対策を求める請願が採択をされております。このことは、周辺住民にとりまして長年の懸案でございましたので、大きな前進であると考えております。そこで、今後高知市とどのような協議を持って進めていただけるのか、土木部長にお伺いをいたします。

また、石神橋の上流、そして下流部に、どのような経過で残っているのかはわかりませんが流下断面の1割以上を占める土砂が残り、障害となっております。この件についても土木部長にお伺いをいたします。

以上で、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回のアメリカ大統領選挙に対する印象についてお尋ねがございました。

今回のアメリカ大統領選挙については、報道によりますと、現政権の政策継承か既存政治からの変革か、あるいは初の女性大統領が誕生するかどうかといった対立軸で戦われたものであると承知をいたしております。選挙結果については、クリントン候補やや有利という事前の世論調査のとおり、クリントン候補が総得票数では多かったものの、アメリカ独特の選挙制度によりトランプ候補が選挙人を多く獲得することとなり、接戦を制し当選となったものであります。

いずれにしても、トランプ候補が多く国民の支持を集められたことに変わりはなく、その背景としてグローバル化の進展に伴う負の側面、世界的な競争激化による貧富の差の拡大に対する不満があったことは否めないものと感じてお

ります。この点については、特に欧米諸国で大きな流れとなっており、日本としても今後について参考にすべきものと考えているところであり、ります。

次に、SNS社会の印象についてお尋ねがございました。

ICT技術の進展に伴い、テレビや新聞などの既存のメディアに加え、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSが果たす役割はますます大きくなってきているものと考えておりました。

今回のアメリカ大統領選挙でも、候補者がツイッターやフェイスブックなどのSNSを駆使した選挙戦を展開し、フォロワー数が1,000万人を超える規模となったことがメディアでも取り上げられております。このようにSNSは、短時間に多くの人に多量の情報を伝達することを可能とし、大規模メディアでなくても、個人個人が世界に情報発信することを可能とする、極めて意義深いツールだと考えております。他方、スピード感の裏返しとして、情報の正確性が確保されるのかという点が問題となる場合もあり、情報の正確性や分析を重視した他のメディアと併用されることもまた大事であると考えます。

いずれにしましても、今日の社会はSNSの存在を抜きにしては考えられませんことから、県としてもこうしたSNSの特性に十分留意しつつ、有効な情報発信のツールとして活用してまいりたいと考えております。

次に、イギリスのEU離脱、イタリアの憲法改正の国民投票などについてどのように見ているのかとお尋ねがございました。

一連の欧州における選挙結果については、先ほど申し上げましたように、グローバル化の進展に伴う負の側面、世界的な競争激化による貧富の差の拡大への不満を一定反映したものと考えております。世界的に自由貿易体制を構築し、

維持することは大変大事なことであると考えますが、あわせてそれは負の側面を持つことを自覚した対応を求められるということを示しているものと考えております。

グローバル化の進展が、過激な大衆迎合主義、ポピュリズムを招き、結果として極めて短視眼的な状況、すなわち保護主義の蔓延、経済のブロック化、世界的な対立の激化などといったことに陥ることがあってはなりません。今後、世界はグローバル化の光と影の両面をにらみながら推移する、そうした時代の到来を感じているところであり、ります。

なお、韓国大統領の弾劾問題については、機密資料を提供し国政介入を許したなどとされる大統領の個人的な問題に端を発する同国固有の事情があるものと考えているところがございます。

次に、国会議員の採決時の退席などについてお尋ねがございました。

おのおのの議員におかれては、採決に臨むに際して、党の方針やみずからの主義、信条に基づき判断、行動されており、その判断や行動についてはみずから責任をとられているものと考えております。私もできるだけ賛否をあらわすように努めていただきたいと思います。やむを得ず賛否を保留する際でも、その点についての説明責任をしっかりと果たされることが肝要ではないかと考えているところがございます。

次に、県内における2人目の女性首長の誕生に対する感想についてお尋ねがございました。

新しくいの町長となられた池田牧子氏は、議員のお話にもございましたように、平成6年から13年まで旧葉山村長を務められた吉良史子氏に次いで県内では2人目の女性首長となります。池田町長は、当選直後に報道機関に対して、現場に足を運び町民に寄り添った温かな町政を実現し、いの町に住んでよかったと感じる人がふ

えるようなまちづくりをしていきたいと、町長となられた抱負をお話しになっております。また、県内2人目の女性首長となることについて報道機関のインタビューに対して、今の世の中は男性社会で、その中で子育てや高齢者福祉の分野を中心に女性ならではのきめの細やかさを生かしたいと述べられており、これらのお言葉どおりの御活躍を期待しているところでございます。

私は県政の基本姿勢の一つとして、市町村政との連携・協調を常に大事に考えてまいりました。今後、県勢浮揚や地域活性化に向けて、池田町長とも連携させていただきたいと考えております。

次に、伊方発電所に不安を抱えている県民の声に対する率直な意見や考えについてお尋ねがありました。

伊方発電所の再稼働を不安に思う県民の皆様の声については、私自身も県民の皆様と懇談する場などでお聞きをいたしております。こうしたことから四国電力との勉強会などを通じて、県民の皆様が不安に思う点や疑問に思う点などを四国電力に問いただすとともに、伊方発電所3号機の安全対策の徹底と県民の皆様にもわかりやすい説明を求めてまいりました。

本年4月に熊本地震が起こった際にも、直後の5月に勉強会を開催し、熊本地震のような強い揺れが繰り返し起こった場合の安全対策などについて四国電力に疑問を投げかけ、安全性を確認したところであります。

さらに、県としましては、これまでも申し上げてきましたとおり、原発事故の被害の甚大さやその影響が長期間にわたって広範囲に及ぶことに鑑みれば、原発に依存しない社会の実現を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくことが必要だと考えております。ただ、その社会の実現がどの程度の期間でできるかは、科

学技術の進展いかんによるものと考えており、電力の安定供給のために現時点では3号機の再稼働はやむを得ないと考えているものです。

いずれにしましても、四国電力に対しては、安全対策に終わりはないことから、引き続き安全対策の徹底を求めるとともに、再生可能エネルギーの接続可能量の拡大など原発への依存度の低減に向けた具体的努力も求めてまいります。

次に、高過ぎる新薬の薬価と医療保険制度との関係についてお尋ねがありました。

オプジーボにつきましては、当初は患者数が非常に少ない悪性黒色腫という皮膚がんを対象に、研究開発費や製造原価等を回収できる薬価が設定されていたものの、非小細胞肺癌など対象となる疾患の範囲が拡大されたにもかかわらず薬価の見直しが行われなかったことにより、医療保険にとって巨額な約1,500億円に上る費用が見込まれることとなりました。

このような状況の中、国においては医療保険財政の安定性を確保し、国民生活にとって非常に重要な制度である国民皆保険制度を堅持するために、本来は2年に1回とされている薬価の改定のルールを変更し、緊急に高額な薬価の見直しを行うこととしたものです。

私といたしましても、薬価は医療保険財政の健全性を損なわないように設定される必要があると考えますし、一方では製薬業者が常に安心して効果の高い新薬の開発に対する意欲を持ち続けることができる薬価を確保することも重要だと考えます。

現在国においては、製薬産業がより高い創薬力を持つ産業への転換を図るためのイノベーションの推進と国民皆保険制度の両立をさせる観点から、今後の薬価のあり方の検討がされているところであり、これらの検討を通じて、将来にわたって国民が安心して医療を受けることができる薬価制度としていただきたいと思いますと考えて

いるところでございます。

次に、県民が健康で長生きできるためには、健康づくりを積極的に進める地道な努力が要るのではないかとのお尋ねがありました。

県民の皆様の健康づくりについては、これまでの2期6年間の日本一の健康長寿県構想において、特定健診やがん検診の受診率向上対策や高血圧・たばこ対策などに取り組んでまいりました。その結果、壮年期の男性の年齢調整死亡率は、全国との差が1.22倍から1.07倍へ3分の1以下に縮小するなど、一定の成果があらわれてきたところです。しかしながら、依然として全国に比べて高い状況にあることに変わりなく、本年2月に策定した第3期日本一の健康長寿県構想においても、壮年期の死亡率の改善を1つ目の柱に据え、引き続き県民の皆様の健康的な生活習慣の定着に向けて取り組んでいるところです。

他方、健診を受けることや健康的な食生活、運動の継続などの保健行動は、環境や個人、家庭の価値観など長年培われてきたものによって影響されてしまう面があります。そのため、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を目指して、全ての小・中・高等学校で副読本を活用した健康教育の実施やヘルスマイトの皆様による学校での食育活動を進めています。こうした取り組みによって、子供の学びが保護者や家族に伝わり、家庭での健康づくりにつながっていくことを期待しています。

また、健康づくりの大切さを理解していても、一人一人が生活習慣を見直して健康づくりに取り組み持続することは容易なことではなく、議員御指摘のとおり、まさに地道な努力が求められるものと考えております。本年9月にスタートした高知家健康パスポート事業は、こうした県民の皆様一人一人の健康意識のさらなる醸成と健康的な保健行動の定着化を図るため、健康

づくりに一步を踏み出していただくための動機づけを狙いとしたものです。来年4月にはパスポートのランクアップの仕組みを導入し、健康づくりに一步を踏み出した方が引き続き健康行動を継続し、健康的な生活習慣が定着するよう取り組みをさらに進めていくこととしております。

今後も、市町村を初め関係機関や健康づくり団体等と一体となり、県民の皆様の健康づくりを支援するための環境づくりを積極的に推進するなど、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の時間外勤務に対する考え方についてお尋ねがございました。

知事部局の職員の時間外勤務につきましては、私が就任した平成19年度の職員1人1日当たりの平均は17分、昨年度は38分となっておりますが、これは官民均衡等の観点から行われた1日当たりの勤務時間の15分間縮減の影響を受けており、この時間外勤務時間を含めた1日当たりの総勤務時間を見ると、職員1人当たりの平均は19年度が8時間17分、昨年度が8時間23分となっております。6分、1%の増にとどまっています。この間、知事部局の職員数は3,692人から3,322人と約10%減少しており、職員数に1日当たりの勤務時間数を乗じた総勤務時間数は約9%減少しております。また、昨年度の本県における職員1人当たりの時間外勤務の時間数は、全都道府県で上から21番目となっております。他県と比べて決して突出している状況ではないと考えております。

私としては、職員は県民の皆様のために、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などの主要施策の推進に向け、一生懸命、効率的に頑張ってくれており、本当にありがたく思っているところであります。その証拠に、先ほども申し上げたとおり、私が就任

した当時と比べ、職員数が約1割減少している一方で、県庁の仕事は大幅にふえているにもかかわらず、職員1人1日当たりの総勤務時間数は1%しかふえていないという結果となっています。これはひとえに職員が効率的に仕事をしてくれているということのあかしと言えます。そして、私もそのようになるように心がけてきたところであります。

ただ、いずれにしましても、さらなる時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいくという気持ちに変わりはありません。県庁におきましては、県民の皆様の命を守る南海トラフ地震対策や産業振興計画の推進など県政の重要課題に取り組んでおりますが、業務に当たっている職員にはやむを得ず一定の時間外勤務が生じることがあります。また、予算編成などの限られた期間に完了させなければならない業務や、災害への対応などの緊急の業務については時間外勤務を行わざるを得ません。

こうした中、県におきましては、昨年3月に高知県職員子育てサポートプランを策定し、職員の子供たちが健やかに生まれ育てられる環境の整備に取り組んでいるところであり、また昨年6月には、私みずからがイクボス宣言をさせていただき、先頭に立って職員の仕事と家庭生活の両立に取り組むこととしております。また、庁議の場など、機会あるごとに職員の心身の健康に留意すること、職員が創造性豊かな仕事をするためにも仕事の仕方や仕組みを見直すこと、さらに時間外勤務の縮減に取り組むことを幹部職員を初め管理職員に対し、徹底しているところであります。

今後も県勢浮揚に向け、全力を挙げてさまざまな県政課題に取り組みながらも、職員の健康管理に十分に配慮しつつ、時間外勤務の縮減にも取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、オプジーボのがんへの効果と薬価についてお尋ねがありました。

効果については、オプジーボは免疫チェックポイント阻害剤と言われ、免疫機能のブレーキを解除することで、がん細胞を攻撃するT細胞を活性化させ、腫瘍の増殖を抑制する働きが認められています。また、有効とされているがんは、根治切除不能な悪性黒色腫、切除不能な進行、再発の非小細胞肺癌、根治切除不能または転移性の腎細胞がん、再発または難治性の古典的ホジキンリンパ腫です。

一方、薬価については、公定価格として国において決められていることから、県では詳細なデータを持ち合わせていませんが、今回のオプジーボの薬価の見直しに関する国の資料によりますと、体重60キログラムの成人の治療1回当たり、日本が約131万円に対してアメリカが約54万円、イギリスが約25万円と、外国の価格に比べ2.4倍から5.2倍となっています。なお、来年2月からオプジーボの薬価を50%引き下げることが決まっています。

次に、医療費の高騰と国民健康保険制度の実態についてのお尋ねがありました。

国民健康保険は、被用者保険と比べて低所得の方の割合が高い、医療費水準が高い、高齢者の方が多い、そして財政運営が不安定になるリスクの高い小規模な保険者が多いといった構造問題を抱えています。また、医療の高度化や高齢化の進展により、医療費が増加し続ける一方で、被保険者の所得は伸び悩み、保険財政を賄っている被保険者の保険料負担は非常に重く、保険料率の改定がなかなか困難であることから、市町村の国保財政は厳しい状況にあります。

こうした国保の状況を踏まえ、今回の国保制度改革においては、国保制度を安定的に運営し

ていくために、公費の拡充による国保財政基盤の抜本強化を強く国に求めてきたところ、都道府県が財政運営の責任主体となることにあわせて、約3,400億円の公費の拡充が行われることになりました。

現在、県と市町村では、平成30年度からの新たな国保制度を円滑に運営できるよう、国保運営方針の策定や事業費納付金の算定方法などについて協議を行っているところであり、今後も市町村と緊密に連携を持ち、30年度にスムーズにスタートできるよう取り組んでまいります。一方、国に対しては、今回の改革による運営状況も検証しながら、国民皆保険制度の重要な支え手である国保制度を、将来にわたって持続可能なものとしていくために、必要な検討を行っていくよう全国知事会を通じ要望していくことにしています。

次に、体力や睡眠や食事といった蓄えができないものについては、よい習慣を身につける以外に方法はないのではないかとのお尋ねがありました。

健康増進法に基づく、21世紀における国民健康づくり運動においては、栄養、食生活は多くの生活習慣との関係が深く、身体活動、運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、また睡眠による休養を十分とることが生活の質に大きく影響することが示されています。生活習慣病を予防し健康を保つためには、議員御指摘のとおり、健康的な生活習慣を身につけることが最も重要であると考えます。

生活習慣は日々の暮らしの営みとともに身につくものですので、子供のころからの取り組みが重要です。壮年期においても健康的な栄養、運動、休養を習慣化できるよう県民の皆様への適切な情報提供や動機づけ、環境整備などの対策が必要です。

このため、子供のころからの健康的な生活習

慣定着に向けた健康教育や高知家健康パスポート事業などを日本一の健康長寿県構想に盛り込んでいますので、それらの取り組みを着実に進めてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、幕末に土佐藩が創設した開成館に関する認識と整備に関するお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

開成館は、幕末に土佐藩の殖産興業を目的に高知市九反田に設置されていた施設で、その建物は明治維新後も自由民権運動において立志学舎として活用されるなど、本県の政治経済の近代化の歴史上において重要な位置づけがされていると認識をしております。

また、議員の御質問にありましたように、板垣退助や西郷隆盛、木戸孝允など、土佐、薩摩、長州三藩の首脳会談が行われた歴史的にも意義深い場所であり、平成30年に放送が予定されている大河ドラマ「西郷どん」にあわせて、幕末維新博のプロモーションでの活用も期待できるものと認識しております。

開成館跡地は、高知市が史跡指定を行っており、その磨き上げについては、幕末維新博の開催に向けて、高知市において解説板の整備や開成館跡地をたどる土佐っ歩のコースの新設、観光マップでの紹介を行っていくとお聞きしており、本年度県が創設しました歴史観光資源等強化事業費補助金により支援することとしております。また今後、高知市において開成館跡地のさらなる整備が行われる場合は、その整備計画に基づく観光面での効果も判断しながら、先ほどの補助金や既存の観光拠点等整備事業費補助金などによる支援を検討してまいります。

次に、幕末維新博は県内各地域での取り組みと連携しなければうまく進まず、ハードよりソフトが優先されているのではないかとのお尋ね

がありました。

今回の博覧会は、将来にわたって活用できる歴史観光基盤の底上げを図ることで、博覧会終了後においても、歴史資源を核とした持続的な観光振興につなげることを目的としております。そのため、幕末や明治維新期に活躍した偉人の功績や本県の果たした役割などを体感できるよう、既存の施設を活用した地域会場を中心に、市町村と連携しながらハード、ソフト両面で歴史資源の磨き上げに取り組んでいるところです。

このうち、ハード面については、歴史的価値の高い本物の史料を展示したり、リアルに当時の時代を体感できるように、四万十市の郷土資料館などでは、展示や動線の見直しなどを含めた大幅な施設改修が行われるほか、高知市の龍馬の生まれたまち記念館では、映像を活用した展示のリニューアルが行われる予定です。このほか、北川村の中岡慎太郎館や佐川町の青山文庫などでは、史料の劣化を低減するために、湿度や温度の調整ができる展示ケースの設置や照明のLED化などといった展示環境の整備が進められています。

ソフト面では、外国人を含め本物の歴史資源の意義深さを観光客に伝えられるように、解説パネルの充実やパンフレットの多言語化、館内ガイドの充実、Wi-Fi環境の整備などについて、専門家の意見も取り入れながら進めております。加えて、各地域会場においては、周辺の歴史資源やその地域ならではの食、自然、体験プログラムを組み入れた周遊コースを形成し、観光客の滞在時間の延長や消費の拡大につなげていく準備を進めております。

このようにハード、ソフトの両面から将来にわたって活用できる歴史観光基盤の底上げを進めており、博覧会終了後においても歴史資源を核とした持続可能な観光振興につながるよう取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、職員の服務規律などについて、9月に発生した高知土木事務所職員の暴力事案についてお尋ねがございました。

御指摘の事案につきましては、本年9月に高知土木事務所で起きた職員同士のトラブルに起因する案件でございます。加害者側の職員は、従来から同僚職員の勤務姿勢に不満を持っていたところ、公用車で移動中に仕事の進め方について口論となり、停車している際に、助手席から運転席の同僚職員の顔面を手の甲で数回たたいて、たたかれた職員が上唇から少量の出血をしたというものでございます。いかなる理由があろうとも、暴力行為は絶対に許されるものではありません。このため、所長から服務規律の確保を徹底したところです。

他方で、加害者、被害者双方から事情を聞いたところ、被害を受けた職員の勤務姿勢についても、同僚や住民とのコミュニケーション不足などの課題が見受けられましたので、改善すべき点は改めるように所長から指導を行っております。私からも、部内の全所属に綱紀粛正の徹底を指示したところです。

次に、県民の愛する川にとって優しい工事工法についてどのように考えているのかとお尋ねがございました。

一般的に、河川工事では掘削箇所を土砂で締め切ることや、下流に汚濁防止フェンスを設置するなど、濁りが極力発生しないように配慮しながら工事を実施しているところです。また、河川の特性や魚類の生息に応じた護岸にするなど、河川環境に配慮した計画としております。

お話のありました鏡川の災害復旧工事では、被災した左岸の堤防上に水路があるなど、施工機械の搬入が困難であるため、河川を横断して工事箇所まで進入しなければならず、盛り土に

よる仮設道を設置しておりました。しかしながら、昨年度発注の工事では、河川内に設置した仮設道の盛り土が12月の季節外れの出水により流失し、工事の中断を余儀なくされたものでございます。

このことを踏まえ、今年度は河川横断部を盛り土形式ではなく、棧橋形式とし、出水に対してより安全な構造といたしました。また、この構造で濁水の発生を抑制し、加えて下流部に汚濁防止フェンスを設置し、濁水の流下を防ぐことにしております。

県内の河川工事の実施に当たっては、今回の御指摘を踏まえて河川の利用や河川環境に、より一層配慮し、関係機関の意見を伺いながら計画を検討してまいります。

次に、各堰の運用についてお尋ねがございました。

鏡川において県が管理しております堰は、上流から鏡川堰、廊中堰がございました。お話のありました11月23日の鏡川堰の操作は、河川災害復旧工事の着手前に測量を行うために水位を下げる必要があり、行ったものです。この操作により、護岸側にある魚道に水が回らなくなることから、測量終了後、速やかに堰をもとに戻しました。その結果、堰の上流に水がたまり、堰の下流の河川水位が上昇するまで時間を要することとなりました。

通常、工事に伴い堰の操作を行う場合は、関係機関に連絡しておりますが、今回の操作は測量のために堰を倒す時間が短いことから、あらかじめ漁協に連絡をしておりませんでした。その結果、漁協からの連絡によりまして、アユの産卵場へ十分な水が供給されない状態となったことに気がついたものであり、漁協の皆様に変御心配をおかけいたしました。

今後、堰の操作が必要な場合は、関係機関と連絡を密にし、アユの生態について配慮した操

作を徹底いたします。

次に、鏡川ダムを選択取水について検討しているのかとお尋ねがございました。

昨年12月の定例会で議員より、ダムの放流水の取水位置を選択できる選択取水のメリットを研究すべきとの御提案をいただき、選択取水がアユの生育にどのような効果があるのかについて調査検討する旨お答えさせていただきました。この検討に際しましては、現在の放流水の水温や濁度が下流のアユの生育にどのような影響を及ぼしているのか現状を把握する必要がございます。

これまでも、ダム直上流の貯水池内1カ所におきまして、水深1メートルごとの水温や濁度調査を継続しております。さらに、今年7月よりダム上流の貯水池の流入口、ダムの直下流、ダムから下流約1.5キロメートルの城の平地区の計3カ所で水温の調査を開始しております。

今後、これらの必要なデータを積み上げた上で、四国電力を初めとする利害関係者とも協議しながら、選択取水が水温や濁度に与える効果について、解析を行いたいと考えております。

次に、紅水川の浸水対策について、今後高知市とどのような協議を進めていくのかとお尋ねがございました。

久万川及び紅水川流域では、平成26年8月の台風による浸水被害が発生したことを受けて、県と高知市が連携して再度災害の防止に取り組むため、高知市街地浸水対策調整会議を平成26年10月に設置いたしました。この調整会議では、久万川や紅水川からの外水対策を県が、市街地の内水対策を市が実施することとなっております。

県は外水被害の発生について検証を行い、紅水川流域の浸水被害にも影響を及ぼした久万川から水があふれた範囲の堤防をかさ上げするなどの対策を検討し、本年度から一部の区間につ

いて工事に着手をしております。

一方、市では既存の内水処理施設の能力の把握や効果的な対策を検証するため、内水被害の発生状況などの解析を行っているところです。

今後とも、地元からの御意見を伺いながら、この調整会議でこれから実施する取り組みを決定し、施工時期の調整を行い、効果的な対策を進めてまいります。

最後に、石神橋の上流・下流部に流下断面の1割以上を占める土砂が残り、障害となっていることについてお尋ねがございました。

議員からお話がありました石神橋の上流・下流部に土砂が残っている箇所につきましては、将来的な橋のかけかえ工事にあわせて改修を行う予定としており、未改修のまま残っているものです。この区間の護岸を改修し、流下断面を広げるためには、市道や周辺の建物等への影響を十分に考慮した新たな護岸構造を検討する必要があります。

このため、石神橋のかけかえに先行して、護岸のみの改修を行う場合にどれくらい水位が低減されるかについて検証を行い、どのような工法が可能になるのか検討を行ってまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 県職員の服務規律等につきまして、高知土木事務所職員の暴力事案への対応に関してお尋ねがございました。

職員の非違行為に対しましては、その行為の原因、動機、結果、影響のほか、職員の勤務態度などを考慮するとともに、過去の類似事案との均衡も図りながら、どのような対応を行うかを判断しております。

先ほど土木部長がお答えした事案につきましては、職員本人や関係する職員からよく事情をお聞きし、事実関係を十分に把握した上で、暴力行為を行った職員に対しては、このたびの行為を反省し、二度とこのような事態を引き起こ

すことがないように厳重に注意を行いました。さらに、被害に遭った職員に対しても、勤務姿勢で改善すべき点は改めるように指導を行ったところであります。また、管理職員等に対しては、率先してみずからの姿勢を正すとともに、職員管理を徹底するよう機会あるごとに注意を喚起しておりますけれども、職員への目配りや指導が十分に行き届いていなかったことが今回の事案を生じさせた要因と受けとめております。このため、所属を管理監督する立場にある高知土木事務所長に対しても注意を行ったところであります。

管理職員等は組織をマネジメントしていく中で、日常から職員とコミュニケーションをよくとりながら、職員の勤務状況を把握するよう心がけることが肝要でございますので、今後とも服務規律の確保を徹底してまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) クロマグロの養殖振興について、人工種苗生産技術を事業化レベルへ引き上げるための県の取り組み姿勢についてお尋ねがございました。

クロマグロの人工種苗生産技術の開発につきましては、議員のお話にもありましたように、平成26年度から県と民間企業が協力して取り組んでまいりました。本年度は餌の安定供給などの課題が解決し、議員御指摘のとおり量産体制に向けた技術はほぼ確立したと考えております。このため当初の計画を1年前倒しし、来年度からは民間企業がクロマグロ人工種苗生産の事業化に着手し、県内の養殖業者へ種苗を供給する予定となっております。

一方、人工種苗の生産・販売を軌道に乗せるためには、中間育成のための漁場確保や人工種苗の本県クロマグロ養殖業者への普及が課題となっています。

県といたしましては、中間育成漁場の確保に

向け、地元関係者の方々との調整を行うとともに、高い品質の種苗が本県の養殖業者へ速やかに普及されるように支援をしていきたいと考えております。また、ことしの10月に開設した水産試験場の古満目分場では、人工種苗が順調に生産できるよう研究技術面からもサポートしてまいります。これらの取り組みによって、人工種苗生産の事業化を早期に実現し、本県のクロマグロ養殖の生産量をさらに拡大させたいと考えております。

次に、クロマグロの産地加工や販売促進の今後の具体的な事業展開についてお尋ねがありました。

クロマグロは、注文に応じて必要な部位を必要な量だけリアルタイムに供給することができる消費地側で加工されることが多く、県内産地では今、大半が加工されないまま消費地へ出荷されております。

しかし、産地加工は実際に食べられる部分だけを出荷することによる輸送コストの削減、圧縮に加え、消費地側では加工の手間が省ける、残滓がほとんど発生しないなどメリットも多くございます。このような中で、国内市場はもとより、今後消費の伸びが見込まれる海外市場への販路拡大も視野に、複数の民間企業が宿毛湾地域での産地加工への参入に意欲を示しております。

県としましては、産地加工の拡大は新たな雇用の創出や関連する地域産業への波及効果が大きいことから、民間企業の参入を促進してまいりたいと考えております。また、販売促進につきましては、今後県外での高知家の魚応援の店を活用したクロマグロフェアの開催や築地のさかな屋高知家でのPRイベントなどを行うとともに、産地である大月町と協力して地元飲食店で新たなメニューを開発して提供するなど、宿毛湾のクロマグロのブランド確立を目指したプ

ロモーション活動を展開していきたいと考えています。

こうした取り組みを通じて、生産、加工、流通、販売、観光などの業種が連携した宿毛湾養殖クラスターの形成促進を図ることで、地域経済の好循環を生み出し拡大再生産につなげてまいりたいと考えています。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(樋口毅彦君) 鳥獣対策について、まず認定鳥獣捕獲等事業者の認定についてのお尋ねがありました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、御承知のとおり全国的に鹿やイノシシなど野生鳥獣による被害が深刻化し、捕獲対策の強化が求められる中で、捕獲に従事する狩猟者の負担が増加し、これまでのようなボランティア的な捕獲では限界があることから、発注者との契約に基づき計画的、組織的な捕獲を確実に実施できる事業者を確保・育成することを目的に、昨年度から新たに設けられたものです。この認定を受けようとする事業者は、主たる事業所の所在地または事業を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に申請を行うこととなっており、12月8日時点で全国では95の法人が認定を受け、本県では申請のあった2つの法人を認定しております。

その認定の基準は、お話にもありましたように、法律、施行規則等において全国一律に決まっておりますので、本県においても緊急連絡体制や定期的な射撃練習の計画などが盛り込まれた安全管理規程が整っていること、救急救命講習を受講した事業管理責任者を選任していること、捕獲従事者全員が安全管理講習及び技能知識講習を修了していること、銃猟で1億円、わな猟で3,000万円以上の損害賠償保険に加入していることなど、認定鳥獣捕獲等事業者と

して満たすべき基準に照らして審査をしております。不明な部分については、追加で資料の提出を求めたり関係者に問い合わせるなどして、これらの要件を全て満たしていることを確認した上で認定することとしており、お話にありました団体につきましても、そうした手順を踏んで確認を行い、定められた要件を具備している団体として適切に認定したものでございます。

次に、このたび県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、最低制限価格を設定していない理由とプロポーザル方式などの御提案についてのお尋ねがありました。

今回のこの事業は、国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、捕獲が困難な山岳地において県が定めた実施計画に基づき鹿の捕獲に取り組むものです。実施計画の策定に当たりましては、猟友会の役員の皆様などからいただいております地域の狩猟者や現在有害捕獲が行われている現場が混乱することのないようにとの御意見も参考にさせていただき、有識者や市町村などの関係者等で構成する検討会において、これまで捕獲が行われていない鳥獣保護区を事業実施箇所に選定しましたほか、契約方法についても検討いただきました。

この事業の発注方法については、国の交付要綱においては一般競争入札が原則とされていますが、検討会においてプロポーザル方式も含めて検討を行った結果、今回の事業のように捕獲方法や実施場所などを具体的に示して発注するのであれば、競争入札に付することが適当であり、また速やかに発注して十分な捕獲期間を確保するためには、指名競争入札が適当との御意見をいただきましたので、県の競争入札参加資格者登録名簿に登録のある県内外の認定鳥獣捕獲等事業者6者を指名して入札を実施することとしたものです。

競争入札に際しましては、特に必要があると

認める場合に最低制限価格を設定できますが、指定管理鳥獣捕獲等事業につきましても、そもそも安全、確実に事業を実施できることとして認定を受けた法人を対象としていることなどから、現時点において特に最低制限価格を設定するまでの必要がないと考えたものです。

私どもとしましては、有害鳥獣の捕獲頭数を今以上にふやすためには、この国の指定管理鳥獣捕獲等事業の活用は有効な手段の一つと考えており、次年度以降も取り組みたいと考えておりますが、その際には今年度の結果も踏まえまして、改善すべきところがありましたら、対応策なども検討しながら進めていきたいと考えております。

○28番（高橋徹君） 時間が11分残っております。少し第2問をしてみたいと思います。

まず、時間外手当のところでございます。私が今まで、今は議員なんですが、働いてきた環境と知事の今までの仕事をしてきた環境というのは随分違います。今の高知県の労働者の文書にも書いてございますように、例えば介護であったり、あるいは保母さんであったりタクシーの運転手であったり——タクシーに乗った折に高知県の景気等々も毎回お聞きするんですが、知事、タクシーに乗ることがあるのかどうなのかわかりませんが、大変厳しい環境の中で仕事をしているということは確かなんですよ。

それで、知事がお話をした部分、全てよう書き取りはしませんでした。残業が全国で21位ということでもございました。大変厳しい環境の中で高知県の職員が知事を筆頭に頑張っておられることは私もよく承知をしております。しかし、1人当たりで総勤務時間数を割っての細かい数字を上げられたんですが、その中には300時間、400時間の残業をして、200万円、300万円、そういった時間外手当をもらっている方がおられることには間違いありません。

今回そのことについては、逆にお聞きをしないほうがいいだろうと思って私は質問項目に上げていません。ただ、民間の企業でのワーク・ライフ・バランスとか、民間の社長でも残業を減していこうという今の世相の中で少しでも職員の家庭での時間、あるいはプライベートな時間、そんなことも書かせていただきました。今回の時間外勤務の質問は、私の質問にしては優しく優しく書かせていただいたつもりなんです。しかし、とはいえ10億円。以前にお聞きをしたように、臨時職員を雇えば1年間で500人近く雇用することができるという金額なんです。

それで、知事の一声で、例えば残業をやめるというわけにはいきませんが、もう少し残業を減して、もっと職員の方々に——これはやれと言うたらやりますよ、皆それぞれ職員は優秀な方ばかりですのでね。負担のあるところは人員を厚くするなり、あるいは全部が全部一般の臨時職員ではいけないので、そこはいかないかもわかりません。そういったところには手厚くして、もう少し1人当たりの残業時間を減らしていくという努力について、お答えは要りません、そういうところについては少し考えていただきたいと思います。残業、時間外についてはそういったことで締めくくらせていただきたいと思います。

それと、中山間対策・運輸担当理事の鳥獣の認定事業なんですけど、実はこの問題については環境省で2年審議をした経過がございます。大日本猟友会のメンバーとして私が環境省にこの事業の臨時的委員として2年間、東京で審議をさせていただいて、大日本猟友会としてはこの事業については最初から反対ですということを明確に申し上げて、この事業の審議をしたところでございます。その中で、当然それぞれの県の猟友会と違う団体をつくっていくともめますよというお話もさせていただいた。しかし、こ

の認定制度ができたんです。

きょうの質問も、ちょうど質問をする前に県の猟友会21人、土佐清水から芸東までそれぞれの猟友会の会長さんに集まっていたいただいて、この制度の県からの発注が予想されますと、その折にはどういったことが考えられますかということでした。きょうの質問項目の一つでございますので、私は異論はあります。ありますが、このことを私が直接いろいろ言うと、また私も組織の長でございますのでいろいろあってもいけません。きょうの回答を持ち帰って、理事さんにもお諮りをして、また個々にお話をさせていただきたいと思います。

中山間対策・運輸担当理事樋口さんは、ことしからでございますので、我々猟友会にもちよくちよくおいでをいただいて、真剣に我々県の猟友会のことも考えていただいております。それと、猟友会の手厚いいろんな制度の中で、わな猟の方もふえていますし、とにかくせんだつての新聞を見てみてもイノシシの被害が大きいということでございます。我々懸命に組織を挙げてこのことに当たらなきゃならんということは確かでございますので、内部で混乱があってはなりません。我々県猟友会がこの事業を受注しようとも、もう片方の法人が受注しようとも、いずれにしてももう一度県の猟友会においでをいただいて、これからもこの事業で混乱がないような形での運営というものをしていかなきゃならんというふうに思っています。きょうの担当理事からの説明、よく承知をしましたので、また今後我々としても協議をさせていただくようにしたいと思います。

それから、土木部長でございますが、今回堰の問題について理事からの発言で、この質問項目をつくらせていただきました。前代未聞というようなお話もさせていただいたんですが、やっぱり私は高知土木の職員に、もう少し川に、特

にアユとか魚にもっと優しくあってほしいと思いました。高知市の職員さんなんか、堰を上げたり下げたりするときには、必ずうちの専務に電話をいただくときがあるんですが、県の職員は、我々に堰のことについて御相談いただいたことは一度もないんです。せんだっておいでたときに私がその話もさせていただいて、緊急の場合等々もあるんで、そのことについてはしっかり、我々だけじゃなしに各漁協さんとコンタクトをとって、いろんな事業をしてくださいよというお話もさせていただいたんです。この間私が職員にお話をしたのは、自然に優しい、そういった土木行政であってほしいなということをお願いした経過がございます。

3分残ってございますが、それぞれ詳しく御答弁をいただきました。特に水産振興部の谷脇部長からもマグロのことについての御答弁もいただきました。最後の端に宿毛漁業指導所と土佐清水漁業指導所のこと書かせていただいたんですが、お二人とも多分高知市内から通っていると思います。金曜日の夜には帰り、また月曜日の朝は行くと、非常に遠路なんです、我々8人の会派で寄らせていただいて本当によく頑張っているなあと、みんなからそんなお話がございましたので、本当はお名前を挙げてここで申し上げたいところでしたが、名前を挙げるということにもいきませんので、それぞれの指導所ということでお話をさせていただきました。本当によくしていただきました。そのことを申し添えて、私の一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時20分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番（吉良富彦君） 私は日本共産党を代表して、以下順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

アメリカ大統領選でトランプ氏が当選しました。国際ジャーナリストの堤未果さんは、早くからトランプ旋風の根底には既存政治への強い憤りと不満があると指摘していました。トランプ氏は、国内雇用を最も重視し、格差と貧困をもたらした既存の政治を批判。国家に税収をもたらさないグローバル企業と銀行にとっての自由が守られる自由貿易推進ではなく、格差を縮小するために年金・医療・教育などを強化し、国内への投資を最優先すべきだ。それができるのは1%の超富裕層から献金を受け取らない自分だけだ。強欲な1%からアメリカを取り戻すという、その主張に貧困や失業に苦しむ米国民が期待をかけたと考えられます。

民主党の候補者指名でも、社会主義の名のもとに格差是正を強く求めたサンダース上院議員が旋風を起こしたことも、ウォール街が支配する1%の政治への強い批判が背景と指摘されています。これらはまさに、多国籍企業中心のグローバル資本主義を進めてきた二大政党による既存政治の行き詰まりと深い矛盾を示したものと言えます。

トランプ氏が来年1月20日の大統領就任当日にTPP離脱を正式発表すると宣言しているもとの、安倍政権は世論の66%が慎重審議を求めているのにTPP承認案を強行しました。開くべき中央公聴会も開かず、テーマ別の審議も始

まったばかり。農業の重要5品目の関税で無傷なものが何もなかったことや、日本だけが7年後の再交渉を約束させられ、全面的な関税撤廃が最終目標だと規定されていることも明らかになったなど、日本農業崩壊への懸念は一層深まっています。

T P P協定30章の中で貿易にかかわる章は5つで、残りは投資のルールなど非関税障壁の部分であり、国のあり方全体にかかわる協定となっています。

自由診療の拡大で国民皆保険制度が空洞化するのではないかと。政府調達の範囲が3年後の再協議で拡大することはないのか。地産地消や地元業者優先の取り組みができなくなるのではないかと。米韓F T Aにより提訴される懸念から、韓国政府は学校給食での地産地消条例の廃止・修正通知を出しています。自主的な共済の保険業務化や、農協、郵政の金融部門の外資開放で、地域社会を支えるネットワークが破壊されるのではないかなどなど、多くの懸念が解消されていません。

それに加え、2国間協議、いわゆるサイドレターは、法的拘束力はないという政府の説明がごまかしで、着実に実施していくと約束までしていたことが暴露されるなど、今回強行採決されたT P P協定の内容が今後日米2国間交渉の土台とされることが懸念されています。このように政府の情報隠蔽体質のもと、問題点が次々と明らかになり、審議は全く尽くされていません。

ノーベル賞受賞の経済学者スティグリッツ氏は、「T P Pは自由貿易協定ではない。特定集団のために管理された貿易協定だ」と批判し、「協定のそれぞれの条項の背後には、その条項をプッシュしている企業がある。米通商代表部が代弁しているのは、そういう企業の利益であり、決してアメリカ国民の利益を代弁しているわけで

はない。ましてや日本人の利益のことは全く念頭にありません」と、一部の多国籍企業の利益のためにそれぞれの国の国民を犠牲にするという、T P Pの本質を指摘しています。

多くの疑問、懸念が存在している中で採決の強行は許されるものではなく、県民の暮らしと県経済への懸念が払拭できたとはとても思えるものではありません。知事に御所見をお伺いいたします。

次に、沖縄・米軍機の問題についてお聞きいたします。沖縄の辺野古新基地建設には、県民の8割が反対し、知事、名護市長も沖縄県選出の全ての国会議員も反対しています。辺野古新基地が普天間基地の移設などという生易しいものではなく、1,800メートルの滑走路を2本持ち、強襲揚陸艦も接岸できる軍港を持ち、耐用年数200年の最新鋭の巨大基地となっており、基地負担軽減とは正反対の事態となっているからです。まさに沖縄の海兵隊基地を戦略的出撃拠点、世界への殴り込みの一大拠点として抜本的に強化、固定化する計画です。

上で述べた圧倒的民意を踏みにじり、国策だから、唯一の解決方法だからと、そういう理由で強行することが許されるのでしょうか。この論理に立てば、例えば国策であるエネルギー政策を進めるために、科学的に検討した結果、核のごみ捨て場の最適地は高知県であり唯一の解決策であると政府が決めれば、地方自治体と住民がどんなに反対しても強行できることになってしまいます。

国と地方公共団体との対等・協力関係を規定した1999年の改正地方自治法に反し、憲法に規定された地方自治の本旨、地方自治体の自主性と自立性を否定するものだと考えますが、知事にお考えをお聞きいたします。

さらに、参議院選挙の直後には、人口150人の東村高江にオスプレイ着陸帯を建設するために、

全国から500名の機動隊員を動員して反対住民らを力づくで排除し、工事を強行するという異常きわまるやり方、そして機動隊は住民に対して土人と侮蔑するなど、沖縄への差別体質にも大きな怒りが広がっています。あろうことか政府は、この発言を差別ではないと述べた担当大臣を擁護し、差別ではないと閣議決定までするなど、まさに異常です。

既にMV22オスプレイの夜間訓練によって睡眠不足に陥った児童が学校を欠席する事例が報告されています。ヘリパッドが完成すれば、訓練激化によって住環境やノグチゲラなど貴重な動植物に重大な悪影響を与えることは必至です。そもそもこのヘリパッドは、米軍が、使用不可能な約51%の北部訓練場を日本政府に返還する一方、新たに利用可能な訓練場所を開発とした基地強化が目的であり、それは米軍の特権を保障した日米地位協定で必要なくなった基地の返還を義務づけていることにも違反した内容です。

しかも、米側の資料で明記されているオスプレイの配備を、政府は2010年まで否定し続け、県民をだましてきた経過もあります。よって、沖縄県知事も、オスプレイが利用するヘリパッドは容認できないと明言しています。

住民に配備計画など隠し、うそをつき、反対する住民を力づくで排除するやり方は、行政として決して許される行為ではないと思いますが、お聞きいたします。

12月7日、土佐湾に岩国基地所属の米軍機F A18ホーネットが墜落したニュースに県民は強い恐怖と不安を感じています。9月に沖縄近海でハリヤーが墜落したばかり。本県空域ではそのような米軍機による低空飛行訓練が繰り返されており、1994年早明浦ダム、99年の土佐湾への墜落に続き3回目となります。

墜落したF A18ホーネットは、10月26日にも

カリフォルニアで墜落、またサンディエゴでは2機が接触事故で1機が墜落と、立て続きの墜落事故を起こしている戦闘機です。墜落機所属の岩国基地は、来年に向けて米海軍厚木基地から空母艦載機59機が移駐され、米国外では初となる最新鋭F 35 Bステルス戦闘機16機も駐留します。米軍機だけで約130機、米兵軍属9,000名を超す極東最大の米空軍基地となります。その訓練用として土佐湾沖に臨時留保空域が新たに設定されるということで、さきの9月議会で私どもの塚地議員が、艦載機移転によって、深夜土佐湾沖の空母と基地との間を頻繁に往復する着艦資格取得訓練が展開される危険性を指摘し、訓練空域拡大をやめさせ、訓練中止の意思を示すべきと求めたばかりです。その新たな訓練空域での訓練が11月10日から開始された直後の墜落でした。

墜落した地点は、国土交通省航空局への申請、承認の手続が必要で使用状況を把握することが可能になる新たな臨時留保空域ではなく、従前のL空域での事故とのことですが、訓練空域拡大、訓練増による危険性は間違いなく増大されたと言えます。

知事は9日、外務省、防衛省両省に直接出向き要請を行ったということですが、県としてどのような要請と対応をしたのか、事故発生後から救助、その後の原因究明、再発防止への日米両政府の対応を含めお聞かせいただきたいと思えます。

さきの議会で、東京、神奈川、広島、山口、沖縄など14の都道府県でつくる渉外知事会が、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないと、「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行う」、そのことを求める条項の新

設を求めていることを示し、知事に共同行動を求めました。知事は実態調査と事前の情報提供を国に求めるとの答弁姿勢にとどまっています。今回の事故で我々県民は、米軍機がいつ墜落してきてもおかしくない危険性を痛感しています。今こそ涉外知事会同様、地位協定の見直しを国に強く求めるべきだと考えます。

リマ海域を含む土佐湾沖の訓練空域撤去と、当面原因が確認されるまでオレンジルートと土佐湾沖での訓練の中止、そして日米地位協定に飛行運用に関する制限措置を求める条項の新設を国に求めるべきだと考えるものですが、お聞きいたします。

次に、伊方原発のことについてお聞きいたします。伊方原発3号機の再稼働に対して、その安全性、必要性について県民の中にある疑問、懸念を、四国電力との勉強会を公開し、ただしてきた県の姿勢は評価するものです。ただ、内容は極めて専門的で、必要なデータの種類、その解析など、多くの専門家の知見抜きには検証できません。

6月、9月議会で複数回の基準地震動の揺れに対する安全性について質問しましたが、結論は、県としての客観的なデータなど示すことなく、ただ四国電力が大丈夫と言っているということで、四国電力側の回答に二の矢三の矢を放つことは少なく、四国電力の主張を結局はのんでいるという印象を拭き切れません。

私どもは、常任委員会での論議でも、原発再稼働に対し厳しい意見を持ち、積極的に活動している飯田哲也氏などを委員にした恒常的な勉強会を行い、P D C Aサイクルを回すべきと提案してきました。高知にも元四国電力職員の松野元氏、福島第一原発の技術者であった木村俊雄氏、元愛媛大学学長で名誉教授の小松正幸氏、既に御意見をいただいています岡村眞高知大特任教授等の専門家がいらっしゃいます。

知事の福島事故の被害を見たとき原発の依存度を減らすべきという姿勢を明確に示すためにも、再稼働に批判的な御意見を持つと自他ともに認める研究者、専門家を含め恒常的に四国電力の主張を検証する体制を持つべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

熊本・大分群発地震を機に、新たな危険性の存在が指摘されています。本年4月6日に放送されたNHKスペシャル「地震列島 見えてきた新たなリスク」で、最新の地震研究の内容が紹介されています。京都大学地震予知研究センターの西村卓也准教授が行っているGPSを使った地盤観測データから、鳥取を中心とした山陰地方に地盤の割れ目があり、大きな地震が発生するリスクが上がっていること、さらにそのデータをもとに地盤の割れ目を調べたところ、九州地方にもリスクの高い地盤の割れ目が存在していることがわかったという内容でした。そして、その放送直後に熊本地震が発生し、10月にはマグニチュード6.6の鳥取中部地震も発生しています。西村准教授は、ひずみがたまりやすい場所として上記の2カ所を含め5カ所を挙げており、四国の中央構造線断層帯沿いがその一つとなっています。

また、小松正幸愛媛大学名誉教授や早坂康隆広島大学准教授ら約10人の研究者が議論を重ねた結果、伊方原発の前面海域8キロメートルではなく、すぐ近くの600メートル沖に中央構造線の主断層が走っており、これが活断層である可能性が高く、伊方原発の直下で巨大地震が起き得ると警告しています。

小松名誉教授は、別府湾での多くの機関による綿密な調査、例えば海上保安庁の水路部や四国電力の規制委員会への提出資料などを活用して、伊予灘で地震を起こすポテンシャルを持っているのは、沖合8キロメートルの中央構造線、活断層帯ではなく、沿岸すれすれ600メートルに

佐田岬半島から九州にかけて存在する中央構造線本体であること、この中央構造線が活動を繰り返していること、さらに今度の熊本地震の考察から、四国から九州一帯の中央構造線及び関連する大分から熊本構造線は新たな活動期に入っていると指摘しています。そして、中央構造線のうち、伊方原発の東方で下灘長浜沿岸活断層へと連続している部分は高角度であることがわかっており、熊本地震を起こした布田川断層が約80度の高角右横ずれ断層であったことを例に挙げ、伊方原発の直近にある活断層が鉛直型である場合、伊方原発の直下で地震が発生すれば、さらに短時間で地震動が原発を襲い、緊急停止させる時間的余裕がないと指摘しています。そして彼は、したがって佐田岬半島沿岸周辺の詳細な探査を行い高角断層の有無を確認することは必須であり、これなくして再稼働はあり得ないと強調しました。

県として、この新たな知見に基づく指摘をどう受けとめるのか、四国電力との勉強会で提起すべく、しかるべき対応を行うべきであると考えているものですが、お聞きいたします。

さきの9月議会で知事は、伊方2号機の再稼働が提起されれば、3号機のとくと同じように勉強会で検証していくと答弁されました。伊方2号機は、1号機と同世代の設計で、今から安全対策の巨額の投資をして再稼働するとなれば、原則40年で廃炉ということは建前で、60年運転を想定しての投資であることは明瞭です。

脆性劣化、格納容器の耐圧能力の低さなど多くの問題を抱えていることをこの間も指摘してきました。また、私どもは根拠がないとと思っている老朽火力の故障による停電の危機も、既に3号機の再稼働で今や回避されたことになりました。ゆえに、老朽化した2号機に巨額の経費を投じ稼働させる必要性は全くなく、その巨費を送電線の強化、地域分散型の電力網、スマー

トグリッドの構築に投資すべきです。

伊方2号機の再稼働を中止し、その経費を送電線の強化に使うことを主張すべきと思うが、どうお考えなのか、お聞かせください。

次に、災害救助についてお聞きいたします。

東日本大震災の被災地では、仮設にも災害復興住宅にも入れず、半壊などした住宅を直す金もなく、壊れた住宅で生活し、支援の手からも漏れている、いわゆる在宅被災者の存在が大きな問題となっています。石巻市でそうした被災者を支援するチーム王冠が、2014年10月から11月に1,100世帯以上の家屋修繕状況を訪問調査した結果によると、有効回答538件の半数が修理未完成の状態であり、その半数が金銭的理由からで、また圧倒的多数が高齢者世帯と回答しています。今でも数千世帯が壊れた住宅での生活を余儀なくされているというものです。

その原因は、罹災証明によって支援の内容が大きく違ってくる被災者生活再建支援法です。罹災証明は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で判定します。損害割合が50%以上が全壊、40%以上50%未満は大規模半壊で、この全壊と大規模半壊と判定されると仮設住宅、災害復興住宅へ入居できます。20%以上から40%未満は半壊で災害復興住宅へは入れませんが、熊本地震では被災した住宅の解体撤去を条件に半壊も入居対象としましたが、わずかです。20%未満は一部損壊とみなされ、義援金すら対象外となります。

次に、被災者生活再建支援制度での最大300万円の住宅再建補助ですが、全壊と大規模半壊が対象で、わずか1%違いなのに半壊となると解体撤去費用の補助だけとなり、大規模半壊とは極端な差が生じます。これが在宅被災者を生む大きな原因なのです。熊本地震をめぐって新聞紙上でも、「半壊と認定されて支給対象から外れ、被災者に修理費用が重くのしかかるケースがあ

り、不公平だと訴える声が上がっている。8割の被災自治体が改善を求める被災者生活再建支援法」と報道されています。

このような在宅被災者についてどのような課題意識を持っているのか、危機管理部長にお聞きいたします。

被災者生活再建支援制度については、支援額と支援範囲を拡充することが重要だと考えます。鳥取県はこのたびの地震で、一部損壊に30万円の支援を全国で初めて決定しました。本県でも独自の拡充を検討するお考えはないか、危機管理部長にお聞きいたします。

熊本地震では、罹災証明の発行に手間取ったことが問題点として浮き彫りになりました。地震、津波、長期浸水などでそれぞれ損害の判定の基準に基づき、研修や実地訓練での職員育成が不可欠です。県内22自治体で、体制が未整備との報道が先日ありました。ただし、整備されているのは風水害に対するもので、地震、津波にはほとんど未整備ではないだろうか、ある市の担当者からお聞きいたしました。

罹災証明の発行体制の整備状況と、県みずからの課題として推進するお考えはないか、危機管理部長にお聞きいたします。

「東日本大震災の復興の検証」という著作の中で、津久井進弁護士は、災害救助法の抜本改正が必要と述べています。同法は、避難所設置と運営、食事・寝具・日用品の提供、家屋の応急修理、仮設住宅の提供など、被災者の避難生活全体をフォローアップする重要なものですが、1947年に制定された古い法律で、大規模災害が想定されていません。東日本大震災の教訓も反映させて抜本改正されるべきですが、されておらず、その後の鬼怒川決壊水害でも、避難所では40日以上もおにぎり、菓子パンの配給、住宅避難者への食事の供与の打ち切り、避難所の劣悪な環境を放置したままの整理統合が繰り返さ

れるという、先進国ではあり得ない状況が繰り返されているし、また原発被害は災害救助法の対象となっていないと津久井氏は指摘しています。

避難所などでの行政の消極的な姿勢の原因の1つは、自治体の被災者救助に対して国費が補助される制度であり、費用負担に慎重な自治体によって支援が消極的になる制度設計となっていることです。

もう一つには、災害救助法の機械的な運用の問題です。旧厚生省の運用内部マニュアルの5原則、平等の原則、必要即応の原則、現物支給の原則、現在地救助の原則、職権救助の原則があります。平等の原則では、避難所に100人いて食料支援が50人分しかなければ配らないとなり、必要即応の原則では、必要性が減れば避難所は直ちに閉鎖し、救助の取りやめにつながる。現物支給の原則では、食料・住宅確保に現物支給にこだわり過度な金銭供与を避ける姿勢となり、これら運用原則が災害救助法の悪弊の根拠だと指摘しています。日本弁護士連合会は、それら5原則に対し、人命最優先の原則、柔軟性の原則、生活再建継承の原則、救助費国庫負担の原則、自治体基本責務の原則、被災者中心の原則の6原則を提起し改正を求めています。

東日本大震災などを踏まえるとともに、自治体が積極的に災害救助に踏み出せるよう財政負担のあり方や運用原則も含め、災害救助法の抜本改正が必要ではないかと考えるものですが、地域福祉部長の見解をお聞きいたします。

また、日弁連の提起する6原則への見解と、県として県下自治体に災害救助法の運用に関してどのような姿勢で対応するよう指導・助言されているのか、これも地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、須崎海洋スポーツパーク構想について教育長にお聞きいたします。

豊かな自然を生かしたスポーツの推進として今議会に補正予算が提出されている須崎海洋スポーツパーク構想について伺います。スポーツの振興は意義あることですが、須崎市立スポーツセンターを活用し、カヌーやオープンウォータースイミングを核として須崎市浦ノ内地域の活性化を図るといふ今回の構想は、県政運営のあり方について極めて重大な問題を含んでいます。

県の説明では、地元須崎市で検討が重ねられ、基本構想が練り上げられ、合意されているかのように錯覚してしまいますが、須崎市議会では、この12月議会で執行部が、唐突な計画なので丁寧な説明をしなければならないと、今現在、再三議員への説明をしている最中です。須崎市議会に提案されているのは、辺地債計画変更の議案です。今回、県が触れていない平成33年以降の施設整備費2億3,000万円分も提案されており、まだ何も議論もされていないし、何も決まっていません。地元でも唐突な計画で議論もこれからというときに、海洋スポーツパーク構想の一環として、海岸の改良実施予算を提案するのは余りにも乱暴で拙速です。県の前のめりの姿勢から感じるのは、須崎市というより、むしろ県が音頭をとって須崎市に構想を押しつけたのが真相ではないかと思わざるを得ません。

須崎海洋スポーツパーク構想はどのようにしてできたのか、今回提案された計画はどこでどのようにしてつくられたのか、経過をお聞きいたします。

政府は、スポーツツーリズムを推奨していますが、かつてのリゾート推進の大失敗を繰り返さないよう、地方自治体はリアルな現状分析に基づいた堅実な計画を主体的に判断して取り組むことが求められています。9月議会でも、春野運動公園の芝改修工事で、その安易な拙速さが問題になったところです。

そこで、須崎海洋スポーツパーク構想を推進する県の現状認識を伺います。まず、スイミングエリアとしての大島地区の整備は、オープンウォータースイミングを従来の坂内地区から移動するためのものです。須崎の大会は日本水泳連盟が認定する全国8大会の1つですが、果たして同地がふさわしいのか。日本水泳連盟は、2010年3月にオープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドラインを発表しています。そこには、主たる競技者が中高年齢者を中心とした水泳愛好者であるという現実問題を認識して取り組むこと、そして主催者は競技者同様、OWS——これはオープンウォータースイミングのことですけれども、競技は常に危険性が伴う競技であることを理解しておかなければならない、そのため競技会の開催に際して、以下のガイドラインを策定すると書かれています。

会場の条件については、透明度は高いか、常に透明度が低く濁っているような水域は、安全対策上OWS競技には適さない。水質については、近くの川から生活排水や工場排水が注いでいないか。砂浜の広さは十分か、競技運営に必要な本部機能エリアが設営可能か、招集エリア、スタート・ゴールエリアが設営可能か、参加者及び同行者の待機エリアが設営可能かなどを挙げています。

これまでの大会を開催していた坂内地区は、水が濁り、海に入った人の白いシャツが黄ばむなど大きな問題があり、大会継続が不可能になったのではないかと推測されます。また、新たな大島地区は、透明度など一定の改善はされますが、砂浜の広さと言われてみれば、極めてこれは限定されています。

ガイドラインに照らし、これまでの場所も移設先も日本水連はどのように評価なさっている

のか、お聞きいたします。

海上スポーツは、安全対策が極めて重要であり、コストもかかります。ガイドラインには、ライフセーバーは競技者20名に対して1名以上及び医師1名以上を含む複数名から成る人員や、水上オートバイ2台以上、水上のライフセーバーの人数分のレスキューボード、安全救護用船舶1艇ほか、多岐にわたり対策を求めています。須崎の大会は、参加者は年1日300名です。参加者が全員県外人としても、参加料150万円、県の説明資料から計算すると、経済効果は430万円程度です。

これまで開催した須崎の大会の実績、県外参加者の数、大会にかかった費用、安全ガイドラインの実行状況についてお聞きいたします。

こうした資料を議案説明時に提示もなく、構想を進めることがそもそも問題であると考えられます。この公式大会の運営費は主催者負担となっていますが、今後市が中心になってさまざまなイベントを主催したときに、同様な安全対策並びに費用負担が求められ、経済効果は県の予想より減るものと考えます。

一体、このほかにどのような増員イベントや要素を予想されて6,000名増としたのか、お聞きいたします。

次に、カヌー競技についてお聞きいたします。最初に混乱を避けるために、ドラゴンカヌーと言っているものは、国際標準ではドラゴンボートと規定され、カヌーとは全く別物です。構想されているカヌーのスプリント競技は、静かな水面、波や風の影響のない場所が適地とされていますが、海上のコースである上、200メートルと500メートルのコースは坂内、1,000メートルコースは大島と分断されてしまいます。

他の場所に比して誘致に適切と考えた理由をお聞きいたします。また、これまでのカヌー大会や合宿の実績はどうだったのか、これもお聞

きいたします。

当然、全国のカヌー競技を実施している企業、大学、高校などのニーズ調査をし、開催地での取り組み実績などを調査し、需要が見込めるから構想したものと思いますが、浦ノ内のコースに対するこれらカヌー関係者の調査結果並びに先進地の調査結果と比較検討などでの分析結果はどうだったのか、お聞きいたします。

県の説明では、県外からの年6,000名の訪問増加が見込まれるとされていますが、説得ある根拠は全く存在しません。地元須崎市でも議論が開始されたばかりであり、須崎市にはイニシャルコストだけでなく、今後の海岸、施設の維持経費、安全対策の費用など多大な負担をももたらす構想であり、丁寧な議論が必要なことは論をまちません。

県が海岸整備の実施設計予算を計上し、結果的に須崎市に拙速な結論を急がせるような状況をつくってしまうことは避けるべきです。市議会や市民の審議と結論を待って予算提案をすべきと思うが、土木部長にお聞きいたします。

さらに、須崎市では、整備のための辺地債、過疎債を活用した場合の交付税措置を除いた実質負担分の半分を県が負担するという説明がされています。県議会にも諮らず、そうした約束を県がしているのか、お聞きいたします。

次に、性的マイノリティーの問題について伺います。

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、国際オリンピック委員会が2014年12月の総会で、オリンピック憲章に性的指向による差別禁止を盛り込むことの決議後、最初の大会であり、性的マイノリティーの人たちの人権と多様性の尊重に対する日本社会の取り組みが問われることとなります。これは、憲法第13条の「個人の尊重」、一般的な人ではなく、一人一人名前のある違いのある存在、個人として尊重されることの

実践でもあります。

どういう立場や分野の問題であれ、マイノリティー——少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活せざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかつたりすれば、それは健全な社会とは言えません。特に性的マイノリティーをめぐるっては、問題がふだんほとんど公然と語られることのない性意識、性行動にかかわる事柄であり、また当事者がカミングアウトしなければ事態が表面化しないために、最後のマイノリティーと言われていました。

ここに来て、やっとなら日本でも、渋谷区同性パートナーシップ条例や大阪市淀川区の支援宣言などの先駆的な取り組みが見られるようになり、2015年3月には超党派の国会議員によるLGBTに関する課題を考える議員連盟が結成され、ことし5月には野党4党による性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案の衆議院提出に続き、自民党の性的指向・性自認に関する特命委員会がLGBT基本法案を策定するなど、ここ2年間で非常に大きな変化が生まれています。

まず、性的マイノリティーの問題についての認識を知事、教育長に伺います。性的マイノリティーの方は20人に1人と言われ、決して少数ではありません。岩手県高等学校教育研究会学校保健部会の高校生との性に関する調査2013年では、6.1%の生徒が身体の性と心の性の不一致、違和を感じていると報告されています。

周りにいないと感じるのは、当事者が安心して声に出せない環境にある証左と受けとめる必要があります。2015年8月、一橋大学法科大学院で男子学生の飛びおり自殺事件がありました。自殺した学生が男子同級生に恋愛感情を告白し、告白された同級生がラインで一方向的に事実を公表したことに衝撃を受け、傷ついた学生は

大学の相談室に行き相談するも、まともに対応してもらえず自殺に至った事件でした。無理解、無知からくる悲劇としか言いようがありません。

日高庸晴宝塚大学看護学部教授は、男性の同性愛者の自殺未遂率が異性愛者の6倍に達することを明らかにいたしました。この研究は、政府が策定する自殺総合対策大綱にも大きな影響を与え、2012年に「自殺を予防するための当面の重点施策」と明記され、教職員に対する普及啓発の実施として、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティーについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つと捉えて教職員の理解を促進するが掲げられました。

それを受けて文科省は、2015年4月30日、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」との通知を出しています。

高知県教委が高校入試において、性自認に基づく対応を行ったことは評価されます。しかし、関連すると思われる計画を調べてみましたが、2016年3月策定のこうち男女共同参画プラン、高知県教育大綱、2014年3月の自殺対策行動計画には、性的マイノリティーに関する記述は全くありません。

ことし3月改定された人権教育推進プランも、巻末資料の県民に身近な人権課題についての推進方針の中で、その他の人権課題として、「アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、性的指向、ホームレス、性同一性障害、人身取引、他の人権課題（様々なハラスメント問題や自死遺族に対する人権侵害、プライバシー保護など）」として記載があるだけです。昨年度の取り組みはラジオCMを1週間流したことが示されているだけです。

人権意識の高まりと時代の要請をしっかりと受けとめ、それぞれのプランや大綱、行動計画に

位置づけることが必要と思いますが、知事、教育長に伺います。

職員、教員への研修や住民の啓発なども進め、理解者を育成するとともに、具体的にすぐ改善に着手できるものもあります。行政の書類、申請書に不必要な性別欄をなくすことです。堺市では、148件の申請書などから性別欄をなくしています。

図書館利用をスムーズにするために、通称での図書館利用カード作成です。仙台市では、通常の宛名が記された郵便、領収書の提示によりカードを作成しています。

トイレの改善です。多目的トイレの設置推進と、障害者用、車椅子マークなどから「どなたでも利用できます」と記述を変えること。

相談窓口の充実、民間企業における配慮の取り組みを紹介なども求められるところです。また、災害時の避難所運営の配慮についても重要です。

災害時に直面する問題や対応策をまとめたにじいろ防災ガイドが、高知県内でLGBTを支援するNPO法人高知ヘルプデスクと盛岡市の岩手レインボー・ネットワークの協力で作成されています。当事者の声が反映されており、県としてこうした声をしっかり生かす取り組みが重要となってきます。マイノリティーと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会となります。それは県が掲げる移住・定住促進、観光振興にとっても重要です。

例示した中で、本県としてできるものはないのか、お聞きいたします。また、今後行動計画を立て、できるところから着手し、また市町村とも協働して総合的に推進すべきだと考えますが、知事、教育長にお聞きいたします。

最後に、特別支援教育の充実について教育長にお伺いいたします。

この間、発達障害の子供たちの増加などにより、高知県でも全国でも特別支援学校の大規模・過密化が重大な問題となってきており、その解消が緊急に求められています。例えば県立山田養護学校の児童生徒数は、田野分校を除いて本校だけで165人となっています。平成元年と比べ1.3倍、41人の増であり、児童生徒が最も少なかった平成8年の88人と比べ1.47倍、53人増となっています。

こうした学校の大規模・過密化によって普通教室が不足し、作業学習などのための特別教室を普通教室に変更したり、クールダウンに必要なスペースを十分確保できないなど深刻な現状が広がっています。そして、先生も教室も足りなくて、1クラス6人の基準を超えて、7人、8人のクラスがふえるなど、子供たちと先生に大変な負担と犠牲を押しつけています。2015年10月の文科省の調査では、全国の特別支援学校で3,622の教室が不足しているとしています。

高知県の大規模・過密化の実態についての認識、また教室不足の状況について教育長にお伺いいたします。

文科省の公立学校施設実態調査報告に基づいて、特別支援学校における国庫補助基準の校舎必要面積と保有面積が示されています。障害区分ごとに在籍する生徒数、学級数に応じてその面積が算出されています。特別支援学校には施設基準はありませんが、この国庫補助をする際に国が児童生徒の数に応じて、あるべき広さとして考えている面積と言えます。必要面積と保有面積の差を資格面積と言いますが、国による一部補助の予算措置ができる面積であります。高知県の必要面積と保有面積の割合は、小中学部は4万7,994平米分の2万7,146平米、充足率57%です。高等部が3万1,715平米分の2万1,834平米、充足率は69%となっています。

こうした制度を活用して、特別支援学校の大

規模・過密化の解消に急いで踏み出すべきと考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

あわせて、特別支援学校の施設基準の制定と大規模・過密化解消のための補助制度の充実を国に働きかけることが必要だと考えるのですが、教育長にお聞きいたします。

次に、特別支援学級の学級編制基準の引き下げ、改善についてお聞きいたします。知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害など、障害の種類によって特別支援学級が編制されています。

5月現在で571学級、1,469人の子供たちが小中学校で学んでいます。しかし、1学級8人編制では学年が違い、同じ障害でも一人一人の個性、発達段階に違いがあり、行き届いた教育が大変困難となっています。お隣の愛媛県では、自閉症・情緒障害児学級だけではありますが、県独自に国の1学級8人から5人編制へと改善しています。全国にも幾つか先進事例があるとお聞きしております。

国に対して学級編制基準の引き下げ、改善を強く求めるとともに、他県に学び当面県独自に改善を急ぐべきだと考えますが、教育長に決意も含めてお伺いいたしまして、私の第1問いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、TPP協定について採決の強行は許されるものではなく、県民の懸念が払拭できたとは思えないがどうかのお尋ねがございました。

私は、TPPの発効により、本県のような中山間地域が多く高齢化が進む地域がデメリットをこうむることを懸念し、国に対して地域の実情に応じた対策をとるよう再三にわたって主張してきたところです。

今月9日に成立したTPP承認案・関連法案は、国会のルールにのっとり採決されたもので

あると考えておりますし、またTPP発効が不透明となり、世界的に保護主義の広がりが懸念される中、TPPの承認により自由貿易拡大に向けた日本の姿勢を世界に示すといった点から見て、意義あることと思っております。しかしながら、中山間対策の必要性などについては、TPP発効いかにかわらず、今後もさらに議論が必要であると考えております。

政府においても、農業者の不安に対し、不安を払拭したとは言いきれないとした上で、これから対策をとることで不安を払拭していくこと、またTPPの発効にかかわらず農業の体質強化を行っていくことを表明されており、今後も丁寧な説明と取り組みをしっかりと行っていただきたいと考えているところであります。

次に、沖縄の辺野古新基地建設について地方自治の本旨、地方自治体の自主性と自立性を否定するものだとのお尋ねがございました。

一般論として申し上げれば、地方自治の観点からは地元自治体が反対しているにもかかわらず、国が事業を強行するといったことが望ましくないのは言うまでもありません。

沖縄県には在日米軍の専用施設の74%が集中するなど、その負担は大変大きなものがあり、沖縄県民の中に普天間飛行場の辺野古周辺への移設に対する不安があることは承知をいたしております。しかしながら、住宅や学校が集中している市街地に囲まれた普天間基地の固定化は避けなければならないことは、政府と沖縄県との共通認識であると理解しております。

私はこれまでも、沖縄の皆様負担を軽減することに関しては、平成24年の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2で決定された海兵隊のグアムなどへの移転と嘉手納基地以南の米軍施設の返還など、一連の再編プロセスの実施が本筋だと申し上げてまいりました。

沖縄県における基地の問題は、外交や防衛に

かかわる事項であり国が責任を持って解決すべきことであります。政府におかれては、日米両国で合意した一連の再編プロセスの実施に向けて沖縄県民の皆様としっかりと対話を重ね、丁寧な上にも丁寧な説明を繰り返していくことが必要ではないかと考えております。

次に、沖縄県東村高江におけるヘリパッドの建設に関して、住民に事実を隠し、反対する住民を力づくで排除するやり方は行政として決して許される行為ではないとのお尋ねがございました。

ヘリパッドの建設が進められている沖縄県の米軍北部訓練場については、沖縄の基地負担軽減を進めながら抑止力を維持するとの観点から、沖縄県内の米軍施設の約2割に相当する約4,000ヘクタールを返還するとともに、返還区域内にあるヘリパッドを集約し既存の訓練場内に移設すると、日米で合意したものと承知しております。この返還については政府は時期を年内と表明しており、沖縄県知事もこれを歓迎しているものの、移設するヘリパッドの建設については容認できない考えであると報じられております。

繰り返しになりますが、沖縄県における基地の問題は外交や防衛にかかわる事項であり、政府が責任を持って解決すべきことでありますので、政府におかれましては沖縄県民のヘリパッド建設に反対する声などにも耳を傾け、丁寧な上にも丁寧な説明を繰り返し、理解を十分に得ながら事を進めていくことが非常に重要だと考えておるところでございます。

次に、米軍の戦闘機が墜落した事故について、県としてどのような要請と対応を行ったのか、また日米両政府の対応についてお尋ねがございました。

県といたしましては、今回の米軍機墜落事故について、中国四国防衛局から米軍機が墜落した可能性があるとの第一報を受けた後、直ちに

土佐清水市を初め、県内漁協などの関係機関に注意喚起を行うとともに、中国四国防衛局や高知海上保安部などと連絡をとり合いながら、情報収集に努めたところであります。

事故発生の翌日には、外務大臣及び防衛大臣に対して米軍機墜落についての要請文書を提出した上で、さらにその翌日には私自身が両省を訪問し、稲田防衛大臣らに直接お会いして、速やかな情報提供、事故原因の究明、再発防止策の徹底、あわせて事故原因の究明や再発防止策が講じられるまでの間、住家もあるオレンジルートでの低空飛行訓練の中止について、米国に申し入れていただくよう要請いたしました。稲田防衛大臣からは、安全・安心ということが重要だと思うので、そこはしっかりと申し入れたいとお話もいただいております。

一方、国においては、事故直後から自衛隊及び海上保安庁が県や市町村、漁協へ情報提供を行うとともに、航空機や艦艇によって捜索活動を行い、事故翌日にパイロットを発見し収容いたしましたしております。その活動については、報道資料としてホームページ上で随時発表もされておりました。また、米軍においては、メディアリリースとして事故状況を発表してはおりますが、現在事故原因の究明に取り組んでいるとのことであります。

県としては、引き続き日米両政府の事故後の対応の推移をしっかりと見守る必要があると考えております。

次に、リマ海域を含む土佐湾沖の訓練空域撤去と、当面原因が確認されるまでオレンジルートと土佐湾沖での訓練の中止、そして日米地位協定に飛行運用に関する制限措置を求める条項新設を国に求めるべきとお尋ねがございました。

私は9月議会でも申し上げましたように、四国沖に新しい訓練空域ができること自体につい

ては、近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、国際的な安全保障環境が厳しさを増していることや、その中での日米安全保障体制の重要性に鑑みれば、やむを得ないものだと考えております。

ただ、今回の墜落事故の原因がまだ究明されていない、米軍機に欠陥があるかもしれないという状況で、住家の上でもあるオレンジルートでの低空飛行訓練は速やかに中止してもらいたい旨、外務省と防衛省に要請したところです。他方で、安全保障環境に及ぼす危険性を考えた上で、冷静に対応しなければならないとも考えているところであり、一律に全ての訓練を中止すべきとまでは考えておりません。

一方、日米地位協定に関しましては、全国知事会として基地周辺及び演習に際して、米軍機の住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限等、徹底した安全対策を講じることを含め、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを政府に要望しておりますので、今後も全国知事会の一員としても要望を続けてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、伊方発電所に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、専門家などによる恒常的に四国電力の主張を検証する体制を持つべきではないかとのお尋ねがありました。

伊方発電所の安全性の確認については、国の原子力規制委員会において専門的な見地からしっかりとした検証が行われています。また、愛媛県が設置している原子力安全専門部会においても、原子炉工学や地震工学、構造地質学など8名の専門家による安全対策などの検討や評価が実施されています。

他方、本県が実施しています四国電力との勉強会は、原発の安全対策や必要性などについて県民の皆様の不安や疑問に対する説明を徹底し

て求めているものであり、その過程を通じて安全性の確保等にも資するものと考えています。この中で、原子力規制委員会の審査内容など専門的な内容についても、県民の皆様にわかりやすい客観的なデータの提示とその根拠に関する説明を求めてまいりました。

勉強会で十分確認できなかった点については、勉強会后に四国電力から納得のいく回答が得られるまで何度も何度も繰り返し説明を求めています。また、その回答についても単に四国電力の主張を受け入れるということではなく、中央構造線断層帯による地震動の評価については、地震工学の複数の専門家に確認するなど、必要に応じて専門家に意見を伺い、安全性や必要性を確認しております。

本県としましては、独自で専門家による検証体制を整えるのではなく、これまでと同様、必要に応じてその分野に精通している専門家の意見や助言を求めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、県として新たな知見に基づく指摘をどのように受けとめるのか、また四国電力との勉強会で提起すべく、しかるべき対応を行うべきとのお尋ねがありました。

伊方発電所周辺の地質構造については、四国電力から佐田岬半島の沿岸部はもとより、陸地も含めたボーリング等による詳細な地質調査の結果、発電所周辺5キロメートル以内に活断層がないことを確認していると聞いており、そのことについては原子力規制委員会による審査でも確認されているところです。また、政府の地震調査委員会においても、中央構造線断層帯は、伊方発電所の敷地の沖合約6キロメートルから8キロメートルのところを通過していると評価されています。

御指摘の研究結果につきましては、原子力規制委員会でも取り上げられておらず、地震調査

委員会でもこの研究結果に基づいた中央構造線断層帯の位置の見直しも行われていないことから、現時点においては新たな知見とまでは言えないのではないかと考えております。

そのため、直ちに勉強会を開催することは考えておりませんが、今後学会などで論議が尽くされる中で新たな知見と言えるものが出てまいりましたら、勉強会などを通じて四国電力に対応を求めてまいります。

次に、伊方発電所2号機の再稼働を中止し、その経費を送電網の強化に使うことを主張すべきとお尋ねがありました。

伊方発電所2号機につきましては、四国電力から、活用の検討はしているものの再稼働させることを決定しているわけではないと聞いており、本県としては意見を述べる段階ではないと考えております。仮に今後、伊方発電所2号機についても再稼働の申請をすることになれば、3号機のと様、勉強会を開催し、安全性や必要性などについて確認をした上で、本県としての意見を述べていきたいと考えております。

また、御指摘の送電網の強化などにつきましては、本県としましても再生可能エネルギーの導入拡大に向けた重要なインフラ整備であると考えておりますし、全国的な課題でもありますことから、今後とも国に対してしっかりと政策提言を行ってまいります。

次に、性的マイノリティーの問題についての認識についてお尋ねがございました。

性的マイノリティーの方々については、現在のところ正確な調査が困難な面があり数字にばらつきがあるものの、各種調査によりますと国民に占める割合は3%から8%などとも言われている状況にあります。

性的マイノリティーの方々、学校や職場、社会生活などにおいて、いじめや差別などの対象とされやすい現実にあるなど、社会の理解は

必ずしも進んでいない状況にあるのではないかと思います。今後は、国を初め社会全体で性的マイノリティーに関する広く正しい理解の増進に向けて取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、人権意識の高まりと時代の要請をしっかりと受けとめ、こうち男女共同参画プランや高知県教育大綱などに位置づけることが必要と思うかどうかとお尋ねがございました。

こうち男女共同参画プランにつきましては、男女の個人としての尊厳が重んじられること、また性別による差別的な取り扱いを受けないことを基本理念として掲げており、当該理念には性的マイノリティーの方も含まれることから、正しい理解と認識を深めるための啓発を行っております。また、この理念のもと本年度改定作業に取り組んでおります第3次高知県DV被害者支援計画につきましては、性的マイノリティーの方への対応を新たに明記することとしております。

高知県教育大綱につきましても、性的マイノリティーの児童生徒も含めた一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりを推進することとしております。さらには、本年度改定作業に取り組んでおります第2期高知県自殺対策行動計画につきましても、性的マイノリティーの方に対する対策を明記する方向で検討を進めているところであります。

最後に、トイレの改善など本県としてできることはないのか、また今後行動計画を立て、できるところから着手し、市町村とも協働して総合的に推進すべきではないかとお尋ねがございました。

トイレの改善につきましては、ひとにやさしいまちづくり条例により、一定の要件を満たす建築物には多目的トイレの設置を義務づけるとともに、誰でも使用できることと表示すること

としております。また、相談体制の充実につきましても、第3次高知県DV被害者支援計画に位置づけることとし、性的マイノリティーの方からの相談にも対応できるよう人材育成に取り組むこととしております。

災害時の避難所での配慮につきましては、現在地域地域で進めている避難所運営マニュアル作成の取り組みの参考として、にじいろ防災ガイドを紹介し、性的マイノリティーの方への災害時の対応について理解を進めていただくこととしております。

性的マイノリティーの問題につきましては、県民の方々に広く正しい理解が進み、多様なあり方をお互いに受けとめ合う社会づくりが大切だと考えております。また、国におきましては、本年政府要望や法案提出などの大きな動きがありましたことから、今後におきましては、こうした国の動向を注視しつつ、まずは県民の理解を深めるための啓発に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 災害救助について、まず在宅被災者についてどのような課題意識を持っているかとお尋ねがございました。

被災したにもかかわらず、何らかの事情で避難所に行かず、また仮設住宅などへ入居していない、いわゆる在宅被災者につきましては、在宅であるがため、さまざまな公的支援が行き届かない実態があると思われまます。また、生活環境や生活実態など、在宅の被災者お一人お一人の事情が違ふ中で、全ての被災者へのすき間のない支援は、現行の制度では限界があるのも事実だと考えております。

南海トラフ地震により甚大な被害の発生が想定される本県においても、このような在宅被災者は数多く発生すると思われまますが、在宅被災

者の方々に具体的にどのようなニーズが発生するのか、現時点では十分に想定ができていない状態です。

このため、まずは今もなお現在進行形の課題として取り組まれている東日本大震災や熊本地震の被災自治体から、在宅被災者に関する現状や課題、具体的な支援の事例をお聞きするなど、実態把握に努めていきたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援制度について県独自での拡充を検討すべきではないかとお尋ねがございました。

お話にございました鳥取県の制度につきましては、鳥取県の中部地震で全壊や半壊被害に比べ、一部損壊被害を受けた住宅が非常に多いといった被害状況を勘案し、一部損壊住宅への補修費用の支援を決定し、その財源については2000年に発生した鳥取県西部地震を受けて創設した県と市町村による基金からその大半を充当することとしたということをお伺いしています。

本県においては、平成13年の西南部豪雨や平成26年の台風災害などで同じ全壊被害でありながら被災者再建支援制度の適用外となった世帯に対し、公平性の観点から、市町村と県が連携し、支援制度と同等の支援を実施しております。

一方、南海トラフ地震が発生した場合、本県では全壊で約15万3,000棟、半壊で13万4,000棟の家屋被害が想定されておりますが、仮に半壊となった世帯に100万円の支援を実施とした場合、1,340億円の財源が必要となり、これに一部損壊家屋も加えますと、さらに多くの財源が必要となります。

被災された方々の早期の住宅再建は、生活を立ち上げるという点では非常に大事なことでありと認識しておりますが、県独自での支援の拡大は財源の確保という大きな課題があるものと考えております。

最後に、罹災証明の発行体制の整備状況と県がみずからの課題として推進すべきではないかとのお尋ねがございました。

南海トラフ地震により甚大な被害が想定されている本県において、被災者を支援する際の判断の基礎となる罹災証明書を発行する体制をあらかじめ整えておくことは、被災した方々の生活再建のためには大変重要であると認識しています。

本年9月に各市町村における罹災証明書を発行する体制について調査しましたところ、33市町村が証明書を発行する担当部署を定めている一方、発行の手順やそのときの人員配置などを明記したマニュアルを整備している市町村は5市町村にとどまっており、まだまだ十分な状況ではありません。

県では、罹災証明書の発行のもととなる住家被害認定の知識を市町村職員が習得できるよう、平成26年度に高知県住家被害認定士制度を創設し、毎年研修会を開催しており、これまで27市町村の合計168名が認定士の認証を取得しています。さらに、市町村を支援するため、県の職員にもこの研修を受講させており、合計35名が認証を取得しているところです。

また、本年4月に発生した熊本地震では、罹災証明書を交付する事務や被害認定の調査事務を支援するために県職員を派遣するとともに、被災地で経験したノウハウを県職員で共有する研修会を既に実施しております。さらに、市町村が実施しています研修会に参加し、被災地での活動についてお伝えしているところです。

罹災証明書の発行につきましては、今後とも市町村と課題の共有を図りながら、市町村の体制の確立に向け、積極的に支援してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 災害救助法の抜本改正の必要性について、また日本弁護士連合

会が提起します6原則への見解や災害救助法の運用に関する県内自治体への指導・助言についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

災害救助法におきましては救助の実施主体は都道府県とされていますが、実務上はほとんどの事務を市町村に委任して行うこととなります。市町村が救助に要した費用は一旦は県で全て負担することとされており、現行制度上、実際に避難所等を運営する市町村が財政負担を恐れて救助事務に消極的になることはないものと考えておりますし、県におきましても、財政負担を理由に市町村の救助事務の縮小を求めるようなことも考えてはいないところでございます。

また、事務の内容につきましても、過去の災害の例でも、幅広く救助の範囲が認められております。これらのことを毎年県が市町村の担当職員を対象に開催をしております災害救助事務に関する研修会において周知するとともに、実際に救助事務を実施する場合に当たっては、過度に原則にとらわれることなく、積極的かつ柔軟に対応していただくようお願いもしているところでございます。

こうしたことから、本県におきましては、現行の法制度が原因で災害救助活動が十分に行えないといったことはないのではないかと考えておりますが、国に対しては全国知事会を通じまして、さらなる国の負担率の引き上げなど、よりよい制度となるよう提言も行っているところでございます。

また、お話にありました日本弁護士連合会が提起されています6原則におきましても、人命最優先や柔軟性の原則など重要な視点も含まれておりますので、こうした御指摘があることも視野に入れつつ、今後とも適切な災害救助事務の実施に向けて周知徹底などを図ってまいりま

す。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 須崎海洋スポーツパーク構想に関する御質問のうち、まずこの構想はどのようにしてできたのか、そして今回提案のあった計画はどこでどのようにしてつくられたのかのお尋ねがございました。

須崎海洋スポーツパーク構想は、須崎市が平成27年3月に策定した、すさきがすさき産業振興計画、平成27年10月に策定した須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略にそれぞれ位置づけられた、須崎市立スポーツセンターを活用した海洋スポーツの振興や須崎市及び浦ノ内地域の活性化を目的とする構想であります。

昨年10月の知事と市長会との意見交換の中で、須崎市長から構想の提案と県に対する支援の要請があり、県と須崎市で事務レベルの協議を始めております。そうした中で、県では本年3月に策定した第3期高知県産業振興計画地域アクションプランに、須崎市立スポーツセンターを活用した体験型観光等の推進による地域の活性化を新たに位置づけ、これまでその実現に向けた具体的な計画について須崎市と協議をしてまいりました。

その際には、県の産業振興推進高幡地域本部が須崎市と密な連携を図りながら、県庁内関係課と市で定期的な協議の場を持つとともに、須崎市においては中央及び県の各競技団体や地元関係者への聞き取り、またニーズ調査などを行ってまいりました。こうした経過を経て、このたび整備計画をまとめることができましたので、県、須崎市、それぞれで議会への御説明をさせていただき運びになったものでございます。

次に、安全対策ガイドラインに照らし、日本水泳連盟はオープンウォータースイミングのこれまでの場所や移設先についてどのように評価をしているのかのお尋ねがございました。

日本水泳連盟の認定大会は、競技運営として、日本水泳連盟が定めたオープンウォータースイミング競技規則やオープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドラインの遵守を原則とした大会であり、大会の開催に当たっては、日本水泳連盟スタッフによる水質も含めた全体の確認のもとで開催をされております。日本水泳連盟からは、浦ノ内湾の自然豊かな景観や大会運営、地域イベントの同時開催など高い評価をいただいているとお聞きをしております。

また、本大会は栈橋からの飛び込みスタート、タッチパネル板によるゴール形式で開催されている日本水泳連盟認定の唯一の大会であり、ことは日本最高峰の大会である日本選手権の予選会を兼ねた大会として実施されております。

一方で、大会前の大雨によるごみや水質の悪化等で大会開催が危ぶまれる状況があったことから、須崎市からは、より水質のよい大嶋海岸に移転することで、その問題を解消したいとお聞きをしております。また、来年は国内トップ選手や海外のオリンピック有力選手を招聘して、大島地区で開催する予定とお聞きをしております。そのため、その大会の実現に向けて栈橋の整備や歩道の拡幅工事など、開催に間に合うように行う必要があるものと考えております。

次に、これまで開催した須崎の大会における県外参加者の数や大会にかかった費用、安全対策ガイドラインの実行状況についてお尋ねがございました。

すさきオープンウォータースイミングは、平成26年から開催され、ことしで3回目を数えています。第1回と第3回大会では、リオデジャネイロオリンピック8位入賞と活躍された平井康翔選手を招待選手としてお迎えしています。県外からは、第1回大会が168人中79人、第2回大会が258人中159人、第3回大会では291人中173人の参加者があり、年々増加をしております。

それぞれの大会経費につきましては、第1回大会が474万円、第2回大会が517万円、第3回大会となったことしは決算前の概算で521万円となっております。このうち須崎市の負担は、毎回200万円となっており、そのほかは参加費等で賄われております。

競技運営については、日本水泳連盟が策定したオープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドラインの遵守を原則とした認定大会であり、適切な医事救護員や安全担当員を配置し、特に安全面に十分配慮した体制で実施をしているとお聞きをしております。

次に、公式大会の運営費は主催者負担となっているが、今後須崎市が中心になってさまざまなイベントを主催したときに、同様の安全対策及び費用負担が求められ、経済効果は県の予想よりも減るのではないかと、また何を根拠に県外客を6,000人増と見込んだのかとお尋ねがございました。

浦ノ内湾の海洋スポーツの拠点整備における経済波及効果は、県外の観光客が本県を訪れることによって生じる宿泊費や飲食費を初めとする1人当たりの県内消費額を参考として算出したものでございます。議員からお話のありました、今後須崎市が中心となって開催するさまざまなイベントに係る安全対策等の費用負担につきましては、参加費や協賛金で賄うことを想定していることから、経済効果に直接は影響を及ぼさないものと考えております。

次に、県外客の増加を見込む根拠についてでございますが、まずオープンウォータースイミング大会やジュニアカヌー大会などのスポーツ大会における規模拡大と新たな大会の開催による効果や、こうした大会と連携して行う各種イベントによる相乗効果から増加が見込まれるものと考えております。また、修学旅行や企業研修などにおける新たな体験プログラムの実施に

よる効果に加え、スポーツ合宿において関係施設や設備の機能強化による効果からの増加を見込んでおります。

具体的な数字の積み上げに当たっては、これまでの大会やイベントにおける実際の増加数や大学並びに高校からの聞き取り、修学旅行や企業研修誘致に関する新たな体験プログラムや須崎市の体制強化などを踏まえて想定したものなどをと、合計で6,000人の増と見込んでいるところでございます。

次に、カヌー競技について、坂内地区と大島地区が他の場所に比して誘致に適切と考えた理由について、またこれまでのカヌー大会や合宿の実績はどうだったのかとお尋ねがございました。

須崎市浦ノ内湾は、高知国体でカヌー競技場として使用されましたが、これまでは県内の高校生、小学生が参加するカヌー大会や四国ブロック大会の会場としての利用や、県のカヌー協会、県内高校カヌー部の合宿などでの利用にとどまっております。

しかし、浦ノ内湾は内海であり静穏度が高く、日本カヌー協会の役員によれば、カヌー競技には非常に適した地形であると聞いておりますし、気候が温暖で本県の新鮮な食材を生かした料理を提供できるなど、合宿を行う上で多くの魅力的な条件を備えております。また、大島地区に栈橋が整備されることで、合宿を行う際はコースの近くですぐ乗降ができるカヌー艇の発着場所として利用できますので、さらに魅力も増すこととなります。

加えまして、大島地区に1,000メートルのカヌーコースを整備することで、海上に1,000メートルのカヌーコースが設置されている国内初のカヌー場となりますことから、本番を想定した実践的な練習に取り組める合宿地として、全国のカヌー競技団体や大学、高校、中学のカヌー

部にアピールしていくこともできます。また、カヌー施設の専門家からは、こうした一連の施設整備が進めば、同じく海上コースで行われる東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿地としても最適であるとの高い評価をいただいております。

次に、浦ノ内のコースに対するカヌー関係者の調査結果及び先進地の調査結果と比較検討などの結果はどうだったのかとお尋ねがございました。

須崎市が中国・近畿地方のカヌー強豪高校や大学などに実施したニーズ調査では、移動距離の課題などが挙げられたものの、施設整備が進めば気候もいいので合宿を検討したいとの回答が半数近くありました。また、回答の中では、合宿実現のために期待する条件として、艇の貸し出しや長距離をこげるコースなどの施設整備が重点項目として挙げられており、今回の整備計画に反映をしております。

また、須崎市が行った先進地の調査では、香川県府中湖カヌー場、京都府久美浜カヌー場、来年国体のカヌー競技場である愛媛県鹿野川湖特設カヌー競技場を訪問し、カヌーコースの整備状況や設備の維持管理等について聞き取りを行い、整備に当たっての留意点や、維持管理の経費等について参考になるお話が聞けております。さらに、日本カヌー連盟、県カヌー連盟からの聞き取り調査では、1,000メートルのカヌーコースが整備されれば、他の先進地と遜色がないと聞いております。

東京オリンピック・パラリンピックでは、新たに整備される海の森水上競技場が会場に決定しております。この海の森水上競技場は今後我が国のカヌー競技のメイン会場になることが想定されますので、海上での1,000メートルという同じ条件を備えた浦ノ内湾のカヌー場は、合宿の誘致を行う上で優位性があるとお話も聞い

ております。

次に、須崎市では整備のための辺地債などを活用した場合の交付税措置を除いた実質負担分の半分を県が負担するという説明がされているが、県議会にも諮らず、そのような約束をしているのかとお尋ねがございました。

須崎海洋スポーツパーク構想については、先ほど申し上げましたとおり、昨年より須崎市と協議を重ねてまいりました。このたび、具体的な整備計画について協議が調いましたので、須崎市においては12月議会定例会で整備計画の説明を行うとともに、県においても産業振興土木委員会では関連予算について、総務委員会では整備計画や須崎市が行う事業に対する今後の支援のあり方についても御報告することとしております。

須崎市においては、整備に当たって国の交付金や辺地債、過疎債を活用する計画であるとお聞きをしておりますが、須崎市の実質負担に対する具体的な県の財政支援についても協議を進めているところです。このことについては、今議会の総務委員会において一定の御説明をさせていただきたいと考えておりますし、最終的には今後県として関連予算を計上する中で議会の御判断をいただくことになるものと考えております。

次に、性的マイノリティーの問題についての認識についてお尋ねがございました。

社会の中には、いわゆるLGBTに該当する性的マイノリティーの方々が一定数おられます。こういった方々に対する差別的な取り扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がってはいますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状だと思います。

そのような状況の中、学校教育の場においても、偏見や差別により性的マイノリティーの児童生徒がいじめを受けたり、悩んだ末に自殺を

考えてしまうような心配があることから、学校の中でこういった児童生徒へのきめ細かな配慮や対応が必要であると考えております。

そのために、県教育委員会といたしましては、生徒指導や人権教育を推進することを通して、いかなる理由でもいじめや差別を許さない、児童生徒一人一人の人権が尊重された学校・学級づくりを進めるとともに、悩みや不安を抱えた児童生徒が相談できる環境づくりに取り組んでまいりました。その中で、性的マイノリティーの問題に関しては、教職員に対して適切な理解を促進するための研修を実施するとともに、性同一性障害に係る児童生徒への対応について必要な助言等を行ってまいりました。今後さらにそれらの取り組みを進め、性的マイノリティーの児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりに努めてまいります。

次に、性的マイノリティーの問題について高知県人権教育推進プランに位置づけることが必要と思うがどうかのお尋ねがございました。

高知県人権教育推進プランでは、性的マイノリティーに関する具体的な位置づけをしておりますが、そういった児童生徒を含め一人一人の人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導や学習指導の充実を図ることを明記しております。

また、平成24年3月に作成し、全ての教員に配付をした人権教育指導資料「Let's feel じんけん」の中で性同一性障害を取り上げ、現状と課題、取り組みの方向性を示しております。この資料については、教員が人権教育を基盤とした日々の学級経営や授業づくりに活用するとともに、教員の年次研修や人権教育主任を対象とした研修、学校での教職員研修等で活用されております。

現在、この「Let's feel じんけん」の改訂に着手をしており、内容を見直す中で、性同一性

障害だけではなく性的マイノリティー全般に関する内容についても盛り込んだ上で、来年度には全ての教員に配付をしたいと考えております。

次に、性的マイノリティーの問題について、本県としてできる具体的なことはないのか、また今後行動計画を立て総合的に推進すべきではないかのお尋ねがございました。

性的マイノリティーの問題への対応として、お話にありましたことのうち、トイレについては高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、教育関係施設を新築や増改築する場合には多目的トイレを設置するよう取り組んでおります。また、相談窓口の充実については、心の教育センターの機能を強化していく中で、性的マイノリティーに関する相談に対しても充実した対応ができるよう努めてまいります。このほかにもできることがないか、なお検討してまいりたいと思います。

行動計画等につきましては、国会において与野党それぞれから性的マイノリティーの問題に関する立法化への動きがありますことから、その動向を見ながら知事部局と連携して対処してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育に関し、まず本県の特別支援学校の大規模・過密化の実態についての認識と教室不足の状況についてお尋ねがございました。

本県においても、全国的な傾向と同様に、平成15年ごろから知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加し、狭隘化の状況がありました。そのため、平成23年度に東部地域に山田養護学校田野分校を、高知市内には日高養護学校高知みかづき分校を開校し、狭隘化の解消を図るとともに、それぞれ特色ある学校づくりを推進しております。

その後、知的障害特別支援学校本校の児童生徒数は減少傾向に転じておりましたが、本年度

山田養護学校については小中学部への入学生が例年に比べ多かったことから、児童生徒数が増加をしております。今後は、少子化が進んでいることや、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育も推進されるため、児童生徒数の動向については慎重に見きわめていく必要があると考えております。

次に、県立特別支援学校の教室の確保については、各学校に対する平成28年10月の調査において、普通教室が1校で1教室、特別教室が2校で1教室ずつが整備を希望する教室として報告されておりますが、そのような報告のあった学校においても、児童生徒の状況等に応じて、より教育効果が上がるよう工夫するなど、教育環境の整備を行い、教育活動に支障が生じないよう対応しております。

また、教員については、国の学級編制基準に基づいた学級数や児童生徒の実態などに基づき必要な人数を配置し、対応しております。なお、多人数で学習を行うこともあります。それは教員や教室が不足をしているという理由ではなく、集団の確保や学習効果など教育的な配慮から学年や学級を合わせた集団で学習を行っているものでございます。その場合も、チームティーチングの形をとって適切な人数の教員を配置しております。

次に、国の補助制度を活用した大規模・過密化解消についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、共生社会の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供がともに同じ場で学ぶことを指向するインクルーシブ教育が、今後一層推進されることから、知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移については慎重に見きわめなければならないと考えております。

その一方で、障害のある子供の教育のために、児童生徒数や障害の実態などに応じて、より望

ましい教育環境を整備し、適切に対応することは県の責任でございますので、今後施設整備が必要な状況になれば、国の補助制度についても積極的に活用してまいります。

次に、特別支援学校の施設基準の制定と大規模・過密化解消のための補助制度の充実を国に働きかけることについてお尋ねがございました。

現在、特別支援学校の整備に当たっては、国が示している特別支援学校施設整備指針や、特別支援学校の在籍児童生徒の増加に伴う大規模化・狭隘化への対応についての通知などに留意をしつつ、児童生徒の実態や地域の実情に沿って教育環境の充実を図っております。このことよって、これまでのところ特段の支障はございませんので、直ちに特別支援学校設置基準をつくるよう国に求めなければならない状況にはないものと考えております。

施設整備の充実のための補助制度につきましては、現在の補助率や補助基準は一定のレベルにあると考えておりますが、なお今後の状況によっては要望することも検討してまいります。

最後に、国に対して特別支援学級に係る学級編制基準の引き下げや改善を求めること、また県独自の改善についてお尋ねがございました。

本県における特別支援学級の編制基準は、国と同様に児童生徒8名を上限として1学級を編制することとしております。一方、近年、児童生徒の障害の状況も多様化傾向にあり、加えて特別な支援を必要とする子供が増加傾向にあります。そういったことから、県教育委員会では、教員の特別支援教育についての専門性の向上に努めるとともに、児童生徒支援加配等の教員定数を確保し、それぞれの学校の実情に合わせて定数措置を行っているところです。また、市町村教育委員会においても、特別支援教育支援員を雇用するなど適切な指導及び支援のための体制の充実に努めていただいているところでござ

います。

本県においては、特別支援教育の充実に加えて、学力問題や生徒指導上の問題など教育課題の解決のために、国の加配定数の活用に加え、県単独でも一定数の加配措置を行ってきておりますが、県単独でこれ以上の定数措置を拡大していくことは厳しいものがございます。

このため、今後も特別支援教育の一層の充実に向けて国の加配定数の確保に努めると同時に、引き続き国に対して特別支援学級の編制基準の見直しを、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会などとともに要望してまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 須崎海洋スポーツパーク構想について、県が海岸整備の実施設計予算を計上し、結果的に須崎市に拙速な結論を急がせるような状況をつくってしまうことは避けるべきであり、市議会や市民の審議と結論を待つて予算提案をすべきではないかとのお尋ねがございました。

教育長が申しましたとおり、須崎市は来年10月に開催されるすさきオープンウォータースイミングの大会で、国内のトップ選手や海外のオリンピック有力選手を招聘して大島地区で開催する予定です。大島地区での開催に当たって、海岸へのアクセス道や遊歩道の拡幅、テントを設置するためのスペースなどが必要との要望を須崎市から受けております。

来年の大会の開催までに海岸の整備を終えるためには、来年1月から測量設計を行う必要がございます。そのため、今回提出している補正予算において、大嶋海岸の整備に必要な測量や設計の費用を計上しているものでございます。

○35番(吉良富彦君) 第2問を行います。

1つ目に、知事にお聞きしたいいわゆるリマ海域を含む土佐湾沖の訓練空域撤去の問題ですけ

れども、この空域の設定そのものが安保法制強化から1年たって、そして基地再編強化のガイドラインが4月に結ばれて、その一環での空域の設定だったんですね。知事が言うように、そのことによって安全保障環境が向上したのかということが、やっぱり問われると思うんですね。知事は、安全保障環境に鑑みればやむを得ないというふうにおっしゃっているんです。

事実を見ますと、北朝鮮はことしになって1月、9月、2回の核実験をやっているんです。1年に2回の核実験を行ったのは、これは初めてです。弾道ミサイルの発射実験はことしに入って既に20発を超えて、安倍首相が言うような北朝鮮問題で日米の連携が深まって効果があったというようなことはないんですね。それから、中国も同様に、ことしの6月9日に軍事艦船フリーゲート艦が初めて尖閣諸島の接続水域に侵入して、8月には大量の漁船と警備艇が領海侵犯を繰り返しています。しかも、南シナ海でも埋め立てを進めて施設建設も進められて、軍事演習まで行う。

日米の連携で、そして空域を設定して安全保障環境が向上したかということ、この事実で見ると、何の役にも立っていないと私は思います。ですから、知事が言う安全保障環境に鑑みればってことは当たらないんじゃないかと思うわけですね。

9月19日に朝日新聞も、安保法の最大の狙いである抑止力強化による効果ははっきりと見えていないのが実情だと。そして、多くの国民も安保法制でむしろ海外の紛争に巻き込まれる危険が高まったと55.9%が考えており、危険が高まったと思わないというのが27.1%、これは時事通信が8月12日に発表しています。

安倍政権の安保法制路線は役に立っていないと、そのための空域の拡大ということがあれば、県漁連もリマ海域は撤去と言っているわけです

から、この事実をどう知事はお考えなのか。そして、もしこれが効果がないということになれば、こういう方法ではなくて、別の方法をとって安全保障環境を向上させるということも考えるべきだと思いますけれども、それについての御所見をお伺いします。

それから、今回の墜落事件ですけれども、亡くなったジェイク・フレデリック大尉は、今もユーチューブで見れるんですけれども、星条旗新聞が5分ほどのPR動画を出しているんですよ。その主演として出てきている方なんです。だから、相当すぐれたパイロットだったというふうに思います。さきに述べたように、このホーネットが随分アメリカ国内でも事故を起こしているわけですね。パイロットの腕もよかったということを見ると、どうもこの機種自体の欠陥があるということも考えないかんじじゃないかと思います。だから、このまま原因究明なしに危険な低空飛行を初めとする訓練をホーネットで行うということは、何よりも事故死した米兵、優秀な方だったと思いますけれども、その命を顧みない、ないがしろにする非人道的な措置であると思います。

そして、そのパイロット、その下に暮らす我々国民の命をも危険にさらすことにもつながるということで、ここは知事、そのオレンジルートでの訓練は原因究明するまでは中止してほしいとおっしゃっておりますけれども、一步踏み込んで、この機種も原因究明されるまでは訓練飛行を中止するように、日米両政府に求めたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから次は原発ですけれども、知事のおっしゃることをお聞きすると、何か原子力規制委員会待ちだと、独自で調べることはしないということなんで、これはなかなか原発ゼロということは難しいと思います。なぜかといいますと、この間、国会での質問を見ますと、規制委員会

と関電は、福井県の美浜3号機の蒸気発生器伝熱管の耐震計画について、ほんのこないだですよ、古い規格1984年版に基づいて審査を申請した。新しい規格では不合格となる、そのことがわかっていながらわざと古い規格に基づいて耐震評価を行って、規制委員会は関電のやり方を黙認して合格させたのではないかということが、我が党の藤野保史議員の追及で明らかになった。これはもうしどろもどろで、答弁不能になっているんですよ。

だから、原子力規制委員会が新しい知見として認めると、それを取り上げて四国電力にということなんですが、それじゃ遅いですよ。学会でも報告しているんです。10人の先生方もこれについて同意見だというふうに言っているわけです。

ですから、やはり独自に呼んで、もう一度きちんとその話も伺って対策をとっていくことが、安全対策上、非常に重要じゃないかと思っておりますので、これについてもさらに御意見をいただきたいと思っております。

それから、須崎のことですけれども、これは担当の方に聞いたんですけれども、1カ月前前に聞いてもう大慌てだと、現地須崎市のほうも唐突だなんていうことも言っているわけですね。これは熟度低いです、やっぱし。もっと精査をして私は対応すべきじゃないかと思っております。

地元の方々もそういう内容については全然聞いていないと、海岸の整備ということでは砂を入れてくれということはあったけれども、こういうことは初めてだということもおっしゃっておりましたので、やはり市議会の決定があつてからでも遅くはないと思うんですけれども、再度これについて知事の御所見を伺いたしたいと思います。

以上、2問です。

○知事（尾崎正直君） まず、リマ空域における

訓練の問題についてであります。先ほど吉良議員が言われたこともまた一つの御見識かと思えますけれども、私はやや考えが違ふところがありまして、一言で言えば安保法制がなくなれば、もっと言えばこういう形での訓練をしなければ、北朝鮮があのような行動をしないのか、中国が海洋進出行動をしないのか、そんなことは決してないだろうと、そのように思います。

どうであれ、一定の内発的動機を持って北朝鮮はあのような行動をしておるのであって、また中国も海洋進出を進めているのであって、その中において我が国の安全保障をどのように守っていくのかということを考えなければならないということだろうと、そのように思っています。

そういう点において、我が国が、我が国の安全保障を確実に守るということについて、毅然とした意思を示す必要があります。そして、米軍とともに、日米安全保障条約に基づいて、これを果たしていくということを毅然とした意思として示していくことが大事であると。また、具体の行動を行って、そして日々の訓練をしていくということが大事なのだと私は思っております。このリマ空域の問題につきましては、先ほど私が答弁したとおりであります。

そしてまた、ホーネットの事故についてということでもあります。機種自体に欠陥があるので、この機種全体を飛行停止にすべきではないかという御意見でありますけれども、F A18ホーネットについては、御案内のように随分古い機種と申しますか、長年使われてきた機材でありまして、そういう意味においては、一定安全性を確保して飛んできた機体ということだろうと思えます。

しかしながら、今回事故が起きました。でありまして、恐らく訓練中に何らかの負荷がかかった中において事故を起こしたということではないのかということでもあります。やはりそのよう

な状況を考えましたときに、特に危険性の高い住家の上での低空飛行などという訓練を欠陥があるかもしれない飛行機でやることはやめてほしいと、そういうお話を申し上げているということでもあります。

全て一律にするかどうか、ある意味これはバランス感覚を持って判断しなければならないことだと思えますが、全て一律に停止することは、ある意味、そのような訓練をしなくなること自体が、安全保障環境に鑑みれば危険だと私は思っています。そちらの危険とあわせて鑑みないといけないと、そういうことかなと思っています。私は、この低空飛行訓練の停止を求めるということが、一番最適な判断ではないかと考えたところでございます。

そして3番目、原発についてでありまして、確かに原子力規制委員会が取り上げないから、ゆえにもってして私ども勉強会で取り上げないということでは、それは決してございません。しかしながら、先ほどの断層帯の位置の議論については、地震調査委員会においてもまだ取り上げられる知見とはなっていないところでありまして、やはり地震専門家の皆様方の御意見の中において、これが一つ仮説として成り立つのではないかなという形になってくれば、当然それについての対策も考えてみたらどうですかという疑問をぶつけていくということになっていくんだろうと思っています。

ですから、そこは一定、何委員会がどうだからどうということではなくて、やっぱり議論の確からしき、その程度を見て判断をさせていただきたいと、そのように考えております。

そしてまた、須崎の問題についてであります。私はこれは一石二鳥、三鳥に至る極めていい計画だと、最初市長さんからお話をお伺いしたときからそのように思っています。唐突だと言われますけれども、これは、すさきがすきさ

産業振興計画の段階からそういう構想があつて、そしてことしの3月にも産業振興計画の地域アクションプランに計上してという形で議論を積み重ねてきたものでありまして、私は決してそのような唐突感のある提案ということではないのではないかと思います。ただ、位置が変更されたりなどということがあつたことは確かだろうと、そのように思います。ですから、その点についていろいろとまだ議論も重ねなければならぬ点もあるだろうということで、スピード感を持った議論を重ねてまいったつもりです。

来年の秋において、仮に世界的な有名選手を招いた大会ができるということとなれば、後々において須崎の浦ノ内、この名を世界に知らしめることができ、この地域における振興、交流人口の拡大という形での振興、さらには若い人を残すことができるという意味における振興、さらには教育効果、いろんなよい効果をもたらすんだと、そのように考えております。そのような機会もあることですから、ぜひスピード感を持って検討を重ねて対応していくということが大事だと考え、今回議案を提出させていただいていると、そういうことです。

○35番（吉良富彦君） 最後に、質問じゃありませんけれども、TPPについて自由貿易か保護貿易かというようなことをおっしゃっていますけれども、私が言っているのはそういうことじゃないんです。誰のための自由なのかと、食料主権まで奪っていくような自由、あるいは国民を守るための規制まで取っ払っていく自由、その自由貿易はだめだということを申し上げたということを最後につけ加えまして、全ての質問を終わります。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、

本日はこれにて散会いたします。

午後5時3分散会

平成28年12月14日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 西山 彰一 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第3号)

平成28年12月14日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成28年度高知県工業用下水道事業会計補正予算
- 第8号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第12号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第23号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(武石利彦君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第23号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上23件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

32番下村勝幸君。

（32番下村勝幸君登壇）

○32番（下村勝幸君） おはようございます。私は、新風・くろしおの会の下村勝幸と申します。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきたいと思っております。

先月の11月25日、26日の両日にわたって黒潮町を舞台に、「世界津波の日」高校生サミットin黒潮が開催されました。本会議におきましても知事からの提案説明にありましてとおおり、世界30カ国から約360名の高校生並びに各国の大使や政府要人など総勢740名が黒潮町に集い、防災に関しての国際会議が開かれました。

この国際的な高校生サミットでは、地元黒潮町にある県立大方高校1年生の今村琳花さんと今井恋さんが議長を務められました。準備期間が1年にも満たない中で、このサミット成功の肝となる議長職をしっかりと務められ、大変立派にその大役を果たされました。

黒潮町の名を冠した黒潮宣言が満場一致の拍手をもって採択をされております。この黒潮宣言では、1、私たちは学びます、2、私たちは行動します、3、私たちは創りますという3つの柱を中心に、世界中から集まった若き津波防災大使たちが自分たちの言葉で、これからの未来に向け世界中の災害に立ち向かう姿勢を示してくれました。非常に感動的かつ内容の濃い国際サミットとして大成功のうちに幕を閉じました。

私も地元県議として大変誇らしく、またうれしく思いました。さらに、今回世界中から集まった高校生間でも友情が芽生え、世界中に友達の輪が広がったのではないかと感じております。

そこでまず、この「世界津波の日」高校生サミットの開催の成果について知事に御所見を賜りたいと思っております。

また、この国際サミット開催までの準備期間が短かったこともあり、開催地の黒潮町職員の皆様や各国要人等の来日調整、送迎等に御尽力されました県職員の皆様には随分と御苦勞が多かったと伺っておりますが、大成功のうちに終了いたしましたことに改めまして心からの敬意を表したいと思います。

さて、防災や減災対策で一番大切なことは、ハード整備のほかにも住民の防災・減災意識の持続であるということが言われております。このサミットにおける町職員向け事前学習会において、黒潮町長がこのように申されました。今回のサミット会場に黒潮町が選ばれたことは、単純に津波想定高が日本一になったからではない。これまでの地震・津波での犠牲者ゼロを目指して住民の皆様とともに努力を続けてきたことが一定の評価を受け、今回の国際サミットへとつながったのだと思う。この機会に災害に見舞われている世界各国、各地域での防災意識を高めるとともに、この取り組みを通じて住民の

意識改革を図りたいというようなお話でありました。

私もそのとおりだと思います。各地で大きな地震が発生すると、必ず瞬間的に防災や減災への意識が高まりますが、時間の経過とともにその意識は薄れていきます。こうした意識を持続させるためにも、若い世代が定期的にこうした取り組みを継続することが重要ではないかと考えています。

サミット会場での分科会を2階席から傍聴していて感じたのですが、若き津波防災大使の中から同世代間での連携や国を超えた協体制構築を意識した発言が数多く見られました。私は、こうした意識こそ防災に対する世代間や国という概念を超越した防災・減災文化の醸成に寄与するものと考えます。

今回の国際サミットでは、国内からの参加者も35校、115名であったと伺っていますが、今後はこうした取り組みをさらに活性化させるためにも、高知県内での高校生間の連携を図るべきではないかと考えております。ここで提案されたさまざまな意見の集約や実現可能項目の精査など、高校生との連携を図りながら、行政関係者へとつなぐ必要があると考えております。せっかく生まれたこの機運を逃さないためにも、まずは県内にいる高校生間でのネットワークづくりが急務のように思います。

知事もおっしゃっておられましたが、今回のサミットを一過性のものに終わらせないためにも、県として県内高校生の連携を含めた防災に対する取り組みをどのように推進されるのか、教育長にお伺いいたします。

さらに、私は今回のサミットを通じて、日本人、いや高知県人のおもてなしの心を見た気がしております。その後の高知新聞や参加者のフェイスブックでも発信されておりましたが、帰国される高校生の皆さんのバスを見送るために、

雨の降る寒い早朝にもかかわらず、黒潮町民約200人がバスの通過する沿道にチアガールのようなポンポンを持ち、傘を差し、大きく手を振る人垣が連なりました。その光景をバスの中で見た外国の先生が、何て感動的なのだとフェイスブックに投稿されておりました。最初のお迎えから最後の空港までのお見送りまで、黒潮町の職員や町民のみならず、近隣住民を巻き込んでの心のこもったおもてなしが随所に見られました。

今回のこのサミット開催は、外国人客や県外客のさらなる誘客を考えている高知県にとっても、おもてなしという観点において大変参考になる出来事だったのではないかと感じております。私は以前から産業振興土木委員会の中で、今回世界から高知を訪れる防災大使の高校生たちは、彼らの母国においてさまざまな場面でリーダー的役割を果たすことになる人物ばかりである。また、彼らとともに多くの関係者も集まる。だからこそ、その方たちに高知県のファン、開催地黒潮町のファンになってもらういいチャンスと捉えるべきだと訴えてまいりました。

今回のサミットでは県としてさまざまなおもてなしがなされたと伺っておりますが、今後どのように高知県のファンづくりにつなげていくのか、観光振興部長の御所見を伺います。

おもてなしといえば、高知を訪れる観光客の皆様を高知のダイナミックな自然や歴史文化に触れ、おいしい食事や人情味あふれる地域の人々との交わり、そしてお帰りにはまた来たいという気持ちを持って帰っていただくというのが、お迎えする側の一番の願いであります。

しかしながら、ここ最近、幹線道路沿線や公園、市街地でのごみの投げ捨てが数多く見られます。県内では、以前から国道の沿線住民による一斉清掃や定期的な地域での清掃活動を行っていますが、なかなかごみが減らない現状があ

ります。見かねた地域住民の皆様がボランティアで涙ぐましい努力を続けておられますが、現実には焼け石に水状態であります。特に、高知市の中央公園などは週末の夜になりますと、公園で楽しくお酒を飲んだ方や食事をされた方のごみでいっぱいになってしまう現実があります。ポイ捨てのパトロールや清掃活動も重要だと考えますが、何よりごみを捨てる側の意識の改革が急務のように思われます。

県としても、県内市町村との連携やボランティア団体の皆様の協力によりさまざまな取り組みを推進すべきと考えます。以上、述べたようなごみ問題にどう対処するのか、林業振興・環境部長に御所見を伺います。

次に、高校生の主権者教育についてお伺いたします。

ことしの2月議会におきまして、18歳からの選挙権が与えられることによる現役高校生に対する教育をどう実施するのかという視点で教育長に質問をいたしました。

その後、参議院選挙が行われ、我々にとりましては非常に厳しい投票率が発表されました。徳島・高知選挙区の投票率が46.26%、さらに高知だけの投票率は45.52%で全国最下位でした。

そして、私が非常にショックだったのは、10代の投票率が全国最下位に終わってしまったことでもあります。年代別に見ますと、18歳の下位3県は高知県が35.29%で最下位、ワースト2位が宮崎県で38.54%、そしてワースト3位が徳島県の41.20%となっています。また、19歳の投票率は、これまた高知県が最下位で26.58%、ワースト2位が宮崎県で28.07%、そしてワースト3位が愛媛県の29.90%となっています。そして、10代、いわゆる18歳と19歳を総合した順位でも、当然のことながら高知県が最下位で30.93%、宮崎県がワースト2位で33.61%、そしてワースト3位が愛媛県で35.78%となっています。

歴史上初めての10代からの国政選挙において、自由民権運動発祥の地の高知県としましては非常に不名誉な結果となってしまいました。その理由は多数考えられますが、まず一つの大きな理由は、高知県と徳島県が合区となってしまい、そもそも投票行動への関心が薄れてしまったこと。特に、親が選挙に行かなかったために子供も同様にそれに引きずられ選挙へ行かなかったというデータも発表されています。そして次に多いと思われる理由が、県内に住民票を残したまま県外の大学へ進学した学生が不在者投票の手続を行わなかったことなどが考えられます。そして3つ目の原因が、誰に投票していいのかわからない。何を基準にして投票すべきかわからないということも投票率を下げた要因の一つではないかと私は考えています。

こうした中、去る11月16日に県立中村高校におきまして、全国的にも珍しい高知県議会議員と高校生によるパネルディスカッションが行われました。参加した県議は自民党から依光議員、共産党から塚地議員、そして大きな政党に所属していない私、下村の3名でありました。県議の人選につきましては、中村高校の上岡校長がさまざまな角度でお考えになられ、このようにしたとのことでありました。

そもそもこの取り組みは、県立中村高校が主権者教育の指定を受け当初は模擬投票や各種勉強会などを実施する中で、いっそのこと県議会議員の皆様が学校に来てもらい直接生徒と話ができる機会を持つほうが、より具体的な政治へのイメージを構築しやすく子供たちにとってもそのほうがよいだろうと考えた結果始められたそうであります。

また、今回の取り組みの中で、テーマにつきましては1、2年生を中心とした高校生たちが独自に考え、自分たちの中で関心が高いものを取り上げたということでありました。当日は、

1、2年生と参加可能な3年生を合わせて約420名が参加してくれました。

パネルディスカッションでは、約2カ月前に立候補者の中から選ばれた4人の高校生パネリストが、その後のアンケート調査等を通じ、テーマや十分に練られた質疑内容を発表してくれました。

高校生全体の協議の中で、今回は2つのテーマが選ばれていました。まず1つ目のテーマは日本の安全保障についてであります。これも、高校生4人のパネラーが、独自の見解で私たち県議会議員とのパネルディスカッションに臨んでくれました。私自身も、日本の安全保障について高校生がどれほどの知識を持っているのか、例えば憲法を前面に出して論陣を張られるのかなど、かなり慎重になりましたが、実際に始めてみると自衛隊の必要性やアメリカとの協調などかなり現実的かつ柔軟に考えていることがわかり、私の心配は杞憂に終わりました。

そして、次に取り上げられたテーマが少子化問題についてであります。この県議会でもたびたび取り上げられ、尾崎県政でも最重要課題の一つであります。この課題についても真正面からぶつかり、高校生の視点でどうあるべきかを真剣に議論してくれました。例えば、高校生らしく次のような意見もありましたので御紹介したいと思います。今の政治を見ていると、高齢者を重視する政策が多く見られる。そういった視点ばかりでなく、もっと若者にも目を向けて予算配分を行うべきだ。そして、官民が一体となり育児のしやすい環境を構築すべきだなどと、若者が政治に参加する意義や、だからこそ選挙に行かなければならないという気づきが得られるような発言もあり、主権者意識を持たせる上で非常に有効であると思いました。

さらに、このパネルディスカッション後の高校生アンケートにも、こうした取り組みを今後

もぜひ続けていただきたいという意見が多数見受けられました。要は、こうした意見交換は高校生の主権者意識を高めるために非常に重要かつ有効であるということでもあります。ひいては、高知県の投票率の改善に大きく寄与するものであると確信をいたしました。当日視察に訪れていた明治大学の藤井剛先生によると、さきに述べたように、こうした取り組みは全国でも珍しく恐らく初めての試みではないかとのことでありました。

また、今回このパネルディスカッションに臨むに当たり、参加県議の3人であらかじめ打ち合わせをしたことがあります。それはできるだけ高校生との対話を心がけることと県議同士での議論にならないように注意しようということでありました。

そこで、教育長にお伺いしたいのは、今回はあくまでも県立中村高校みずからが企画し、このパネルディスカッションを実施したわけですが、私はこうした取り組みを県内全域の高校に広げてよいのではないかと考えています。高校生が直接このように県議と意見交換をしたり、県政課題について質問したりする場面はほとんどありません。このような取り組みは、さきに述べたように主権者意識を醸成したり選挙での投票行動を促したりするきっかけの一つになるのではないかと考えるわけです。

7月の参議院議員選挙で全国最下位となった投票率の汚名返上のためにも、高知県議会議員と高校生による意見交換を主権者教育に意欲的な高校から実施し、県議側との協議も十分に行った上で体制を整えることができれば、県内全域での実施も可能ではないかと考えているのですが、教育長の御所見を伺います。

高知県の南海トラフ地震対策は、命を守るから徐々に命をつなぐというステージに移行しようとしています。そうした中、4月の熊本地震

発生から半年以上が経過し、ほとんどの避難所が閉鎖されたとお聞きしましたので、特に被害の大きかった益城町並びに西原村の避難所運営について聞き取り調査を現地にて実施させていただきました。

そこで、今回は避難所運営等に関連した御質問を中心にさせていただきます。

さて、まずここでお聞きしたいのが、今回の質問の大前提になります避難所の非構造部材の耐震化の問題であります。熊本地震でも避難所に想定していた場所の非構造部材であるつり天井や照明の落下で、避難所自体が使用不可となってしまった状況が多数発生いたしました。高知県では、避難所となる建物そのものの耐震化は積極的に実施し、ほぼ完了しつつある状況だと思います。

熊本地震を受けて、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されたと思いますが、本県における非構造部材の耐震化の取り組み方針を危機管理部長にお伺いいたします。

次に、避難所運営マニュアルについて御質問いたします。これまでも各地でHUG——これは避難所運営ゲームの略称であります。それが実施されております。これは静岡県で開発され、避難所に想定されている場所にさまざまな事情を抱えた住民の皆様が避難されてきたとき、どのように対応すればよいのかを図上においてゲームを通じて訓練するものであります。

私もそうした訓練に何度か参加させていただいて感じることは、そこで図上訓練をしたものがきちんとデータ管理をされ、その場所の避難所運営マニュアルに反映されているのかということであります。

特に避難所は、例えば津波からの避難により緊急的に逃れた避難場所からの避難者の受け入れ場所になるわけでありまして。地域によってはそこに避難される具体的な住民イメージもでき

やすく、そのためのHUGを行えば、それは有事の際の現実的な配置を促すための指針にもなります。もちろん、現実に合わせて100%のものを準備することは不可能ですが、建物の間取りが変わらない以上、ほぼ現実的な非常時の間取り空間をあらかじめ想定することは可能となります。こうしたゲームを通じて、より現実的な意見を避難所の運営マニュアルに反映していくことが非常に重要であると思います。

今後の避難所対策のためにも避難所運営マニュアルの整備の現状と課題、また今後の整備方針に関して危機管理部長に御質問いたします。

次に、避難所の備蓄品に関する御質問をいたします。本年9月の一般質問でも食料等の備蓄についての御質問がございました。これは当然最重要で対処しなければならない備蓄品であります。具体例で申し上げます。私の地元には県立幡多青少年の家があります。その備蓄品は基本的にその施設の利用者の分しか準備されていないとのことであります。しかしながら、そこは避難所に設定されており、有事にはすぐに多くの住民が避難してくることが予想されますので、適切な備蓄配備が必要であります。

避難所において想定される避難者に対する食料等の備蓄配備の考え方と対応状況について危機管理部長にお聞きいたします。

そして、益城町や西原村の避難所での調査で、食料の次に必要に感じられたものが寝場所の問題とトイレの問題についてであります。まず、備蓄品の中で寝場所問題の解決につながるのが段ボールベッドであります。避難施設への段ボールベッドの備蓄状況はいかがでしょうか。高齢者の皆様にとって体育館の床は非常に冷たく、さらにかたいため、長時間そこで休むことはできません。また、その床に直接寝た場合、床付近のほこりを直接吸い込んでしまい体調を崩してしまったという事例が数多く見られます。ま

た、個人のプライベートスペースを明らかにする上でも非常に役に立ったようであります。これまでの水や食料の備蓄とあわせて、こうした段ボールベッドの必要性を強く感じます。そして、次に困るのがトイレの問題であります。県では基本的にトイレは使えなくなるという想定で簡易トイレ等の備蓄対応でカバーするお考えとのことであります。

これら避難所において必要となる段ボールベッドと簡易トイレの備蓄状況について危機管理部長にお伺いいたします。

さらに、熊本地震の場合は余震も多く、避難所より安心だということで多くの方が車での避難をされました。避難所近くの駐車場に避難されている方への連絡は比較的簡単にできるのですが、離れたところにいる避難者への連絡方法についてはSNSのツイッターなどが力を発揮したようであります。

熊本市長にお聞きをいたしました。物資の配布情報等についてかなりデマやうわさの類いのようなものに振り回される住民の方が多くいたようで、途中から熊本市長みずからが自分の利用しているツイッターで公式な配布情報等をお知らせすることにより、かなりそういった情報の混乱を防ぐことができたとおっしゃっておられました。

そして、一番のポイントは益城町も西原村のどちらでも職員間の情報共有をSNSのラインを通じて行ったそうであります。職員間でグループをつくっておけば、同時に情報共有が可能ですし、さらに既読のメッセージが表示されることにより誰に情報が伝わっていないということ把握するのに役立ったとのことであります。やはり情報がきちんと伝わっているのかを知らしめるためには、大変有効な手段であろうと感じました。

本県の市町村においても同様の課題があるも

のと考えますが、県では地震発生時における県民への情報発信や災害対応に当たる職員間の情報共有についてどのように行うのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次は、避難行動要支援者の現状についてであります。県内には、避難行動要支援者が約5万8,000人おられるとのことですが、平成26年度末までに全市町村で名簿が完備されたとお聞きしました。しかし、その方たちの現実的な避難計画である個別避難計画はまだ余り進んでいないとお聞きしていますが、平成30年度までに県では全ての市町村において名簿が避難支援等関係者に提供されるよう要請しているとお聞きしています。

現在の避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成状況、また今後の対応について地域福祉部長にお伺いいたします。

今回の南海トラフ地震で避難される避難所での収容人数が十分でないという中であって、福祉避難所の受け入れ先は十分に確保できているのでしょうか。避難行動要支援者のうち、特に障害者の皆様は自分の受け入れ先に不安を持っておられる方がたくさんおられます。

避難行動要支援者の受け入れ体制について民間施設の活用もあわせてどのように整備していくのか、地域福祉部長にお聞きいたします。

避難行動要支援者等も一体となった避難訓練や研修会の重要性を感じますが、県の取り組みはどこまで進んでいるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

さきの9月議会でも多くの議員の皆様も取り上げておられましたが、幡多西南地域での水害に関連して御質問いたします。

本年9月の台風16号により私の地元の黒潮町でも多くの場所で床上浸水や床下浸水が発生いたしました。今回の水害は黒潮町佐賀で最大時間雨量が86ミリ、しかも大潮の満潮時に重なる

という悪条件が被害を大きくしたことは間違いありません。しかしながら、私が心配するのは河川に堆積ししゅんせつされない土砂が被害を大きくした原因の一つになっているのではないかとということであり、これは県内全域とも同じ状況だと考えています。

平成27年は茨城県で鬼怒川の堤防が決壊し、たくさんの家が濁流にのまれ、多くのとうとい命が失われました。本年8月にも岩手県でグループホームに川からの濁流が流れ込み、逃げおくれたお年寄りが犠牲になりました。

台風被害の多い高知県は、いつもこのような浸水被害の危機と背中合わせの状態です。このようなことから私は、河川の維持管理の中でも、とりわけ河川の水が流れる断面を阻害している堆積箇所のしゅんせつを行うことが非常に重要な水害被害への予防施策と考えております。

そこで、まずお聞きしたいのは、県内では河川のしゅんせつに関連する要望箇所が年間どの程度あり、1年間で対応できている箇所はどの程度あるのか、またそれに対する県の年間予算の推移はどうなっているのか、まず土木部長にお伺いいたします。

河川のしゅんせつ状況は、水害被害が発生するまではどうしても表に出にくいのが現実であると思います。産業振興土木委員会での地域要望にも県内全域から多くの要望が出されております。最近の異常気象により、今後も多くの水害が予想されますので、こうしたしゅんせつ要望の多い箇所ですべて浸水被害の発生するおそれのある場所には積極的な予算確保を行い、被害への予防施策をお願いしたいと思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、土佐清水市に新しく整備される新足摺海洋館についてお聞きします。

これまでのアドバイザー会議等を通して、

土佐清水市に今後整備される新水族館について、目の前に広がる自然との一体感を図った水族館が日本初であるといった趣旨の新聞報道を拝見いたしました。

ことしの2月議会で、わざわざにでも行ってみたいなる水族館とはどういう水族館を目指しているのかという質問をさせていただいた後、私なりに日本国内でも話題になっている水族館などを調査し、そのヒントを探してみました。そうした中で、産業振興土木委員会の中でも御提案させていただきましたが、従来どおり水族館の魚を観賞する部分と、この土佐湾の恵みを通して県内で食される魚をテーマとした2つの水族館の機能があってもよいのではないかとという私なりの結論に至りましたので、そういった視点で御質問させていただきます。

本県の海岸に面した地域では、昔からその地域で水揚げされる海産物により多くの住民がなりわいとしてまいりました。海岸部の住民にとりましては、海からの恵みは文字どおり生活の糧であったわけです。今回計画されている新水族館は、規模や設備内容では到底大都市圏にあるような水族館にはかないません。1度や2度は目新しさでお客様は呼べますが、どうしても飽きられてしまいます。こういった施設の陳腐化は避けては通れない課題であります。

私はそれをカバーするためにはオール高知県で対抗するしかないと考えました。水族館を訪れた皆様には、土佐湾周辺に生息する魚介類を見ていただくのは当然なのですが、そこで生息する魚介類を、高知県民はどう活用しながらなりわいとしてきたのかがわかる施設とし、そこをきっかけとしながら高知県内の飲食業者や魚関連業者へといざなう仕組みを構築すべきと考えました。

土佐清水市にあるこの水族館を発信地とし、高知県内各地へ足を運ぶ仕組みの構築や、定期

的に催される旬の魚の紹介コーナーでは実際に屋外屋台などでの飲食の仕組みを準備することにより、わざわざにでも行ってみたいくなる仕組みのきっかけが可能になると思います。そのためには、少しコンピューターの力が必要であります。現在、県でもI o Tの活用について次世代のネットワーク技術との連動を模索していると伺っておりますが、今回の水族館はそういったもののきっかけの一つにできるのではないかと考えています。

例えば、私は次のような水族館をイメージしてみました。まず、水族館の入り口でお持ちのスマートフォンなどにこの水族館専用のアプリをダウンロードしてもらいます。当然こうした機能を設ける以上、この施設にはWi-Fi環境は必須であります。ここでダウンロードしてもらったアプリには、さまざまなコンシェルジュ機能を持たせます。視覚障害のある方でも楽しめるような、例えば音声による補助や、魚が近づいてくれば自動的に振動して知らせる機能などを持たせることもできます。

こうした仕組みには現在大きく発展してきたAR——拡張現実の機能、世界中でポケモンGOというアプリが話題になりましたが、ああいった機能を活用することでこうしたコンシェルジュ機能を充実させることが可能となり、同時に外国語の多言語化へも対応できると考えます。

使い方のイメージは、自分の持っているスマホなどで水槽を泳ぐ魚にかざせば、その魚の名前や生態、生息している地域等の情報が表示されます。そしてまた、その魚を写真に撮っておけば、その水族館を離れた後でも、先ほどのアプリと連動することにより、高知県内で食することのできる魚はその時期や提携している飲食店情報等も同時に表示される仕組みなども考えられます。また、魚によっては遊漁船や渡船業者などとの連携も可能となり、県内を訪れる釣

り客や家族で訪れるレジャー客に対しての誘客を狙うこともできるようになります。同時に、宿泊情報も持たせれば宿泊関連業者とのマッチングもできます。また、データの提供方法によっては、スキューバダイビングのように実際に海の中へ潜って体験するようなマリンスポーツ関連業者への誘客も可能となり、さらに言えば、その魚を食するときにマッチする高知県内のお酒や野菜、肉類等の紹介も同時に情報提供することが可能となります。

こうした経済との連携したループがうまく回り始めると、当初は水族館からだけの発信であった情報が、最終的には飲食店などから水族館へ逆にいざなう仕組みが自動的にでき上がります。こうなることを目指す計画ですが、このように水族館をきっかけとして高知県が今目指している経済と関連づけられた観光クラスターの核の一つにできると思うわけであります。新足摺海洋館の整備に当たり、こうした取り組みは私の知る限り文字どおり日本初の取り組みであり、高知県だからこそ実現可能なものであると思います。

以上述べたように、オール高知県がフル動員できる仕組みづくりが非常に重要であると考えますが、こうした水族館の可能性も含め、現在の取り組み状況と今後の計画について観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

ことし2月の一般質問の中の産業振興への取り組みの中で、テレワークへの取り組みについて触れました。今議会では、それをさらに別の角度から質問してみたいと思います。

安倍政権の肝いりの一億総活躍の社会を目指す取り組みの中で、働き方改革の一環としてテレワークの積極導入を図ろうとしております。テレワークは、文字どおり場所と時間にとらわれない働き方であり、子育て中の女性や障害があり外出に不便さを伴う皆様に対しては非常に

有効な働き方であると思います。いわゆるインターネット等の通信インフラが整ってさえいれば、どなたでも御自宅にしながら仕事をすることが可能となるわけです。

実は、こうしたテレワークの取り組みについて、私自身が小泉政権の時代に旧大方町での取り組みにかかわった経験がございます。現在の形になるまでには紆余曲折がありました。現在では黒潮町議会のテープ起こしを障害者の皆さんや健常者の皆さんが手分けをしながら実施し、障害があっても働き続けられる仕組みが確立されています。

黒潮町ではさきに述べたこの取り組みを始めて約12年が経過いたしました。当初の計画は全く別のものでした。移動の不自由さのある障害者の皆様が少しでもITを活用すれば、移動しなくてもそういった通信インフラの活用でコミュニケーション部分の補完に利用できるのではないかと。そういった思いから始まった取り組みでありましたが、そうした取り組みを進める中で、障害者の皆様の能力の高さに驚くと同時に、やり方によれば障害者の皆様に仕事のお手伝いをしていただけるのではないかとという発想のもと、関係者の皆様の御努力により、現在の形に至っております。今では、さきに述べましたように黒潮町議会の議会議事録等の文書化をテレワーカーと呼ばれる方たちにお願ひし、その仕組みが確立されております。

また、本来の意味でテレワークの可能性がいま見えたのは、東日本大震災後の出来事です。黒潮町内の津波浸水区域の中にあつた、四肢に障害のあるその方は、そこに住んでいるといざというときに近隣の方に御迷惑をかけることになるという理由から、現在は高知市内の高台へ自宅を新築され引っ越されました。しかし、その方は今や黒潮町にとってなくてはならない方になっており、引っ越ししていった高知

市の御自宅で黒潮町議会の議事録の文書化の仕事を今も続けておられます。今では、黒潮町の仕事だけではなく、別の団体からの仕事をお受けすることもあると伺っております。

私が今回の取り組みを通して訴えたいことは、テレワークの仕事はこうした障害のある方に単に仕事をさせていただいているということだけにとどまらない、別の事実があるということです。もちろん働くことにより、それに伴う対価が支払われますし、その方たちにとっては仕事に対するやりがいという、また違った感情が芽生えてきたという効果もありました。

自分たちの仕事が社会に必要とされているということがわかった瞬間から、仕事へのやりがいが芽生え、その方のお母様によれば肌質等の体質まで変化したとのことでありました。さらに、本人の意識が変われば自分の体への健康管理に気を使うようにもなります。当然元気になれば病院代もかかりません。

こうしてテレワークという一つの仕事をきっかけにして、思ってもいなかった副次的効果をたくさん生み出しました。最初にこの仕組みをつくり出すまでには幾つもの閉門がありました。しかし、実際に一つ一つ丁寧に取り組み、前に進め、今の形が完成されたのであります。

私は、これからの福祉政策において、障害者や高齢者などの生活弱者の皆様が自発的、積極的に社会へかかわっていける仕組みをつくるのが非常に重要だと考えます。その点、テレワークは健常者のみならず障害者においても力を発揮できる働き方でありますので、福祉の視点からテレワークを活用した働き方の推奨について地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック開催まで、いよいよ4年を切りました。さきに開催されましたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでの、表彰台で掲揚される国旗を見なが

ら涙ぐむ日本人メダリストの姿や大きな声で元気よく国歌を歌う姿に、日本国民の多くの皆様が大きな感動を受けられたことであろうと思います。

そこで、高知県における国歌や国旗に対する教育体制についてお伺いしたいと思います。

なお、この問題につきましては十数年前から三石議員が取り上げられておりますが、私も同様に感じる部分が多々ありましたので、私の経験も含めまして御質問させていただきたいと思っております。

まず、平成26年6月議会での三石議員の質問に、教育長が以下のような答弁をなさっております。平成24年度の卒業式以降には、入学式及び卒業式の国旗掲揚及び国歌斉唱については、全ての県立学校及び全ての公立小中学校で実施されている。また、小学校では、3年生から6年生の社会科で国旗・国歌の意義を理解させると同時に、これを大切にすることを養い、全学年の音楽で国歌について歌えるように指導を行っている。さらに、中学校では、オリンピックの場面を取り上げて、国旗・国歌を尊重することは国際的な儀礼であることを理解させ、相互に大切にすることについても生徒に考えさせていると答弁がなされています。

さて、まずここで私が指摘したいのは、それを指導する側の教師の姿勢であります。子供たちは先生の姿をつぶさに見ております。口ではさきに述べた学習指導要領に沿った指導を行っていると言いながらも、教員側にそういった姿勢や態度が伴ってなければ、子供たちが戸惑うのは必至であります。特に小学生の子供たちは文字どおり先生の行いをつぶさに観察し、それを範として人格が形成されていきます。ですので、私がここで訴えたいのは、その子供たちを決して戸惑わせないでいただきたいということでもあります。

こうした視点から、学習指導要領に基づく国旗掲揚及び国歌斉唱の教員指導に問題はないのか、教育長にお聞きをいたします。

また、私学についても同様にお尋ねしたいと思います。以前の三石議員への答弁で、県内の17の私立小・中・高等学校のうち平成26年度の卒業式、平成27年度の入学式及び卒業式並びに平成28年度の入学式で国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも行わなかった学校は、清和女子中学校及び高等学校と伺っています。また、国旗は正門横の掲揚台に掲揚したものの国歌斉唱を行わなかった学校は、土佐中学校及び高等学校であり、残りの13校は国旗掲揚並びに国歌斉唱を実施しているとお聞きしています。

また、これに対する県からの要請に対し、土佐中・高等学校では実施していない理由として、国旗・国歌を軽視するものではないが、長年にわたって行ってきた進め方で式典をとり行っているため、また清和女子中・高等学校では、式典を礼拝方式でとり行っているため、これまでは実施してこなかったが課題としては認識しており、本校に即した形について検討を続けると答弁がなされております。

平成28年6月議会後のこの4校の国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況について新しい動きはなかったのか、文化生活部長にお聞きいたします。

また、さきの平成28年6月議会の三石議員の質問に対する文化生活部長の答弁で、少し内容は省略いたしますが、次のようにお答えになっております。県は、法令によりますと私立学校に対しましては教育に関する指導の権限は持たないということになっておりまして、国旗掲揚や国歌斉唱の実施につきましても要請という形にならざるを得ません。他方、私立学校は特色ある教育やそれによる有為な人材を輩出するなど、本県の教育において重要な役割を担っていただいておりますというふうにお答えになって

おります。

ここで、私も三石議員が問うていたように、私学の独自性は十分に尊重されなければならないと思っております。しかしながら、国旗・国歌という日本人として他国の皆様を大切にする上においても、日本人としてのアイデンティティーの根幹をなす部分をないがしろにしては、いかに優秀で特色ある人材を輩出したとしても日本人としての代表たり得ないと私は考えております。

こういった考えをもとに、私立学校に対する国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に向けての県の考え方と今後これらの学校への要請をどのように行うのか、文化生活部長にお聞きいたします。

さてここで、私の体験を含めまして、国旗や国歌の大切さにどうしてこだわるのかを聞いていただきたいと思います。戦前の国歌や国旗に対する軍国主義的なイメージから、教職員の皆様の中には積極的に国歌や、国旗への敬いの精神を教えてこなかったりという状況が今でも見られるように思います。

一方、グローバル化が進む昨今の世の中で、海外で働く日本人も確実にふえてきております。そうした中で、国旗や国歌の扱いに対して、畏敬の念を抱くことを十分に教える教育をしていなかった場合の日本人による海外でのトラブルが心配されます。海外へ仕事や旅行で赴いたときには、その国の国旗や国歌に対しても十分過ぎるほどの配慮が必要であります。日本国におきましてそうした教育を十分に受けずに大人になってしまうと、海外での思いがけないトラブルに巻き込まれてしまうおそれもあります。こうした余計なトラブルを回避するためにも、小学校からの十分な国旗や国歌に対する教育が必要であると考えます。

私ごとになりますが、私は20歳過ぎてから約10年間、行ったり来たりではありましたが海外

で仕事をする機会をいただきました。初めて仕事で行った外国は南米のコロンビアであります。当時は麻薬戦争と言われる状況で、国内はかなり政情不安の状態にありました。そうした状況であっても、企業戦士と言われた当時のサラリーマンは日本から飛び出していきました。こうして南米を中心にさまざまな国を回らせていただきました。

今から30年以上も前の話になりますので、当時は海外での勤務はそれほど一般的ではなく、国によってはほとんど日本人に出会うことのない場合もありました。現に、最初のコロンビアでは延べ半年ほど滞在いたしましたが、会社関係者以外で日本人にはわずか3人しか出会いませんでした。そうしたとき、ハブとなる国際空港に移動し、そこであの日の丸や鶴のマークを冠した航空機を目にするたびに、何だか日本人としてのアイデンティティーを呼び覚まされ、ここにはたくさんの同胞が来ていることがわかると本当にうれしく、同時に誇らしく思え、妙な安心感に包まれたことを忘れることができません。

またそうした外国では、当時の仕事柄その国の国歌や国旗に触れ合う機会も数多くありました。そうしたときには、その国への最大限の敬意を払うためにも対応の仕方に十分意識を集中いたしました。翻って、今の日本の子供たちを見るとどうでしょう。私には小学校時代にきちんと国歌や国旗についての教育を受けた記憶がありません。卒業式や入学式の厳粛な儀式の中で、国歌や国旗に敬意を払うことを言葉ではなく態度で教えられたような記憶があります。恐らく当時の先生方が私たちに態度でその姿勢をお示しくくださったのではないかと感じています。

しかしながら、現在の小学生や中学生、また高校生はいかがでしょうか。先ほど私が述べたような世界情勢を先生方は十分に認識して指導

に当たられているのでしょうか。私は、自分の国の国歌や国旗に敬意を払うことを教えられていない子供たちに他国の国旗や国歌に敬意を払えというほうが無理ではないかと思うのであります。

ことしの9月、県議会ではパラグアイでの80周年記念式典に参加するに当たり、私もそのメンバーの一人に加えていただき、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジルの3カ国を訪問させていただきました。今回の派遣訪問の中での私の第一の感想は、今でも日本人は海外で非常に尊敬される民族であるということに改めて実感いたしました。真面目で勤勉で勤労、さらに協調性があり、ほかの国からお手本にされる民族である。本当にそのように思います。

パラグアイでの80周年記念式典でパラグアイ大統領の御挨拶が非常に心に残っております。それは、パラグアイに移住された方たちがつくり上げたこのコミュニティーは、この国の人たちがお手本とするものであるという趣旨の御発言をされたことであります。私は日本人として大変誇らしく、先人たちの御苦勞に感謝の心でいっぱいになりました。

このように、遠い異国の地で頑張っておられる多くの日本人のためにも、日本人としてのアイデンティティーの根幹をなす国歌と国旗については、きちんとした教育を行っていただくことを強く要請をいたしまして、私の1回目の質問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

「世界津波の日」高校生サミット開催の成果についてお尋ねがございました。

先月25日から2日間にわたり、黒潮町において「世界津波の日」高校生サミットを開催し、世界30カ国から約360名の高校生を初め各国大

使や政府要人など総勢約740名の方々に御参加をいただき、無事に閉幕することができました。議員の皆様にも多大な御協力をいただき、また当日も多数の御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

高校生サミットは、参加していただいた高校生の皆様がそれぞれの国や地域で将来防災リーダー、若き津波防災大使として活躍していただくことを期待して開催したものであります。実際、高校生の皆様がさまざまな国や地域の同世代の方々と交流し、防災への思いを共有できたことは大変貴重な経験となったことと思います。

また、多くの高校生の皆様が防災について熱心に議論をし、活発な意見交換を行っている姿を目の当たりにすることで地域の皆様への啓発効果も大きかったことと思われま。さらに、このような防災教育の観点からはもちろんのこと、高知県の観光の魅力について積極的にPRすることができたものとも考えており、多方面から非常に有意義であったと考えています。

高校生の皆様が活発に議論をされ、それが黒潮宣言という形で残されたことは本サミットの最大の成果だと考えています。高校生の皆様がそれぞれ素晴らしい取り組みを発表し、真剣に議論を行い、この黒潮宣言にまでたどり着きました。議論を進める中で、文化や言葉の壁を軽々と乗り越えてコミュニケーションをとる姿を拝見し、若い方々の力強さを改めて感じる事ができた素晴らしい機会と、私にとってもなりました。「世界津波の日」高校生サミットは閉幕しましたが、この黒潮宣言の精神は今後も引き継がれていくことと思われま。

県といたしましても、今後県内高校生が集い防災について学び議論する場を設けるなど、黒潮宣言の実現に向けた取り組みを進めるとともに、多くの県民の皆様の防災意識のさらなる高揚を図るため、この宣言をしっかりと活用してま

いりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、「世界津波の日」高校生サミットを一過性のものに終わらせないためにも、県内高校生の連携を含めた防災に対する取り組みをどのように推進していくのかとのお尋ねがございました。

今回、サミットに参加しました県内5校の高校生の皆さんは、サミットでの発表やディスカッションに向け、3回にわたり実施しました事前学習会において、それぞれの学校の取り組みについての情報交換や、東北での被災体験のある大学生を講師として被災時の状況や防災教育のあり方を学んでおります。

既に防災活動に積極的に取り組んでいる高校生もいる一方で、サミット参加をきっかけとして防災について考えた高校生、実際に東北の被災地を訪問した高校生たちなど、防災に対する取り組みはさまざまでしたが、学習会において異なる学校の高校生が学び合い、防災活動への意識をより高めていくことでサミット当日のすばらしい発表につながったものだと思います。そして、サミットにおきまして国内外の多くの高校生たちと交流したことで、より一層防災活動に取り組む意欲が高まったものと考えております。

こうしたことから、今回サミットに参加した学校の生徒の皆さんや防災活動に取り組んでいる高校生、これから取り組んでみたいといった高校生の皆さんが集まり、高知県版のサミットを開催するなど学習や交流する機会を設けますとともに、被災地への視察なども行い、現地の高校生との交流を行ってまいりたいと考えております。

こうしたことで、県内高校生が連携し、サミットで採択されました黒潮宣言にあります高校生

による防災活動が推進されますよう取り組んでまいります。

次に、若い世代の投票率向上に向け、県議会議員と高校生の意見交換会を県内全域で実施することについてお尋ねがありました。

お話のありました県議会議員の皆様と中村高校の生徒のパネルディスカッションにおきまして、御協力をいただきました議員の皆様には感謝申し上げます。

参加をした生徒からは、パネラーとして自分の政治に対する疑問を投げかけることで議員の皆さんの意見を聞くことができ、自分の考えをさらに深めることができた、関心の持てる意見も多く、政治を少し身近に感じることもできたといった政治について考えていくことへの前向きな感想が寄せられております。

県議会議員の方々から直接話をお聞きすることは生徒が現実の政治についての具体的なイメージを育むとともに、現実の諸課題に関して多様な見方や考え方があることを理解する上で有効な方法です。こうした取り組みによって現実の政治への関心を高めることは、さきの参議院選挙で低迷した高校生、ひいては若年世代の投票意欲の向上にもつながるものと考えます。

この中村高校の取り組みにつきましては、来年1月に開催予定の全ての県立高校を対象とした主権者教育研修会での実践発表を通して、取り組みの成果などの共有を図ることにしております。

来年度に向けまして、まずは県議会の御意向をお伺いしなければならないと思いますが、その上で実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、学習指導要領に基づく国旗掲揚及び国歌斉唱の教員指導に問題はないのかとのお尋ねがございました。

グローバル化が進展する現代において、児童生徒が将来国際社会の一員として尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、我が国の国旗及び国歌に対する正しい認識とそれらを尊重する態度を養うことが大切です。

県教育委員会では、これまでに社会科などの学習において児童生徒の発達段階に即して国旗及び国歌に対する意識を高めていくことや、入学式、卒業式において国旗・国歌を適切に取り扱うなど、国旗・国歌について学習指導要領の趣旨に沿った適切な指導や取り扱いが全ての学校でなされるよう助言・指導を行うとともに、それらの実態についての調査を行ってまいりました。

こうしたことを受け、市町村教育委員会においても各学校の教育計画に国旗掲揚、国歌斉唱が適切に位置づけられているかどうかを確認するなど、国旗及び国歌の指導が徹底されてきております。こうした取り組みを通じて、各学校において国旗・国歌についての学習が進められ、儀式的な行事においては国旗掲揚、国歌斉唱が適切になされております。

ただ、一人一人の子供が国旗及び国歌の意義をより一層理解し、これを尊重する態度を養うためには、議員からのお話も踏まえ、学校における国旗及び国歌の指導についてなお一層の充実を図っていくことが肝要であると考えます。

そのためにも、地区別の校長会や各教育事務所において定期的に実施する各市町村教育委員会の指導事務担当者会、また次期の学習指導要領の趣旨を徹底する研修会など、あらゆる機会を捉え、学習指導要領に沿った適切な国旗及び国歌の取り扱いについて、市町村教育委員会とも連携しながら指導の徹底を図ってまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、「世界津波の日」高校生サミットにおいて、県としてさまざまなおもてなしがされたと聞くが、今後どのように高知県のファンづくりにつなげていくのかのお尋ねがありました。

黒潮町で開催されました「世界津波の日」高校生サミットは記念すべき初の大会であったことから、参加者や関係者にとっては長く記憶に残る大会であり、また国内外から参加される高校生の大部分が初めて高知県を訪れるとお聞きしましたので、開催地である本県や黒潮町によりよい印象を持って帰っていただくことで、将来再び高知を訪れていただけるようおもてなしの心でお迎えをいたしました。

高知龍馬空港への到着時には、県職員のほか南国市役所や民間企業の皆様の御協力もいただき、歓迎の横断幕を掲げ大勢で各国の国旗を振るなどして高校生をお迎えしました。また、移動中のバスの車中では本県の観光PR動画やよさこい祭りの映像を放映させていただき、本県の自然や文化などにも触れていただきました。

サミット最終日に開かれましたフェアウエルパーティーでは、日本国内はもとより世界各地に広がっているよさこいの演舞を披露するとともに、参加者全員で鳴子を手に正調よさこいを踊り、大変喜んでいただきましたし、各国の高校生が一つの輪になって踊ることで交流も深まったとお聞きしております。また、議員からお話がありましたように、大会期間中は黒潮町の皆様方にも大変心温まるおもてなしをしていただきました。こうしたことから、今回の高校生サミットでの県民挙げてのおもてなしの取り組みは、国内外から参加された皆様に好感を持っていただけたのではないかと考えております。

県としましては、これまでも官民で組織しますおもてなし県民会議の取り組みなどを通じて観光客に対するおもてなしを進めてまいりまし

たが、今後ますます外国人観光客も増加することが見込まれますので、今回の経験を踏まえまして本県の強みである人の魅力を生かしたさらなるおもてなしに努めてまいりたいと考えております。

次に、新足摺海洋館の取り組み状況と今後の計画についてお尋ねがありました。

新足摺海洋館につきましては、平成32年度の開館を目指して本年2月に基本設計に着手しております。この基本設計は、現在水族館や海洋生物の専門家、地元の代表者などで構成する基本設計アドバイザー会議での御意見もお伺いしながら、配置計画や展示計画等の検討を進めており、本年度中に策定することとしております。

本年10月に開催した基本設計アドバイザー会議では、目の前が竜串湾という立地の強みを最大限に生かし、足摺、竜串に生息する多様な生物を原生林、竜串湾、足摺の海や外洋といった流れで展示するとともに、桜浜ビーチや竜串湾と一体感を持たせることで竜串地域全体が大きな自然の水族館となるような計画案の中間報告をさせていただきました。

また、新足摺海洋館を中心とした観光クラスターの形成に向けて、水族館で見た展示生物や自然環境を、周辺にある足摺海底館やグラスボート、ダイビング等の地域のアクティビティーを通じて実体験してもらえよう、それぞれの展示内容から地域の観光資源へ来館者を誘導していく仕組みを構築していきたいと考えております。

加えて、全国ブランドとなっている清水サバや宗田節などの地域の食文化や地元の漁師文化なども紹介できるコンシェルジュ機能を設けて、飲食店などにいざなうなど、お客様の滞在時間延長と周遊促進に取り組んでいきたいと考えております。

こうしたことで、周辺の民間施設などとも連携を密にし、竜串湾に面した立地を生かして水族館の展示内容を目の前の海で体験、体感できる日本初と言えるような特徴を持った水族館を目指してまいります。

なお、今後、新足摺海洋館の整備に合わせてITも活用しながら観光施設や飲食店等の情報をつなぐ観光クラスターの形成を進めてまいります。まずはしっかりとクラスター連携を構築した上でIoTなどの活用についても検討していきたいと考えております。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） ごみ問題について市町村との連携やボランティア団体の協力により、さまざまな取り組みを推進すべきと考えるが、どう対処するのかとのお尋ねがありました。

本県では、県民一人一人が清潔で美しい県土がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で美化活動の取り組みを実践するとともに、県、市町村及び全ての県民が協働して取り組むことが重要であるとの思いから、平成19年12月に清潔で美しい高知県をつくる条例が制定されております。この条例に基づき、企業や団体の方々と清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定を締結するとともに、市町村やボランティアの方々とネットワークを築きながら、地域の美化活動の推進に取り組んでまいりました。

毎年2月には、県民の皆様に広く美化活動への参加を呼びかけ、市町村やボランティア、関係団体などと連携した一斉美化活動を県下各地で実施しているところでございます。このほかにも、県民のおもてなし意識の向上を図るための清掃活動や地域の皆様による河川、海岸等の清掃活動、企業が独自に取り組む美化活動などが年間を通して広く行われているところでござ

います。

県といたしましては、なお一層市町村やボランティアの方々との連携を密にしながら、美化活動への参加や郷土の美観を保持することの大切さを呼びかける広報を行うなど、より多くの県民の皆様が美化活動に参加していただけるよう取り組んでまいります。こうした取り組みを進めていくことは、清潔で美しい県土を次世代へ引き継いでいくことはもとより、観光客の皆様におもてなしの心に触れていただくことによって、本県の魅力がさらに高まることにつながっていくものと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） 南海トラフ地震対策について、まず本県における非構造部材の耐震化の取り組み方針に関してお尋ねがございました。

本年4月に発生した熊本地震では、避難所となった公立学校223校のうち約3割に当たる73校で、体育館の天井ボードや照明といった非構造部材などの落下により避難所として使用できなかったということが熊本県教育委員会より報告されております。

本県におきましては、これまで避難所の非構造部材につきましては建築基準法や国が定めた学校施設における天井等落下防止対策のための手引に基づき、つり天井や照明等の落下を防止する対策を行ってきたところでございます。避難所は、自宅が大きな被害を受けた方はもちろん、繰り返す揺れを不安視し自宅に帰れない方も必ず受け入れる施設でなければなりません。その安全性を確実に確保する必要があると考え、5月25日に開催した南海トラフ地震対策推進本部会議において、避難所となる体育館等の非構造部材などの落下防止について対策を検討することを決定いたしました。

まず、県立学校の体育館につきましては、目

視による緊急点検を実施いたしました。その結果、早急に対応しなければならない事例はありませんでしたが、経年劣化による状況の確認など専門家による詳細な調査に今年度から着手することとしております。次に、市町村立の小中学校の体育館につきましては、県が実施した調査の手順や結果を市町村にお伝えし、対策を進める際の参考としていただくこととしています。

一方、国において本年9月に、避難所や防災拠点となる施設については期待される機能が発災後も維持できるように建築物の耐震性の確保、向上の方策について検討することが示されたため、こうした国の動向を注視しながら、今後も引き続き避難所における非構造部材の耐震対策に取り組んでまいります。

次に、避難所運営マニュアルの整備の現状と課題、また今後の整備方針についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合は、避難所の運営に行政の手が十分に回らないことも想定されますことから、地域の住民の皆様が主体となって避難所の早期開設や円滑な運営を行っていただく必要があると考えています。このため、昨年度から約900カ所の避難所を対象に、開設するための手順や運営ルール、さらに居住スペースの配置等を定めたマニュアルの作成の取り組みを市町村が住民の皆様と一緒に進めているところです。

昨年度は、10カ所の避難所をモデルとしてマニュアルの作成に取り組みました。その結果、数多くの避難所で、マニュアルづくりには市町村のマンパワーが不足していることや、住民の皆様と話し合いながらマニュアルをつくり上げていくことから時間を要することが課題となりました。

そのため、今年度からマニュアルの作成作業を外部委託する経費の補助率をかさ上げするこ

とで市町村のマンパワー不足を補うとともに、モデル避難所のマニュアルをひな形として活用することで作成手順を簡略化し作成に要する時間を短縮するなど、市町村の取り組みを積極的に支援しております。この結果、今年度末までに合計29市町村190カ所のマニュアルが作成される予定となっております。

今後、各地域地域で取り組みが進み、市町村に作成のノウハウが蓄積されることでさらに取り組みが進んでいくものと考えております。一方、いまだに着手できていない市町村もございますので、まずは全ての市町村で取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

避難所運営マニュアルの作成につきましては、第3期南海トラフ地震対策行動計画におきまして、平成32年度までに全ての避難所でマニュアルが作成されるという目標を掲げておりますので、今後も引き続き市町村と連携し、目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、食料などの備蓄の考え方と対応状況についてお尋ねがございました。

本県で最大クラスの地震が発生した場合には、約30万人分の水や食料が必要になると想定しており、発災後1日目の分は市町村の公的な備蓄で対応し、2日目から3日目は市町村内の流通備蓄で賄い、4日目以降は県外からの支援物資で対応することとしております。現在、市町村の備蓄量は、水は約8万8,000人分で目標値の約3割、食料は約15万2,000人分で目標値の約5割となっており、早期に目標を達成していただくよう市町村にお願いをしているところです。また、県では、市町村の備蓄で賄えない場合に備え、市町村備蓄分の20%を目標として整備を進めており、今年度中に目標を達成する予定となっております。

発災後には備蓄物資をそれぞれの避難所に配送するためのマンパワー不足や配送車両が確保

できないことなども想定されますことから、避難者に水や食料が速やかに行き渡るように、あらかじめ市町村の備蓄物資を避難所に保管していただくよう依頼しております。

今後、市町村において避難所運営マニュアルを作成する中で避難所に備蓄物資を保管することを検討していただくとともに、新たに保管場所が必要となり整備を行う場合には県として支援をしてまいりたいと考えております。

次に、避難所における段ボールベッドと簡易トイレの備蓄状況についてお尋ねがございました。

避難所において一定期間避難生活を送っていただくための環境整備は重要だと考えておりますので、各市町村での避難所運営マニュアルの作成とあわせて、必要となる資機材の整備について補助制度を設けて支援をしているところで

す。お話のありました段ボールベッドにつきましては、断熱性やクッション性にすぐれていることや床からの高さが確保されることでほこりを吸い込むことが軽減できるといった利点がございます。本県では、梶原町において福祉避難所や避難所の要配慮者スペースで使用するために60セットを購入されている以外では段ボールベッドの導入というのはありませんが、ほとんどの市町村の福祉避難所には簡易ベッドの導入が進んでいるとお聞きしております。

県としては、避難生活が長期化する場合には、一般の避難所でも福祉避難所的な機能を確保する上で今後こうした段ボールベッドや簡易ベッドが必要になると考えています。

一方、トイレ対策は避難生活では直ちに対処しなければならぬことであり、南海トラフ地震が発生した際には県内で約30万人もの避難者が想定されるため、平成26年度から補助制度の対象に簡易トイレやマンホールトイレを加え、

各市町村で整備を進めていただいているところ
です。

現在、28市町村で整備が進められていますが、
全て合わせても想定される避難者の1日分の約
3割しか確保できていない状況ですので、トイレ
の整備につきましても県の補助制度を活用し
ていただき、整備を進めていただきたいと考
えております。

最後に、地震発生時における県民への情報発
信や職員間の情報共有をどのように行うのかと
のお尋ねがございました。

南海トラフ地震など大規模災害の発生時には、
混乱した状況の中、命を守るための情報はもと
より、命をつなぐため、さらには生活を立ち上
げるための情報を県民の皆様にも適時、的確に提
供することが大変重要であると考えております。

県では、総合防災情報システムを活用し、市
町村が入力した避難勧告や避難所情報、被害情
報について自動的に報道各社に提供し、県民の
皆様にお知らせいただくとともに、県のホーム
ページでもお知らせすることとしています。ま
た、仮設住宅に関する情報、医療や健康に関す
る各種の相談窓口、ライフラインや道路状況な
ど、被災者の生活を支援する情報につきましては、
県からの重要なお知らせとしてホームページに
順次掲示するとともに、マスメディアを活用
した広報も実施することとしております。

さらには、災害対策本部会議は報道関係者に
フルオープンで開催し、県の被災状況などの情
報を県内外に広く発信していただきたいと考
えております。また、災害時における職員の情
報共有につきましては、総合防災情報システム
や防災行政無線、衛星携帯電話を用いて市町
村の被災状況や支援要請、応急救助活動の状
況などに関する情報を共有することとしてお
ります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、南海トラ

フ地震対策について避難行動要支援者名簿の
提供などの進捗状況と今後の対応についてのお
尋ねがございました。

避難行動要支援者名簿につきましては、議員
のお話にもありましたように、平成26年度末
までに全市町村で作成が完了し、約5万8,000
人の方が掲載されています。現在、各市町村
におきまして、提供の同意がとれた方の名簿
から、消防、警察、民生委員、自主防災組
織、社会福祉協議会などの避難支援等関係
者に順次提供されており、平成27年度末時
点で市町村により未着手から90%以上まで
と差はありますが、県全体では約8,800人、
率にして約15%の方の名簿が提供されてお
ります。

避難行動要支援者の方一人一人の避難計画
である個別計画につきましては、提供された
名簿情報をもとに避難行動要支援者の御本
人を交え避難支援等関係者ととも
に作成することとされており、平成27年度
末で約3,900人、率にして約7%の計画
が完成をしております。

県としましては、これまで名簿の提供や
個別計画の作成に係る経費への補助制度を
創設し、市町村の取り組みを支援してき
たところでございますが、熊本地震での
対応も踏まえ、取り組みの加速化を図る
ために既に補助金の補助限度額を引き上
げるなど支援策を強化いたしました。

特に、名簿の提供につきましては、平成
30年度までにその提供を完了させること
を、年度末に改訂を予定しております
県の南海トラフ地震対策行動計画にも
明記し、市町村とともに早期の避難支
援体制の構築を図ってまいります。

次に、避難行動要支援者の福祉避難所
への受け入れ体制の整備についてお尋
ねがございました。

福祉避難所の指定状況につきましては、
9月末時点で民間の社会福祉施設を
中心に185の施設が指定され、約8,700
人の受け入れが可能と

なっております。

しかしながら、現状では福祉避難所の絶対数がまだまだ不足していることから、まずは専門職員の確保が可能な社会福祉施設などを対象に掘り起こしを進めることとしており、昨年度末から県内の社会福祉施設などに対しまして福祉避難所としての指定意向の調査をしています。この調査では、通所の小規模事業所を含めますと100を超える事業所が指定に前向きな意向を示されておりますので、現在この調査結果を市町村に情報提供し、それぞれの団体で指定の可能性について検討していただいているところでございます。これとあわせまして、福祉避難所指定促進等事業費補助金で必要な物資の購入を支援するなどによりまして、さらなる指定促進に取り組んでまいります。

また、議員からお話がありましたように、障害のある方につきましては、障害の程度の重い方はその特性に応じて福祉避難所で受け入れていくことが求められますことから、市町村内の受け入れ施設が少ない場合でも近隣の市町村との連携により広域的な受け入れが可能となるよう取り組みを進めているところでございまして、既に中央東福祉保健所及び中央西福祉保健所管内の市町村では、管内の社会福祉施設や特別支援学校との広域福祉避難所の設置運営に関する協定も締結をされているところでございます。

あわせて、一般の避難所でも要配慮者の方を受け入れることが可能となるよう、要配慮者用のスペースを確保するなどといった対応を避難所運営マニュアルに盛り込むことや、避難所の運営に携わる住民の方も対象に要配慮者をサポートするための研修を実施することなどにより、一般避難所における福祉避難所的な役割の一層の強化を支援してまいります。

次に、避難行動要支援者も一体となった避難訓練や研修会の取り組みについてのお尋ねがご

ざいました。

避難行動要支援者御本人も参加する形での避難訓練につきましては、実効性のある避難支援体制を構築するために必要なものと考えており、これまでも各市町村にその実施を働きかけてきたほか、訓練でのチェック項目などを記載しました災害時要配慮者避難支援の手引きを作成し、避難支援等関係者などに配布をしてきたところでございます。

個別計画を活用いたしました訓練につきましては、これまで16市町村で実施をされ、現時点でさらに6市町村で実施が予定をされております。実施に当たっては、県の要配慮者避難支援対策事業費補助金による支援とあわせまして、県も計画段階から検討にかかわり、各地域での実効性のある避難支援体制を構築できますよう必要な助言を行っております。

一方で、市町村の総合防災訓練などと一体となった訓練につきましては、避難行動要支援者が避難行動に要する時間などの課題が地域全体で情報共有できるなど、訓練後の地域での対応策の検討につながることから効果的な取り組みであると考えておりますが、現在は9市町村の実施にとどまっております。

こうした訓練におきましても、要支援者の避難訓練に必要な経費につきましては補助金が活用できますので、南海トラフ地震対策推進地域本部とも連携をいたしまして、各市町村に対し個別計画を活用した訓練の実施とあわせてさらなる周知、働きかけを行ってまいります。

次に、障害者のテレワークを活用した働き方の推奨についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、働く場所や時間にとられないテレワークは、外出等が困難な障害のある人にとりましても魅力のある働き方の一つであると認識しています。

障害のある人がテレワークの働き方を選択す

するためには、パソコンのスキルを習得する必要があり、このスキルを身につける場の一つとして障害福祉サービス事業所があります。実際に事業所の利用者でスキルを身につけてテレワーカーとして自宅で働いている方も数名いらっしゃいますが、こうした情報は県内の事業所には広がっていない状況でございます。

また、企業が障害のあるテレワーカーを雇用した際には、障害者の法定雇用率に反映されることとなりますが、県内ではこうした雇用形態が必ずしも知られていないのではないかと考えておりますし、さらには障害のある御本人もテレワークによる在宅での働き方を選択肢として考えることも少ないのではないかと思います。

こうしたことから、県といたしましては、今後は障害福祉サービス事業所や障害者雇用の促進のため企業を訪問した際には、先ほど申し上げましたテレワーカーの事例紹介などを行いますとともに、障害者雇用促進セミナーにおいてテレワークをテーマとして取り上げるなど、企業を初め障害福祉サービス事業所、障害のある御本人や御家族への周知に取り組んでまいります。

あわせて、労働局やハローワークとの連携を強化し、勤務地を問わない県内外の企業のテレワーク業務と障害のある人とのマッチングを行うとともに、障害福祉サービス事業所のテレワークになじむ業務の受注拡大への支援などを行い、障害のある人のさまざまな働く機会の確保に取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 河川管理について、河川のしゅんせつに関連する要望箇所が年間どの程度あり、1年間で対応できている箇所はどの程度あるのか、またそれに対する年間予算の推移、さらにしゅんせつ要望の多い箇所ですべて浸水被害の発生するおそれのある場所への予防

施策についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

県内の河川では、台風や集中豪雨、山林の荒廃等に起因し毎年土砂の堆積などが進行している箇所がございますが、浸水被害が発生したりその可能性が高い箇所について順次土砂の撤去などを実施しております。

河川のしゅんせつに関連する要望は、各年度の降雨実績等によりばらつきはございますが、直近3年間で平均いたしますと県内全体で年間約120カ所となっております。これらは、市町村や地元からの要望をもとに土木事務所等が現地調査を行い、取りまとめているものでございます。このうち1年間で対応できている箇所は県内全体で約70カ所となっており、事業費としてはここ3年間では3億円から4億円で推移しております。

なお、お話のありました黒潮町内における河川のしゅんせつは土木事務所より平成28年度要望として7カ所挙げられており、本年9月の台風第16号の出水後の調査をもとに年度内に5カ所の実施を予定しております。

今後も、浸水被害の防止など治水上の緊急度や重要度を見きわめながら、優先順位を明確にし、効率的かつ効果的な河川管理を行ってまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 国旗掲揚、国歌斉唱が行われていない私立学校についての平成28年6月議会後の新しい動き、私立学校に対する国旗掲揚、国歌斉唱実施に向けての考え及び今後どのように要請を行うのかについてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

平成28年6月議会後の学校の動きとしましては、清和女子中・高等学校については、6月の理事会及び11月の常任理事会において県から国

旗の掲揚、国歌の斉唱の実施について要請があったことについて報告をし、引き続き審議していくことになったと、また土佐中・高等学校については、例年のことではございますが、9月の運動会において国歌を演奏する中、国旗の掲揚を行ったと伺っております。

県としましては、私が11月15日に清和女子中・高等学校に、17日に土佐中・高等学校に出向き、理事長及び校長に対し、直接国旗の掲揚と国歌の斉唱の実施及び理事会における報告と検討を要請してまいりました。

教育基本法においては、教育の目的は人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民を育成していくことと規定されておりますし、またその目的実現のための目標として、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重する態度を養うことも定められているところでございます。

このように日本人としてのアイデンティティーや誇りを育むこと、さらに自国の国旗・国歌のみならず他国の国旗・国歌に敬意を払う態度を養うことは教育において重要なことであると考えます。国旗の掲揚、国歌の斉唱はこのような意義のもとに学習指導要領で定められているものでございますので、今後におきましてもさまざまな機会を捉え、実施に向けて粘り強く要請を行ってまいりたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） 今回の全ての質問に対しまして、皆さん本当に前向きに御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

その中でも幾つかちょっと聞いてみたいことがあるんですが、まず観光振興部長に率直に、私今回はかなり具体的にこういう水族館があったらいいんじゃないかなというのを提案させていただきました。ここはそういうところをできませんというのはなかなか言えないと思

うんですが、感想としてどういうふうに感じられたかというのをお聞かせいただけたらありがたいのかなと思います。

それから、先ほどの文化生活部長のお答えで、いろいろとイデオロギーが絡む問題ももしかしたらあるのかもしれないんですが、私が先ほど述べましたように、いろんな意味で外国でそういった人たちがトラブルに巻き込まれないための考えで、きょうは質問させていただきました。ですので、部長の答弁で本当に粘り強くやっていくということもありましたけれど、できればもう一度自分の気持ちを込めまして何か今後の取り組みについて言うことがあれば、ぜひお聞かせいただければとお願いいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 御質問にもお答えいたしましたように、新足摺海洋館につきましては、その地域の核となるものであります。そのため、展示物であるとかそういったものが、周辺の施設であったり飲食店も含めてしっかりと連携できるようにしていきたい。そういった中で、目の前の海を生かした大自然の水族館でもありますし、地域全体として売り出しをしていきたいと思っておりますので、さまざまな事業者とも連携もしまして、地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

○文化生活部長（岡崎順子君） 今後におきましても、引き続き粘り強く要請を続けてまいりたいと考えております。

○32番（下村勝幸君） どうもありがとうございました。

もう残り時間が少なくなりましたが、例えば福祉に関してもテレワークの利用であったりとか、いろんな意味で地域の方たちが元気になれる仕組みをいろいろ考えていただいております。特に、今回の津波避難の要支援者の問題であったり、まだまだ進んでいない部分が多々あるうと思っておりますけれど、今後も引き続き頑張ってい

ただくことをお願いいたしまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番今城誠司君。

（2番今城誠司君登壇）

○2番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。副議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

初めに、産業振興計画についてお伺いをいたします。

本県の経済は、尾崎県政の進める地産外商を柱とする産業振興計画による成果と安倍政権が進めるアベノミクスの力強い相乗効果により、着実に上昇しております。中でも有効求人数は、先日高知労働局から発表された10月データによりますと、1万4,999人と19カ月連続で前年同月比プラスで推移をしております。県内の有効求人倍率季節調整値は1.12倍で昨年9月分から1倍に達し、以後継続して1倍を超えて高い水準で推移をしております。

これまで公共職業安定所別では地域間で大きな格差がありましたが、安芸所においては先月発表の9月分から1.06倍に達し、10月分においても1.14倍と過去最高値を更新している状況となっております。幡多地域の四万十所においても前年同月を0.19ポイント上回る0.91倍、いの

所においても前年同月を0.21ポイント上回る0.81倍と高い伸び率で推移をしております。有効求人倍率については地域間格差が課題の一つでありましたが、産業振興計画地域アクションプランの取り組みの成果により大きく解消傾向にあります。

昨年までの状況とは違い、県下のほとんどの地域、ほとんどの産業で人手不足感が強まっております。この新たな段階の課題解決に向けてどのように第3期産業振興計画のバージョンアップに取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、林業労働力の確保についてお伺いをいたします。本定例会の知事提案説明にもございましたが、今年度から取り組んでおります森林組合支援チームの成果もありまして、県内23森林組合の本年度上半期の原木生産量は前年同期より11%増加をしていると報告がありました。本年度の目標であります原木生産量73万5,000立米の達成に向けて原木の生産性の向上と担い手育成・確保が課題であります。

林業労働力の確保については、高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定し取り組んでいる状況であります。第4次計画のスタート時の平成23年度の林業就業者数は1,661人でありましたが、平成26年度においては1,602人とさらに減少する結果となっております。

本年度をスタートとする第5次計画の目標値は、平成33年度末に1,777人の林業就業者を確保するとされております。慢性的に林業従事者が不足している状況により平成27年度は原木生産量の目標が達成されておらず、林業の担い手確保が必要不可欠であります。そのような中で林業学校の第1期生14名全員が県内の森林組合や林業事業者への就職につながったことは、大いに評価できる結果となっております。

しかしながら、就労環境の差で他業種への流出が多いと聞いております。林業事業体の経営基盤が脆弱で、賃金や雇用条件など就業環境が他産業に比べて必ずしも良好とは言えない状況があります。

山で働くことにより安定した収入を得て、福利厚生の実により魅力ある職場環境をつくるのが林業従事者の確保につながると思います。林業事業体の経営基盤の強化及び就労環境の改善についてどのように取り組んでおられるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、森の工場の拡大推進についてお伺いをいたします。森の工場は、森林を集約化し、収益性の向上による森林所有者への所得の還元、さらには林業就業者の安定的な雇用の場を確保することを目的に、高知県独自の施策として平成16年度より制度化して取り組んでおります。平成27年度までの間に、177工場、6万5,980ヘクタールが森の工場として認定されており、搬出間伐の生産性が向上し、民有林の間伐材生産量は大きく向上し、民有林の間伐事業に従事する林業事業体の多くが森の工場に取り組むなど制度の普及が図られております。

第3期の産業振興計画において、平成31年に8万1,600ヘクタールの目標を設定して取り組んでおりますが、新たな森の工場へ参入する林業事業体が著しく減少しているとお聞きしております。異業種からの新規参入を含む新規事業体の掘り起こし、森林所有者との合意形成への支援、効果的な作業システムによるさらなる労働生産性の向上が課題とされております。

森の工場の拡大推進について、目標達成に向けてどのように取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、養殖魚の輸出促進についてお伺いをいたします。本県の沿岸漁業生産額は、平成25年

は423億円と平成27年の目標値370億円を大きく上回っております。主な要因としては、クロマグロ養殖業の生産額が大きく増加していることが挙げられております。クロマグロ養殖については、昨年の天然種苗ヨコワの全国的な豊漁により、二、三年後に養殖クロマグロの供給量が大幅にふえることによる価格の変動が危惧されております。また、国内においては急速な高齢化、少子化等による生活構造の変化等もあり、国内の水産物の需要が急速に減少をしている状況となっております。

しかしながら、中国を中心に世界の各国では魚の消費が増加をしており、養殖業においては、安全・安心の確保、生産の効率化に努める努力とともに、海外市場等の新たな販路を開拓していくことが重要となっております。

今後、本県の養殖業のさらなる振興を考えると養殖魚の輸出拡大を図ることが大切であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、流通・輸出拠点漁港整備についてお伺いをいたします。宿毛湾の養殖魚を核とする水産業クラスターの形成については、水産物の輸出への取り組みが大きな鍵となります。

水産庁は、海外での日本食ブームや健康志向を追い風に2020年の水産物輸出額を2015年比3割増の3,500億円に引き上げることを目指しており、2020年度までに水産物の欧米やアジアへの輸出を担う強化漁港を全国で70から80カ所整備し、EUの厳しい輸入基準を満たせるように水揚げから出荷までを衛生的に管理できる施設整備に取り組むとされております。本年度末までに閣議決定する漁港整備の長期計画にこうした方向性を盛り込むとされており、1、水産物の取扱量が原則5,000トン以上、2、養殖用水産物の取扱量が原則1,000トン以上のいずれかを満たす漁港を流通・輸出拠点漁港とする方針が示さ

れております。全国で該当する約150カ所のうち、高度な衛生管理体制で出荷できる漁港は2割程度にとどまっており、これを2020年度までに5割に引き上げる計画となっております。

宿毛湾の養殖魚の新たな出荷・加工基地については喫緊の課題であり、陸揚げから出荷まで一貫した衛生管理のもとで取り扱う水産物を輸出するため、高度衛生管理型漁港として整備し、HACCP対応が必要なEU等へ輸出を拡大、それ以外の国、地域への輸出についても商品価値を高めるために幡多地域広域水産業クラスターの核となる田ノ浦漁港の流通・輸出拠点漁港への拡大整備促進が必要と思われませんが、どのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、新規就農者確保についてお伺いをいたします。第2期産業振興計画において、本県の農業を維持・発展させていくために必要な新規就農者として、年間280人を目標と設定し取り組みを展開しております。平成25年から260人を超えて推移し、本年6月までの1年間の調査では過去最多の270人と報告されておりますが、平成27年度の目標である280人の達成には至っておりません。また、この調査では、Iターン者の新規就農が162人と全体の6割に達するとも報告されておりますが、他産業を離職した後に実家で就農するUターンは85人とどまり、Uターン就農への支援の強化も必要となっております。

第3期産業振興計画においては年間320人とさらに高い目標設定がされております。目標達成に向けては、Uターン就農者の確保も課題となってくると考えられますが、どのように対応していくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、環境制御技術の導入状況についてお伺いをいたします。オランダ農業の象徴は環境制御システムであります。温度、湿度、光量、CO₂濃度、風速等数多くのデータを解析して空

調、ポンプ等を自動制御することによって作物の光合成能力を最大限に高める生産管理システムであります。

県では、平成26年度より施設園芸において生産性の向上に速効性のある環境制御技術の普及に取り組んでおります。昨年度は1億700万円の予算を計上し普及に取り組みましたが、主要7品目での導入面積は73ヘクタール、その他の7品目以外を加えましても95ヘクタールと目標普及面積の半分程度にとどまっておりました。環境制御技術の導入については、様子見をしている農家が多く、予算の執行率についても半分以下の結果となっております。

しかしながら、本年度については環境制御技術普及促進事業費補助金の申請が殺到しているとお聞きをしております。そこで、現在の補助金の申請状況について、またどのような取り組みによりこのような加速化につながったのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、高齢者施設の利用者の安全確保についてお伺いをいたします。

今年の8月31日に、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う豪雨により河川が氾濫し施設内に濁流が流れ込み、入所者9人が犠牲になりました。この施設では平家の建物の天井付近まで浸水したと見られております。この施設は2011年の豪雨でも浸水した事実があり、その立地特性に即した避難判断ができておらず痛ましい災害となりました。また、2009年には山口県防府市の豪雨災害による土石流により特老で7名死亡、2010年には奄美豪雨によりグループホームで2名死亡の災害が発生しております。

今年の台風16号に際しては県内の施設においてその立地特性を判断し、それぞれ適切な避難行動により安全が確保されたと聞いておりますが、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災

害特別警戒区域に位置する高齢者福祉施設について県はどのように把握をされているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、今回の災害発生を受けて国より介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化徹底について通知が出力されています。各施設における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について、点検及び遅くとも年内までに改善されるよう指導・助言を行うとされておりますが、その実施状況について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、児童相談所強化プランについてお伺いをいたします。

全国で児童虐待対応件数は依然として増加し、子供の命が失われるという痛ましい事件も後を絶たないという状況であります。平成27年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、過去最多の10万3,260件に上がっております。厚生労働省が統計をとり始めた平成2年度以来、25年連続増加という深刻な事態となっております。

本県においても、児童相談所への児童虐待の相談件数は、平成26年度が383件であったものが昨年度は515件となっており、そのうち虐待と認定された件数については、平成26年度が235件であったものが昨年度は379件と大幅に増加傾向にあります。

県内においても、平成20年、平成26年に残念ながら虐待死亡事件が発生しており、死亡事例検証委員会からの提言に基づき、課題解決に向けた改善に取り組んでいるところであります。

そのような中、本年5月に改正児童福祉法が成立いたしました。全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、

母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる内容となっております。

さらに、児童相談所の体制強化として、厚生労働省により児童相談所強化プランが策定されました。専門職の増員等、児童福祉司の資質の向上、関係機関との連携強化等が盛り込まれており、児童福祉の課題解決に資する対応であると期待をされております。

そこで、県としてこの児童相談所強化プランに対してどのように取り組んでおられるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、里親委託等の推進についてお伺いをいたします。虐待や予期しない妊娠など何らかの理由で親と一緒に暮らせない子供は、全国で3万9,000人に上ると言われております。こうした社会的養護下にある子供たちの実に9割近くがこれまで児童養護施設等の施設における養育が中心となっておりましたが、社会的養護は家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要であることから、高知県家庭的養護推進計画を策定し、平成41年度までに、施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ6割、2割、2割にしていくという目標が掲げられ、取り組んでおります。

今回の児童福祉法改正により、里親制度の広報啓発等による里親開拓から里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援まで、一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談支援について児童相談所の業務として位置づけられました。

県内の里親委託について、現在の状況とその推進の取り組みについて地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、幡多児童相談所の一時保護機能についてお伺いをいたします。幡多児童相談所の一時

保護所については、平成7年度に、利用率の低下及び事務事業の効率化を図るために中央児童相談所の一時保護所に統合されました。その後、平成12年に児童虐待防止法が施行され、一時保護件数も、各年度ばらつきがあるものの増加傾向に推移をしている状況となっております。

幡多児童相談所の一時保護についても、中央児童相談所へ移送するケースとともに四万十市内の児童養護施設若草園への一時保護委託の件数も増加をしております。さらに、平成26年に発生した児童死亡事例の検証結果報告による提言を受けて、児童の安全を最優先するためには、ちゅうちょするより、まずは保護を実施する基本方針で取り組んでおり、一時保護件数が急増している状況であります。

一方で、幡多児童相談所においては、緊急一時保護が必要と判断する児童に対して、中央児童相談所及びその他の児童養護施設においても過密状態により物理的に受け入れが不可能という事態が生じております。

児童虐待件数が増加する中で、一時保護を必要とする児童は拡大が見込まれており、夜間の緊急対応などを考えれば幡多児童相談所にも再度一時保護所の付設が必要と考えますが、今後の幡多児童相談所の一時保護機能確保についてどのように取り組んでいかれるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

本年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の揺れが2回発生し、その後も強い余震が続くという繰り返す揺れへの対応、避難所の確保と運営、物資の配送計画に大きな課題があったとされております。南海トラフ地震ではより厳しい状況になると予想されており、県では熊本地震から学べる部分を反映した南海トラフ地震対策行動計画の見直しに着手をされております。

そうした中、11月22日に福島県沖で早朝5時59分に深さ約25キロを震源とするマグニチュード7.4の地震があり、最大震度5弱を観測、福島県に3メートルの津波警報が出され、テレビ放送はしきりに避難を呼びかけておりました。

東日本大震災の際にも、車で避難したため津波にのみ込まれた多くの犠牲者が出ましたが、その教訓が生かされていなく、内陸部へ避難する車で渋滞し、沿線のガソリンスタンドに給油待ちの行列ができ、さらに渋滞が大きくなっている状況が放送されておりました。また、東日本大震災の浸水区域でも避難しない住民もおり、津波からの早期避難意識の希薄化が進んでいるのではないかと指摘をされております。

本県においてもこの早期避難の意識の希薄化が大変重要な問題だと思いますが、どのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、長期浸水における救助救出体制の整備についてお伺いをいたします。最大クラスの地震が発生した場合、高知市の市街地において約2メートルの地盤沈降により2,650ヘクタールの長期浸水、約6万人の要救助者が想定されております。宿毛市の市街地においては、県下でも最も厳しい最大で2メートル40の地盤沈降により362ヘクタールの長期浸水、約8,000人の要救助者が想定されております。

高知市においては、平成22年より南海地震長期浸水対策検討会を組織して長期浸水被害を最小限にとどめるための対策を検討し、平成25年3月に今後取り組む対策をまとめられました。

宿毛市においても、宿毛市長期浸水対策検討会を組織し、平成25年から高知市での検討結果を生かしながら宿毛市の特徴的な被害の状況をリアルに想定して、平成27年3月に対策がまとめられております。

両市とも、この対策検討会で取りまとめた対

策について関係機関でその進捗を確認し連携を図るために、それぞれに連絡会を組織して取り組んでおります。

中でも、発災直後の救助救出対策についてはその要救助者の数に比べて現在の救助能力が著しく低く、大きな課題となっております。この課題については、第3期南海トラフ地震対策行動計画においても重点的に取り組む課題とされているところです。

この長期浸水区域内における迅速な救助救出について高知市及び宿毛市では関係機関でどのように取り組んでおられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、長期浸水における止水対策についてお伺いをいたします。現在、長期浸水が想定される高知市、宿毛市においては、河川堤防、海岸堤防の地震津波対策に取り組んでおりますが、全体の完成までにはまだまだ長い時間がかかります。

南海トラフ地震により耐震対策がされていない堤防が地盤沈降、液状化により損傷、沈下することにより、高さの不足した状態に対して新たな浸水が生じないように止水対策を実施した上での排水作業が必要となります。長期浸水対策検討会の想定によりますと、現在、河川・海岸堤防のうち耐震化されていない区間が全て被災し緊急復旧が必要になったとすると、高知市において大型土のうが約15万個、中詰め土砂約29万立米、宿毛市においては大型土のう約6万6,000個、中詰め土砂約12万立米が必要と試算がされております。この緊急復旧所要日数については、施工機械を十分確保して24時間施工を行っても各エリアで7日から28日を要すると試算がされております。

道路の機能復旧については、現在高知県道路啓開計画を策定し、啓開担当区間の業者の割り付け等により、実効性の高い計画に取り組んで

おりますが、同様に長期浸水の止水対策についても、建設関係団体との事前協定、効率的な緊急復旧体制の構築、止水資機材の確保により実効性を高める必要があると思われませんが、現在どのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、震災時における燃料の備蓄供給体制の確保についてお伺いをいたします。宿毛市の長期浸水時の排水方法としては、現存のポンプ場では耐震、耐水、停電対策を満たす排水機場が存在をせず、その対策には多額の予算が伴い、長期的な目標となっております。

そのため、災害時応急排水を行うこととなっておりますが、これについては近傍の国土交通省の排水ポンプ車9台のポンプによる約10日間の排水日数を要すると想定されております。排水ポンプ車を9台配置した場合は動力の燃料として1日当たり約7.3キロリットルの軽油が必要であり、全域を排水ポンプ車のみで排水した場合には約67キロリットルが必要であると試算がされております。

長期浸水区域外に存在する宿毛市内のガソリンスタンドの軽油貯留可能量は48.7キロリットルでしかなく、道路啓開作業の重機の稼働も同時進行されることが想定され、必要燃料の確保と供給体制の確立が課題となると思っておりますが、どのように取り組まれているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、住宅の耐震化の加速化についてお伺いをいたします。第3期南海トラフ地震対策行動計画において、住宅耐震化の加速化は重点課題であります。住宅耐震化率については平成28年3月末において77%にとどまっております、平成31年3月までに82%とする目標を設定して取り組んでおります。今年度の状況として、熊本地震以降住宅の耐震化について県民の関心が高まり、耐震診断、耐震設計、耐震改修について大幅に

ふえている状態とお聞きをしております。ことしの県民世論調査の中間報告によりますと、旧耐震基準の住居の持ち主の77.2%が耐震診断を受けたことがないという結果が出ております。

県では、今年度より年間1,500棟の耐震改修を目標とし、全市町村で戸別訪問を実施し、耐震診断の奨励に取り組んでおり、さらに今年度から、耐震設計や改修工事は所有者の負担が重いことから、費用負担を抑えながら段階的に安全性を高める耐震改修への支援制度が新たに創設されました。しかしながら、この制度を導入した市町村は10月1日現在で4つの町村にとどまっており、制度の利用はまだないと聞いております。

市町村で段階的耐震改修に対する支援制度の導入が進まない理由と今後の取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、農業ため池の整備に関してお伺いをいたします。県内には、水利組合や市町村が管理するため池が約400カ所あり、このうち万一決壊すると下流の人家や公共施設などに被害が及ぶおそれがある防災上特に重要なため池が121カ所あり、そのうち21カ所のため池で耐震性が確保できていないと報告をされております。平成32年度までに全てのため池で耐震化を完了させる方針で、順次事業が進められております。しかしながら、昨年度については、国の予算の割り当て不足で事業費が約2億円の減額をされており、計画どおり耐震化を進めるためにはその予算の確保が課題であります。

ため池の耐震化の計画的な実行についてどのように取り組んでおられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、4月の熊本地震においては、熊本県が2013年度に実施した耐震調査で安全と判定をされた57カ所のうち8カ所が損壊しております。中でも最も被害の多かった西原村の大切畑ダム

では、堤が崩れ一時は決壊のおそれがあるとして104世帯に避難指示が出されました。この大切畑ダムは耐震性が安全の判定であったので、住民向けのハザードマップが作成されていなかったとされております。

本県のため池の耐震化について、その設計基準とハザードマップについてどのように取り組んでおられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、県立高等学校寄宿舎の住環境の向上についてお伺いをいたします。

県立高校の空調設備については、特別教室は以前より県費で設置しておりますが、普通教室については一部の学校で保護者の要請があり、PTA負担でエアコンを設置し電気代も保護者負担で運営された学校もありました。平成25年度より教育委員会の基本的な考え方として、普通教室において空調設備は県において計画的に整備に取り組んでいただいております。

高等学校の寄宿舎の空調設備については食堂などの共有スペースは整備されておりますが、寮生部屋については、各校でその設置状況、運用が異なっている状況にあります。役所を含めた公共施設を初めあらゆる民間施設のほとんどで空調施設が整備されている中で、寮生は苛酷な環境での生活を強いられております。

県内全校で統一した寮生部屋の空調設備の整備が必要と思われませんが、現在の状況、今後の整備計画について教育長にお伺いをいたします。

最後に、職員採用試験の受験者確保対策についてお伺いをいたします。

平成28年度高知県職員等採用上級試験の実施状況を見ますと、試験区分土木は採用予定人員14名に対して第1次試験受験者13名、第2次試験受験者10名、最終合格者6名と、採用予定の半分の合格者も出すことができていない状況となっております。林業についても採用予定

者7名に対して合格者2名となっており、さらに社会福祉の心理についても採用予定2名に対して合格者が出ていない状況となっております。土木、林業については再度特別募集により採用予定人員の確保に取り組んでおりますが、優秀な職員の確保が課題となっております。土木職については、市町村でもその採用に大変苦勞をしており、十分な職員数を確保できていない状況が続いております。

今後の県政運営における重要な職種の受験者の減少に対してどのように取り組んで優秀な人材を確保していくのか、人事委員長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人手不足感という新たな段階の課題解決に向けて、どのように第3期産業振興計画のバージョンアップに取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

これまでの産業振興計画の取り組みなどにより地産外商が一定進んだ結果、人口減少下にあっても本県の経済が縮むことなく、むしろ拡大の方向に転じつつあると感じており、これが有効求人倍率の上昇などにつながっているものと考えております。

こうした流れを一過性のものとせず、引き続き人口が減少する中であっても、継続、発展させることができるかどうか県勢浮揚をなし遂げるために極めて重要であると考えております。このため第3期の産業振興計画において、地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環につなげることに挑戦しております。

ただし、この隘路になりかねないのが、御指摘のように深刻度が増してきた人手不足の問題であり、今回の第3期計画のバージョンアッ

プの中で対策をさらに強化してまいりたいと考える点であります。

当面するこの人手不足への対策につきましては、第1に、移住促進策とも連携した人材誘致の取り組みをさらに強化すること、第2に、生産性の向上に向け次世代型こうち新施設園芸システムといった新たな技術や省力化設備の導入などの促進を図るとともに、本年度からスタートしたI o Tなどの先進的な取り組みを本格化させることとあります。そして加えて、そもそも本県経済を持続的に拡大させていくためには、地域地域に若者を残し、移住者も呼び込める土壌をつくっていくことが不可欠であり、そのためにも、各分野の地産外商の取り組みを一層強化するとともに、1次産業から3次産業までの多様な雇用を生み出す地域産業クラスターの具体化を進めていくことが重要であります。その促進を図るよう施策を強化していきたいと考えております。

こうした大きな方向性のもと、引き続き関係者の皆様のお知恵も賜りながらさらに議論を重ね、産業振興計画のさらなるバージョンアップへとつなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、津波からの避難意識の希薄化についてお尋ねがございました。

東日本大震災から5年8カ月が経過した先月22日に、福島県沖でマグニチュード7.4、最大震度5弱の大きな余震が発生し、沿岸部では津波も観測されました。幸いにも大きな人的被害は発生しておりませんが、津波が遡上している河川の近くから避難しない住民の姿が映し出されるなど、一部では避難意識が薄れてきていると思われる状況が見られました。

大きな津波を経験した地域でさえそうした状況が見られることから、ほとんどの人が大きな津波を経験していない本県において、県民の皆

様の避難意識を維持し、さらに向上させることは相当の努力が必要であると改めて啓発活動の重要性を認識いたしました。

津波から命を守るためには揺れがおさまったらずぐに避難するということが最も重要ですが、本県における津波からの早期避難の意識率は、現状では74%と昨年の70%に比べ向上しているものの、まだまだ100%には届かない状況となっております。このため県民の皆様への防災意識、特に津波からの早期避難の意識を高めるための啓発を第3期行動計画における8つの重点課題の一つに位置づけて、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した啓発、さらに南海トラフ地震対策推進地域本部が現地検など地域住民の皆様と一緒に取り組む機会を通じて直接お伝えするなど、さまざまな方法で啓発を行っているところであります。

特に今年度は、地震発生後の津波避難場所への避難、避難所での生活、さらには仮設住宅への入居といった一連の流れを県民の皆様お一人お一人にイメージしていただけるような啓発DVDを作成することとしております。また、それぞれの御家庭で話し合いながら防災ルールを書き込んでいただけるように工夫した防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の全戸配布など、災害を自分事として捉えていただくための取り組みを進めております。

こうした啓発に加えて、実際に地域地域において日ごろから繰り返し訓練を実施していただくよう取り組みを進めることで、県民の皆様の津波からの早期避難の意識のさらなる向上を目指してまいります。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、林業事業体の経営基盤の強化及び就労環境の改善についてお尋ねがございました。

県内の林業事業体の多くは経営基盤が脆弱で十分な就労環境が整えられていないのが現状でありますので、林業就業者を確保するためには、議員のお話にありましたように、所得の向上や福利厚生の実施などにより働く人にとって魅力ある職場環境をつくることが重要であると考えています。

このため、県では、林業事業体の経営基盤の強化に向け、施業の集約化や高性能林業機械の導入、路網の整備などにより生産性の向上を図る森の工場づくりや効率的な生産システムの導入促進など、林業事業体の収益性を高める取り組みを進めているところでございます。さらに、今年度からは、県下の6つの林業事務所ごとに一つの森林組合をモデルとして選定し、森林組合支援チームによる現場ごとの生産性向上のための支援をスタートさせたところでございます。今後は、これらのモデルの成果を県内各地の林業事業体に拡大し、原木生産の効率化につなげていくこととしております。また、就労環境の改善に向けましては、労働安全衛生に関する研修会の開催や安全防具の導入、林業退職金共済への掛金に対する支援などを行っています。

このような林業事業体の収益性の向上や就労環境の改善に事業体みずからが主体的に取り組んでいただくために、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく労働環境改善計画の作成を促してまいりました。これまで県下の林業事業体の約7割に相当する91の事業体が計画を作成しており、これらの事業体に対して助言・指導を行い計画の実効性を高めてまいりますとともに、未作成の事業体に対しては計画の作成を働きかけてまいります。

こうした林業事業体の経営基盤の強化と就労環境の改善に向けた取り組みにより、新たな担い手の確保と定着率の向上を図ってまいります。

次に、産業振興計画に掲げる森の工場の目標

達成に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

第3期産業振興計画においては、森の工場の承認面積を平成31年度に8万1,600ヘクタールに拡大するという目標を掲げております。本年度末の見通しは約6万8,000ヘクタールとなっており、この2年間の承認面積は年間2,700ヘクタール程度にとどまっています。森の工場の数は増加していますが、小規模なものが多くなっているというのが現状であります。小規模な森の工場は、作業道の幅員が狭く、さらに奥地に拡大していくことは小運搬距離が長くなることから難しく、森の工場の拡大が思うように進まない要因になっているのではないかと考えています。また、集約化に必要な森林所有者や境界の明確化が進まないということも一つの要因であると考えています。

このため、長期的視野に立った大規模な森の工場での施業の促進に向け、大型トラックが進入できる基幹道を核とした効率的な路網配置を行う大規模な森の工場を計画する場合は補助事業による支援期間を5年間から10年間へと拡大するなどの制度の見直しを検討しているところでございます。また、森林所有者や境界の明確化に向けては、本年5月の森林法の改正により市町村に作成と公表が義務づけられた林地台帳を早期に整備できるよう、必要な森林情報を総合行政ネットワークを活用して県と市町村とで共有するとともに、法務局の登記簿情報や地図情報等を活用して森林情報の精度を高める取り組みを進めていきたいと考えています。

こうした取り組みを推進することにより、新たな事業者の参入をも促し、森の工場のさらなる拡大を図り、産業振興計画に掲げる目標の達成と原木の増産につなげていきたいと考えております。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 養殖魚の輸出拡大にどのように取り組んでいくのか、お尋ねがありました。

平成27年の本県の魚類養殖生産量は、マダイやブリ類、クロマグロを中心に約1万9,000トンで、全国4位と国内有数の規模を誇っております。しかしながら、議員のお話にありましたように、将来的に国内市場の縮小が懸念されている中、生産量の維持・拡大を図るためには海外への輸出が不可欠と考えております。

養殖魚の輸出につきましては、今年3月、漁協、加工事業者、養殖魚の集荷、販売を担っている商社、さらには物流事業者の方々などで組織する高知県養殖魚輸出促進協議会が発足し、県も積極的に参画し、海外市場の開拓に取り組んでおります。具体的には、シンガポールや沖縄での商談会への参加やアジア地域における現地商社への営業活動、品質や価格などについての評価をいただくための海外へのサンプル出荷など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。こうした活動を通じまして、香港やシンガポールなど既に日本食が一定普及している地域におきましても、今後高級食材を中心に我が国の水産物の需要の増大が見込まれること、またベトナム、インドなどでも新たな日本食マーケットの拡大が予想されるなど、県内産の養殖魚の新たな販路の獲得、拡大に手応えを感じております。

一方、養殖魚の輸出を拡大していくためには、相手国の求めるHACCP等の衛生基準を満たす必要がありますので、加工事業者を対象としたHACCP研修を行いますとともに、輸出に対応した大規模な水産加工施設等の基盤整備の促進にも取り組んでまいります。

次に、田ノ浦漁港の流通・輸出拠点漁港への拡大整備促進についてお尋ねがございました。

幡多地域広域水産業クラスターの核として期

待される田ノ浦漁港では、昨年の水産物取扱量が1万7,203トンと県下最大であるとともに、国が示しております流通・輸出拠点漁港の要件である水産物取扱量5,000トン以上を県内で唯一クリアしております。また、田ノ浦漁港を取り巻く宿毛湾周辺では、既存の加工業に加え輸出も視野に入れた養殖魚の新たな加工事業への参入に複数の民間事業者が意欲を示すなど、輸出促進に向けた機運も高まってきております。このような状況から、国が策定する次期の漁港漁場整備長期計画では田ノ浦漁港が流通・輸出拠点漁港に位置づけられるよう国と協議を進めており、この3月には閣議決定される予定となっております。

一方で、田ノ浦漁港では現在、流通機能強化の一環として岸壁の耐震強化工事を進めておりますけれども、流通・輸出拠点漁港に位置づけられることにより、平成29年度からは新たに製氷施設や冷凍・冷蔵施設などが国庫補助事業の対象となります。

今後は、これらの施設整備を進めることで、高度衛生管理や高鮮度物流など幡多地域広域水産産業クラスターの核となる機能の拡充を図ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、Uターン就農者の確保についてのお尋ねがございました。

親元に帰って就農するUターン就農者は、農地や施設の面で就農しやすい条件が整っていることに加えまして、農業への理解度が高く、また地域への愛着も強いことから就農後の定着率も高くなっております。したがって、第3期産業振興計画の新たな目標である新規就農者320人を確保するためにも、その掘り起こしが重要なポイントになると考えております。

そこで、本年度から新たにUターン就農を目指す方々が安心して就農しスムーズに定着でき

る環境を整えるため、親元で働きながら専門的な研修を通じて技能を高めることのできる支援制度を創設いたしました。その結果、この制度を活用したUターン就農者が出てきており、来年度に向けてさらなる活用が見込まれております。また、本年度から新たに、県内9つの地域でお盆の帰省時期に就農相談会を開催し、Uターン就農を希望される方や県外に子弟のいらっしゃる農業者の方々から具体的な御相談もいただいているところでございます。このほか、市町村やJAと連携しながら産地の農業者が集まる場での相談会や、就農コンシェルジュによる子弟をお持ちの農業者への訪問相談を実施するなど、Uターン就農者のさらなる確保に向けて積極的に取り組んでいくこととしております。

こうした取り組みによりまして、新規就農者320人の確保に向けUターン就農者数の上積みを図ってまいります。

次に、環境制御技術普及促進事業の申請状況と申請が加速化した要因についてのお尋ねがございました。

環境制御機器の導入につきましては、申請者数が昨年度の233戸から本年度は415戸と増加をし、補助金額では昨年度の4倍に当たる約2億円の申請をいただいております。ナスやピーマンなどの主要野菜に加えましてミカンなどの果実類やトルコギキョウ、ブルースターといった花卉類など23品目に導入が広がっており、本年度末の普及面積は約167ヘクタールに達する見込みとなっております。また、本年度は、既に環境制御機器を導入された方がさらなる高みを目指して事業を活用される事例が多く見られたことも特徴となっております。

導入が加速化した要因としましては、まず各地域、各品目で身近な成功事例がふえたことが挙げられます。昨年度までに環境制御機器を導入された方の中には最大で34%増収された方が

おいでるなど、ほとんどの方で収量のアップや品質の向上が確認をされました。それらの身近な成功事例を学び教えあう場として活用したことや、簡易な測定器を農家の皆様に貸し出すことなどによりまして、誰でも取り組める技術であることを農家の皆様に周知できたことが最大の要因だと考えております。また、農家の皆様からの御要望にお応えをし、補助対象を技術のステップアップにつながる機器に拡大したことや補助限度額の見直しを行ったことなども申請者の増加につながった要因だと考えております。

こうした環境制御技術の導入に対する機運の高まりを逃すことなく、普及を一気に加速させ、生産拡大、所得向上、担い手の増加の好循環につなげるために今後も全力で取り組んでまいります。

次に、ため池の耐震化の取り組みについてのお尋ねがございました。

県では、平成26年度までに実施した耐震診断の結果、耐震性が確保できていない21カ所のため池のうち、本年度までに2カ所の工事に着手し、1カ所は工事が完了しております。また、残る19カ所につきましても、用地交渉や工事期間中の農業用水の確保対策など工事の着手に向けた準備作業を進めているところでございます。

ため池の耐震化を計画的に進めるためには、国の予算を安定的に確保することが何よりも必要です。そのため、ことしの4月と7月に政策提言を行ったところですが、10月の国の補正予算では6カ所のため池について設計業務や工事に着手できる予算が確保できました。また、今回の補正予算によりまして、これまで県が最優先で進めてまいりました津波避難タワーの整備に一定のめどがつかしましたので、今後は、平成32年度の完了に向けてため池の耐震化に予算を集中し、整備を加速してまいります。

なお、国の予算の安定的な確保に向けて、こ

の11月にも関係団体と連動して提言活動を行ってきたところでございますが、今後も引き続き取り組んでまいります。

最後に、ため池の耐震化の設計基準とハザードマップについてのお尋ねがございました。

ため池の耐震化は緊急を要する課題でありますため、当面は現在の国の設計基準に基づき震度5強相当の地震に対応した整備を基本としております。しかし、南海トラフ地震では県内全域で震度6以上が想定をされておりますことから、特に下流への影響が大きいと考えられる高さが15メートルを超えるため池につきましても、震度7相当の地震にも耐えられるよう県独自に基準を設け、整備を進めているところでございます。また現在、国において震度7相当の地震に対する簡易な検証方法が検討されているところであり、この検証方法が決定された段階で再度検証を行い、全てのため池が震度7相当の地震に耐えられるよう整備を進める方針としております。

一方、県民の皆様の生命を確実に守るためには、最悪のケースでは決壊に至ることも想定をし、まずは避難するという視点に立って取り組むことが重要でございます。このため県では、397カ所のため池のうち貯水量1,000トン以上、具体的に申しますと25メートルプールの1.5倍程度の規模のため池274カ所についてハザードマップを作成し、平成23年度までに市町村を通じて住民の皆様に注意喚起してまいりました。また、全てのため池を対象にしたため池の管理者や市町村による安全点検を毎年実施いたしますとともに、水を使わないときにはため池の水位を低下させておくといった対応や、地域の集まりでのハザードマップの活用などにより防災意識の向上に取り組んでおります。

県といたしましては、ハード、ソフト両面からの対策に一体的に取り組む、地震に備えたた

め池の防災・減災対策を推進してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 高齢者福祉施設の利用者の安全確保について、まず浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に位置する高齢者福祉施設についてお尋ねがございました。

認知症グループホームなどを含みます入所型の高齢者福祉施設344について、高知県防災マップでその立地状況を把握しており、現在指定河川浸水想定区域に立地している施設が23、土砂災害警戒区域に立地している施設が56、そのうち特別警戒区域には3つの施設が入っております建物1つがございました。

次に、施設における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況についてお尋ねがございました。

県内の高齢者福祉施設に対しましては、これまでも、実地指導において防災対策マニュアルの整備や避難訓練の実施の状況について点検、指導を行ってきております。また、施設が防災対策マニュアルを作成する際に施設みずからがその立地条件などの現状を正確に把握できるようチェックリストを県で作成し、効果のある防災対策を検討できるよう支援してまいりました。

そうした中、議員のお話にもありました認知症グループホームでの災害を受け、この9月に利用者の安全確保や非常災害時の体制整備などに関する注意喚起を国の通知も踏まえ施設等に行ったところです。

また、県として施設の状況を把握するために、10月には高齢者施設に対し水害、土砂災害を含む防災対策マニュアルの策定状況や避難訓練の実施状況などについて調査を行うとともに、マニュアル未策定や訓練未実施の場合は12月末までに策定及び実施をするよう指導・助言を行ってまいりました。

これまでの調査では、地震に関する防災対策マニュアルは全ての施設で策定できておりましたが、10月の調査の結果では、水害や土砂災害を含むマニュアルが策定できていないとした施設が約2割、水害、土砂災害を想定した避難訓練は実施していないという施設が約半数ございましたので、市町村とも連携し再度策定及び実施するよう指導・助言を行っているところでございます。

施設の風水害等の防災対策につきましては、これまでも台風接近などのたびに施設に対し事前にファクスで厳重な警戒態勢の確保についての周知などを行ってきたところでございますが、今後も引き続き、施設職員が利用者の安全を確保するための行動を確実にとることができるよう、施設への指導や情報提供に取り組んでまいります。

次に、児童相談所の強化についての一連の御質問にお答えをします。

まず、児童相談所強化プランに対する県としての取り組みについてお尋ねがございました。

ことし4月に国が策定をしました児童相談所強化プランでは、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、専門職の増員等を推進するとともに児童福祉司等の資質の向上や関係機関との連携強化を図っていくこととされています。本県では、これまでの児童虐待死亡事例検証委員会からの提言を受けまして、子供たちの命や安全を守ることを最優先に、児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化に取り組んでまいりましたことから、強化プランで求められている内容の多くを既に先行して対応してきております。

具体的には、まず専門職の増員などでは児童福祉司や児童福祉司を指導、教育するスーパーバイザーを手厚く配置してきましたことから、今回国が示しました新たな基準を既に大きく上

回る配置数となっております。弁護士の配置につきましても、強化プランを踏まえ、現在の相談体制に加え、より気軽に弁護士と相談できる体制を検討しています。

次に、児童福祉司の資質の向上では、これまでもアドバイザーを招聘した定期的な指導・助言や研修への参加などを通じまして資質の向上を図ってきたところです。これらに加え、強化プランで新たに受講が義務づけられました任用後研修の適切な実施などによりまして、一層の資質の向上を図ってまいります。

最後に、関係機関との連携強化につきましても、警察とは定期的な情報共有を行いますなど既に連携を強化しておりますし、市町村の要保護児童対策地域協議会の対応力強化に向けて、児童福祉司任用資格指定講習会などの活用による職員の資質の向上や市町村管理の全てのケースへの助言、支援などに取り組んでいます。今後は、これまでの取り組みに加えまして、新たに受講が義務づけられました要保護児童対策調整機関に配置されます専門職員を対象とした研修などにもきめ細かく対応してまいります。

今後とも、子供たちの命や安全を守ることを最優先といたしまして、強化プランの内容を踏まえるとともに、母子保健と児童福祉の連携や妊娠期からの親育ち支援など、本県が進めております取り組みを充実、深化させてまいります。

次に、県内の里親委託の現状とその推進の取り組みについてお尋ねがございました。

里親の委託につきましては、これまでも、里親会や里親専門相談員を置く児童養護施設などと連携しました相談活動や、新規開拓に向けました制度の説明、相談会の実施など、里親制度の普及啓発活動に努めてまいりました。また今年度からは、取り組みを充実させるため里親支援を行っています乳児院に新たに普及啓発と研修の業務を委託し、広く県民の皆様や市町村関

係機関への広報活動を進めています。こうした活動によりまして、里親の登録件数は平成28年11月末現在で59組と、平成25年度末に比べて21組ふえ、そのうち33組の里親に54名の児童を養育していただいております。

また、社会的養護が必要な児童のうち里親等が養育している児童の割合を示します里親等委託率につきましても、平成25年度末時点の10.3%から平成27年度末時点には13.8%へと着実に増加をしております。一方で、全国比較ができます平成26年度末時点で見ますと、本県の里親等委託率は12.3%となっており全国平均の16.5%を4.2ポイント下回る状況にありますことから、取り組みのさらなる充実を図っていく必要があると考えています。

このため、今後は里親の新規開拓に向けた普及啓発活動のさらなる充実はもとより、児童福祉法の改正により児童相談所の業務として位置づけられました里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した支援をしっかりと実施できるよう、訪問支援や養育力の向上に向けたトレーニングの実施など相談・支援体制の充実強化に向けて検討を進めてまいります。

最後に、今後の幡多児童相談所の一時保護機能の確保についてお尋ねがございました。

幡多児童相談所では、付設の一時保護所を廃止して以降、児童を一時保護する際には、児童の生育環境や非行等の行動特性、施設の受け入れ体制などを考慮し、地元の児童養護施設への一時保護の委託または中央児童相談所の一時保護所での保護による対応を行ってまいりました。

しかしながら、児童の安全を最優先として、必要と判断した場合はちゅうちょせず一時保護を実施することを基本姿勢として対応する中で、幡多児童相談所における一時保護児童数は従前の年間10人前後から昨年は38人へと大幅に増加をしていることなどから、適切な一時保護が行

える体制の確保が課題となってきました。

そのため、地元の児童養護施設に、より多くの一時保護児童に対応していただくよう施設の体制整備に向けて現在検討を進めています。具体的には、当該児童養護施設の職員体制の充実を図ることにより、一時保護児童数の増加や緊急時の保護に確実に対応するとともに、保護した児童の養育もしっかりと行える体制を早期に整備したいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず長期浸水区域内における迅速な救助救出に関して高知市と宿毛市でどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すれば、大規模な津波による広域的な浸水被害だけでなく、高知市や宿毛市などでは地盤が沈降することにより長期間浸水する区域も想定されております。この長期浸水区域には大勢の方々が取り残されると想定しており、そうした方々の救助救出に時間を要することが大きな課題となっております。

そのため、高知市と宿毛市においては、それぞれ、国や県、さらには応急救助機関とともに確実な避難や救助救出などの長期浸水に関する対策を検討し、連絡会を設けてその進捗を図っているところです。

高知市の長期浸水区域における救助救出対策としましては、平成30年度までに、住民一人一人の避難場所、避難ビルに滞在する場合に必要な資機材、浸水区域内に取り残された要救助者の救助救出方法などを取りまとめた地区ごとの具体的な計画を高知市が中心となって関係機関と連携し策定することとしています。

宿毛市に関しましては、平成31年度までに、要救助者の早期救助、徒歩避難、長期浸水を想定した物資の備蓄、救助に必要な資機材の確保

などを宿毛市と関係機関が連携して進めることとしております。現在、宿毛市におきましては、要救助者を減らすため、長期浸水区域内の潮位が低下した際に避難場所から徒歩で浸水区域外へ避難するための方法を検討するとともに、長期浸水の影響により取り残される方々への対策として、救助を待つ間に必要な水や食料の備蓄を進めることとしております。

また、応急救助機関においては、ボートなどの救助用資機材の整備を進めるとともに、地域の自主防災組織と合同で長期浸水を想定した救助訓練も実施するなど、さまざまな対策に取り組んでいただいております。

県といたしましても、今後も引き続き、両市、国、さらに関係機関と連携し、長期浸水対策が着実に進むよう取り組んでまいります。

次に、燃料の確保と供給体制の確立にどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、応急対策活動に必要な車両、市町村や病院などの非常用電源の燃料の確保が重要となります。平成26年度には、高知市消防局の南消防署南部分署において県と市が共同で自家給油施設の整備を行うとともに、今年度は、高知市の北消防署や南国市消防本部、土佐清水市消防本部でも同様の整備を進めておりますし、あわせて民間の給油所が停電時でも給油ができるよう非常用電源等の整備に対する補助を行うなど取り組みを進めております。

今年度、応急救助活動や道路啓開、物資輸送や排水対策などのために使用する車両、市町村や病院、社会福祉施設などの非常用電源のために必要となる燃料の量や種類、備蓄状況を、宿毛市を初めとした全ての市町村ごとに調査し、どれだけの燃料が不足するか把握する予定です。

来年度には、その調査結果をもとに道路被害

や浸水状況なども考慮の上、不足分を確保するための課題を洗い出し、さらなる備蓄や関係機関との連携など必要な対策について燃料対策計画として取りまとめたいたと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、南海トラフ地震による長期浸水の止水対策について、建設関係団体との事前協定、効率的な緊急復旧体制の構築、止水資機材の確保により実効性を高める必要があると思うが、現在どのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

長期浸水の止水対策については、高知市、宿毛市それぞれの長期浸水対策連絡会で検討を進めてまいりました。また、大規模災害が発生した場合に備え、応急復旧の支援活動に関して高知県建設業協会や高知県港湾空港建設協会などと協定を締結し、被害状況の確認や必要な建設資機材、さらには技術者及び労力を確保することなど、早急に応急復旧ができる体制の構築を進めております。特に、止水対策につきましては、矢板などの鋼材による締め切りが必要な場合に備え、昨年度、全国圧入協会とも協定を締結したところです。

今後も引き続き、河川堤防や海岸堤防の耐震化を進めるとともに、高知市や宿毛市及び関係機関と十分に連携して止水資機材の確保や各協定に基づく具体的な取り組み状況をそれぞれの長期浸水対策連絡会で確認しながら、止水対策の実効性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、市町村で段階的耐震改修に対する支援制度の導入が進まない理由と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本年4月から開始した段階的耐震改修への支援には大きく2つの目的がございます。1つは、必要な費用を用意できないことを理由に耐震改修を断念されていた住宅所有者に、比較的経済負担が小さく、かつ十分とは言えないものの、

現状よりは倒壊の危険性を低減させることができるという選択肢を示すことです。もう一つは、耐震改修の費用は高いという先入観を持っている住宅所有者に対して、改修を検討するきっかけとしていただくこととございます。市町村にはこうした目的を説明した上で導入を働きかけてまいりましたが、議員御指摘のとおり、現在制度を導入しているのは4町村にとどまっております。

一方で、一度の工事で上部構造評点を1.0以上とするいわゆるフル耐震改修につきましては、低コスト工法の普及が進んだことや補助金額を独自に引き上げている市町村がふえるなど、支援が充実してきていることで住宅所有者の経済的負担の軽減が進んでおります。また今年度は、4月に発生した熊本地震をきっかけとして補助の申込件数が県全体で大幅に増加しているところです。こうした状況の中、現時点では多くの市町村においてフル耐震改修に対するニーズの急増に集中的に対応しているため、結果的に段階的耐震改修に対する支援制度の導入が進んでいないのではないかと考えております。

このため、県といたしましては、市町村に対し引き続き段階的耐震改修への支援制度の導入を働きかけるとともに、戸別訪問などを通じた取り組みの周知徹底を図ってまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 県立高等学校寄宿舎の寮生部屋の空調設備に関する現在の状況と今後の整備計画についてお尋ねがございました。

寄宿舎のある県立高校10校のうち空調が全室に整備されている学校が5校、残り5校のうち未整備の学校が4校、一部に整備している学校が1校となっております。空調設備につきましては、一般の家庭におきましても設置が進み、生活する上で必要不可欠なものとなっており、寮生部屋への整備は寮生たちの健康管理への配

慮からも必要だと考えております。

このため、県教育委員会といたしましても、できるだけ早期に整備をしてみたいと考えております。

(人事委員長秋元厚志君登壇)

○人事委員長(秋元厚志君) 職員採用試験の受験者の減少に対しまして、どのように取り組んで優秀な人材を確保していくのかのお尋ねがありました。

近年、民間企業の採用活動が活発化しており公務員志望の受験者が減少傾向にある一方で、本県におきましては採用予定者数の多い状況が続いておりますことから、議員御指摘のとおり優秀な人材の確保に苦慮いたしているところでございます。特に、土木職や林業職などの技術系職種につきましては全国的に技術者不足が深刻になっておりますことから、ここ数年特別募集を実施してもなお採用予定者数を確保できない厳しい状況が続いております。

このため、さらなる受験者の掘り起こしが必要であると考え、新聞やテレビなど従来からの広報に加えまして職員採用パンフレットをリニューアルしますとともに、ホームページにつきましても採用試験関連情報を集約し、内容もビジュアルなものに改めますなど利用者の視点に沿った見直しを行いました。また、県職員の仕事のやりがいや魅力を直接伝えるため、職員採用ガイダンスを新たに設けますとともに、職場見学を実施するなど、その内容の充実に努めてまいりました。このほか、都市部の受験者の利便性の向上を図りますため、ことしの上級試験では従来の高知・東京会場に加えまして大阪会場を新設し、実施をしたところでございます。

特に、採用が困難な状況が続いています土木職につきましては、先ほどの職員採用ガイダンスとは別に任命権者とも連携をいたしまして県内の工業系の高校や高等専門学校、大学などに

出向きまして個別の説明会を実施いたしますなど、よりきめ細やかなPRに努めてまいりました。林業職につきましても、こうした取り組みを推進することで受験者のさらなる掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、社会情勢の変化を踏まえまして採用試験のあり方を検討しますとともに、県内だけでなく県外の大学につきましても本県出身者の多い大学などを中心に働きかけを一層強化いたしまして、受験者の増加と優秀な人材の確保に努めてまいります。

○2番(今城誠司君) 執行部の皆様には適切な答弁をありがとうございました。

以上で、一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(梶原大介君) 暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩



午後2時50分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番石井孝君。

(24番石井孝君登壇)

○24番(石井孝君) 失礼します。会派県民の会の石井でございます。議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。執行部の皆様、よろしく願いをいたします。

高知県、北は四国山地で愛媛県、徳島県に接し、南は黒潮が流れる太平洋に面して扇型に突き出しています。その山地から太平洋に向かい多くの川が流れております。大自然に恵まれた高知県は、歴史的に見ても自然の恩恵にあずかる一方、自然の脅威にもさらされてきました。

特に、台風や集中豪雨による被害を軽減していくため、高潮対策としての防潮堤や離岸堤、川を広げ堤防を高くするなどして洪水による河川の氾濫を防止する河川工事、山からの土砂の流出を防ぐための砂防堰堤などを整備し、安心・安全のまちづくり、災害に強いまちづくりへの住民ニーズに答えてきました。

これら道路や河川、海岸の維持管理だけでも毎年多大な労力と費用が必要となります。今議会開会日の平成27年度決算審査報告でもございました社会基盤の維持管理について、その要望が多いことは私自身も感じております。

一例を挙げると、県が管理する河川の日常管理としては、河川環境美化の河川愛護活動の中で地域住民の方々による自主的なボランティア清掃活動を支援する高知県リバーボランティア支援事業やおもてなしの水辺創成事業により担われ支えられております。私も年に数回、家の裏を流れる河川の清掃活動に参加をしておりますが、護岸ブロックから生い茂っている樹木や河床にたまった、埋塞した土砂などの撤去はボランティア清掃では対応できません。午前中、下村議員の河川のしゅんせつの質問に対する土木部長の答弁にもありましたように、このような維持管理については限られた予算の中で優先順位をつけて各土木事務所が対応されていると伺っております。県内至るところでこのような状況が見受けられるのではないかと思います。

この社会基盤の維持管理は、大雨のたびに浸水、冠水する地域や土砂崩れにより生活道が通行どめとなるなど、住民にとって暮らしの安心・安全に直結する重要な位置づけとしてしっかり予算措置して対処していただくことを要請しておきたいと思います。

これまでの社会基盤整備は、その都度自然環境や自然景観にも配慮しながら進められてきました。しかし、自然は手を加えれば加えるほど

少しずつ姿形を変え、便利になったり安全になったり弊害を引き起こしたり、私たちの暮らしにさまざまな影響をもたらします。

高知県の最大の特徴、強み、長所は大自然の恩恵だと言っても過言ではないと思います。長所を伸ばすこと、高知の強みを生かすこととは、自然を守り育てることではないでしょうか。自然を壊せば不利益になる。しかし、自然のままでも人は生きがたい。守り育てるとは、自然の機能を壊さずに安心して暮らせるように自然を改変していく、これが人と自然の共生の理想であるというふうに言えると思います。

高知県における地域の豊かな自然の保護は、特に1次産業や観光産業、移住促進などの産業振興の土台であり、自然環境保全と基幹産業振興の両立を目指すべきだと思いますが、環境保全や自然との共生に対する知事の御所見をお伺いいたします。

自然との共生は大きなテーマでございますので、的確に捉えて実践していくことは容易なことではありません。しかしながら、高知に住み暮らす県民にとっても観光で訪れる人にとっても移住を考える人にとっても、価値のある取り組みになると言えます。

高知県においては、海、山、川といった自然を相手とする1次産業や土木工事の中にしっかりと自然との共生の視点を持つことが求められるべきだと思います。

山で見ますと、84%の森林率を有する高知県の山々には戦後造林された50年生を超える杉、ヒノキが多く、伐期を迎えた山も多くあると言われています。このような状況のもとで、公共分野での木材利用促進や木質バイオマス、CLTなどその木材利用の普及に努め、需要を生み出し、安定的に木材を供給する木材増産体制を整えるため、さまざまな取り組みがなされていると思いますが、木材の需要と供給体制につい

での現状と課題について林業振興・環境部長にお伺いします。

川上から川下まで潤う林業とよく言われますが、山主、伐採、搬出、運搬、製材、加工・販売、消費の各段階が潤うことが理想と言われております。先ほど今城議員からも指摘がありました林業就労者の支援も含めた林業と木材加工業が一体となった木材産業の好循環を視野に入れた基盤整備として、補助制度や計画策定、境界確定、集約化、路網整備、高性能機械導入、技術者養成が必要だというふうに言われております。

ここにもう一つつけ加えなければならないのが、自然との共生の視点だと思います。伐採した木材を搬出するために作業道の整備を行いますが、効率的な搬出だけを目的とした作業道の中には、大雨のたびに作業道が濁水の川のようにになって土砂を河川に運び込む場合や、補助金でせっかく整備した作業道が崩落により通行できなくなる場合も多々あるように思います。

山は作業道をつけて一度伐採すれば終わりではありません。間伐でも皆伐でも、次の間伐や再造林する際にも作業道が必要となります。補助金でつけた作業道が河川に濁水を流さないような手だてや崩壊しない整備方法やルートを選択すること、またその指導や管理体制をしっかりと構築していくことが必要だと思います。

また、皆伐した後に再造林することは費用の面でも労力の面でも大変で、鳥獣被害のリスクもあります。新たに再造林して間伐を進めながら、立派な50年生、60年生の木を育てていくことは、今の林業体制から見れば木を伐採して搬出する以上に大変困難ではないかと思えます。

山が貴重な森林資源を生む山として原木生産のさらなる拡大を進めていくため、県が実施している現行補助制度にはどのようなものがあるのか、また環境保全の視点が担保された制度と

なっているのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

先日、四万十川の河川沿いの山々を見てきました。皆伐した山はどこも作業道が途中で崩れ、修繕しないと通れません。そこにはまだまだ崩れそうな作業道が山を斜めに貫き、丸裸で放置され、山が荒らされたように感じました。雨のたびに赤土が川に流れることとなります。いつ再造林されるのだろうか、そしたら作業道を修繕するのにまた補助金が必要になるのか、林業を支えるとはどういうことなのか、自然との共生とはどういうことなのか、難しい課題の現状を目の当たりにしたように思いました。

それに対してもう一つ、自伐型林業により間伐を行っている山も見ました。自伐型林業とは、採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営として紹介されています。参入障壁が非常に低く幅広い就労を実現します。国土の7割を占める山林を活用する地方創生の鍵として期待され、全国各地で広がっています。こちらは山と長期的につき合う林業として間伐を始めて5年目という山でしたが、さすがに整備がされておりました。これでも十分に林業として成り立つことから、移住者も含めて最近が高知県においても自伐型の林業家がふえているとのこと。ただ、木材需要に対応できるかと言えば、現状ではまだまだ数が少ないために対応できない小規模林業と言わざるを得ません。

あとは、手つかずの山々がまだまだ多いことを実感しました。木材需要の拡大と安定供給、林業従事者の育成や確保、手つかずの山への対応、自然との共生や清流と呼ばれる河川の保全も見据え、総合的な林業振興を計画し、実践していくべきだと強く感じました。

そこで、現行の国や県の林業に対する施策や補助制度に加えて、四万十川や仁淀川など多くの清流を有する高知県にとって、流域に近い山

では自伐型林業により自然と共生できる林業家を育てることも重要であると考えますが、自伐型林業に対する補助制度の現状と今後の展望について林業振興・環境部長にお伺いします。

川の漁師さんからも自然との共生に関する意見をよく耳にします。林業によって大きく切り開かれた作業道及び伐採後の山肌から大雨時におびたしい土が流れ込み、川底の石などのすき間や魚のすみかである穴などを徹底的に埋めてしまい、堆積したまま地下からの豊富な伏流水を阻害していること、そして砂防堰堤によって大きな石をせきとめたことにより川底の自浄作用が昔より弱っていることが指摘されております。今後、漁場や魚類の保全としてコンクリートや石などで人工的に魚のすみかをつくったとしても、いずれ土砂がそれらを飲み込んでしまいます。このような現状を改善するには、河川流域における山の保全から行わなければなりません。そういった視点からも自伐型林業の推進が期待されております。

今後、自伐型の林業家がふえていけば、一定の木材需要に対応できるはずです。専門家は現行林業の10倍の就業者創出能力があると言っております。そして、一度つけた作業道は自然工法と言えるほど山と一体的に小さくコンパクトにまとまっていて、崩落のリスクも少ないことから、川への土砂流出を控えながら持続的な利用が図られる環境保全型林業とも言われています。同じ山林に張りつくためけもの侵入を防止し、根本的な獣害対策にもなります。また、経験を積むことにより補助金から自立した林業家が海、山、川を守り育てることにつながります。

そうして整備された森林は100年、200年と子や孫の世代に採算を生み続ける貴重な財産として残すことができ、清流も保全され続けます。移住や観光にも寄与することになり、高知県の

就業モデルとしては最高の素材だと思えます。

総合すると、このモデルにより移住促進が図られれば木材需要に対応した林業振興につながります。新たな産業の創出も見えてきます。自然環境保全や獣害対策にもなり、観光振興が図られます。貴重な森林資源としての財産形成も持続的に図られます。行政としても低い投資で高い効果と好循環が生まれるのではないのでしょうか。

知事も自伐型林業によって整備された山を見たことがあると思えます。ぜひとも魅力ある自伐型林業の自立を促す支援策をさらに充実させて高知版小規模林業の就業モデルとして大々的に打ち出すべきだと思えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、建設工事にかかわる建設発生土について質問します。

現在、建設副産物の取り扱いについては、コンクリート、アスファルト、建設発生土、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物について、その処理方法が優先順位のもと適正に処理されております。大まかに言えば、現場内の再使用や再利用、さらには再資源化施設への搬出など、経済的比較を行いながら実施し、再生資材として有効活用され、その再生資材の利用促進を図っていくこととしております。

公共工事の建設発生土については、発生土の処分等は発注者の責務で処分先の指定を行う必要があります。しかしながら、実際指定が困難な工事もあるのではないかと思います。昔はよく受注者の企業努力として自社所有地、処分可能地に運搬処分を行っていることもよくあったという話も耳にしました。このような状況が不法投棄につながるとの懸念が示されることもございました。

このような中、高知県土木部が発注する公共工事の建設発生土、いわゆる残土の処理方法を

決定するに当たり、その土砂の搬出入については公共工事間で流用できるよう建設副産物対策四国地方連絡協議会が実施する公共工事土量調査の結果を活用しながら、工事間の調整を行っております。計画どおりに搬出入が行われていけば、経済的にも受注者の負担感も少なく、工事も順調に進捗することになると思います。

県が定める建設発生土の処分に関する優先順位は、1番が現場内利用、2番目が当該現場から50キロメートルの範囲内にある他の公共工事またはストックヤードへの搬出、3つ目に有効残土として売却、それ以外は適正に処分できる処分場へ搬出することとなっています。

そこで、工事発注時点において建設発生土の処分が指定できている比率はどの程度か、公共機関が管理するストックヤード、仮置き場ではどのように管理しているのか、土木部長にお伺いします。

残土処分については、時に予定どおり処分できないさまざまなケースがあると思われれます。例えば工事間の流用を予定していたがどちらかが残土の搬出入ができなくなり、処分に費用がかさむことや必要土を購入することになること、また処分させていただく土地の地権者との交渉が難航し工事期間が延びるケース、急な災害復旧工事により処分地の確保が困難となるケースなど、発注者も受注者も頭を悩ませることがあるのではないかと思います。実際、私が市役所で担当した工事でも残土処分に苦労した経験がございます。

そこで、建設発生土の処分場を関係機関と連携して運営してはどうかとの提案でございます。平成13年災害復旧工事のため、以前私が勤めた市役所が約60万立米の残土処分場を構えたことで、その後、七、八年もの間県や市が発注する災害復旧や改良工事が残土処分に悩むことなくスムーズに進んだという設置、運営の事業経験

があります。現在は、埋め立てが完了し太陽光発電施設が設置されております。他県の状況はというと、鳥取県では公益財団法人鳥取県建設技術センターが建設発生土の受け入れ事業を行っております。

この事業の役割として、公共工事の実施に伴って発生する建設発生土を適正に処理することは公共工事を発注する行政等の責務であり、建設発生土の需要調整、処分場の確保には多大な労力と時間を要し、個別の公共工事ごとに対応することは著しく効率性を欠くこととなります。このため、公共工事の発注者である県と発注者を支援する建設技術センターとが建設発生土の受け入れ地の確保等の業務を共同で実施することにより、建設発生土の処分及び活用をより効率的に行い、もって公共工事の円滑な実施及び事業効果の早期発現による県民の利便性の向上や安心・安全に資するものであるとしております。

事業の概要としては、まず建設発生土の受け入れに適した土地、くぼ地や谷地形地などを選定します。事業用地は土地の所有者から借地します。公共工事からの建設発生土を事業所に受け入れし、その請負業者から受け入れ土量に見合う建設発生土処分料を徴収します。事業完了後は土地所有者に土地を返還します。返還される土地は、広大な平地となり、宅地、公園、工場用地や太陽光発電所等、より高度な土地利用が図られることとなります。

このように県内に計画的に処分地を構え、その後の跡地利用も含め、県民の皆さんと合意形成を図りながら社会基盤整備に備えることは必要かつ重要なことではないかと思います。さらに、単に処分地を埋め立てるだけではなく、質のいい残土や分別した採石を有効活用することも同時に考え、処分場の存在が公共工事の品質や価格、工期、安全を担保する施設としてその

効果も期待できます。

現在の発生土の取り扱いの運用に加え、建設発生土処分場の設置について市町村や関係機関、受注者団体とも協議を重ね、前向きな検討をすべきだと考えますが、土木部長のお考えをお伺いします。

次に、昨年質問させていただいたがん検診及び専門医制度について、その後の対応等について質問します。

胃がん検診については、本年4月から改正された指針により全国的にその取り組みがスタートしています。検診方法は胃部エックス線検査または胃内視鏡検査とする。ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査については、死亡率減少効果のエビデンスが不十分として、引き続きの検証となりました。対象年齢は50歳以上、検診間隔は2年に1度、ただし当分の間、胃部エックス線検査に関しては40歳代の者の逐年実施で差し支えないことになりました。

昨年9月定例会の予算委員会において、胃内視鏡との併用に関する指針改正の動きについての答弁では、高知県の対応では、できれば平成28年度は一部市町村で先行的に胃内視鏡検査を実施し、検査体制の検証と対象者への周知期間とし、平成29年度から導入ができるようにしていくとのことでした。

胃がん検診における胃内視鏡検査について、現在の実施や検証の状況はどうか、対象者への周知はどのように行っていくのか、またその検査の本格導入の見通しについて健康政策部長にお伺いします。

知事からは、がん検診をどのようにしていくかについては、今後も最新の知見を踏まえ、できるだけ多くの皆様に検診を受けていただくということが重要であり、問題が発見された場合には精密度の高い検診に移っていく二段構えの対応が大事で、基本論であり、今後いろいろ研

究を重ねるとの答弁をいただきました。

医療体制における現状の高知県の強みは、県民1人当たりの医師数が多いこと、そして日本一の健康長寿県構想を立ち上げて取り組む県の体制があることだと思います。この2つの強み、体力、潜在能力としての医師数、医療従事者数の多さと行政の本気度が地域医療を伸ばしていく上で大変重要な要素となります。県としては、健康パスポートなどの取り組みもスタートしました。特定健診やがん検診の受診率を上げながら、医療提供体制を維持・発展させるために地域住民と連携・協働して意識啓発に努めています。

あとは、若い医師をいかに呼び込んでいくかということではないでしょうか。奨学金制度や地域医療の実践、最新の知見の研究など、若い医師が興味を持って集まってくる高知県でなければ、安定した医療提供体制を維持・存続できなくなります。最新の知見でいえば、最近では血液検査によって病気が将来発症する可能性や実際に病気にかかっている可能性がわかるようになっていきます。脳梗塞や心筋梗塞、がん、認知症、鬱病など、早期対策に役立つことが指摘されています。最新の知見に基づく医療は若手医師の興味ある分野の一つと言えるでしょう。

病院や医師と連携した県民の健康状態の調査に最新の知見をどのように生かすかという研究を行うなど、若手医師の確保につながる取り組みの手法について健康政策部長にお伺いします。

次に、専門医制度の新制度開始に向け、日本専門医機構、各学会により準備が進んでいますが、地域医療への影響等について引き続き検討することが必要であることなどから、新制度の開始時期は当初予定されていた平成29年度から30年度に延期されました。

この新制度に対する県の役割としては、専門研修プログラムの作成段階において、医師の不

足する地域の医療機関も含め各医療機関の受け入れ定員の設定について基幹施設及び医療機関と調整を行うこと。また、特定の地域または医療機関に医師が集中することのないよう、専門研修中及び専門資格を取得した後の医療機関への医師の配置調整をすること。指導医資格のない医師のもとで行う研修は一定期間以上は研修期間に算入されない規定となっているため、指導医資格を有する医師の増加に向けて再生機構の助成制度を通じて支援すること。そして、地域を支える医療機関において在宅医療や緩和ケアなどを含む全人的な医療の提供が期待される総合診療医の研修プログラムを、へき地を初めとする医師不足地域の医療機関に勤務しながら専門医の資格が取得できるよう調整していくことなど、昨年12月定例会において答弁いただきました。

調整も進んでいたことと思いますが、新制度導入が1年延期されたことに伴い、どのような影響が出ているのか、地域偏在や診療科偏在の解消に向けて関係機関と調整するに当たりどのような課題があるのか、健康政策部長にお伺いします。

延期された背景は、新制度に対するさまざまな懸念や危惧があるからです。新制度では、症例数や手術経験数、活動実績も必要となるため、多くの医師が症例を求めて都市部や大学病院にとどまり地方の医師が減少するのではないかと。診療科によって労働環境や勤務条件が大きく異なるため、不人気科目に進む医師がさらに減るのではないかと。新制度では、この2つの懸念を払拭するため、地域ごとに配置できる専門医の数が各領域で定められることと聞いておりますが、みずから希望する専門医になることができない医師が生まれ、希望しない科に進む医師を無理に担保することが可能かどうかということも大きな疑問でございます。また、総合診療

専門医から進める次のステップであるサブスペシャリティ領域がなく、総合診療専門医の選択は医師のキャリア形成上進路選択のマイナス条件になり、へき地医療の救世主として期待外れとならないかなどの懸念も示されております。

これらの懸念材料は医師不足への対応、特に地域偏在や診療科偏在を解消するためキャリア形成に重点を置いた支援や奨学金の加算制度などを行ってきた高知県にとって、切実な問題となるのではないのでしょうか。

新たな専門医制度は、専門医の質の担保、向上と地方の医療提供体制の改善が期待されるものです。よって、幅広くかつ質の高い医療を受けたいという県民のニーズに応えるため、この新制度の導入に当たっては、高知県として関係者との合意形成をしっかりと図ることが重要となります。一方で、新制度の懸念を踏まえた場合、専門医の確保について新たな方法を検討する必要があると思います。

都市部の大学病院と連携して専門医を派遣していただくため、病院間の調整や支援のあり方を県が主導して検討していくような専門医、指導医の確保に向けた新たな取り組みの展望について健康政策部長にお伺いします。

次に、昨年12月定例会の一般質問にて、子供の成長にとって就学前の環境がいかに大切であるかということ、高知県の教育風土の柱として幅広く取り組むべきだと質問させていただきました。その中で、ゼロ歳から6歳までの就学前の子育て環境がその後の子供の成長にとっていかに大切な時期であるか、これから結婚・子育てを控えた高校生に親育ち事業の取り組みに参加してもらうなど、積極的に啓発していく必要性についてお話をさせていただきました。

現在、スポーツ健康教育課が取り組んでいる親子運動遊び教室なども就学前の幼児とその保護者を対象とした啓発事業と言えます。親子運

動遊び教室は、遊びを通して子供が楽しく自発的に体を動かすことを目的に、親子でできる運動遊びを学ぶ教室として講師を招いて開催されております。平成24年度から毎年開催され、今年度は県内4カ所で開催される予定となっております。参加者からは、子供が生き生きしていた、日々の生活に取り入れたい、楽しくよい機会になったなど意見が多く寄せられております。

この教室は子供の成長にとって大切な能力を身につけることにつながっていると思います。知識や計算のようにその達成度が客観的なテストで評価できる能力を認知スキルといいます。一方、近年生きていく上で社会人としての多くの方が常識的に大切だと考えられている非認知スキルと総称される能力も重要であると指摘され始めております。

この非認知スキルには、衝動を我慢して長期利益を優先させる自制力、自分の能力・遂行力への自信や信頼といった自己知覚、行動につながる動因・誘因としてのモチベーション、諦めずやり遂げる力であるしぶとさ・根気強さ、自分の思考や行動を客観視する力であるメタ認知、他者との良好な社会的関係を構築し社会に貢献できる社会的能力、逆境に対して前向きに対応する対処力、新規で有用なアイデアをつくり出す創造性などの能力が挙げられております。

生きていく上で生活や仕事の場で必要となる能力が多く含まれていることがわかります。これまで体育は、社会的能力の向上に資する可能性が大きい科目であると言われてきた背景があり、この非認知スキルを高める科目であると言えます。

最近では、運動遊びをする子供としない子供の二極化が進んでいると言われ、小さい時期に運動を苦手と自覚し始めた子供はますます運動しなくなるという悪循環を生んでいます。こうした背景を打破するためにも、遊びを通じて運動

することの楽しさを小さいころから学ぶ親子運動遊び教室は、挑戦、コミュニケーション、粘り強さ、協調性を体感し、非認知スキルの向上をさせることにつながるものであると言えます。また、非認知スキルの向上は認知スキルの向上にもつながってまいります。

毎年、高知県の小学校や中学校の学力、体力の向上が図られてきたのはこうした取り組みの積み重ねであると思いますが、親子運動遊び教室のような非認知スキル向上に向けた今後の取り組みについて教育長の御所見をお伺いします。

残念なのは、この教室は講師の先生方もそれぞれ忙しく、開催地や回数、募集が限定されていることです。参加したくても参加できない子供も運動遊びを学ぶことができる幅広い取り組みが求められているのではないのでしょうか。

ある講師の先生から、高校生の家庭科の授業の一環として高校生が保護者のかわりを務め、保育園の園児と一緒に講師の先生のもとで運動遊びを実施した経験があるというお話を聞きました。最初は戸惑っていても、楽しく過ごせた、元気をもらった、自分が親になることに思いをはせるなど、いずれ親となり子育てする高校生にとっても貴重な経験になったのではないかとのことでした。

このような取り組みは、これから結婚・子育てをしていく世代が乳幼児期の大切さや子供たちのかかわり方を知ることにつながっていくと考えられます。また、保護者が参加できない場合でも、より多くの子供たちが非認知スキルを高める運動遊び教室を体験することができるようになります。

この運動遊び教室への高校生の参加について、高校教育の授業の一環として積極的に取り組んではどうか、教育長に御所見をお伺いします。

そして、講師の方々はそれぞれ運動遊びの権威として活動されていますので、親子運動遊び

教室を教材化して、保育士や教員、高校生、保護者、新たな講師の育成など幅広い活用ができるようにDVD化するなどの検討も含めて取り組んでいただきたいと思います。教育長にお考えをお伺いします。

以上、私から最初の質問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、環境保全や自然との共生に対する所見についてお尋ねがありました。

本県は全国に誇る豊かな自然に恵まれており、このかけがえのない自然環境を保全し、次の世代へ引き継いでいくことが大変重要であると考えております。この強みを生かして農林漁業や観光などの産業振興につなげ、地域の活性化を図っていくこともまた重要であります。

本年4月に策定した高知県環境基本計画第4次計画におきましては、高知の自然を丸ごと生かすことを基本的な考え方として、環境保全を前提とした上で地域の自然資源を積極的に活用し、農林漁業や観光などの産業振興にもつなげていくこととしております。この計画では、本県の豊かな自然環境を保全し次世代に伝えていくために、山、川、里、海的环境を守りながら利用する取り組みを総合的に進めるとともに、環境、生態系に配慮した適切な農林漁業の推進や清流、里山の保全を行うなど自然資源の持続可能な利用と保全に取り組むこととしております。県が社会資本の整備を行う際にも、多自然工法を採用するなど自然環境への負荷の軽減などに配慮をしているところでございます。

一方、経済の活性化を目指す産業振興計画においても、本県の持てる強みを生かすとの観点から、豊かな自然を源とする1次産業とその関連産業群、自然を生かした観光などの振興を主

軸とする取り組みを行っているところであります。

県としましては、このように県民の皆様とともに自然環境の保全に努め、農林漁業や観光などの産業振興との両立を図りながら、本県の豊かな自然をよりよい形で次世代に引き継いでいきたいと考えているところであります。

次に、自伐型林業の自立を促す支援策の充実についてお尋ねがございました。

中山間地域や林業の再生を図っていく上では、自伐型林業や副業型林業といった小規模林業の振興を図っていくことも重要であるため、平成26年度から小規模林業の推進に取り組んでいるところであり、本年度スタートした第3期産業振興計画でも林業分野の主要な施策として位置づけているところであります。

これまでの取り組みとしましては、平成27年1月に会員相互間の情報交換や技術力の向上を目的とした高知県小規模林業推進協議会を設置し、林業に参入しやすい受け入れ体制を整えるとともに、木材の伐採、運搬に必要な機械への助成や技術研修、安全パトロールの実施など、小規模林業を目指す方々のニーズに応じた総合的な支援を実施してまいりました。

こうした施策に加えまして、林業学校の短期課程においても、小規模林業者向けコースを設けるなど、他県には類のない充実した支援策を講じているところであります。

その結果、協議会の発足当初45人であった会員数はこの11月末には365人へと飛躍的に増加し、会員の中には都市から移住し林業と観光による副業型林業を実践されている方や地域おこし協力隊として自伐型林業に取り組み、任期終了後も引き続き地域に定住している方などさまざまな成功事例が見え始めたところです。

今後は、こうした成功事例を事例集として取りまとめ、小規模林業のモデルとして情報発信

に努めてまいりますとともに、本県の林業の魅力伝えるフォレストスクールを都市部で開講するなど、移住施策とも連携した取り組みを強化し、U・Iターン者などが中山間地域で定住できるようきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

さらには、その他の取り組みについても施策の深化を検討するなど、林業の担い手の裾野を広げ、中山間地域の活性化につなげていけるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

私からは以上です。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、木材の需要と供給体制の現状と課題についてお尋ねがありました。

木材の需要につきましては、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備など、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用するための取り組みを進めてきました結果、大きく高まってきました。特に、低質材は発電用燃料としての需要が大きく伸びてきているところでございます。一方、主に建築用材として利用される良質材や中質材については、人口の減少に伴い今後の住宅着工戸数の大幅な伸びが期待できないことから、新たな利用先を開拓し需要の拡大を図ることが課題となっています。

このため、木造率が低い店舗などの非住宅建築物の木造化を促進するほか、CLTや県内で開発したシングルウッドパネルなどの新たな建築部材の普及を図るとともに、県外、さらには海外への販路を開拓するなど、木材需要のさらなる拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

木材の供給体制につきましては、施業地を集約する森の工場を拡大するとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入など効率的な生産シ

ステムの導入、さらには皆伐と再生林の促進などに取り組んでまいりました。その結果、原木の生産量は平成22年の40万4,000立方メートルから平成26年には61万立方メートルへと大幅に増加しましたが、担い手不足などもあって平成27年の生産量は伸び悩んでおります。

このため、林業学校の充実強化や林業労働力確保支援センターと連携して、きめ細かな担い手の育成・確保に取り組んでいるところでございます。しかしながら、担い手不足を解消するまでには一定の期間を要しますことから、担い手の育成・確保の取り組みと並行して、森の工場の拡大や効率的な生産システムの導入などによって生産性を向上させることによる原木生産のさらなる拡大に努めているところでございます。

今後は、こうした木材需要の拡大や原木の増産、担い手の育成・確保などの取り組みをさらに強化し、その流れをより力強い拡大再生産への好循環につなげることにより林業、木材産業の振興を図ってまいります。

次に、原木生産のさらなる拡大を進めていくための補助制度にはどのようなものがあり、それらは環境保全の視点が担保された制度となっているのかのお尋ねがございました。

原木生産のさらなる拡大については、第3期産業振興計画において林業分野の5つの柱の一つとしてしっかりと位置づけ、効率的な作業システムの導入促進や森の工場の拡大、皆伐と再生林の促進などの取り組みを進めているところであり、森林整備につながる搬出間伐と皆伐とを組み合わせて原木の増産を図っているところでございます。

これらの取り組みを進めるための補助制度としましては、高性能機械の導入や林業機械の改良、作業道の開設、改良、災害復旧などへの支援のほか、特に皆伐にあっては集材架線の架設

や皆伐跡地への再造林、鹿の被害対策などへの支援がございます。これらの制度は、林業の生産活動を通じて森林の持つ国土の保全、水源の涵養などの公益的機能と木材の生産機能のそれぞれが効果的に発揮できるよう森林資源の循環利用を促すものであり、環境保全の視点が入ったものとなっております。また、皆伐にあつては、皆伐後の再造林や鹿の被害対策などに対し補助率をかさ上げし、所有者の負担軽減を図ることによって着実な再造林を進めることとしています。

作業道の整備につきましては、森林作業道作設計針等に基づいた壊れにくい道づくりを進め、開設後は管理台帳を作成して適切な維持管理を行うよう指針等に基づいた指導を行っているところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、豪雨などによる被害が発生している実態もございますので、現場での技術指導や路網計画づくりの現地研修などを行うことにより、災害に強い道づくりを一層推進してまいります。

最後に、自伐型林業に対する補助制度の現状と今後の展望についてお尋ねがございました。

自伐型林業などの小規模林業につきましては、平成27年1月に小規模林業推進協議会を設置し、会員相互の情報共有やスキルアップの促進を図りますとともに、平成27年度からは協議会の会員を対象に小規模林業の方々が活用できる施策を網羅した政策パッケージにより幅広い支援を行っております。具体的には、新規参入の方にとって課題となっている林業技術の習得のためのOJT研修や事業地確保のための集約化を支援するとともに、安全防具の導入などへの支援も行っているところでございます。加えまして、OJT研修を終えた方々が行う森林整備については、比較的小規模な森林において行う搬出間伐や作業道の開設、林業機械のレンタルなどへの支援も行っておるところでございます。

今後は、協議会の会員個々のニーズにきめ細かに対応していくため、協議会において御意見をお聞きしたり会員へのアンケート調査などを実施し、政策パッケージによる支援の充実を図っていきたくと考えています。こうした取り組みにより、小規模林業に取り組む方々の技術力の向上と安定的な収入の確保が図られるようしっかりと支援していきたくと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、建設発生土につきまして、工事発注時点において建設発生土の処分が指定できている比率はどの程度か、また公共機関が管理するストックヤードではどのように管理をしているのかのお尋ねがございました。

土木部の工事におきまして、建設発生土の搬出先を発注時点で指定している工事件数の割合は、平成27年度は約1,100件のうち3割程度、平成28年度は現時点において約800件のうち同じく3割程度となっております。残りの7割の工事につきましては、工事契約後に受注者が選定した候補地なども参考に発注者が決定し、適正に処分をしております。

また、公共機関の仮置き場の管理といたしましては、県では仮置き場に土のうや排水路を設置し、雨水により土砂が場外に流出することを防ぐ対策を行い、さらに道路に面している箇所にはフェンスを設置し、関係者以外による土砂の投棄を防ぐなどの対策を行っております。

次に、建設発生土処分場の設置について市町村や関係機関、受注者団体とも協議を重ね、前向きな検討をすべきではないかのお尋ねがございました。

円滑な公共工事の執行においては、建設発生土の受け入れ先の確保は重要であると認識をしております。そのため、一定の期間に大量の土砂が発生することが事前に把握できております

河川工事ですとかトンネル工事などでは、県が主体となり候補地となる処分場の場所や規模、法的な規制条件などの調査を行うとともに、跡地利用などについて関係者と協議を行い、適地の確保に努めているところでございます。また、平成27年度には、議員からお話のございました公共工事土量調査を活用し、土木部発注工事で発生した約2万6,000立米の土砂の受け入れ先の調整を行った実績がございます。

一方で、地域によっては受け入れ先の調整がつかず、処分場の確保に苦慮している実態があることも承知をしております。このため、御提案のございました市町村や公益財団などと連携した先進的な事例も参考に、今後勉強してまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、胃がん検診における胃内視鏡検査について、現在の実施や検証の状況、本格導入の見通し、対象者への周知方法についてお尋ねがありました。

胃内視鏡検査の胃がん検診への導入については、平成27年9月の国のがん検診のあり方に関する検討会において、平成28年度以降50歳以上を対象に検診間隔を2年とすべきとの提言がなされました。その後、平成28年2月に改正されたがん検診実施のための指針の中で医師や実施機関の要件などさまざまな項目が提示され、これらに対する準備に時間を要しているため平成28年度の一部市町村での先行実施には至っていません。現在県では、県胃内視鏡検診運営委員会を設置し、専門の先生方に本県の実情を踏まえた上で安全性や精度管理を十分に担保するための項目などについて御協議いただいているところで、今年度中には実施体制を整え、市町村に示したいと考えています。

なお、市町村によっては実施可能な医療機関がないことや実施状況を管理するシステムの改

修が必要となることが想定されるなどそれぞれ状況が異なりますので、体制の整った市町村から順次導入していくことになると考えています。

対象者への周知については、検診の実施主体である市町村が個別通知へのチラシの同封や広報等を行うこととなりますが、その際には県のがん検診受診促進の補助金も活用していただけます。県としても、検診の方法が2種類になることからリーフレットなどで本検査についてわかりやすい広報、周知を行っていきたいと考えています。

次に、若手医師の確保につながる取り組みの手法についてのお尋ねがありました。

国が平成27年3月末までに臨床研修を修了する予定の研修医を対象に行ったアンケート調査によると、90%以上の研修医が専門医の取得を希望し、また医学博士の取得を希望する研修医の70%弱が一定程度臨床経験を積んだ後の大学院進学を希望するなど、若手医師の専門医志向や早期に臨床経験を積みたいという要求は強いものがあります。

また、同アンケートによると、臨床研修終了後の勤務を希望する病院を選ぶ理由としては、3つまでの複数回答ですが、「高度な技術や知識を習得できる」40.7%、「すぐれた指導者がいる」36.8%、「専門医取得につながる」35.3%が上位を占めており、一方「臨床研究がすぐれている」は4.7%にとどまっています。このように、若手医師の方々は最新の知見に基づく医療や臨床研究への興味よりは、従事しようという診療科ですぐれた指導者のもと十分な臨床経験を積み、専門医を早期に取得することを重視していることから、県としては、若手医師の研修環境を充実させることが若手医師の増加を図るための最良の方策と考えています。

これまでこの観点に立ち、高知医療再生機構を通じて専門医資格や指導医資格の取得への助

成を行い、来年春に県内で初期臨床研修を開始する研修医の見込みが64人とこれまでで最多となるなど一定成果が上がっています。今後とも、高知医療再生機構や高知大学医学部附属病院を初めとする県内医療機関と連携して研修環境の整備に努めてまいります。

なお、助成事業には国内外の先進的医療機関への留学を支援するメニューもありますので、最新医療に興味のある若手医師には、この助成事業を活用し留学先で高度な技術や知識を得て高知県の医療に生かしていただきたいと考えています。

次に、専門医制度の延期による影響及び地域偏在や診療科偏在の解消に向けた関係機関との調整における課題についてお尋ねがありました。

本県では、平成29年度の新専門医制度の開始に向け、昨年度末には内科、外科など18の基本領域において現在の県内の各学会専門医養成関連医療機関のほとんどが含まれた新制度のもとでのプログラムが作成されました。また、新たに制度化される総合診療専門医においては、高知大学医学部附属病院を基幹施設に、へき地の診療所など31の連携施設から成る高知家総合診療専門研修プログラムが作成されるなど、準備が順調に進められていたところです。しかしながら、地方の医師不足や地域偏在、診療科偏在を助長し、地域医療の崩壊につながりかねないという意見が各方面から出されたことから、日本専門医機構は組織体制を一新するとともに平成29年実施を平成30年を目途に延期する決定を本年7月に行いました。

それ以降、日本専門医機構及び国から県には直接の正式な情報提供はありませんが、同機構ホームページの理事会等の概要によると、専門医資格の更新時の基準として、地域で活躍している医師に過度の負担のない基準とすることなど、本県が要望していた内容も含んだ方針変更

がなされています。また、新プログラムを平成29年度に暫定的に施行する予定の小児科等の3つの診療科においては、高知大学医学部附属病院が作成したプログラムを含めて地域医療への配慮の姿勢がなされていることが確認されるなど、本県の関係者のこれまでの取り組みに大きな影響を与えているとは考えていません。

ただ、現時点では全国規模での地域偏在の助長防止策や診療科偏在への対策が示されておらず、また本県の医療機関に縁の深い岡山大学や徳島大学など県外医療機関の情報を把握する仕組みもないことから、国や日本専門医機構の関係者が精力的に協議を進め、速やかに情報公開を行っていただきたいと考えています。県としては、できるだけ情報を集め、高知県内で専門医資格を取得したいと思っていただけるよう県内関係医療機関と連携して研修の質を高めるとともに、研修医や医学部生らへの情報提供に努めてまいります。

最後に、専門医、指導医の確保に向けた新たな取り組みの展望についてお尋ねがありました。

本県における医師確保の取り組みの基盤であり柱となるのは、県内医療機関、特に高知大学と協調した若手医師、医学生への支援であり、これまで専門医や指導医の育成・確保に向け、高知大学や高知医療再生機構、各医療機関と連携し、それらの資格を取得するための助成制度を設け、支援してきました。この助成制度を活用して平成27年度末の時点で指導医の資格を取得した医師は65人、専門医の資格を取得した医師は287人と着実に増加しており、引き続きこれらの取り組みを推進していくことが基本となると考えています。

ただ、医師の育成には一定時間を要することから、並行して県外医療機関との連携強化による医師の確保に取り組むことは重要と考え、県では大都市圏の大学病院と連携を模索してまい

りました。

都市部の大学病院やその関連医療機関では経験できない地域医療の実際を、高知県が推薦した中山間地域の幾つかの医療機関では経験できることを、大学幹部に高知に来ていただき、また何度も大学に伺い、説明してきました。このように信頼関係を構築することでさまざまな団体から医師派遣要請が多数寄せられる中、ようやく大阪医科大学や聖マリアンナ医科大学などと高知県に若手医師の派遣を行っていただける連携プロジェクトを実施できるようになりました。

これまでに高知県に来ていただいた若手医師の中には専門医資格を持っている方もおいでますが、いずれも半年くらいまでの派遣勤務であれば幅広い診療経験が積めることから、非常に満足して帰任されておられます。

一方、専門とする領域の患者数が少なく高度な設備が整っていないことなどから、指導医資格の取得を目指す専門医や更新を希望する指導医には関心を示す方が少なく、また彼らが大学での診療の中核的人材であることから、大学としても派遣することは難しい状況にあるようです。県内臨床研修病院で研修を受けた研修医のその後の県内定着を図ること、県外医療機関からの医師派遣をふやすこと、いずれを推進するにも県内で医療に従事することに魅力を感じていただけるような環境整備が不可欠です。

引き続き、県内医療機関と連携し、若手医師の立場に立った資格取得支援策や環境整備を実施してまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、親子運動遊び教室のような非認知スキル向上に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

平成20年度から始まりました文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

で、本県の児童生徒の体力が全国比較で低位であったことから、県では平成21年度にこうちの子ども体力アップアクションプランを策定し、幼児期からの体力向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

幼児期は心身のさまざまな側面の発達にとって必要な経験が積み重ねられていく時期ですので、この時期に遊びを中心とする身体活動を行うことは、体力や運動能力の向上が図られるとともに物事に意欲的に取り組む態度やコミュニケーション能力、協調性などの非認知スキルを養うことができ、豊かな人生を送る基盤づくりにつながります。そのため県では、幼児期から体を動かす習慣の定着に向けて運動遊びプログラムを作成するとともに、保育所、幼稚園に運動遊びの専門指導者を派遣する取り組みや親子運動遊び教室を行っているところです。

中でも、親子運動遊び教室は親と子が一緒に参加しますので子供にとっては安心した雰囲気の中で活動ができることから、運動量の増加や体を動かすことの楽しさを自覚することにつながっており、参加者からは大変好評をいただいております。

今後は、こうした取り組みを県内全域に幅広く伝え、幼児期における非認知スキルの向上を図っていきたいと思います。

次に、運動遊び教室への高校生の参加について、高校教育の授業の一環として積極的に取り組むことについてお尋ねがございました。

県が実施している親子運動遊び教室においてより効果的にプログラムを展開するために、過去に高校生がアシスタントとして運動遊びを補助するケースがございました。このケースでは、講師をサポートする目的で高校生はボランティアとして協力しましたが、幼児と接する中で補助の仕方や説明の仕方を工夫するなど、幼児に対する配慮について高校生がみずから考える場

面が見られました。また、子供たちも日ごろかわりがない人との活動の中で緊張しながらも徐々に打ち解け、コミュニケーション能力や協調性の涵養につながっているといった効果も見られました。

高校生が子供と触れ合う機会を持つことは、自分が育てられてきたことを振り返ることができるとともに、育てる側に立った自分を考えることにつながります。将来親となる若者にとって子供と触れ合うことは大変貴重な体験となりますので、お話のありました運動遊び教室への高校生の参加を家庭科の授業などで進めてまいりたいと思います。

最後に、親子運動遊び教室を教材化し、保育士や教員、高校生、保護者、新たな講師の育成など幅広い活用ができるようにDVD化するなどの検討も含めて取り組むことについてお尋ねがございました。

幼児期の運動遊びについては専門の指導者が少なく、参加者が限定的になるといった課題があり、今後県内で幼児期の運動遊びを充実させるためには、保護者や幼稚園の指導者などが日常的に実践することができるノウハウを広げていく必要があると考えます。

そのため、多くの保護者に運動遊びの重要性をこれまで以上に啓発するとともに、現在実施している親子運動遊び教室の様子や内容をホームページ上で公開し、効果的で継続可能な取り組みを県内に普及させていきたいと思います。また、幼稚園や保育所において運動遊びの実践をふやすことは指導者の育成や運動遊びの広がりにより効果が高いと考えていますので、遊びを通じた運動について実践研究する幼稚園などを指定して、その実践で得た効果的な取り組みをほかの幼稚園等に広く普及する取り組みも進めたいと考えております。

○24番（石井孝君） 御答弁ありがとうございます

した。

教育課題で本当に調査研究ということになるのかなと思っていたんですけども、いろいろと導入をしていただいて、ホームページなんかでも使っていただいているというようなことで御答弁いただきましてありがとうございます。非認知スキルがすごく重要視されるのは最近の話です。子供たちが社会に出るに当たってこれが大きく役立つのは、まだまだ結果として見えるのは先かかもしれませんけれども、いい取り組みなのではないかというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、地域医療のことについてもうちちょっと掘り下げてお話をすればよかったんですけども、地域医療の鍵というのは行政と医療従事者の連携だというふうに思っておりますので、その中で若手医師がいないとなかなか医療提供体制を存続するというのは難しいことだと思います。大学とも連携をされている、アンケートもとってその調査に基づいてということですので、劇的変化というのはなかなか望めないですけども、今後の継続した取り組みに期待をしております。

それから、建設発生土については大規模な工事ではしっかり流用されているというようなことも含めて、それはそれで急務な話ではないんですけども、運営していくとやっぱり毎年起きる災害復旧なんかにもすぐ対応ができますし、その経験が南海トラフ地震からの復旧とか復興にも活かされるんじゃないかというふうな思いも持っておりますので、もう少し前向きに検討、研究していただきたいなというふうに思います。

それから、自然との共生に関しては、知事からも次世代に自然を残していくことは大切であるというような観点、そして小規模林業についても、小規模林業推進協議会が立ち上がりましてどんどん拡大をしているというような話で、

私もホームページを見させていただきました。
すばらしい取り組みをされていると思います。

都会のほうでいろんな研修をしたりというようなことでいけば、これからまた移住の問い合わせなんかも多く来るのかなというふうに思っておりまして、対応していただきたいなというふうに思いますけれども、このことに関して知事にもう一問だけ質問させていただきたいと思います。移住促進の就業モデルとしてどうかという話だったんですけども、私は本当にいいモデルだと思っていますので、これをトップレベルに押し上げていくにはやっぱり行政の支援が必要なんだろうというふうに思っています。

自伐型でやる場合、専業でする場合は30ヘクタール必要だとか、兼業でやる場合でも10ヘクタール必要だとか、多くの森林所有者とその事業者のマッチング、それから情報提供みたいなことも必要になってくると思います。

そういったときにおいて、市町村が、県がいかにマッチングに力を注げるかというようなこともありますので、各部局と連携したモデルの作成というようなことも含めて、知事に今後の展開とか展望についてお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） そういった視点もまさに取り入れて、今後の施策のバージョンアップに生かしていきたいと、そのように考えておるところです。

○24番（石井孝君） ありがとうございます。

自然との共生を図る産業振興策をキーワードとして高知県の強みを生かしていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時2分散会

平成28年12月15日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上田 貢太郎 君
- 2番 今城 誠司 君
- 3番 久保 博道 君
- 4番 田中 徹 君
- 5番 土居 央 君
- 6番 浜田 豪太 君
- 7番 横山 文人 君
- 8番 加藤 漠 君
- 10番 坂本 孝幸 君
- 11番 西内 健 君
- 12番 弘田 兼一 君
- 13番 明神 健夫 君
- 14番 依光 晃一郎 君
- 15番 梶原 大介 君
- 16番 桑名 龍吾 君
- 17番 武石 利彦 君
- 18番 三石 文隆 君
- 19番 浜田 英宏 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 雅和 君
- 22番 黒岩 正好 君
- 23番 池脇 純一 君
- 24番 石井 孝 君
- 25番 大野 辰哉 君
- 26番 橋本 敏男 君
- 27番 前田 強 君
- 28番 高橋 徹 君
- 29番 上田 周五 君
- 30番 坂本 茂雄 君
- 31番 中内 桂郎 君
- 32番 下村 勝幸 君
- 33番 野町 雅樹 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君
- 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎 正直 君
- 副知事 岩城 孝章 君
- 総務部長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 酒井 浩一 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 門田 純一 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
- 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
- 商工労働部長 中澤 一真 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・環境部長 田所 実 君
- 水産振興部長 谷脇 明 君
- 土木部長 福田 敬大 君
- 会計管理者 福田 道則 君
- 公営企業局長 井奥 和男 君
- 教育長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会会長 福島 寛隆 君
- 公安委員長 島田 京子 君
- 警察本部長 上野 正史 君
- 代表監査委員 田中 克典 君
- 監査委員局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第4号)

平成28年12月15日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第8号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例議案

- 第12号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第23号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長(武石利彦君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第23号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」まで、以上23件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

10番坂本孝幸君。

（10番坂本孝幸君登壇）

○10番（坂本孝幸君） おはようございます。自由民主党、坂本孝幸でございます。議長のお許しを得て、12月県議会での質問を早速始めさせていただきます。

まず、高知県産業の振興についてでございます。

本県は、古来から1次産業を基本に生活を維持する地域でありました。社会の近代化の中で商工業が芽生え、町部を中心に発展を見てまいりましたが、それは都市部における経済情勢に大きく左右される脆弱な基盤の上に立っており、その基本的な形は現在においても大きく変わってはおりません。すなわち、高知県においては第1次産業を中心とする産業形成に力を注ぐべきでありまして、特に農業産業を大きく飛躍させることが重要であると考えます。

今や日本の農業は世界競争の時代に既に突入しておりまして、自己供給力や生産性、地域の消費理解などにも取り組みながら地域外への販売強化にも努力してまいりましたが、その成果は決して十分なものとは言えず、TPP問題の中でこれまでの当然の課題が、さも新しいもののように議論されているのが現状であります。新しい形の農業、新しい形の販売形式、それを通じた農業所得の向上こそが農業産業育成のために必要であります。本県における一例を挙げ

ますと、いわゆるオランダ型園芸農業の振興でありまして、これを全県に普及させる、そういうことが大事であろうと考えます。そうすることで本県の農業産業の土台が確立され、農業生産量の向上、農業者の所得向上や後継者問題などにもつながり、表面的な課題は一定解決に近づくものと考えられます。

また、本県の産業、企業の育成を図る上で大事なことは、流通問題の改善であります。本県で生産された商工業品、農産品などを都市部へ輸送する際にかかる運送費が県内企業に覆いかぶさっている、そういったところもございます。県外の売り先から輸送費負担を求められる、そういったケースもあると聞きます。都会へ向かう輸送トラックの運転距離や運転手確保の問題なども聞き及んでおります。これが四国山脈に遮られた本県の輸送の実態でございます。本県が他県と同じ条件の土俵で相撲をとるためには、こうした問題を解消する必要がございます。地域発展の条件は地域ごとに異なってまいりますが、そこから考えると高速道路の早期整備や新幹線の整備なども求められるところでございます。

このような厳しい状況の中で、本県経済は長年にわたり生産年齢人口の減少に連動するように、農業生産、製造品出荷額等、観光客入り込み数などが減少傾向にありましたが、高知県産業振興計画の取り組みを強化した結果、最近では地産地消、地産外商が進み、生産年齢人口が減少する中であっても各分野での産出額が上昇に転ずるなど一定の成果が見られるようになりました。有効求人倍率も本年6月には1.16倍に達し、多くの雇用が生まれたものの、地域に残りたいという県民の期待に十分に答えられていない状況も残されており、より一層の高知県産業の振興や県民所得の向上が求められているところでございます。

本県経済活性化の柱の一つであります地産外商の強化につきましては、農業分野では次世代型こうち新施設園芸システムの普及などによる産地の強化と農業従事者の所得向上を目指しておりますし、同時に法人化による経営体の育成と強化といったことも進められようとしております。

県内農業の形態は多種多様でありまして、平地や中間農業地域ではそれぞれの条件を生かした米、野菜や花卉を中心とした施設園芸や露地栽培が行われ、山間農業地域ではユズなど果樹や雨よけ施設を利用した野菜の栽培などが行われております。また、最近の特徴的な方向といたしまして、消費者の安全・安心ニーズに応えるために、天敵などを利用したIPM技術の普及や、産地のブランド化につなげる取り組みも行われております。

しかしながら、県内の農業・農村を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や農業地域の過疎化、少子高齢化といった問題に直面しておりまして、このことについてはこれまでもたびたび議論されてきたところでございますが、依然として厳しい環境の中に置かれているのが本県の第1次産業でございます。

それでは、農業分野の質問から行わせていただきます。

本県では、オランダ・ウェストラント市との間に園芸農業協定を締結し、ハウス園芸での農産物増産による農家の競争力をつけることを目的に、次世代型こうち新施設園芸システムの振興発展に力を注いでおります。このことにより、TPPという新たな競争の時代に置かれた農家にとっては、ある種一つの夢を手にするかもしれない、そういった仕組みも具体化されつつあります。こうしたいわゆるオランダ型施設園芸を参考とした園芸システムは、全国的に普及をしようとしておりますが、本県では国への

政策提言の結果、平成25年度から国の次世代園芸団地の整備に関する補助制度の創設が実現し、これらの農業施設が整備されるようになっておりまして、農業に競争力をつけるために県内への普及を急いでいるところでございます。

本県が目指しているいわゆるオランダ型施設園芸は、今後全国的な広がりを見せる傾向にあると思われませんが、県内での次世代型こうち新施設園芸システムをどのようにして競争力のある仕組みに育てていきたいのか、その展望について知事にお伺いいたします。

本県では、次世代型こうち新施設園芸システムへの企業の参入意識調査を行ったと聞きますが、どのような企業が参入意欲を示しているのか。参入することを決定している企業あるいは参入に関心を寄せている企業の状況と、これらの企業への今後の対応について農業振興部長にあわせてお聞きいたします。

次世代型こうち新施設園芸システムを今後本県で拡大させていくためには、黒字計上ということが第一の要件となることは当然であります。県外の同種施設では1ヘクタール規模での施設園芸を行っているところもございしますが、黒字計上のためには2ヘクタール規模でなければそれが達成できない、そういった声もあるようにお聞きいたします。経営の黒字化のためには、常に点検と検証といったことが求められております。

本県では、次世代型こうち新施設園芸システム普及のために多くの補助金で施設整備を進めているところでありますけれども、黒字化に向けた施設規模や作型、雇用数などの検討はどのように行われているのか、そこにおける課題とあわせて農業振興部長にお聞きいたします。

次世代型こうち新施設園芸システムへの取り組みは、本県の農業を強くするためにその規模にかかわらず、中小農家にもひとしく競争力を

つけてもらう必要があります。

昨年度、土佐あき農協管内で74戸、さらに今年度は179戸の農家で環境制御機器導入が進んでおります。土佐あき農協管内でのこうした状況を県としてどのように評価するのか、農業振興部長にお聞きいたします。

県内の中小農家への環境制御技術導入の位置づけと、加速化のために何が必要と考えるのか、また次世代型こうち新施設園芸システムに歩調を合わせられない中小農家への対策についての今後のビジョンをあわせて農業振興部長にお聞きいたします。

政府では、攻めの農業を目指す、2020年までに輸出額を1兆円とする、そうした目標の中で農業改革を強力に進めようとしております。強い農業をつくることは、TPPの行方にかかわらず、ますますその重要性が求められているところでございます。しかし、次世代型こうち新施設園芸で増収を果たせるところは、そうした施設をつくることのできる平野部に限られておまして、中山間地域では農地の集積もままならない状況が続いております。

人口減少が著しく高齢化が進んでいるのも中山間地域であります。中山間地域の農地保全のために直接支払制度なども活用されてまいりましたが、この制度利用も縮小傾向にあるのが現状でございます。農産物を増産し、国内外へ販売していくという大変大事なことでございますけれども、それだけでは中山間地域の課題は解決しない、そのように感じております。県土の93%を占める中山間地域では、平野部に比べて規模拡大が難しいという不利な条件をどのように克服していくかにかかっております。

TPPをにらんで農業の大規模化や企業経営重視の、いわゆる産業経営重視の政策が進められている感もありますが、中山間地域での農業経営の多くを占める家族農業の役割を重視し、

経営規模にかかわらず女性や高齢者など多様な農家を支えていく、そういった政策が今こそ求められているんだと思います。そのことが集落の維持のためにも不可欠な要件になると考えます。

縮小傾向にある中山間地域等直接支払制度について、今後どのように拡充していくことが重要と考えるのか、また5年という期間が長過ぎるとの声に対して、制度の3年への期間短縮など制度持続のために国への提案も必要と考えますが、農業振興部長の御所見をあわせてお聞きいたします。

厳しい現状にある中山間地域の農業を守り支えるためにどのような取り組みが必要と考えているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

増収増益の農業を目指す環境の中で、将来中山間地域や農業などをどのような位置づけにしていくのか、若い人が地域に残って生活のできる仕組みをどうつくるのか、そういった将来へつながる形づくりが求められております。こうしたことから、集落活動センターの取り組みに非常に期待しているところでございます。

現在の集落活動センターにおける経済活動の収支状況や課題をどのように考えられるのか、またそれらの活動の今後の展望についてもあわせて中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

本県での農業収入を増加させるための要件としてまず挙げられるのは、農地の集積であります。農地を集積して使いやすい農地として残すことは、将来の農業基盤の確立の点からも、また農業後継者確保・育成の面からも大きな意味が認められるところでございます。本県での農地中間管理事業を活用した農地集積面積は、昨年度170ヘクタールでありまして、これは年間集積目標の2割程度というのが現状であります。

農地集約の進まない現状、進まない要因には

どのようなものがあるのか、今後の具体的な対応策について農業振興部長にお聞きいたします。

農産物の増収が図られるところには、これらを販売していくための仕組みが求められます。県内では、海外での販売を具体化させたいというJAや民間企業での動きも始まっております。また、農業クラスター形成への準備も進んでおりまして、トマト団地を発展させて生産量のアップや出荷量をふやしたり、あるいは新たな加工の検討なども始まっているところでございます。

本県においては農産物販売量を伸ばそうとし、他県も同じく伸ばそうとする中で、県としてどのようにして農業の競争力を確保し差別化し、他県に負けないような強い体質の農業にしようとするのか、国内外への販売システムの確立についてどう臨もうとするのか、あわせて知事にお伺いいたします。

海外への販売については、高知新港の役割が極めて大事なものになってまいります。最近になって高知新港から神戸港を経由して世界各国へつながるフィーダー航路も開設されましたが、将来的な産業振興の観点から、高知新港の活用についての知事の御所見をお聞きいたします。

これまで海外に県産品を売り出そうとするときには、見本市や商談会という形で行われてまいりましたが、これらには時期の制限がございます。成約につなげていくためには、継続した出展後のフォローアップ体制も必要でございます。

一層の産業振興の観点から継続的にまた効果的に販売するための体制づくりが必要と考えますが、台湾への販売拠点の開設や販売チームの配置など、そういったことについての知事の御所見をお伺いいたします。

本県の財政は多くを地方交付税に依存しており、財政安定化のためには県税収入を上げていくことが不可欠であることには疑いがございま

せん。次世代型こうち新施設園芸システムや農業クラスター形成は、県税収入を上げるための農業分野での柱ともなるものと考えられます。本県産業の振興のため、次世代型こうち新施設園芸システムや農業クラスターを形成することは不可欠の要素であります。

農業クラスターの形成の現状と課題について農業振興部長にお聞きいたします。

農業分野での最後の質問は、農業用ハウスの燃料タンクに関することでございます。平成24年度調査では県内に9,313基、うち47%に当たる4,425基が津波浸水地域に設置されております。これまでに流出防止装置つき燃料タンクが225基整備され、ヒートポンプへの切りかえなどによって不要となった燃料タンク470基が撤去されておりますが、いまだ対策の必要なタンクが数多く残されているのが現状でございます。

南海トラフ地震は決して遠い話ではございません。さきの震災の事例からもわかりますように、農業用ハウスの燃料タンク対策を早急に進めることが必要だと思いますが、今後の課題と対応策について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、水産業分野についての質問を行わせていただきます。

本県の沿岸・沖合域では多種多様な漁業が行われておりますが、国際的な操業規制が強化される中、漁業生産の場としての重要性も高まっております。その一方で、漁業就業者の減少や高齢化、魚価の低迷、水産資源の減少に加え、燃油価格や資材価格の上昇が経営の悪化を招き、水産業界の厳しい状況が続いております。

県においては、漁業所得の向上を図るために、黒潮牧場など優良漁場の形成や協業化などによる養殖業の振興に努めておりますが、漁業所得の向上のためにはこれらの漁業効果が加工や流通、有利な販売へと波及しなければ意味がござ

いません。水産業分野でも産業クラスターの形成は不可欠でありまして、漁業生産の構造改革や産地加工体制の確立、流通・販売の強化が求められているところでございます。

漁業における好循環を生み出し、拡大再生産へとつなげるためには、市場対応力のある産地加工体制の確立が急務であります。加工については、HACCP手法による加工施設の高度な衛生管理体制の整備を促進することになっております。

HACCPに対応した加工施設の立地促進はどのような方向で行われているのか、現状と課題について水産振興部長にお伺いいたします。

生産があれば流通が参ります。都市圏や海外への外商ビジネスの拡大が求められております。高知家の魚応援の店やさかな屋高知家、そういったところを活用した外商活動が期待されておりますが、海外輸出も含めて販売先への輸送手段が大きな課題となってまいります。

本県で開発され、あるいは開発中のスラリーアイスやファインバブルについて県としてどのように位置づけ活用しようとするのか、また販売促進に向けた水産物の品質維持のための輸送方策の基本的な考え方について、あわせて水産振興部長にお聞きいたします。

次に、林業分野についての質問を行わせていただきます。

最近になって林業振興が急速に進行しております、喜ばしい状況がございまして、一方で、林家の意気込みが低くなっているという声もお聞きいたします。杉35年、ヒノキ45年の適齢木が間伐、皆伐といった形で切り出され、川上から川下までの全ての関連産業が活性化するということが、本県林業の方向性でなければならぬことは言うまでもありません。ところが、山から搬出される際の材価が安くて林家の意気込みが低下し、再造林をすることを諦めるケース

もあると、そのようにお聞きいたします。また、高知県としても、木材搬出に不便な山林については自然林として残す考えもございまして。

県内における林業の担い手数は約1,600人です。このうちの40%が高齢者の仲間入りをしております。次世代の担い手をふやしていくことが求められておりますが、担い手確保はどのように考えられているのか。担い手の確保目標及びその方法、また増加していると言われる自伐型林家をどのように育成しようとするのか、あわせて林業振興・環境部長にお聞きいたします。

林業の担い手が十分に確保できない、あるいは担い手の若返りや労働力確保ができないとなると、そこで求められることは、高性能林業機械の導入や、林道、作業道などの整備などです。このような林業分野での要求に対し具体的にどう対応していくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

山間地域活性化のためには、特用林産物の生産拡大も非常に有用なものとなってまいります。山間地域の活性化のために、県として原木マイタケやシイタケ、シキミ、サカキなどの生産者をどのように支援しようとお考えなのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、ものづくりと地産外商分野の質問をさせていただきます。

ものづくり産業では、ものづくりの強化と外商支援の加速化が求められておりますが、ものづくりにつきましては、地産地消・外商センターの支援による成約額の増加など一定の効果も出てきておりまして、今後一層の飛躍が求められるところでございます。

ものづくり企業の事業戦略策定から実行までの支援はこれまでどのように行われてきたのか、また戦略策定上の課題としてどのようなものがあるのか、その対応はどのように行われている

のか、商工労働部長にあわせてお伺いいたします。

また、食品分野では、地産外商公社が日々の外商支援や見本市出展後のフォローアップ営業なども行い、多くの成果を上げております。成果を上げている要因としまして、私は公社における外商チーム体制の果たす役割が非常に大きいと感じているところでございます。このチーム体制は他県のアンテナショップには見られない本県独自のものでありまして、その体制を強化しながら外商活動上大きな役割を果たし、成果につながっているものでございます。

そこで、地産外商公社におけるこれまでの外商活動に対する評価と今後の取り組みについて知事の所見をお伺いいたします。

次に、健康政策についての御質問をさせていただきます。

日本一の健康長寿県構想を進める本県として、病院への入院患者数の変化や医薬品の使用量などから、病名や病気からの回復率の確認、あるいは健診データ、生活実態調査データの確認や検証によって病気の傾向をつかみ、予防対策をとっていく、そうしたことが本県の医療改善や県民の健康度を推しはかり、今後の日本一の健康長寿県構想の実現や医療費改善への道筋をつけることになる、そう考えております。

本県におけるさまざまな健康政策の検証はどのように行われているのか、特に医療費やジェネリック医薬品の利用状況に関する調査はどのように行われ、医療費改善にどのように結びつけていこうとするのか、あわせて健康政策部長にお聞きいたします。

また現在、県民の禁煙、受動喫煙に関する調査が行われておりまして、県の県民に対する健康保持への強い前向きな姿勢が感じられ、大変うれしく思うところでございます。

脳血管疾患や心疾患など生活習慣病に至った

要因を明らかにすることは、日本一の健康長寿県構想を進める上からも重要と考えておりますが、県では5年に1度、高知県県民健康・栄養調査を行っており、こうした調査もあわせて行ってはどうかと思いますが、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、歯科保健事業についてお聞きいたします。在宅療養中の高齢者や要介護高齢者あるいは身体に障害を持つ方などに対する口腔ケアは、誤嚥性肺炎や基礎疾患の重症化を予防するためにも極めて重要でありまして、地域包括ケアシステムに対応した歯科衛生士の人材育成が求められているところでございます。

第3期日本一の健康長寿県構想が目指す、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県を実現するためにも、在宅歯科診療を担う歯科衛生士の確保は喫緊の課題であると思いますが、こうした状況に対する県の認識と対応について健康政策部長にお聞きいたします。

次に、T P Pなどの本県産業への影響についての質問をさせていただきます。

T P Pによる本県産業への影響額の試算が本年2月4日に示されました。T P P影響額については平成24年の県議会でも質問させていただきましたが、今回の生産減少見込み額は約5億円から10億円という試算結果になっております。政府において実効性のある対策が講じられたとしても、輸入品流入による価格低下や中山間地域が受ける影響など、機械的な試算では織り込むことのできない不利な条件が我が県には多く存在しております。

今回のアメリカ大統領選挙の結果、次期大統領はT P Pに反対の立場であります。一方、日本政府はT P Pが進まない場合、軸足を東アジア地域包括的経済連携、R C E Pへと移ることも言われております。こうしたT P Pをめぐる

新たな動きについての知事の御所見をお伺いいたします。

アメリカの次期大統領は、TPPよりも2国間協議が重要だと考えている様子もありますけれども、2国間協議にしても日本側で影響を受ける分野は大変多うございます。今後、国内の病院の自由化や薬価の問題などへの懸念について県としてどう考えるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

TPPにしる2国間協議にしる、次期アメリカ新大統領の言うことがどこまで本音なのか、いまだに判断のできない状況が続いております。農産物の輸入品流入による価格低下で特に中山間地域が受ける影響が大きいと考えますが、分析や対応についてどう考えておられるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

TPPの影響は1次産業だけでなく工業分野にも及ぶものと考えられますが、この点についてどのように考えられているのか、商工労働部長にお聞きいたしまして、私の第1問を終わります。ありがとうございました。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

次世代型こうち新施設園芸システムをどのようにして競争力のある仕組みに育てていきたいのかとのお尋ねがございました。

本県では、園芸先進国オランダとの長年の交流を生かし、その先進技術の本県の気候や生産条件に適合させた独自のシステムに進化させて、次世代型こうち新施設園芸システムとして確立してまいりました。県としては、環境制御技術の速やかな普及を図ることによって、本県の農家の98%を占める家族経営体の底上げを図るとともに、意欲のある農業者などの次世代型ハウスによる規模拡大の取り組みを推進していくことで、産地の縮小傾向に歯どめをかけ、その維

持・拡大を図ってまいりたいと考えております。

お話のありましたように、全国各地で大規模なハウスの整備など、本県同様の取り組みが進んでおりますが、本県のシステムは他県や海外の競合産地に負けない強みを持っていると考えております。例えば、環境制御技術や次世代型ハウスの導入は、全国的にはトマトなど一部の品目に限られていますが、本県では野菜、花卉、果実を含め本県の主要品目の全てで活用できる技術として組み上げています。また、大規模な施設に限定されることなく、品目や地域の実情に応じて誰もが活用できるシステムとなっております。そして、何よりも全国トップの栽培技術の蓄積を、全県下に広がっております学び教えあう場を通じて産地全体で共有できる仕組みが整っていることで、このシステムを実効性のあるものとしているところであります。

こうした本県独自の強みを持ったシステムを速やかに県内全域に普及拡大させることで、他産地に負けない競争力のある力強い産地の形成を実現できるものと考えております。また、現状に甘んじることなく、このシステムの強みをさらにきわめていくための研究を継続しているところであります。加えて、それらの生産拡大の取り組みを核として、関連産業を集積させるクラスターを形成していくことで、さらなる付加価値を生み出すとともに、さまざまな職種の雇用をふやし、地域地域で若者が暮らし稼げる、元気で競争力のある産地の形成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、どのように農業の競争力を確保、差別化し、他県に負けないような強い体質の農業にするのか、また国内外への販売システムの確立についてどう臨むのかとのお尋ねがございました。

国全体の野菜の出荷量は、農業者の高齢化や担い手不足などによりましてここ10年で約3%

減少しており、中でもナスやキュウリなどの果菜類は、作付面積の減少等により約10%減少しております。また、農林水産省の指定野菜の需給ガイドラインによりますと、本県の基幹品目であるナス、キュウリなどを中心に多くの品目で国内での必要量に出荷量が満たない状況にありますし、野菜の自給率も80%程度で推移するなど、全体として国内産の野菜の供給量は不足している状況にあります。

本県と取引のある全国の卸売市場からも、全国的に供給量が落ちる冬場を中心に、出荷量の増加を求める声を数多くいただいております。こうした市場のニーズにお応えし、供給量をふやしていくことは責任産地としての重要な役割でありますし、このことにより市場からの信頼を高めることにもなります。また、何よりも出荷量を維持・拡大し、本県産のシェアを高めることで価格形成力が強まり、農家所得の向上につながるものと考えております。こうした考え方のもと、先ほども申し上げましたように、次世代型こうち新施設園芸システムの速やかな普及による生産の拡大に取り組んでいるところでございます。

ただ、いずれにしても人口減少による消費量の縮小も想定される中で、生産面、販売面で他産地とどうさらなる差別化を図っていくかが重要となってまいります。本県には、生産面では、恵まれた日照量と高い技術で150種類以上の多様な品目を高い収量レベルで生産できることや、全国に先駆けて進めてきました次世代型システムや環境保全型農業などにより、おいしく安全・安心な農産物を生産できる強みがあります。また、販売面では、園芸連を中心とした一元集出荷体制により小規模農家でも安心して販売できる仕組みや、全国的に出荷量が減少してくる冬場にも安定出荷できるという強みがございます。

こうした本県の強みをさらに磨き上げますと

ともに、品質にこだわりを持った農産物の特徴を生かした販売や、業務加工需要など消費者側のニーズへのきめ細やかな対応、さらには戦略的な輸出の取り組みなどにもチャレンジしていくことで、農業の体質強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、将来的な産業振興の観点からの高知新港の活用についてお尋ねがありました。

平成10年3月に供用開始した高知新港は、コンテナ貨物や石灰石などのバルク貨物を取り扱う物流拠点として機能してきました。平成24年度には高知新港の利用拡大を図るため高知新港振興プランを策定しポートセールスを強化するとともに、メンバーズ等の供用や防波堤などのハード整備を実施してまいりました。

これまでの取り組みにより、コンテナ貨物については昨年12月に釜山航路の一つが中国まで延伸されましたほか、本年10月には高知新港と神戸港を結ぶ国際フィーダー航路が就航し、利便性の向上が図られました。その結果、本年11月までの段階で荷物が入った実入りのコンテナについては、昨年と同じ時期と比べ輸出入ともに約14%増と過去最高の貨物量となっております。本県の産業振興を下支えしております。

また、クルーズ客船については、昨年度8回の寄港であったものが今年度は30回と急増しています。このうち10回は乗客定員が4,000人を超えるアジア最大級の超大型客船となっております。来年度も仮予約を含め、現時点で60回を超える予約をいただいております。さらに平成30年3月には、世界で最も有名な豪華客船クイーン・エリザベスの寄港が決定するなど、クルーズ客船の寄港地として広く認知される状況となっております。これまでの戦略的な取り組みが実を結んだ大きなビジネスチャンスと考えております。クルーズ客船の寄港は、乗客等の消費による経済効果だけでなく、商店街等におけるイ

ンバウンド受け入れ体制の強化にもつながっております。

本年度は高知新港振興プランの最終年度に当たり、また来年3月で開港20周年を迎えますことから、これまでの成果及び課題を踏まえ、第2期の振興プランの検討を行っているところです。第2期振興プランでは、これまでの取り組みの強化に加え、農産物等の県産品の輸出振興のための支援策について検討を行っていきたいと考えています。また、高台企業用地の分譲開始も予定しており、高知新港への企業立地も進む予定であります。こうした立地企業の経済活動やコンテナ及び石灰石などを取り扱うための物流機能、クルーズ客船受け入れ機能がバランスよく共存できますよう、将来を見据えた高知新港の土地利用方針についても検討を行っております。

高知新港は、太平洋に面するという地理的優位性を有しており、さらに平成32年度には高知インターから高知南インター間の開通により、高速道路ネットワークと直結することで利便性が飛躍的に向上します。こうした優位性を最大限に生かし、県産品の輸出促進など物流拠点機能の強化、そしてクルーズ客船寄港の定着化に向けた国際観光拠点機能の強化を図り、本県の経済、産業の振興につなげていきたいと考えております。

次に、輸出促進に向けた台湾への販売拠点の開設や販売チームの配置についてお尋ねがありました。

台湾への輸出拡大に向けましては、これまで高知県物産展を定期的で開催してまいりましたほか、台湾経済界との交流や食品、工業製品、観光商品の合同商談会の開催などに取り組んでまいりました。さらに、平成27年度からは現地のビジネスコンサルタント会社に活動支援を委託するとともに、新たに防災製品を中心とした

セミナーや商談会の開催、旅行博への出展などにも取り組んでおります。

その結果、食料品の輸出額は、産業振興計画の取り組みを始めました平成21年の54万円から平成27年には2,351万円となり、観光面でも平成27年の台湾からの延べ宿泊者数は、平成21年の約8.5倍となる1万6,100人泊へと伸びてまいりました。また、防災関連製品につきましても、平成27年9月に台湾で開催しました商談会を契機に成約事例が生まれておりまして、本年も継続して商談会や防災フォーラムを開催するとともに、行政機関を訪問するなど私みずからもトップセールスを行い、販路拡大の手応えを感じたところであります。

こうした成果を踏まえ、台湾での活動をもう一段強化していきたいと考えており、来年度に向けて現在議論を深めているところでございます。具体的には、台湾における商談や打ち合わせの場として活用するためのスペースを確保し、ここを拠点に県産品や防災関連製品などを売り込みますとともに、台湾に人脈を有する専門家にアドバイザーとして就任していただくことなどの検討を進めております。

こうした取り組みを通じて、台湾への本県の製品や技術のさらなる輸出拡大や、台湾からの観光客の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、地産外商公社におけるこれまでの外商活動に対する評価と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

地産外商公社につきましては、小規模事業者が多く、商品開発や外商を進めていく力が相対的に弱いという本県産業の構造的な弱点を克服する地産外商の強力なエンジンとして、まるごと高知とその近隣の事務所、さらには高知、大阪の事務所などを拠点に精力的に外商活動を続けてまいりました。具体的には、まるごと高知

店頭での売上確保のほかに、量販店などへの日々の営業活動を初め展示商談会への出展やまると高知を活用した商談、テストマーケティングなどの取り組みを通じ、県内事業者の皆様へ寄り添う形で商品の磨き上げから販路開拓、販売拡大までを一貫して支援してまいりました。

さらに、こうした支援を通じて拡大する県内事業者の外商活動を後押しするため、公社の外商体制も段階的に強化し、平成22年度には高知に駐在する職員を含めて8名体制でありましたが、今や倍以上の17名体制としております。また、その活動範囲も昨年度から首都圏に加え関西、中部、中四国、九州にまで拡大し、外商活動の全国展開を図っているところであります。

その結果、公社の仲介あっせんによる成約件数、成約金額は、平成27年度にはそれぞれ6,555件、20億7,900万円にまで達しました。件数は公社の外商活動がスタートした平成21年度の約37倍、金額は把握を始めた平成23年度の約6倍となり、それぞれ大きく伸びてきたところであります。このことは、これまでの公社をエンジンとした官民協働による取り組みが実を結んでいるものと考えておりますが、何より県内の事業者の皆様が熱意を持って地産外商に取り組まれる中で、本県の食品産業のレベルが向上し、着実に地力がついてきたことによるものと受けとめております。

また、公社とともに地産外商に取り組んできた事業者の中には、みずからの商品だけでなく、他の事業者の商品も取りまとめて外商を行うといった地域の商社的な機能を果たす動きも出てきておりまして、こうしたこともこれまでの活動の成果だと感じております。今後、公社においては外商の全国展開を一層進め、これまでパイプを太くしてきた小売、卸に加えて外食産業などにも積極的にアプローチすることで、さらなる販路開拓につなげるとともに、外商に取り

組む県内事業者を引き続き支援してまいります。

あわせて、先ほど申し上げました地域の商社的な機能を果たす事業者に対し、公社が培ってきた外商のノウハウや外商先とのパイプを引き継ぎ、事業者のより自立的な外商を後押しすることで公社の活動との相乗効果を生み出し、本県の地産外商のさらなる拡大につなげてまいりたいと考えております。

最後に、T P Pをめぐる新たな動きについてお尋ねがございました。

これまでもお話をしてきたところですが、保護主義による地域間の対立が2度の世界大戦を招いた歴史的経緯を見ましても、国際協調による世界的な自由貿易体制の確立は、我が国を初め全世界にとって必要なことであります。こうした点から、トランプ次期大統領がT P Pからの脱退方針を表明され、T P Pの発効が不透明となっておりますが、国が今年9日にT P P承認案、関連法案を成立させたことは、T P Pの承認により自由貿易拡大に向けた日本の姿勢を世界に示すものであることから、意義あることと思っております。

イギリスのEU離脱にも見られるように、保護主義の蔓延が懸念される中で、国においては世界的な自由貿易体制の維持・発展に向けてリーダーシップを発揮してほしいと考えております。また、こうした観点から日本と欧州連合の経済連携協定、E P Aや、東アジア地域包括的経済連携、R C E Pの交渉などにも臨んでいただきたいと考えております。

他方で、自由貿易体制の進展に応じて生ずる負の側面に対する備えをしっかりと行うことも非常に重要であります。新たな枠組みには必ずメリットとデメリットがあることから、例えばT P Pの議論の際に、本県のような中山間地域が多く、高齢化が進んでいる地域がデメリットをこうむることのないよう、中山間地域の農業

など守るべきものはしっかりと守る姿勢できめ細やかな対策を講じていくべきだと訴えてきましたように、そのデメリットについて検証し、必要な対策を講じていただきたいと考えておりますし、今後も必要に応じ地方の実情を訴えてまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、企業の農業参入に関しまして、参入意欲を示している企業の状況と今後の対応についてのお尋ねがございました。

昨年、企業の農業参入の可能性を探るため、本県とゆかりのある企業51社を含め、県内外の514社にアンケート調査を実施しました。その結果、65社から御回答をいただき、うち18社が参入を具体的に検討している、また14社から参入に興味を持っているという御回答をいただきました。そのほかにも、企業立地セミナーなどでの交流や関係者からの御紹介により、農業参入に意欲を持つ企業の情報を多数把握いたしております。

こうした企業を対象に、農業参入の具体化に向けて働きかけを行ってきたところでございます。その結果、安芸市ではこの8月に全国農業協同組合連合会の参入が決定し、既にハウスの整備に着手しております。また、日高村では地元と協働する形で参入の協議が大詰めを迎えているところでございます。今後は、まずは参入を御決断いただいた企業や団体がそれぞれの地域の皆様と連携しながら、地域に定着できるよう営農指導体制の確立や雇用の確保などへの支援を行ってまいります。

また、参入に興味をお持ちの企業に対しましては、本県には施設園芸に関する高い技術があり、支援体制が整っていること、また園芸連を通じた販売体制が整っていることなど、本県に

立地するメリットを御紹介いたしますとともに、それぞれの企業と受け入れ産地のニーズに応じたオーダーメイドの経営モデルを御提案し、参入を実現していけるよう取り組んでまいります。

次に、次世代型ハウスの黒字化に向けた検討の進め方と課題についてのお尋ねがございました。

県では、地域や品目など産地の実情に応じた形で、環境制御技術を標準装備した次世代型ハウスの普及を推進しております。例えば、トマトやパプリカでは次世代型ハウスの軒高を5メートル以上に高めることで、その整備コストは従来の2倍ほどかかりますけれども、収量を従来の2倍、3倍と飛躍的に伸ばすことが可能となっております。一方、ニラやネギなどでは、軒高を高めてもトマトやパプリカのように収量が倍増するまでには至りませんことから、通常の軒高で、環境制御技術により20ないし30%の収量増を目指していくといった取り組みが主流となっております。

このように、栽培する品目や作型に応じて過剰な投資を避け、採算性が最大となるような形でハウスの仕様や規模を決定いたしております。また、経営計画の策定に当たりましては、農業団体等とも連携をして、金融機関からのアドバイスなどもいただきながら、栽培や流通販売、資金調達などさまざまな観点から支援をしております。

議員のお話にもございましたように、一般的には、収益性を高めていくためには、生産効率が高い、より大規模な施設が望ましいところではございますが、土地や労働力の確保、調達可能な資金の状況なども含め、各事業者の条件に合った形で、将来にわたって十分な収益が確保していけるよう整備計画の策定を支援してまいります。

次に、土佐あき農協管内で環境制御機器導入

が進んでいる状況に対する評価、また中小農家への環境制御技術導入の位置づけと加速化への対応などについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

環境制御技術は、施設の規模にかかわらず収量アップを実現することのできる技術でございまして、本県の98%を占める家族経営体の所得向上を図る上で、最も効果的かつ即効性のある技術だと考えております。そのため産業振興計画農業分野の最重点事業に位置づけ、学び教えあう場の活用や補助制度の創設などにより普及に努めてまいりました。ここに来て普及の速度が一気に加速してきたと感じているところでございます。

その最大の要因は、身近に成功事例ができたことで農家の皆様がその効果を実感され、意識が変わってきたことだと考えております。特に、お話のありましたJ A土佐あき管内では、環境制御技術の導入に関して早くから生産者による研究会組織を立ち上げるなど関心が高く、率先して普及に努めてこられました。その結果、普及率、普及面積とも他の地域を上回っているという状況にございます。

施設園芸の主産地である安芸地域で普及が加速化することは、例えばI P M技術の普及の際にも、安芸地域でブレイクした後全县に一気に普及したように他の地域への影響も大きいことから、大いに期待をいたしているところでございます。そこで、今後は関係者間で安芸地域の先進的な取り組みを共有し、学び教えあう場を活用した現地検討会などの取り組みを強化することで、導入がおくれている地域や品目への普及を加速化してまいります。

なお、次世代型こうち新施設園芸システムは大規模な施設に限定したのではなく、経営規模の大小にかかわらず誰もが活用することができるシステムでございますので、それぞれの農

家の皆様の条件に応じた形で普及を推進してまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度の拡充と制度の期間短縮についてのお尋ねがございました。

本県では第4期対策初年度の平成27年度は、前年度より交付面積が1,160ヘクタールの減少となりました。こうした状況に対処するため、ことしの2月から継続を断念した集落や大幅に交付面積が減少した集落を対象とし、詳細な実態調査を実施しましたところ、減少の主な理由として、高齢化により耕作を5年間継続できない、またまとめるリーダーがないといった実態が明らかとなりました。そこで、直ちに集落への働きかけを行い、集落営農等によるサポート体制づくりや、リーダーのいる集落といない集落とが連携する、集落の広域化の推進に取り組んでまいりました。その結果、本年度には交付面積が前年度より220ヘクタール増加をし、来年度にはさらに約600ヘクタールの拡大が見込まれております。

一方、多くの参加者が不安に思われております、5年間農地を保全管理できなかった場合の交付金の返還につきましては、参加者の病気の場合などに加えまして、高齢化や家族の介護による場合も返還を求めないとされるなど、高齢化に配慮した参加しやすい制度に改善されております。

また、ことし5月と9月に国との意見交換の場を設けまして、実際に現場も見ていただきながら、本県の厳しい実態をしっかりとお伝えし、制度の期間短縮も含めて使いやすい制度となるよう提言もしてきたところでございます。本制度は、中山間地域の農業を守る上でも大変有効な制度でございますので、今後も機会あるごとに国に対して改善等の提言をしてまいります。

次に、中山間地域の農業を守り支えるために必要な取り組みについてのお尋ねがございま

た。

中山間地域の農業は、担い手の減少や高齢化が進行し大変厳しい状況にあります。一方、中山間地域はユズやお茶、特色のある畜産物など豊かな資源を有しておりまして、本県の強みでもあります。このため県では、中山間地域等直接支払制度などを活用して、農地や水路などの生産基盤を維持し、その上に集落営農と中山間農業複合経営拠点の両輪で地域農業を支え、さらには競争力を高める仕組みづくりを推進しております。具体的には、集落営農の取り組みでは、園芸品目等の導入により所得向上を目指すこうち型集落営農や、若者の雇用につながる法人化を進めておりまして、現在こうち型集落営農は46組織、集落営農法人は18法人と着実に取り組みが進んでおります。

複合経営拠点では、地域を支える取り組みとしまして、若い就農希望者を呼び込み育てる研修事業のほか、高齢の農業者のために農作業の受託や庭先集荷などの支援を行っております。また、稼ぐ取り組みとして、中山間地域の特性を生かした農産物の生産や収益性の高い施設園芸、6次産業化にも取り組んでおりまして、現在複合経営拠点は、予定も含めまして県内15地区に広がっております。さらに、中山間対策の柱となる集落活動センターとの連携も図っております。

県といたしましては、こうした取り組みを一体的に推進し、県内各地に広げていくことで、将来に希望を持った若者と高齢者がともに暮らせる、活力のある中山間地域の農業の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、農地集約が進まない要因と今後の対策についてのお尋ねがございました。

農地中間管理事業を活用した農地集積は、平成26年度の24ヘクタールから27年度は170ヘクタールへと増加をいたしました。残念ながら

年間の集積目標には達しませんでした。しかし、例えば日高村でのトマトのハウスや安芸市での研修用ハウスの整備に際して、農地中間管理事業が活用され、生産性の高い農業を目指す生産者への農地集積を進める上で、一定の成果も出てきたと考えております。

本事業は、開始から2年半が経過をいたしました。農地集積が進まない最大の要因は、農地の受け手が借りたいと思う優良な農地がなかなか出てこないということにあると考えております。例えば、施設園芸の拡大に取り組む受け手は、栽培条件のよい優良な農地を求めておりますが、出し手からは、どちらかといえば条件の悪い農地しか出てこないという実態があります。したがって、今後施設園芸など生産性の高い農業を目指す生産者への農地集積を進めるためには、優良な農地を戦略的に掘り起こし受け手に提供する、攻めの取り組みが必要だと考えております。

そのためには、まずは地域の農地情報をお持ちで地域の方々からの信頼の厚い人材の確保が不可欠でございます。これまでそうした人材の確保に努めてまいりましたが、この4月の農業委員会法の改正によりまして、農地集積に取り組む役割を持った農地利用最適化推進委員が各市町村に順次配置されることになりました。この農業委員会の推進委員と農地中間管理機構の職員とが密接に連携をとりながら、担い手への農地集積を進めてまいります。

次に、農業クラスターの現状と課題についてのお尋ねがございました。

農業クラスターにつきましては、四万十町の次世代施設園芸団地を初めとして5つの取り組みが進んでおります。南国市の還元野菜プロジェクトや安芸市のナスプロジェクト、香南市、香美市のニラプロジェクトでは農業クラスターの核となる生産拡大の取り組みが進んでおります。

日高村ではトマトの生産拡大の取り組みに加えまして、選果場や加工施設の拡充、レストラン11店舗と連携したオムライス街道のさらなる活性化などが検討されております。また、いの町のショウガ、四万十町のクリなど地域の特産品を生かした新たなクラスターを検討する動きも出てきております。それぞれ進度は異なりますが、順調に進捗をしているものと考えております。

一方、取り組みを進めていく中で課題も見えてまいりました。その一つは、土地の確保でございます。生産拡大を進めるためには広い農地の確保が必要となりますが、まとまった優良農地を確保するためには相当な労力が必要となります。農地中間管理機構の活用や市町村、JAなどと連携を密にした取り組みが重要になってくると考えております。

また、関連産業の集積や連携にまだ少し力強さに欠ける面があることも今後の課題でございます。加工施設やレストラン、直販所などを新たに整備するには多くのコストと時間がかかります。そこで、例えば日高村のプロジェクトのように既存の施設や店舗をうまく利用していくことも、事業を円滑に進めていく上でのポイントになると考えております。次世代型ハウスでの収穫体験など観光分野と連携した取り組みも必要でございます。

いずれにしても、取り組みは始まったばかりでございますので、今後構想をより具体的に練り上げ、さらにバージョンアップさせていく作業が必要です。事業推進のかなめとなるプロジェクトチームにはさまざまな業種の関係者や専門家にも御参加をいただきまして、検討を深めていきたいと考えております。

次に、農業用ハウスの燃料タンク対策の課題と今後の対応策についてお尋ねがございました。

県では、南海トラフ地震対策の一環として、

津波浸水区域を中心に、重油の流出防止装置を備えたタンクへの転換やタンクの削減に取り組んでまいりました。その結果、平成28年度末までに861基のタンクが転換あるいは削減される見込みとなっておりますが、御指摘のとおり、対策の必要なタンクはまだ多く残っております。

そうした中、本年度はこれまで対策を実施していなかった市町村で新たに取り組みが開始をされましたので、これでタンクが津波浸水区域に設置されている全ての市町村において対策が進むことになりました。

今後、この取り組みを加速していくためには、農家の皆様に、地震による強い揺れや津波によって発生する火災や土壌汚染などに対する防災意識を、さらに浸透させていくことが重要だと考えております。そのため、これまで実施してきました専門家による講演や生産部会での説明会などに加えまして、流出防止装置を備えたタンクへの転換が進んでいる地域の視察や先進地の農家を招いた研修会の開催、また面的な広がりを持った取り組みにしていくための、地域が一体となったワークショップの開催といった新たな取り組みも行うなど、JAや市町村とも連携しながら対策をスピードアップしてまいります。

最後に、仮にTPPが発効した場合の中山間地域への影響についてのお尋ねがございました。

お話にありましたように、ことし2月にはTPPが発効した場合の影響額について、国の試算方法に基づき機械的な試算を行った結果を公表しております。また、米や畜産物などの安価な外国産品の流入による価格低下など、現段階では定量的に見通せないものの影響が生じる可能性があるということも、あわせてお示しをしているところでございます。

本県の場合には、中山間地域が多いといった厳しい実情もある中で、仮にTPPが発効すると、中山間地域の農業者を中心に将来の経営へ

の不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量が低下することも懸念されております。そうしたことから、国の国内対策が地方の隅々にまで行き届くものとなっているのか注視し、かつ中山間地域の厳しい実情も踏まえ、国に対して持続可能な農業が展開できるよう政策提言も行ってまいりました。

一方、県としましてはT P Pの動向にかかわらず、中山間地域を含め、生産性の向上と担い手の所得増加を図る取り組みを強化していくことが極めて重要だと考えております。そのため、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など、国の政策大綱に基づく事業なども積極的に活用しながら、産地基盤の強化に取り組んでいるところでございます。このようにT P P関連施策も活用しながら、第3期産業振興計画を着実に進めてまいりますことで中山間地域の農業をしっかりと支え、強化していきたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(樋口毅彦君) 集落活動センターにおける経済活動の収支状況や課題、また今後の展望についてお尋ねがありました。

現在、30カ所で立ち上がっている集落活動センターでは、その多くで宿泊施設やレストランの運営、農産物の生産や加工品等の販売、暮らしを支えるガソリンスタンドや生活店舗の経営など、住民主体の経済活動が行われております。その活動内容や実績、課題等につきましては、補助金交付要綱に基づき市町村から報告いただく事業成果のフォローアップ調査票により確認をしております。経済活動を行っている場合には、その収支等についても資料の提出をお願いしており、場合によっては聞き取りもさせていただき、可能な範囲での状況の把握と積極的な

助言等に努めているところです。

具体的な収支状況につきましては、総じて事業の多角化や経費削減の御努力等により、赤字を出さずに運営されていると見られます。多くがまだ新たな雇用につながるような大きな利益を生み出すまでには至っていないという状況にあります。個々に見ますと、年間で数千人の利用者を集めるレストランや、同じく1,000人規模の利用実績がある宿泊施設といった事例も生まれております。また、地域のニーズに応じた新たな活動を模索中のセンターもございます。

このため、各地域の状況に応じた支援が求められていますが、経済活動の拡大に向けては、1次産業の振興や観光振興などの産業振興計画の取り組みとのリンク、連携を進め、それを一層強化することが特に重要だと考えております。例えば、三原村の集落活動センターが取り組むシントウ栽培と農業複合経営拠点との連携や、土佐町の集落活動センターが取り組む宿泊機能を利用した小規模林業研修の受け入れ、あるいは黒潮町の集落活動センターが取り組むスポーツツーリズムと連携した宿泊・配食サービスなどが始まっておりますが、こうした取り組みは今後さらなる拡大が期待されるところです。

そのため、県としましては、拠点の整備や事業の立ち上げ等への資金面での支援に加えまして、関係部局等による推進チームの設置など産業振興計画との連携をより意識した取り組みを進めますとともに、多くのセンターの共通の課題であります人づくりやネットワークづくりに向けた人材の育成・確保、集落活動センター相互の連携や地域の事業者との連携などをさらに強化するといったサポートをきめ細かく、かつ戦略的に行うことで、集落活動センターの経済活動の継続や拡大、さらには若者の定住にもつなげてまいりたいと考えております。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長（谷脇明君） HACCPに対応した加工施設の立地促進に向けての取り組みの方向性、また現状と課題についてお尋ねがありました。

漁業における好循環を生み出し拡大再生産につなげていくためには、国内市場だけでなく、水産物の需要が急速に高まっております海外市場を含めた外商を進めるとともに、輸出に対応できる産地加工体制を確立していくことが必要だと考えております。中でも輸出先が米国やEUの場合には、水産加工施設において食品衛生管理の国際標準であるHACCPの導入が必須の要件とされております。また、国におきましてもHACCPの導入を食品関連事業者には義務づける動きがあるなど、HACCPに基づく衛生管理は世界の食品安全の潮流となりつつあります。

このため、県では、本年度より漁協や水産加工事業者などと連携して海外市場の販路開拓に取り組むとともに、水産加工施設を対象とした研修会の開催や専門家の派遣などにより、HACCPの導入を後押ししておるところです。こうした取り組みを進める中で、民間企業による輸出に対応した水産加工施設の改修や新設に向けた動きが出始めております。HACCPに対応した一定規模の加工施設の整備には、多額の初期投資が負担となりますし雇用の確保も課題となりますことから、民間企業が参入しやすい環境整備が必要だと考えております。

次に、スラリーアイスやファインバブルの水産分野での位置づけや活用方法と、水産物の品質維持のための輸送方策についてお尋ねがございました。

まず、スラリーアイスは通常の氷と比べて温度が低く、きめが細かいため魚を冷やす効果が高く、県内では土佐清水市と中土佐町にそれぞれスラリーアイス製造装置が導入され、土佐清

水市ではハガツオなどの出荷、中土佐町ではカツオやメジカの新子、さらには天然アユの出荷等で利用されております。また、ファインバブル発生器は、水中の酸素量が増加することから、養殖魚の寄生虫を除去するための淡水浴や、産地市場の活魚水槽での実証試験などで使用されております。

いずれの製品も産学官の連携により生まれたものでございます。水産分野での活用が広がれば、ものづくりの地産地消によるさまざまな波及効果が期待できますことから、引き続き関係者とも連携して活用に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水産物の品質保持についてでございますが、水産物の品質を維持する上で最も重要なことは、漁獲した後できるだけ早く生け締めや血抜き、神経抜きなどの処理を施し、十分に冷やして保管することです。こうした処理を行うと鮮度を保てる時間が長くなりますので、小売業や飲食店の方々にとっては使い勝手がよい価値ある魚として評価をいただくことができます。このため県では、JFこうち・海の漁心市株式会社に委託し、定置網や底びき網などの生産者に対して直接神経抜きなどの技術指導を行いますとともに、産地市場の方々とも連携して高知家の魚応援の店にサンプル出荷し、高い評価を得て取引につながっている事例もございます。

県といたしましては、まずは産地での鮮度保持に向けた取り組みを定着、普及させ、その上で魚種や消費地のニーズに応じて航空便、宅配便などの高速物流の利用を組み合わせることで、県産水産物の評価をさらに高めてまいりたいと考えております。

（林業振興・環境部長田所実君登壇）

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、担い手確保の目標とその方法及び自伐型林家の育成についてお尋ねがございました。

担い手の確保につきましては、第3期産業振興計画において平成31年度に1,747人、平成37年度には1,870人の林業就業者を確保するという目標を掲げ、林業学校の充実強化、きめ細かな担い手確保の強化、小規模林業の推進などに取り組むこととしております。

林業学校の充実強化につきましては、即戦力となる人材を育成する基礎課程を昨年4月に開校し、平成30年度からは高度で専門的な人材を育成する専攻課程を開設することとしています。基礎課程の第1期生14名は全員が県内の事業体に就職いたしましたし、現在2期生19名が研修に励んでおり、新たな担い手が確実に育ってきております。

きめ細かな担い手確保の強化につきましては、林業労働力確保支援センターと連携し、雇用情報の収集、提供や高校生対象の研修会などを実施しており、これらの取り組みに加えまして、来年度からは都市部での定期的な就職相談会やフォレストスクールを開催し、本県の林業の魅力を強力にPRすることにより、新規参入者の確保に努めてまいりたいと考えております。

小規模林業の推進につきましては、昨年1月に設置した小規模林業推進協議会の会員を対象に、政策パッケージによる林業機械のレンタルや作業道開設などへの助成を行っております。今後もアンケート調査などにより会員のニーズの把握に努め、支援策の充実を図りますとともに、U・Iターン者などが小規模林業に参入しやすいように市町村との連携を強化し、中山間地域への定住を促進してまいります。こうした取り組みにより、原木の増産を支える林業の担い手をしっかりと確保し、林業振興を通じて中山間地域の活性化を図ってまいります。

次に、高性能林業機械の導入や林道、作業道などの整備といった林業分野の要求に対し、具体的にどのように対応するのかとのお尋ねがご

ざいました。

県では、原木生産のさらなる拡大を進めるため、先ほど申しあげました担い手確保の取り組みとあわせて、施業を集約化して高性能林業機械と路網とのよりよい組み合わせによる効率的な生産システムの導入促進に取り組んでいるところでございます。

議員からお話のありました高性能林業機械の導入や林道、作業道などの整備に関しましては、今年5日に開催されました知事と森林組合や林業事業者の方々との対話と実行座談会においても、原木の増産と安定供給体制を構築していく上で必要な対策であるとの御意見をお伺いしたところでございます。

高性能林業機械につきましては、森の工場の拡大に向けた支援策などにより積極的な導入が進められてきました結果、平成26年度末には343台と全国3位の保有台数となっており、近年は安全で効率性の高い欧州製の高性能林業機械の導入も始まっております。その一方で、作業班の数に対して高性能林業機械の数が不足していたり、機械が高額なため導入が進んでいないといった事業者もございます。作業道につきましては、搬出間伐の促進を本格的にし始めてから数年程度であるため、低コストでの原木の搬出を可能とします大型トラックが通行できる幅員を有する作業道の整備が進んでいないという状況にございます。

こうしたことから、県としましては、高性能林業機械については導入やレンタルに対する支援を拡充することなどを検討しているところでございます。あわせて、本県の地形等に適した効率的な原木生産を可能とする林業機械の開発についても取り組んでいきたいと考えております。また、林業機械が効率的に活用され、生産性の向上につながるよう支援をしてまいります。

路網整備につきましては、森の工場において

大型トラックが進入できる基幹道を核とした効率的な路網配置を計画する場合は、補助事業の支援期間を拡大することを検討しているところでございます。また、林道につきましては市町村や林業事業体などの関係者の御意見もお聞きしながら、原木の増産に効果的な整備のあり方につきまして改めて検討していきたいと考えております。今後とも林業事業体などの関係者の方々から御意見や御要望をお聞きしながら、原木生産のさらなる拡大にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、原木マイタケやシイタケなどの生産者をどのように支援していくのかのお尋ねがございました。

本県のシイタケなどのキノコ類やシキミ、サカキ、木炭などの特用林産物の生産額は、平成20年以降、年間20億円を超えており、中山間地域における貴重な収入源となっております。このため県では、実践研修によります新規就労者の育成やシイタケ原木等の搬出用作業道の整備など、特用林産物の生産に対して支援を行ってまいりました。

こうした中、近年食に対する安全・安心の意識の高まりや産地表示の浸透により、国産品に対するニーズが増加してきており、本県の特用林産物についても生産を拡大し、所得の向上につなげるということが期待されているところでございます。そのため県では、この機を捉えて特用林産物に対する取り組みの強化を図ることとし、中山間総合対策本部に特用林産推進チームを設置して、生産から販売までを一体的に支援することといたしました。

このチームでは、年間を通じて一定の需要が期待できるシキミ、サカキに着目し、農協などの関係機関と連携して、品質の向上や有利販売につながる出荷方法の指導を行うとともに、新規参入者の掘り起こしを行っております。これ

らに加えて、地域本部や住民の皆様と連携し、地域の特性に応じた特用林産物の生産拡大に向けた取り組みも進めているところでございます。

また、県ではキノコの原木、種駒などの生産資材やシキミ、サカキの植栽に対する支援の拡充を図っていきたくて考えております。あわせて、森林技術センターにおいてサカキの栽培マニュアルの作成や、キノコの栽培技術の確立などに関する研究にも取り組むこととしております。これらの取り組みを通じまして所得の向上を図ることにより、中山間地域の活性化につなげてまいりたいと考えています。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、ものづくり企業の事業戦略の策定から実行までの支援の状況と、戦略策定上の課題と対応についてお尋ねがありました。

産業振興センターでは、これまでの地産外商の成果を拡大再生産につなげていくため、今年度から事業戦略の策定からその実行までを支援する取り組みをスタートさせました。これは、事業戦略の策定により会社の目標や方向性を明確にし、それを経営者の意思として社員と共有し、ともに実践をすることで企業の持続的な発展を実現していただくことを狙いとするものでございます。

現在、センターでは民間のシンクタンクや金融機関などが参画する事業戦略支援会議を毎月開催し、各企業の支援方針などの検討を行いますとともに、企業ごとに事業戦略支援チームを設けて、それぞれの企業の現状分析や課題解決に向けた伴走支援を行っております。現在、事業戦略の策定に着手をした企業が34社、今後年度内に着手予定の企業が同じく34社ありまして、合わせて68社となっております。当初の計画では45社を目標としておりましたので、事業戦略

への意識が中核企業を中心に浸透してきたことに一定の手応えを感じております。

商工業の拡大再生産を目指す上で、事業戦略策定の取り組みを広げていくことが大変有効だと考えておりますが、その際の課題としては、事業戦略への理解が県内全体にはまだ十分行き渡っていないことや、小規模事業者を中心に策定に時間を割く余裕がないといった理由から、着手にちゅうちょをする企業が多いことなどがあります。また、策定過程での課題としては、強み弱みの分析など、会社の現状把握の作業にある程度の経験や知識を要するといったことが挙げられます。

このため、今後事業戦略を策定した県内企業の取り組み事例を積極的に広報するなどして意欲の醸成を図りつつ、事業戦略の有効性を広くお伝えしてまいります。また、企業の強みや弱みの分析に当たって、民間のシンクタンクなど外部の専門機関を活用するといった支援体制の充実も検討してまいります。

次に、TPPによる工業分野への影響についてお尋ねがありました。

昨年12月に政府から公表されたTPP発効による経済効果分析では、工業分野は農業分野などのように品目ごとの試算結果や詳しい試算方法が示されていないために、現時点で本県の工業分野への定量的な影響については十分に分析ができておりません。また、県内企業や商工業団体からも具体的な情報がないため、影響について判断できないという声もお聞きをしているところでございます。

しかしながら、今後TPPが発効することになれば、輸出製品の関税の撤廃や投資、サービスの自由化の進展によりまして、県内企業へのプラス効果がもたらされる側面があると考えております。

具体的には、本県の輸出実績額の上位製品で

あります金属製品や紙製品等を輸出している県内企業にとっては、関税の撤廃によって海外での価格競争力が高まることや、国内企業の輸出の拡大や海外インフラ市場への参入を通じた国内での受注の増加など、間接的なプラス効果も考えられます。また、輸入の面でも日本への輸入関税の撤廃により原価が安くなりますので、輸入素材を使って部品や完成品を生産している県内企業にとりましては、価格競争力が高まることとなります。さらに、コンビニ等小売業の出店規制が緩和されることに伴いまして、食品や日用品などの幅広い分野で県内企業の海外販路の拡大につながることも期待されます。

TPPの発効には、アメリカの動向や参加国の対応など、依然として不透明な部分もありますが、国際的な自由貿易体制の確立に向けた流れの中で、県としましては引き続き県内企業の海外展開の拡大に向けて、官民協働で取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、健康政策の検証方法と、医療費やジェネリック医薬品の利用状況の調査方法及び医療費改善に向けた対策についてのお尋ねがありました。

現在、県が進めています各種健康政策は、第3期の日本一の健康長寿県構想に基づくものであり、構想には5つの柱ごとに掲げた目指す姿を実現するため、健診の受診率など具体的な数値目標を設定しています。その検証については、年に4回開催しています長寿県構想推進会議で進捗管理しており、PDCAサイクルを回しながらその到達度を検証しています。

医療費を改善するためには、そもそもの健康づくりや病気の早期発見、重症化予防などが重要です。そこで、市町村や後期高齢者医療広域連合においては国保データベースを用い、レセプトや健診結果のデータから疾病構造などを分

析するようにしています。その分析結果をもとに、被保険者の方々の健康づくりに効果的な保健事業を実施するためのデータヘルス計画を策定し、生活習慣病予防などに取り組むことにより、医療費適正化につなげることにしています。

また、今年度は県と国民健康保険連合会が共同で、健診の結果、医療機関への受診が必要とされているにもかかわらず未受診の方や、糖尿病などの治療を中断している方を抽出するツールを作成しました。このツールを活用し、未受診者などに対する医療機関への受診勧奨や、生活習慣病の重症化を予防するための食生活の改善や運動指導などの取り組みを開始しています。

一方、ジェネリック医薬品の利用状況の把握は、市町村国保を初めとした各医療保険者において、レセプトデータにより行っています。各医療保険者ではこのレセプトデータを用いて、ジェネリック医薬品を使用していない方にジェネリック医薬品を使用した場合との差額を通知し、使用促進を図っているところです。

今後におきましても、市町村や各医療保険者には医療費適正化のためにもレセプトや健診結果のデータを用い、県民の健康づくりや、さらなるジェネリック医薬品の使用促進に向け取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

次に、5年に1度実施する県民健康・栄養調査において、生活習慣病に至った要因を明らかにするための調査をあわせて行ってはどうかとのお尋ねがありました。

病気とその要因の関係を証明し、対策を評価するためには、一定の集団を設定し、その集団に属する人を長期にわたり継続的に観察していくコホート調査を行う必要があります。この調査は、関係する可能性のある多数の要因を事前に把握した上で、長期にわたって健康観察を行うことが必要で、学問的に精緻な研究計画と、それを厳格に守り長く調査を続けるには、多額

の費用も必要になってまいります。こうしたことから、これまでの事例では国の研究費支援を受けた大学や国立研究開発法人が実施しており、行政は実施環境の整備や住民への広報など側面的支援を行っています。

一方、お話のありましたように、本年度は県民健康・栄養調査の実施年度となっており、実地調査はほぼ終了し、年明けから分析を始めるところです。この調査は17地区、700世帯の約1,800名を対象に、血圧の測定や血液検査などを行う身体状況調査、食事の内容や身体状況などを把握する栄養摂取状況調査、食生活や運動、飲酒、喫煙状況など生活習慣全般を把握する生活習慣調査であり、5年ごとに実施しています。

これまでのコホート研究の成果により一定明らかになった生活習慣病の要因については、県民健康・栄養調査を通じて本県の状況を把握していますが、議員御指摘のとおり、現状を分析した上で対策を立てることは、日本一の健康長寿県構想を推進する上でも重要でありますことから、対策の評価や新たな施策の立案に生かしていけるよう分析を行ってまいります。

次に、在宅歯科診療を担う歯科衛生士の確保への課題と対応についてお尋ねがありました。

口腔ケアは、高齢者などの低栄養や誤嚥性肺炎などを予防し、住みなれた地域で暮らし続けていくために、その必要性は相当高いと認識しています。在宅歯科診療でそうした口腔ケアを担う歯科衛生士は、口腔ケアに関する専門的な知識と技術が必要なことはもちろん、他の医療福祉専門職との多職種連携も求められることから、これまでも在宅歯科診療に必要な専門知識や技術習得のための研修を行ってきました。また、平成22年度に高知県歯科医師会内に在宅歯科医療連携室を設置し、歯科衛生士を配置して訪問歯科診療のサービス調整等を行うなど、在宅歯科診療の体制の充実を図ってきたところで

す。

しかしながら、歯科診療所1施設当たりの歯科衛生士数は、中央保健医療圏2.5人であるのに対し、高幡保健医療圏1.4人、幡多保健医療圏1.1人と地域間格差が見られます。加えて、現在の在宅歯科医療連携室は、地理的にどうしても中央保健医療圏とその周辺地域にサービスが限定されてしまうため、機能拡充に向けた体制整備が必要だと感じています。こうしたことから、来年度は歯科衛生士が特に少ない幡多保健医療圏に在宅歯科医療連携室のサテライトを設置し、歯科衛生士の復職支援や人材登録などによる組織化を図り、訪問歯科診療を支援することを検討しています。

最後に、T P Pによる日本の病院の自由化や薬価の問題などへの懸念に対する県の考え方についてお尋ねがありました。

内閣官房T P P政府対策本部は、T P P協定には民間医療保険の拡大や混合診療の解禁といった、我が国の公的医療保険制度のあり方そのものについて変更を求める内容は含まれていない旨を表明するとともに、国民皆保険制度は日本の医療制度の根幹であり、政府としても制度を維持し、安全・安心な医療が損なわれることのないようしっかり取り組んでいくと表明しています。

また、国は薬価制度についても中央社会保険医療協議会における透明、公正な手続により薬価収載に関する決定を行っていることから、T P P協定の附属書で求める内容を満たしており、制度変更やそれに伴う薬価への影響はないとしています。

こうした国の考え方から、県としても国民皆保険制度と、営利法人の参入を認めないという現在の医療制度及び薬価制度が今後も維持されていくものと考えています。日本医師会を初めとした関係団体が、医療が自由化の対象となっ

た場合の懸念を表明されてきたことは承知していますので、今後も国の動向等を注視しながら、適宜高知県医師会などの関係団体に対して情報提供を行ってまいりたいと考えています。

○10番（坂本孝幸君） 知事初め各部長、本当に丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

答弁は必要ないですけれども、私が感じた事柄について要請といいますか、そういうものを含めて少しお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、農業振興部長ですが、中山間直接支払制度、これはやっぱり現場では5年というのは本当に長いと。続けたいけれども、例えば5年したらもう本当に後期高齢の部類へ入っていくと、とてもじゃないが無理だという意見もたくさんございます。ですから、やっぱり制度の3年への短縮を引き続いて国のほうへ要望させていただきたいと、それが1点です。

それと、中山間対策・運輸担当理事にお願いしたいんですが、集落活動センター、この収支状況を可能な範囲で報告してもらっているということですが、県のほうもお金を出して、3年でしっかり自立してくださいということでやっているわけです。中には報告を勘弁してくださいというところもあるようですけれど、やっぱりこれちゃんと市町村を通じて報告もいただいて、伸びているところは当然伸ばさんといかんわけですが、伸びづらくなっている集落活動センターをどういうふうにフォローしていくかということがこれからの課題になっていこうかと思っておりますので、その点もまた今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、台湾への販売拠点、知事の力強い答弁で、私も本当にうれしいわけですが、打ち合わせの場を確保していく、ここから始まっていくわけですが、売れる場所ができれば

ば生産者はつくってくれると思うんです。農業の関係にしてもつくってくれると思うんです。ですから、国内外、国内でかなり売れているようですけれども、外国で売れるとやっぱり高く売れるという部分もありますので、この輸出拡大を一層進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、林業振興・環境部長、この林業の担い手の数ですが、今約1,600人いるようでございます。平成31年に1,740人、平成37年に1,870人と目標を定めておりますけれども、中山間での経済活動を続けていくために、これまでの林業従事者の数とこの1,600人というのを比較してどういふものであるのか。最近になっていろんな大型の機械なんかも入って林業が盛んになっておりますので、この目標の設定は本当にこれで十分なのかどうか、こういうことも今後また検討していただきたいというふうに思いました。

そして、健康政策部長、医療制度とか薬価制度、これもやっぱりしっかりと維持をしていただきたいというふうに思います。TPPだけでなく2国間協議、アメリカのトランプさんは必ずそういうことを言ってくるので、そういうことも心配しながら、しっかりと制度を守る、日本の制度を守っていくと、これを頑張りたいというふうに思います。

本当に皆さんありがとうございました。これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(武石利彦君) 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午後1時再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

20番土森正典君。

(20番土森正典君登壇)

○20番(土森正典君) 昨年に引き続き、ことしも大トリ、最後の質問者になりました。お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

知事は平成19年12月、当時で全国一若い知事として40歳で就任をされました。2期、3期は御承知のように無投票当選、ことしで10年目を迎えられたのであります。知事は、いち早く高知県の課題を把握いたしまして、県民、産業界、外部の専門家の方々の協力を得て県経済の活性化のエンジンとなります産業振興計画を策定し、その着実な推進に向け、若さと持ち前の行動力で精力的に国内外をまさに奔走されました。高知県のリーダー、かじ取り役としての確かな手腕を発揮されております。その仕事ぶりは県民の誰もが認めるところであります。

また、本県からのさまざまな提言は国の施策にも反映されておりました。国の職員も高知県からの情報には大変注目をしているとの話もよく聞いております。知事就任後間もない平成20年9月には、アメリカ合衆国の投資銀行でありますリーマン・ブラザーズが破綻をいたしました。そのことによって続発的な世界的金融危機、いわゆるリーマンショックが起きたわけであり、数年間は世界的な大不況に至りましたが、こうした中で平成21年度から産業振興計画をスタートさせたのであります。

その取り組みの成果として、県と地産外商公社の外商支援による成約件数は、平成27年度には6,555件となり、平成21年度の約37倍となったのであります。ものづくりの地産地消・外商に

においては、ものづくり地産地消・外商センターの外商支援による平成27年度の受注金額は40億8,000万円となり、平成24年度の約16倍となっております。また、観光客入り込み数は400万人が定着をするなど、産業振興計画の成果は着実にあらわれてきています。こうした取り組みを通じまして、県が定量的に把握できるだけでも約6,000人を超える雇用が生まれているとのことであります。

さらに、知事就任当時、平成19年の有効求人倍率0.5倍が、平成28年6月には1.16倍と過去最高となっております。県財政では、県債残高が平成19年の6,201億円から、平成28年度推計であります4,946億円と改善をし、基金残高は平成34年度まで100億円規模が確保されまして、安定的な財政運営が見通されています。

近年の県税収入の動きを見てみますと、平成22年度に540億円と落ち込んでおりましたが、平成27年度には634億円まで伸びてきています。また、工業統計における製造品出荷額等は、平成22年に4,681億円まで落ち込みましたが、平成25年には5年ぶりに5,000億円台に回復し、平成26年には5,260億円となったのであります。

これら一連の指標の動きを見ても、尾崎県政が推進する各施策の効果があらわれているものと思っておりますが、こうした産業振興計画の推進も含め、知事就任以来取り組んでこられた政策全般の成果について知事御自身はどのような思いを持ち、評価をされているのか、お聞きをいたします。

産業振興計画の全般を貫く目標として、県際間の収支の改善が挙げられております。平成22年の県際収支はマイナス6,628億円ですが、第3期産業振興計画では、4年後の移輸出額の増加効果をプラス700億円にしようとするものであります。県際収支によって地域経済の状況をトータルに計数的に把握することができ、

県際収支によって、地域を支える産業部門、弱点になっている産業部門、産業部門間の相互関係がどのようになっているかを明らかにすることができます。その対応策を考える契機ともなるもので、県際収支は政策目標を立てるためにも重要な指標となります。

本県が進める産業振興計画に基づいて取り組んでいます農林水産業、食料品製造業、観光業など各分野の成果が数値に反映されてくると注目をしておりますが、産業振興計画で数値目標として掲げている移輸出額について直近の状況をどのように見込まれているのか、お聞きをいたします。

先ほど述べましたように、地産外商活動は成約件数が示すとおり順調に成果を上げており、第3期産業振興計画では輸出振興を本格化させることとしておりますが、海外市場に向け輸出品目、対象とするエリアをどのように想定されているのか、また課題をどのように捉えられているのか、お聞きをいたします。

この項の最後に、県庁職員の仕事ぶりについてお伺いいたします。行財政改革を進める中で、知事部局の職員数は平成19年の3,692人から現在は3,307人まで削減をされてきましたが、職員の大変な頑張りにより、県勢浮揚のための政策の着実な推進が図られております。

職員は知事と同じ方向性を持って一生懸命に仕事に打ち込んでおられますが、改めまして職員の頑張りに対する知事の思いをお聞きいたします。

次に、少子化対策について地域福祉部長にお聞きをいたします。

平成19年に高知県議会に少子化対策・子育て支援特別委員会を設置をされまして、私は委員長を務めさせていただきました。結婚から出産、子育て支援までそれぞれのステージごとの支援策について調査検討を行い、報告をいたしました

た。この特別委員会の設置からはや10年の年月が経過をいたしました。この特別委員会が取りまとめた内容は、尾崎知事を初め執行部の皆さんには真摯に受けとめていただき、現在実施しております多くの施策のベースとなり、とりわけ結婚を支援するメニューは着実に充実をしております。

しかしながら、この間、年ごとの合計特殊出生率は多少の上下動はありますが、依然として少子化傾向には歯どめがかかりません。改めて少子化対策、人口減少対策の難しさ、長期的な取り組みの必要性を実感いたしております。

国におきましても、一億総活躍社会づくりの新第2の矢として、希望出生率1.8の実現とする基本目標を掲げ、2025年までの10年先の未来を見据えたロードマップにおいて待機児童ゼロや幼児教育無償化の拡大、多子世帯への支援策などを示し、官民を挙げてその実現に向けて取り組みを強化していくこととしております。少子化が社会にもたらすマイナスの影響について常に危機感を持って地道に取り組みを進めていくことが、何よりも重要ではないかと思っております。

少子化対策の一つとして、男女の出会いのきっかけづくりは、今、社会的にも存在意義が高まり、地方自治体など公共機関においても婚活パーティー、引き合わせなどの取り組みが積極的に展開をされております。このような中で高知県出会い・結婚支援事業の実施状況をまとめた資料によりますと、平成28年11月末までの間に成婚件数が114組あったとのこととあります。これは県主催のイベント、県からの補助金を活用した応援団のイベント、婚活サポーターの活動を含めた実績で、結婚支援に官民協働により取り組んでこられた成果ではありますが、まずこの実績についてどのように評価をされているのか、お聞きをいたします。

本年4月から、希望する条件に合ったお相手を検索するマッチングシステムが高知駅前において本格的に稼働いたしました。7月には東部の安芸、西部の四万十支所も開設をされております。このうち出会いサポートセンターでは、独身の男女が自身のプロフィールを登録し、それぞれ条件に合った人を探した上で引き合わせを申し込む仕組みとなっております。

こうしたマッチングシステムは、既に他県においても成果を上げている事例もあるようですが、開設以来、直近の会員数、お引き合わせ件数、結婚につながった件数の状況はどうか、またシステム運営上の課題はないか、お聞きをいたします。

出会いと結婚のきっかけづくりには、企業間などにおいても独身従業員の方々の交流の仕組みが大変重要になってきますので、意識啓発や企業間のイベントコーディネートなど、企業の結婚支援の推進に向けた取り組みも拡充をされております。こうしたことによりまして、より多くの独身者が職場などの身近な場所で出会いのきっかけに恵まれていることが期待をされております。

国におきましても一億総活躍プランに盛り込んだ少子化対策の一環として、企業や団体に従業員への結婚支援を進めてもらうための有識者検討会を設置し、企業への支援策など職場での取り組みの促進を目的とし、年内に提言をまとめることとしております。尾崎知事もこの検討会のメンバーの一人であります。

高知県では既に高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録団体数が地方公共団体、民間企業などを含め210団体を超えていますが、登録団体間の独身者の方々の交流の状況と今後の取り組みについてお聞きをいたします。

少子化対策を県民運動へと高めていくためには、官民協働による取り組みの抜本的な強化が

必要であります。県民意識調査の結果を見ますと、出会いや結婚について情報提供やイベントへの参加申し込みができるサイトが、8割を超える県民の方々に十分に知られていない状況となっております。

さまざまな広報が行われていることは承知をいたしておりますが、県民の方々に浸透していない状況をどのように改善していくのか、お聞きをいたします。

次に、「志国高知 幕末維新博」について観光振興部長にお伺いいたします。

いよいよ来春「志国高知 幕末維新博」が開幕をします。幕末期は日本の歴史において最大の動乱期で、ペリーが率いるアメリカ海軍艦隊の来航が幕末の始期とする見方が一般的な捉え方であるとされておりますが、まさにこの時期に坂本龍馬を筆頭とした多くの土佐の若者たちの高い志と命がけの行動が、日本を大政奉還へと導く大きな原動力となったのであります。

幕末維新博は大政奉還150年に当たる平成29年、明治維新150年に当たる平成30年の2年間、本県の歴史資源を最大限活用し、幕末期に土佐との関係の深い県といわゆる平成の薩長土肥連合を組んで全国的な盛り上がりをつくり出し、さらなる観光振興の飛躍を目指していこうとするものであります。

この幕末維新博の開催と合わせて、平成29年3月に高知城歴史博物館の開館が、平成30年の春には坂本龍馬記念館の既存館のリニューアル、新館の開館が予定をされております。加えて、県内各地域の歴史資源を磨き上げることであります。また、再来年の大河ドラマは西郷隆盛を主人公にした「西郷どん」に決定をいたしております。絶好の追い風になるものと思われまます。

博覧会を貫くコンセプトはすばらしく、博覧会の成功に大いに期待するとともに、何として

も成果を上げなければならないと考えております。来年3月の開幕までの時間も限られていますが、スタートダッシュに向けて残された時間にどのように効果的な情報発信、PRをしていくのか、お聞きをいたします。

幕末維新博は、歴史を中心とした本物の高知に出会える楽しさ満載の周遊型、延泊型の博覧会として、地域の土佐の人物、歴史文化施設を地域の集客の拠点として20施設位置づけることとしております。県外からの観光客の皆さんにいかに関域に足を運んでいただくのか、これまでも地域への周遊は本県観光の大きな課題となっております。

このため、二次交通、宿泊施設の確保などの条件整備が欠かせませんが、博覧会の効果を地域に波及させるための市町村、広域観光組織との連携は十分に図られているのか、取り組みの状況についてお聞きをいたします。

地域で博覧会を盛り上げる取り組みとして、平成29年12月上旬、平成30年3月上旬、11月上旬の日程で東部・西部・中部エリアにおいて銅像とサイクリングを組み合わせたサイクリングイベントが企画をされております。

私は、かつて観光振興に関連して、平成23年9月定例会一般質問において、坂本龍馬らの土佐の偉人の銅像を自転車で行くイベント、維新銅像ロードレースの開催について質問させていただきました。太平洋の雄大な眺めと県内各地域の食文化、おもてなしの心に触れていただく中でロードレースを行い、高知ファンをふやしていこうとする提案でありましたが、開催には安全性の確保、資金や運営する事業主体の確保、地元自治体の協力、理解などが課題となることとなりました。今回、エリア限定ではありますが、維新の銅像をめぐるサイクリングイベントが企画されたことを大変うれしく思っております。

このサイクリングイベント参加者の方々へのおもてなし、リピーターとなっていただくための仕掛けについてどのような企画をされているのか、またこのサイクリングイベントをきっかけにいたしましてロードレースの開催も検討してはどうかと考えますが、御所見をお聞きいたします。

この博覧会が観光振興だけではなく、土佐の偉人たちの遂げた偉業、歴史、文化に関する高知の子供たちの関心や理解が深まり、自分たちの生まれ育った郷土に対する誇りと愛情が育まれていく絶好の機会となることを切に願うものであります。

本物の貴重な資料を有する高知城歴史博物館を初め、県内のさまざまな歴史文化施設を、子供たちの学びの場として積極的に活用することも重要ではないかと考えますが、施設を学習のフィールドとして活用することについて教育長にお聞きをいたします。

次に、在宅勤務、遠隔地勤務、遠隔地雇用についてお聞きをいたします。

国では、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとして、多様な働き方と分配の好循環を実現するために、働く人の立場、視点に立った働き方改革への取り組みに向け、年度内に実行計画を取りまとめることとしています。この働き方改革の主な課題には、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、高齢者の就労促進、柔軟な働き方の推進などが挙げられておりますが、ここで私が注視しますのは、ITを活用した柔軟な働き方の普及、拡大であります。

政府は、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅勤務者の全労働者数に占める割合を、2020年に10%以上にするなどの目標を定め、インターネットを初めとする情報通信技術の進展も含めまして普及を後押ししております。一方、国土交通省のテレワーク人口実態調査によりますと、

2014年に週1日以上終日在宅で就業する在宅勤務者は約220万人と普及率は3.9%にすぎません。前年の約260万人、4.5%から低下をしているとのことであります。余り大きな動きとはなっていないのが現状であるようであります。

また、首都圏への企業の一極集中を解消するため地域再生法を改正して、東京23区から地方に本社機能を移転する企業の税制優遇措置を設けておりますが、なかなか政府、地方自治体が思い描くようには地方移転は進んでいないのが実情であります。2015年には逆に首都圏の1都3県へ本社機能を移した企業数は過去最多となっております。2016年もこの傾向が続いているようであります。

このような中で、都市部への人口集中の緩和を図るための仕組みとして、ITを活用した働き方の拡大による在宅勤務、遠隔地勤務、遠隔地雇用は大いに議論されるべきテーマであると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

IT活用による地方勤務により通勤時間の短縮が図られ、時間の有効活用の幅が広がれば、社員のワーク・ライフ・バランスの向上、ライフスタイル、趣味の多様化などにもつながります。総務省が5年ごとに実施する国民の生活時間に関する調査では、通勤・通学時間や平日の仕事からの帰宅時間などを調べておりました。前回の平成23年10月の調査によりますと、10歳以上の通勤・通学時間は長い順に神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都が上位を占め、1時間30分以上かかるとの結果となっております。また、平日における仕事からの帰宅時刻が最も遅いのは東京都の19時45分で、最も早い徳島県との差は1時間43分となっております。この調査により、都会と地方との生活時間の差が見てとれますが、この日々の時間の積み重ねは、その人の人生にとって大変大きなものとなります。

在宅勤務などの導入は、企業にとっても人材

確保、通勤手当、オフィス経費の削減、BCP対策のメリットがあると言われてしています。地方創生の実現には、自然環境の豊かな田舎暮らしでの支え合いの中で元気を取り戻すことが重要ではないでしょうか。

企業にとっては解決すべき課題もあるとは思いますが、企業誘致に際して、高知県の魅力も訴えながら在宅勤務、遠隔地勤務、遠隔地雇用といった視点からのアプローチも必要と考えますが、商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

次に、カツオの資源問題について水産振興部長にお聞きをいたします。

初めに、高知県のカツオの一本釣りについて、少し歴史をひもといてみたいと思います。昭和52年発行の風土と歴史シリーズの一冊、「四国の風土と歴史」の中で取り上げられております。四国の南、九十九洋と呼ばれた土佐湾の沖には黒潮が流れ、この黒潮に乗ってカツオの群れが押し寄せてくる。餌のイワシを追ってくるのだが、カツオは群れをなす習性を持っており、その群れにオオミズナギドリがよくついてくるので比較的発見しやすい。カツオ釣り船に乗った漁師が長い釣りざおを操って後から後から釣り上げる勇壮なカツオ漁は、海の男のだいご味で、春先から夏にかけて土佐沖はこのカツオの一本釣りでにぎわうと記述をされておまして、活気に満ちた港の情景が目には浮かびます。

また、平安時代には、土佐からの税としてかつおぶし855斤が納められた記録があります。10世紀ごろには既にカツオ漁が行われていたとのことでもあります。長宗我部時代には名産として秀吉にも献上され、山内2代藩主忠義が大阪の陣のときに徳川家康に送っていることなど、高知県における古くからのカツオの歴史がつつられております。本県に欠かすことのできないこの極めて貴重な海の資源、伝統ある食文化を、

私たちは後世に引き継いでいかなければならないと考えます。

さて、昨年の県内主要7漁港に揚がった沿岸カツオの1月から11月の間の漁獲量は、データが残っている平成6年以降最低となり、一本釣りは過去10年平均の約56%になっておまして、漁獲量の減少が深刻化してきているとのことであります。カツオの漁獲量の減少は漁業経営の不振、漁業後継者不足などの漁業問題だけではなく、カツオのタタキを重要な資源とする観光振興にも影響が及ぶことが憂慮され、本県にとって大きな問題となっております。

このようなことから、カツオ船へのイワシ活餌の安定供給体制の確立、黒潮牧場の整備など効率的な沿岸漁業の振興に向け取り組みが進められてきましたが、まず沿岸のカツオ漁の漁獲量について今後どのように推移をしていく見通しとされているのか、お聞きをいたします。

最近では、量販店や飲食店では高知県産のカツオの入手が困難となり、冷凍や他県のカツオを使う店が出てきているとの話を聞いたりいたします。

現在、県内で消費されておりますカツオは主にどのようなルートで流通し、調達をされているのか、その状況についてお聞きをいたします。

近年、世界的な魚食ブームに伴いカツオの需要は高まり、カツオ漁獲量は年々増加をし、最近ではカツオの産卵場となっております中西部太平洋において次々に開発される魚群探知機、人工浮き魚礁が威力を発揮し、まき網船によって一網打尽に漁獲する効率的な漁業が行われているとのことでもあります。日本に回遊してくるカツオの減少は、このことが最も大きな要因として考えられ、一本釣り漁船はどんどん遠い漁場にカツオを求めなければならなくなってきていますので、影響が及んでいるとの見方がされています。

中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCでは、この地域のカツオ・マグロ資源についてはこれを規制していますが、これまでの資源評価ではカツオの資源量は豊富で乱獲状態にはないと結論づけ、公的な資源管理などの措置はとられていなかったのが実情であります。

しかし2014年、このWCPFC科学委員会において、赤道域での高い漁獲圧が資源の分布水域を減少させ、その結果高緯度水域への回遊が減少している懸念が生じていると評価をされまして、2015年のWCPFC年次総会におきまして、漁業の全くない場合のカツオ量を約631万トンと推計し、それに対し現在の量は48%、約300万トンまで減少していると考えられるとし、そのカツオ資源を50%、約315万トンまで回復させる長期管理目標が合意をされております。

しかしながら、漁獲量規制や隻数制限などの具体的な管理措置が示されておられませんので、長期資源管理目標の60%への引き上げなど今後の重要な課題として取り組みを強化する必要性があり、本県から国に提言を行っております。このことに関する水産庁の受けとめ方と、中西部太平洋まぐろ類委員会において今後どのような議論、調整がなされていくのか、御所見をお聞きいたします。

また、高知県としてこの重要なカツオの資源管理について今後どう取り組んでいくのか、国への働きかけや他県などとの連携も含めて知事の決意をお聞きいたします。

次に、県立高校から国公立大学への進学について教育長に以下お聞きをいたします。

平成27年度学校基本調査によりますと、高知県の高校生の大学等進学者数は2,953人で、進学先別では大学学部が2,417人、短期大学が400人、高等学校専攻科が136人となっております。大学等進学率は46.9%であります。全国平均は54.5%で7.6ポイント下回る結果となっております

が、2,400人を超える高校生が大学に進学している中で、自宅通学か自宅外か、また国公立か私立か、文系か理系かによって異なってきますが、進学にかかる一連の費用は保護者の大きな負担となってきています。特に、医学部への進学については、授業料などの学費が国立大学では約350万円、私立大学では平均約3,200万円で、大学によっては5,000万円近くにもなり、平均的な収入の家庭でこれを負担するには大変厳しい金額ではないかと思えます。

加えまして、中学校から私立へ進学するとさらに負担増となります。高知県では、医学部、難関大学に合格するための進路といたしまして、私立の中高一貫教育校を選択して大学受験に備えるという流れが定着をしておりましたが、最近では県立高校からの国公立大学への進学実績も伸びてきているとのことであります。

保護者の負担軽減面からも、県立高校から国公立大学への進学者をさらにふやすことについて御所見をお聞きいたします。また、大学受験を目指す授業への取り組みの現状と課題についてお聞きをいたします。

平成30年には新中高一貫教育校として高知西高等学校と高知南中・高等学校が、国際バカロレアの中等教育プログラムを導入し、高知県のグローバル教育のリーダー校として特色のある学校に生まれ変わります。生徒、保護者にとって新たな選択肢がふえますし、高知県の教育のレベルアップが図られていくものと思えますが、大学進学面において、この一貫校の目指すビジョンをどのように描かれているのか、お聞きをいたします。

追手前高校は県立高校でトップクラスの進学実績を上げておりますが、生徒の中には塾にも行かず、部活にも打ち込みながら難関大学に合格した生徒もいるとお聞きをいたします。学力の向上とクラブ活動の両立を実現させ、また保

護者の負担を少しでも減らすために、国公立大学受験を目指す県立の拠点校づくりが必要と考えます。追手前高校を中心にして、県の東部や西部にもしっかりと大学進学に対応できる拠点的な学校を位置づけ、県全体の進学実績を上げていくことが大切であると思いますが、今後どのような取り組みを行っていくのか、お聞きします。

この項の最後に、高知県の医師不足への対応策の一つとして、本県から医学部への進学者をふやす取り組みの重要性について以前本会議で質問させていただき、その後具体的な成果も上がっているとのことでありましたが、県立高校からの医学部への進学状況についてお聞きをいたします。

次に、スポーツ振興について教育長にお聞きします。

ことしの夏はリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが開催をされ、日本人選手の活躍に感動と勇気をいただきました。また、スポーツのすばらしさ、奥の深さを再認識することができました。

昭和39年に東京で開催されましたオリンピック大会は例を見ない高度経済成長と相まって、世界に日本の戦後復興を強烈にアピールする発展のシンボルとして、国民の記憶に残る大会となりました。ちなみに、この年の夏の全国高等学校野球選手権大会で、高知高校が何と高知県勢初の全国制覇を果たし、これにも県民は大いに興奮をし、喜んだものであります。2020年東京オリンピック・パラリンピックが前の大会と同様に後々に語り継がれる大会となるよう、成功を心から願うところであります。

高知県では教育大綱の中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を好機と捉え、本県のスポーツが継続的に充実し、発展するための仕組みづくりや、関係者の連携強化を進め

ることにより、誰もがスポーツに親しみ、夢や目標の実現に向けて取り組むことができる環境整備を行うことで、スポーツの振興を図っていくことといたしております。

小さいころからスポーツを体験することによって基礎体力が向上し運動に抵抗がなくなる、心肺機能が強くなり骨格や筋肉がしっかりと形成される、心を豊かにし仲間を思いやる行動がとれる、人と交流することで友達のつくり方や礼儀が身につくなど、さまざまな効果があるとされております。スポーツに親しむことは生涯の心身の支えになるものと思っています。

本県では、トップアスリートを夢先生としてお招きをする夢の教室を開催し、夢を持つことの大切さやスポーツの持つすばらしさを学ぶことを契機に運動に対する活動意欲を高め、子供たちの望ましい運動習慣を身につけさせることを目的として取り組みを進めていますが、その実施状況と成果はどうであったのか、お聞きをいたします。

また、スポーツは競技力を競うものでもあります。残念ながら、去る10月に行われました希望郷いわて国体の総合成績は、昨年と同じ47位でした。高知県の競技力は、ここ数年低迷が続いています。

これまでも競技力の向上に向けたさまざまな取り組みがなされてきたと思いますが、こうした国体の結果など、スポーツ全般にわたる本県の成績の低迷の要因について、指導体制、練習環境などからその課題についてどのように分析しているのか、お聞きをいたします。

昭和52年春、約40年前、わずか12名の部員で二十四の瞳と言われた中村高校が、甲子園初出場で準優勝という快挙をなし遂げました。ことしの高校野球秋季高知大会では、中村高校が2回戦で第2シードの高知高を6対5で、準決勝では第3シードの土佐高を5対1で、決勝では

明德義塾高を2対0で破り見事に優勝を果たし、岡豊高校とともに県立高2校が四国大会への出場を見事に果たし、関係者だけではなく、多くの高知県民がその活躍に注目をいたしました。惜しくも両校とも上位進出は逃しましたが、大いに盛り上がりました。

来年の21世紀枠有力候補として中村高校は選出される可能性も残されているのではないかと期待いたしていますが、県立高校の活躍ぶりをどのように受けとめておられるのか、お聞きをいたします。

本県においても実施されております取り組みの中で、運動能力にすぐれた小学生や中学生にスポーツ英才教育を施し、世界レベルのトップアスリートを育成しようとするタレント発掘事業が、全国のスポーツ関係者から注目を集めています。1つの種目に特化する部活動とは異なりまして、アーチェリーやライフル射撃などマイナー競技も含めさまざまな体験をさせることで、本人の資質に合った競技を見出そうとする取り組みであります。高知県からトップアスリートが生まれ育ち日本・世界レベルでの活躍をすれば郷土の誇りとなり、県民の皆さんの元気、感動、やる気にもつながってくると思います。

アスリートとなる可能性のある子供たちを発掘するこのタレント発掘事業の本県の取り組み状況と成果についてお聞きをいたします。

去る9月23日から26日にかけて、全国シニアソフトボール連盟の主催により第22回全国シニアソフトボール古希高知家大会が開催されました。連盟加盟の満68歳以上がメンバーとなる57の古希チームが高知県に集まり、熱戦が繰り広げられました。23日の県民文化ホールでの開会式には、ユニホーム姿の選手、家族を含め870人以上の方が参加されておりました。尾崎知事も岡崎市長も出席をいただきまして、激励の御挨拶をいただきました。おもてなしの

工夫が凝らされた大変すばらしい開会式でありました。試合では古希大会と思えない元気な姿を見せていただき、年齢を重ねても十分運動ができることに改めて感心をいたしました。これも小さいころからソフトボールなど運動に親しんだからこそなせるわざであろうと思いました。

日本一の健康長寿県構想を掲げる高知県としては、健康を維持するためにもスポーツの振興は大変重要な要素であると考えますが、高知県のスポーツ振興に対して思いを知事にお聞きいたしまして、1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまで取り組んできた施策全般の成果に対する思いと評価についてお尋ねがございました。

私は就任以来、県勢浮揚を目指して5つの基本政策などに全力で取り組んでまいりました。この間の推移を、産業振興計画を例に振り返らせていただきますと、おおむね4つの時期に分けられるものと思っております。

第1の時期は平成20年であり、この年に34市町村で対話と実行座談会を開催させていただくなど、本県の実情把握に全力を挙げ、これを踏まえて産業振興計画の第1弾を策定いたしました。第2は、平成21年から22年にかけてでありまして、この時期に地産外商公社を立ち上げるなど、準備行為を含めて計画を実行し始めました。そして、第3に平成23年から26年にかけて、施策の展開によって少なくともアウトプットレベルで一定効果が出始めた時期がこの時期であり、例えば23年には地産外商公社の活動による成約件数が1,000件を超え、25年には観光入り込み客数も再び400万人台となりました。

私は、それぞれの時期の状況に応じて、以下の諸点に心がけてきたつもりであります。1つ

目に、第1、第2の計画策定から立ち上げ段階におきましては、計画を絵に描いた餅にせず本気で実行するとの姿勢のもと、庁内にPDCAサイクルを定着させるべく力を尽くしました。

2つ目に、第3のアウトプットレベルでの成果が見え始めた23年ごろからは、より実効性のある、よりインパクトのある施策を追求して、時々身の丈は意識しつつも、毎年度、より大型の施策にチャレンジをし続けました。そして3つ目に、全ての期間を通じて、経済活動の主役である民間の皆様と地域のお世話役である市町村との連携・協調に努めたところでもあります。結果として、こうした3つの方針はささやかなりとも成果につながり得るものであったかと、振り返れば今そう思われるところでもあります。

ただ何と云っても、この間本当に多くの県民の皆様にご指導いただいたことに感謝しなければなりませんし、また多くの施策は県庁職員の知恵と頑張りによって策定され、実行されてきたものであります。さらに、22年には龍馬伝が放映され、立ち上げ時の厳しい時期に恵みとなる追い風をいただいたこと、本格的な実行段階となったころにはアベノミクスが始動し、力強く本県の施策を後押ししてくれたことなど外的な幸運にも恵まれたと思っております。

こうしたおかげをもちまして、平成27、28年にかけて有効求人倍率などマクロ経済指標のレベル、すなわちアウトカムレベルでも一定手応えが感じられるようになりました。産業振興計画策定当時の状況からすれば夢のようでもあり、随分と遠くに來たものだなどの印象も受けるところであります。その他の政策分野でも、例えば小学校の学力が全国10位になったり、あつかふれあいセンターの取り組みが県下250以上のネットワークになったりと、それぞれ一定手応えを感じる部分もあります。しかしながら、全てに共通している率直な感想は、本県の現況は

いまだ厳しく今なお全く気が抜けないというものであります。経済面で言えば、真に県勢浮揚をなし遂げられるかどうかは、3期計画のテーマである持続的な拡大再生産の好循環を実現できるか否かにかかっております。県民の暮らしはいまだに厳しく課題は山積であり、前に進めばまた新たな課題が出てまいりますし、その難易度は高まってきております。

そもそも国政レベルで変えなければならないと思われる課題にも多数直面しております。幸い県庁職員も、今やかつてのように私が口酸っぱくPDCA、PDCAと言わなくても、成果を求めて本気で実行することなど当たり前という状況になってきております。県民や議会の皆様からの御指導を賜りながら、今後とも全力で頑張りたいと考えているところでございます。

次に、直近の移輸出額の見通しについてのお尋ねがございました。

本日公表した平成23年の高知県産業連関表では、移輸出額は6,743億円となり、平成17年と比べて411億円減少しておりますが、移輸入額も562億円減少しており、県際収支は平成12年、17年と続いた悪化傾向を脱し、平成17年と比べて151億円改善しております。加えて、県内生産額に対する移輸出額の割合である移輸出率も、農業では69.3%から75.6%に、また飲食料品では50.6%から58.6%になるなど、多くの産業分野で上昇しております。

また、産業連関表上の県内生産額を見ましても、平成12年から17年まで大きく減少し、その後平成22年まで減少幅は縮小したものの、引き続き減少しておりましたが、平成23年には増加に転じております。こうしたことから、長らく下降トレンドをたどってきた本県経済は、ある意味平成22年から平成23年ごろに底を打ったものと考えております。

お尋ねのありました直近の移輸出額につきましては、平成27年のデータを示す産業連関表の公表が平成32年度となる予定でありまして現時点で把握できるデータはないため、関連指標によって類推することとなります。具体的には、まず名目の県内総生産は、平成23年度から平成25年度にかけて、国の1.9%に対して高知県は2.8%増加しております。また、各産業分野におきましても、製造品出荷額等は平成23年から26年にかけて5.6%、額にして279億円増加し、観光総消費額につきましても平成23年から27年にかけて14.3%、額にして136億円増加をいたしております。こうした状況から、移輸出額はさらに増加し、県際収支も引き続き改善の傾向にあるのではないかと推測をしております。先ほど申し上げましたとおり、直近の移輸出額のデータはなくとも、こうした県内総生産や各分野の産出額の指標を用いて、タイムリーな本県経済の動向の把握に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、議員御指摘のとおり、本県経済を持続的に拡大していくためには移輸出額の増加が重要と考えております。ですので、第3期計画で掲げた4年後の移輸出額の増加効果を700億円にするという目標の達成、それによる県際収支の改善に向けまして、地産の面では次世代型こうち新施設園芸システムのさらなる普及や県内事業者の事業戦略の策定・磨き上げ支援といった取り組みを、また外商の面では、海外への輸出の強化や「志国高知 幕末維新博」の開催といった取り組みを、さらに拡大再生産に向けては、地域産業クラスターの具体化や起業、新事業展開の促進、移住、人材確保の取り組みの促進といったことについて官民一体となって全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に、輸出品目や対象エリアをどのように想

定しているのか、また課題をどのように捉えているのかとのお尋ねがありました。

第3期産業振興計画では、輸出振興を地産外商の大きな柱と位置づけ、現在防災関連製品を中心とする機械類や食料品などの輸出に力を入れて取り組んでおります。

まず、防災関連製品につきましては、我が国と同様に自然災害への対応が課題となっております台湾や東南アジアを対象エリアとし、セミナーや商談会の開催、さらには防災インフラ整備を所管する官公庁への売り込みを行っております。その結果、昨年度から取り組みを開始した台湾では、公共事業を受注している企業への納入事例が出てきております。また、フィリピンやタイにおいても本県の防災関連製品や技術への関心が高く、販路拡大の手応えを感じたところであります。

食料品につきましては、ユズや日本酒に加え、今年度から水産物を重点品目として、日本食市場がある程度確立しているアメリカ、シンガポール、香港、台湾、中国のほか、世界的な食の情報発信地であるフランスやイギリスを有望市場とし、商流を生かした効果的なプロモーションを展開しております。さらに、経済的な発展に伴って富裕層が増加し、日本食市場が拡大しつつあるタイやインドネシアなどの国々を新興市場として位置づけ、商談会の開催などを行っているところでございます。

こうした取り組みを進める中で、防災関連製品を中心とする機械や技術の輸出については、特に東南アジアでは価格面でのハードルが高く、相手国の財政状況によっては政府開発援助、いわゆるODAの活用が求められるケースがあることなどがわかってまいりました。また、食料品については、物流コストの削減やアメリカを初めとする世界的な衛生基準の高まりへの対応などが課題となっております。このため今後第

3期産業振興計画のバージョンアップについての議論の中で、こうした課題を克服し、さらなる輸出促進につながるよう、具体的な政策として練り上げてまいりたいと考えております。

次に、職員の頑張りに対する思いについてお尋ねがございました。

私は、仕事をさせていただく上での基本的な姿勢として、課題に正面から向き合うことや創造性を発揮すること、官民協働、市町村政との連携・協調を徹底すること、全国区の視点を持って仕事を進めること、心身の健康への留意とモチベーションの維持を職員に対して求めてまいりました。

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策、教育の充実と子育て支援、インフラの充実と有効活用といった県政の課題解決に向けた取り組みについては、5W1Hを明確にして政策面での成果目標を掲げ、先ほども申し上げましたが、PDCAサイクルをしっかりと働かせるとともに、政策群の連携や切れ目のない取り組みを職員と議論する中で確認し、共有してきたところでもあります。これらの考えは着実に職員に浸透し、成果となってあらわれてきていると考えております。

議員のお話にもございましたように、知事部局の職員数は、私が就任した平成19年度からこれまでの間におよそ1割減り、9割程度となっております。しかしこの間、仕事量は大幅にふえたにもかかわらず、職員1人1日当たりの総勤務時間数は1%しか伸びておりません。つまり、職員数は大幅に減ったにもかかわらず、一人一人が非常に効率的に膨大な業務をこなしてくれているということでもあります。

職員とはいろいろな意味で議論を重ね、ともにさまざまな政策を練り上げていく中で、やればできるという思いを分かち合っておりました。このように、取り組みを進めていく中であっ

ては次の課題も見えてきたところではありますが、ある意味課題が見えてきたということは前に進んでいるということだと感じているところであります。私からは職員に対してお疲れさまと言うとともに、心から感謝申し上げたいと、そのように思います。

それぞれの政策を個々に見たときには、まだまだ足りない部分もあろうかと思いますが、議員の皆様を初め県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、改善すべき点は改善をしながら、皆様の御期待に応えてまいりますよう職員には引き続きともに頑張っていたきたいと思っております。

次に、人口集中の緩和を図るための仕組みとしてのITを活用した在宅勤務等への所見についてお尋ねがございました。

ITを活用した在宅勤務等のテレワークは、子育てや親の介護などのため時間に制約のある方の働き方として、ワーク・ライフ・バランスの向上に資するほか、障害者や高齢者などの個人の都合にも柔軟に合わせることができると期待されております。また、企業にとっても従業員の離職を抑制し、キャリアを継続させることで、優秀な人材の確保と育成にもつながるといったメリットもあるとされております。

本県のように都市部から遠い地方においては、テレワークを活用することでそうした地理的不利に左右されず、都市部と同様の仕事ができることとなりますので、地域に多様な仕事が生み出され、若者の県外への流出の防止につながることを考えられます。

一例として県では、ITを活用した事務系企業の誘致を、県の中心部はもとより、中山間地域においても廃校などの遊休施設を活用したサテライトオフィスという形で進めておりますけれども、これらの事業所の開設に伴い、都市部

にある本社から社員が赴任してこられたり、また新たな雇用が地域に創出されるなどの効果も出てきております。また、県内にはこれまでに培ったスキルをもとに、在宅あるいは県内のオフィスでITを活用したデザインやプログラミングなどの仕事を県内外から受けている方もおられます。こうした仕事や職場が広がれば、都市部からの移住の受け皿ともなり得ますし、県内の多様な人材の流出を防止することにもつながると考えられます。

国の働き方改革実現会議では、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、テレワークといった柔軟な働き方など9つのテーマに従って議論が行われ、本年度中に働き方改革の具体的な実行計画をまとめることとなっております。今後、こうした国の動向も注視しながら、在宅勤務等のテレワークを活用して県内での新しい仕事をつくること、ひいては都市部の人口集中の緩和につなげることができないか、さらに施策面での研究を重ねてみたい、そのように考えております。

次に、カツオの資源管理について、国への働きかけや他県などとの連携も含め今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

高知といえば国民の多くがカツオを思い浮かべるように、カツオは本県のトップブランドですが、最近の漁獲量の減少は、漁業のみならず観光振興も含め本県経済に与える影響が大きく、極めて深刻な問題であります。

県としましては、平成16年から中西部太平洋まぐろ類委員会において、カツオ資源の実効ある管理措置を構築するよう国に対し提言してまいりました。その結果、昨年12月に開催された本委員会の年次会合では、カツオ資源の長期管理目標が決定されるなど、一定の前進は見られましたが、我が国沿岸への来遊量を増加させるためには、まだ不十分な目標であると認識して

おります。

ことしも私みずからが提言を行い、水産庁長官からは、カツオ資源の減少要因は高知県と同じ認識であり、今後国際的な交渉を有利に進めるためには、科学的なデータが不可欠であるとのお話をいただきましたので、データの収集などには県も積極的に協力していくことをお伝えしたところであります。こうした国への政策提言は今後とも続けてまいりますし、関係する11道県で構成するかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会を通じて、また関係自治体や業界団体などで構成する日本カツオ学会とも歩調を合わせ、実効ある資源管理措置の早期構築を国に対して強く働きかけたいと考えております。

また、県内におきましては、カツオの資源問題に危機感を抱く各界の皆様が、広く県民や国民の理解を深め、ともに行動していくため、高知カツオ県民会議を設立する動きがあるとお聞きをしております。こういった県民の皆様の方強い活動を追い風に、本県の伝統あるカツオ一本釣り漁業やカツオ文化の灯を消さないためにも、中西部太平洋の熱帯域におけるカツオの適正な資源管理措置が講じられるよう、あらゆるチャンネルを最大限に活用し、強い決意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本県のスポーツ振興に対する思いについてお尋ねがございました。

スポーツは、子供たちの知・徳・体全てを鍛え、次世代を担う人材の育成に資するとともに、地域の一体感の醸成や地域社会の再生に寄与するものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠なものであります。

議員からお話のありましたシニア世代のスポーツ大会や、本県の冬の風物詩として定着しつつある高知龍馬マラソンなどの大会の開催は、スポーツをする人、見る人、支える人によって地域や世代を超えた交流が生まれ、県民の皆様

の健康づくりや生きがいがいづくりにつながっております。

また、トップレベルを目指すアスリートの活躍は、子供たちを初め県民に勇気と感動を与えてくれるものであり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、本県からもオリンピックに出場する選手が育ってもらいたいと思っておりますし、最近低迷ぎみの国民体育大会を初め全国規模の大会で活躍する選手が多く出てもらいたいものだと思っております。

このため、生涯にわたるスポーツ実践の土台となる学校での体育活動や、世代を超えた地域のスポーツ活動を充実して、スポーツに親しむ県民の裾野を広げつつ、オリンピック・パラリンピックを初め、国内外の主要な大会で活躍できるトップアスリートの育成に向けた取り組みを一層強化していきたいと考えています。

その実現に向け、平成27年に策定したスポーツ推進プロジェクトを来年度以降さらに強化し、全ての地域において子供から高齢者までがスポーツに親しみを持てる環境づくりや、質の高い一貫指導ができる体制の構築など競技力の向上に取り組むとともに、日本一の健康長寿県構想においても、健康意識のさらなる醸成とライフステージに応じた運動の実践を推進してまいります。

あわせて、庁内の組織体制や関係団体との連携のあり方などについて検討を行い、スポーツ振興の輪が県全体に大きく広がっていくよう官民協働で取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 少子化対策についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの結婚支援事業の実績への評価についてお尋ねがございました。

本県では、これまでも出会いや結婚を希望する独身者の皆様に対しまして、県主催イベントの開催など出会いの機会を提供するとともに、地域で御活躍をいただいている婚活サポーターの皆様を通じて、きめ細かな結婚支援に取り組んでまいりました。

こうした取り組みを進めてまいりました結果、ことし8年目となります県主催の出会いのきっかけ交流会では、11月末時点で延べ4,700人以上の皆様にご参加をいただき、24組から、そして応援団の皆様にご実施していただいております出会いイベントでは、300を超えるイベントに延べ8,000人以上の皆様にご参加をいただき、25組から御成婚の御報告をいただいております。また、ことし7年目となります婚活サポーターには、62名の方にボランティアで御協力をいただき、相談件数は6,700件を超え、62組という多くの御成婚の御報告をいただいております。

さらに、本年度はこの8カ月間で、既に昨年度1年間にいただいた32組とほぼ同数の御成婚の報告をいただいております。結婚支援の取り組みの効果は徐々に上がってきているものと評価しております。出会ってから結婚に至るまでの年数なども考慮しますと、今後も引き続き成婚件数は増加していくのではないかと考えております。

県としましては、応援団の皆様にご実施いただきます交流イベントへの支援の拡充や、地域で御活躍をいただく婚活サポーターのさらなる養成などを通じまして、引き続き官民協働で、より多くの県民の皆様の結婚の希望をより早くかなえる取り組みを進めてまいります。

次に、マッチングシステムの直近の状況とシステム運営上の課題についてお尋ねがございました。

マッチングシステムにつきましては、11月末現在で高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略

において本年度の目標として掲げております会員数480名を大きく超える700名の皆様に御登録をいただき、お引き合わせ件数は270件、そのうち御成婚までに至られた数は3件となっております。順調なスタートが切れているのではないかと考えております。

その一方で、より多くの県民の皆様の結婚の希望をより早くかなえるためには、会員数をさらにふやすとともに、申し込みをお引き合わせに結びつけるお引き合わせの成立率を上げていくことが課題だと考えております。

そのため、まず会員数をふやす取り組みといたしまして、これまで市町村や企業に赴く出張登録会や、市町村で行われるイベントなどに合わせた相談会を開催するほか、ラジオや市町村広報紙でのPR、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の皆様への御紹介なども行っています。また、来年度に向けましては、システムへの登録やお相手を探すためのブースをふやすなど、出会いや結婚を希望する独身者の皆様のさらなる利便性の向上も検討してまいりたいと考えております。

また、お引き合わせの成立率の向上に向けましては、個々の会員が実際にお相手を選んだ条件を統計化し、その分析結果を活用いたしまして、お勧めのお相手をシステム側からも紹介する機能の追加を検討しております。既にこの機能を導入しております愛媛県では、お引き合わせの成立率が約13%から約29%と2倍に上昇したともお聞きをしているところでございます。こうした取り組みを通じまして、今後とも出会いや結婚を希望する県民の皆様をしっかりとサポートしてまいりたいと考えています。

次に、高知家の出会い・結婚・子育て応援団に登録している団体の独身者の方々の交流状況と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

登録団体の独身者の交流につきましては、複数の企業間における従業員向け出会いイベントの開催に対する県の助成制度を活用したものが4件、またそのほか企業訪問などにより県が把握しているものが2件ございます。

一方で、幾つかの応援団の皆様から企業や団体間での出会いのイベントがあるとよいといった御意見をいただき、9月定例会において必要な予算を御承認いただきましたことから、応援団の皆様が相互の従業員同士の出会いイベントに取り組みやすい環境づくりを進めております。具体的には、応援団間で出会いイベントの開催をサポートする仕組みづくりに取り組んでおり、この12月からは既に企業間コーディネーターを配置いたしましたし、1月末には応援団間で出会いイベントを簡便な方法で行うためのシステムが利用できるようになります。

今後は、こうした取り組みを応援団の皆様にご活用いただけるようしっかりと周知するとともに、情報交換や意見交換ができる場を開催することなどを通じまして、応援団の皆様を支援してまいりたいと考えております。

最後に、出会いや結婚に関するサイトの周知状況についてどのように改善していくのかとお尋ねがございました。

県の結婚支援の取り組みや出会いイベントの情報を発信する「高知で恋しよ！！応援サイト」の広報、周知につきましては、昨年度の県民意識調査の結果も受けまして、市町村の広報紙を活用させていただくことや、県主催の出会いイベントに際しての新聞広告での周知などを行いますとともに、この10月、11月には少子化に関するテレビCMを通じまして周知を行うなど、県民の皆様に応援サイトを知っていただくよう取り組みを進めてまいりました。その結果、応援サイトのイベントページへのアクセス数が10月、11月には前年と比較すると約5,000件ふえる

など、一定の効果もあらわれてきたところです。

また、出会いや結婚を希望する方に情報が届きますよう、応援団の皆様に対して毎月行っております情報提供の中で、応援サイトに誘導するための検索ボタンなどを記載した県主催イベントのポスターを掲示していただくほか、希望する方が手にとりやすいところにチラシを置いていただくことなどもお願いをしてきたところです。

今後も引き続き、さまざまな機会を通じて広報、周知を行い、県民の皆様多くに応援サイトを知っていただくよう取り組んでまいりますとともに、応援団の実施する地域の出会いや結婚を希望する独身者を対象とした出会いイベントへの支援の拡充も検討しておりますので、その中で応援サイトの周知につながるような仕組みも検討していきたいと考えております。今後とも少子化対策が官民協働による県民運動へと広がってまいりますよう取り組みを強化してまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、「志国高知幕末維新博」のスタートダッシュに向けて、どのように効果的な情報発信、PRをしていくのかのお尋ねがありました。

来年3月4日に開幕する幕末維新博に県外から多くの観光客を招き入れるためには、まず幕末や明治維新期の歴史に関し、本県が目ざされるように話題化を図り、それを全国的な盛り上がりにつなげていくことによって、本県で開催する博覧会への関心が高まるということが大切であると認識しております。

このため、大政奉還150年となる来年1月からは、全国ネットのテレビや新聞、雑誌といった大手メディアを活用し、坂本龍馬を初めとする土佐の志士たちが大政奉還に果たした功績をテーマとする番組や特集記事などにより、歴史

的な偉業を振り返る機運を全国的に醸成しながら、幕末維新博への注目を引き寄せていくプロモーション活動を集中的に展開していくこととしております。

また、こうしたプロモーション活動に先行して、本年9月からは全国に販売網を持つ複数の大手旅行会社に対して、幕末維新博を主テーマにした旅行商品の造成に向け、観光説明会などのセールス活動を大阪や東京などの都市部においても展開しているところです。

これらの取り組みに加えて、幕末維新博や本県の食と自然の魅力などを公式ホームページやガイドブックにまとめ、タイムリーに発信していくことを通じて、本県の本物の歴史のだいご味を初め周遊観光の魅力や楽しさもPRしてまいります。さらに、開幕後において、来年4月から始まりますJRグループと四国4県などが連携して全国に向けて四国をめぐる観光を呼びかける、四国デスティネーションキャンペーンも大きな追い風にしながら、観光客の入り込み数をさらに上積みしていきたいと考えております。

次に、博覧会の効果を地域に波及させるための市町村、広域観光組織との連携についてお尋ねがありました。

幕末維新博では、集客の核となる2つのメイン会場や、情報発信と観光案内の機能を有するサブ会場となるこうち旅広場から県内20の地域会場へ観光客を誘導する一方、市町村や広域観光組織と連携しながら地域会場や周辺の史跡などを磨き上げて、歴史資源の魅力を高めるとともに地域の食や自然などを一体的に観光クラスターとして形成することで、地域での周遊を促すこととしております。

このうち、歴史資源の磨き上げにつきましては、県のアドバイザー派遣や補助制度の活用により、市町村と連携して施設の改修や展示内容、

解説の充実、周辺資源の掘り起こしなどを支援しながら歴史観光基盤の整備を進めております。

また、地域会場を中心とした観光クラスターの形成につきましても、市町村を事務局とするクラスター協議会が各地で継続して開催され、地域の観光事業者を初め県や広域観光組織も参画し、観光客の周遊や観光消費の拡大につながる取り組みの検討を重ねているところです。その中で、地域の食と宿泊を組み合わせたプランづくりやスタンプラリーといった周遊を促す取り組みのほか、レンタサイクルの整備や漁船タクシーの運航といったエリア内を周遊する移動手段の整備なども具体化してきました。

さらに、県と市町村、広域観光組織が連携して、鉄道とバスを組み合わせた企画切符の造成や、しまんと・あしずり号といった周遊観光バスの運行など、広域での周遊を楽しむための二次交通の整備にも取り組んでいるところです。

こうした取り組みに加えて、来年1月からは全国に向けたPRを本格化するほか、公式ホームページやこうち旅広場の観光情報コーナーでは、きめ細やかに地域の観光情報を発信し、広域での周遊促進を図ることとしております。今後とも市町村や広域観光組織、宿泊事業者、交通事業者を初めとする民間事業者としっかり連携し、県内全域に博覧会の効果を波及させる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、幕末維新博に関して、銅像をめぐるサイクリングイベントの参加者へのおもてなしや、リピーターとなっていただくための仕掛け、またロードレース開催の検討についてのお尋ねがありました。

幕末維新期に活躍した偉人の銅像をめぐるサイクリングイベントは、本年10月末に設定した県が推奨する43のサイクリングコースをもとに、銅像めぐりという要素を盛り込み、博覧会の関係イベントとして、東部、西部、中部の県内3

つのエリアで開催したいと考えています。あわせて、43の推奨コースを広く知っていただくためのプロモーションとしても活用したいと考えています。このためイベントの開催に当たっては、住民の皆様からの温かい声援とともに、市町村とも連携し、道の駅などの休憩所での地域ならではの御当地グルメの提供などにより、地元の方々との交流の機会もつくりながら、本県のサイクリングコースの魅力も含めて、参加者の印象に強く残るものとなるよう取り組んでまいります。また、このイベントの成果も踏まえた上で、本県の魅力を生かした新たなサイクリングイベントの開催なども検討していきたいと考えております。

加えて、43の推奨コースについては、継続した広報を行うとともに、今年度から順次休憩所となる場所へのサイクルスタンドや空気入れの設置、案内表示の整備などの受け入れ環境の磨き上げを行ってコースの魅力向上にも努めてまいります。イベント開催とあわせて一連の取り組みにより、リピーター化につなげていきたいと考えております。

一方、ロードレースにつきましては、これまで検討を行ってきましたが、一般的なサイクリングイベントとは異なり、高速でタイムを競い合うものですので、競技者自身を初め観客も含む関係者の安全性の確保や、競技を行うために必要なルートの設定、大規模な交通規制が必要となるなど課題は多く、現時点で具体的な検討には至っておりません。今後もロードレースの開催実績を有する団体や関係機関からの情報収集も行いながら、引き続き実現性の研究をしてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長（田村壮児君） まず、高知城歴史博物館を初め県内のさまざまな歴史文化施設を子供たちの学び場として積極的に活用することも重

要と考えるが、このような施設を学習のフィールドとして活用することについてどのように考えるかとお尋ねがありました。

児童生徒が郷土の歴史や地域の人々が受け継いできた文化について学ぶことは、第2期高知県教育振興基本計画に掲げる基本理念の一つである、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材を育成していく上でも大変重要なことであると考えております。

このため、現在小中学校においては第3学年以上の総合的な学習の時間において、郷土の伝統や文化などをテーマとして地域の特色や課題などについての学習を推進し、また社会科の歴史の時間において、我が国の歴史や先人の働きについての理解と関心を深める学習を行っております。さらに、道徳の時間においては、郷土が生んだ先達の偉業に学び、志を立てるなどの学習を進めております。

県内には、新たに開かれる高知城歴史博物館を初め、各地域が有するさまざまな歴史文化施設があり、そこに収蔵されている展示資料などは歴史的にも文化的にも価値の高いものです。そして、そのような本物の教材に触れることにより、児童生徒の学習に対する興味や関心は一層高まり、日々の授業が深い学びにつながっていくと同時に、郷土への誇りや愛情も育つものと考えます。

このようなことから、学校の教育活動において博物館や歴史資料館などさまざまな文化施設を学習のフィールドとして積極的に活用するよう、それぞれの施設の特徴や事業内容などについて情報提供を行うとともに、文化施設を活用した学習プログラムについて、各施設の方々とも連携・協力しながら検討を進めてまいります。

次に、大学進学に関する御質問のうち、まず

保護者の負担軽減の面からも、県立高校から国公立大学への進学者数をふやすことについての所見、また大学受験を目指す授業の現状と課題についてお尋ねがございました。

平成27年度当初、県内の県立高校全日制の3年生のうち約28%が国公立大学への進学を希望しておりますが、実際に進学できた生徒の割合は約13%にとどまっております。国公立大学進学を希望している生徒の半数足らずしか進学させることができていないことは、保護者の経済的負担の面からも問題であり、さらに進学率を高めていく必要があると考えております。

そのため、各校では習熟度別授業や進学補習を実施し、生徒の学力状況に応じたきめ細やかな指導を行うことで、国公立大学進学のために必要な学力の定着を図っております。さらに、生徒に具体的な進学目標を持たせるために、オープンキャンパスへの参加や、県内の進学希望者を集めた進学合宿などを実施しております。

また、本県においては一部の進学拠点校を除き、生徒の学力状況や進路希望が多様化しております。こうした学校で国公立大学への進学意欲のある生徒には、その希望を実現させるために、個別的な学習指導や自学自習の助けとなるインターネットツールを用いるなど、個々の生徒に応じた学習指導や進路指導を進めております。

一方、これからの大学入試では、知識を活用して課題を解決するための思考力や判断力、表現力が重視されるようになりますので、その育成に向け、研究指定校を中心に探求型学習やアクティブラーニングの研究を進めるとともに、アクティブラーニングの視点による授業改善に取り組むための教員研修も実施をしております。今後も大学入試改革の動向も踏まえながら、こうした取り組みを徹底し、現在約530名である国公立大学への進学者数をさらにふやしていき

いと考えております。

次に、平成30年度に開校する新中高一貫教育校において、大学進学について目指すビジョンに関してお尋ねがございました。

新中高一貫教育校は、本県のグローバル教育のトップ校、大学進学の拠点校として位置づけ、生徒の進路目標として国公立大学への進学を目指し、医学部や難関と言われる大学への進学もできる生徒の進路保障を実現していきたいと考えております。さらに、希望する生徒には国際バカロレアの大学入学資格を活用して、海外の大学へ進学できる力もしっかりとつけていきたいと思っております。

こうした目標を達成するために、国際バカロレアのコースを牽引役として、学校全体でグローバル社会を生き抜くことができる力を養えるよう、キャリア教育や課題研究を中心とした探求型学習を推進してまいります。これらの先進的な取り組みは、現在進められている大学入試改革において思考力や判断力、表現力をより重視していく方向とも合致をしております。

また、グローバル科はもとより、普通科においても大学入試への導入も検討されている英検取得に向けた取り組みの充実を図るなど、英語運用能力の向上を目指してまいります。英語は文系、理系いずれの学部に進むにしても鍵となる重要な教科ですので、この取り組みを推進していくことは、生徒の大学進学を希望をかなえるために大いに役立つものと考えます。

あわせて、学校全体で国際バカロレアに対応した教員の養成を進めるとともに、県内教員を対象とした研究発表会を開催するなどして、この学校で培った取り組みの成果を他の県立学校とも共有してまいります。これらの取り組みにより、県全体の教員のレベルアップを図り、進学学力の向上につなげてまいります。

次に、大学進学に対応できる拠点的な学校を

位置づけ、県全体の進学実績を高めていくために今後どのような取り組みを行っていくのかとのお尋ねがございました。

生徒や保護者の大学進学への希望に応え、県全体の進学実績を高めていくことは大切なことであり、県立高校の中で高知追手前高校が大学進学を牽引する拠点校としての役割を担っておりまして、東部地域や西部地域におきましては安芸高校と中村高校を拠点校と位置づけております。

これらの学校を中心としたこれまでの取り組みといたしましては、安芸高校と中村高校を含む進学に重点を置く5校を指定し、他県の進学指導経験の豊富な講師を招聘した授業研究を行うことで、進学指導に係る教員の授業力アップを図る取り組みや、国公立大学進学を希望する生徒を集めての進学合宿による学力向上の取り組みなどを進めてまいりました。

このような取り組みの結果、県立高校から国公立大学への進学者数は、高知追手前高校を初めとして確実に増加傾向にあります。安芸高校と中村高校の国公立大学への進学者は、近年安芸高校が20名程度、中村高校が30名程度で推移をしており、生徒や保護者の進学希望に十分には応え切れていない状況がございました。

こうした安芸高校や中村高校の進学状況の背景には、多くの生徒が国公立大学進学という漠然とした希望を持っているものの、そこに進学して自分が何を学ぶかといった明確な目標や、将来を見通したキャリアプランが持っていないために、希望の実現に向けて粘り強く頑張ろうとする意欲を持っていないといったことがあるのではないかと思います。また、地理的に進学面で学校外から刺激を受けることが少なく、同世代で切磋琢磨するといったことが少ないことも一因として考えられます。

このため、安芸高校や中村高校においては、

国公立大学などへの進学を希望する生徒に対して、進路に対する確固たる意思や、みずから学ぶ意欲を持続させる仕組みづくりが必要になってくるものと考えております。こうしたことに向けまして、今後学校とも相談しながら、生徒の実態を踏まえた、より効果的な進学指導の充実を図っていきたいと思います。

次に、県立高校から医学部への進学状況についてお尋ねがございました。

この春、本県の県立高校から医学部医学科への進学者は現役生、浪人生を含めて4名でございます。県立高校からも近年では少ないながらも毎年進学者が出ておりますが、医学部を希望する生徒の多くが私立高校に進学をしており、県立高校には医師を目指す生徒が少ないこと、また医学部を希望する生徒に対して進学できるだけの学力を十分に身につけさせることができていないことの両面が、医学部医学科への進学が少ない理由として考えられます。

医師不足への対応は本県の重要な課題であり、強い意欲と意志のある生徒は、県立高校からもできるだけ多く医学部へ進学できるようにする必要がございます。このため、医学部に興味、関心のある生徒に対しては、医療現場の見学や大学のキャンパス訪問、手術模擬体験などを通じて医学部進学への意欲を高めてもらえるような機会を提供しております。

また、国公立大学医学部に進学するためには極めて高い学力が求められており、各学校においては医学部志望者に対して補習や添削などの個別指導を行っております。また、今後難関大学向けの進学合宿において、医学部志望者にも対応できる講座を設けることを考えております。加えまして、進学指導に当たる教員の力量を高めるため、医学部への進学指導に実績のある講師を招いた実践的な授業改善研修や、予備校の医歯薬系の進学指導セミナーへの教員派遣など

を今後実施してまいります。こういった取り組みを通して、医学部医学科への県立高校からの進学者数をふやすことに努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツの振興について、まずトップアスリートを夢先生として招く夢の教室について、その実施状況と成果に関するお尋ねがございました。

平成20年度から始まった全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で、本県の児童生徒の体力や、運動が好きと回答した児童生徒の割合が全国との比較で低位にあったことから、子供たちに運動やスポーツに対する関心を高め、主体的に親しむ態度を育てるために、平成21年度からトップアスリート夢先生派遣事業を開始しております。本事業では、児童生徒がスポーツ界のさまざまな種目のトップアスリートとの交流を通して、夢を持つことの大切さやスポーツの持つすばらしさを学ぶことを契機に、運動への活動意欲を高め、望ましい運動習慣を身につけさせることを目的としております。

トップアスリートの小中学校への訪問は、平成21年度の開始から8年間で延べ232校となりました。おいでいただいた中には、サッカーの元なでしこジャパンでアテネオリンピックに出場された川上直子さんや、アテネオリンピック柔道競技で銀メダルを獲得された泉浩さんなどがおられます。このような方々の訪問により、児童生徒の中には友達同士や家庭において将来の夢や目標について語る姿や、そこで学んだことを部活動などで生かそうとする姿が見られるようになったという成果を聞いております。

さらに、平成27年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、運動が好き、やや好きと回答した児童生徒の割合が平成20年度から向上しており、このことにも本事業が寄与しているのではないかと思います。今後も県ではトッ

プアスリートの活用などを通して、児童生徒が運動、スポーツの楽しさやすばらしさを実感し、運動への活動意欲を向上させる取り組みを進めてまいります。

次に、スポーツ全般にわたる本県の成績の低迷の要因について、指導体制、練習環境などからその課題についてどのように分析しているのか、お尋ねがございました。

県の競技力は、レスリング、飛び込み、女子駅伝など好成績を上げている競技もありますが、議員御指摘のとおり全体的には低迷している状況にございます。特定の競技を除き競技力が低迷している要因といたしましては、第1に各競技団体においてジュニアから系統立てた取り組みや、県内トップ選手のさらなるレベルアップを目指す取り組みを組織的に行う体制が十分でないことや、優秀な実績を残す指導者が限定されていることなど、指導体制が十分でないことなどが挙げられます。

また、競技ごとの拠点となる施設が不足をしていたり、設備が十分に整備されていない場合があるなど、一部の競技では練習環境にも課題があると認識しております。さらに、競技力の向上のために重要なスポーツ医科学について組織的に活用している競技団体は少ない現状も競技成績に影響していると考えます。

こうした実情を踏まえ、現在進めているスポーツ推進プロジェクトにおいて、競技力向上に向けた取り組みとして、各競技団体における系統的、計画的な指導体制の構築に向けたプログラム作成の支援や、県内指導者の育成と優秀な県外指導者の招聘を行っております。また、スポーツ医科学からサポートする取り組みに加え、施設の整備についても計画的に進めているところでございます。

今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えて、県全体としてもしっかりと

と結果を残すため、県体育協会を初め各競技団体と連携を図りながら、競技力向上に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、高校野球における県立高校の活躍ぶりをどのように受けとめているのか、お尋ねがございました。

県立高校では野球部に限らず、部員や専門指導者の確保、練習施設の不足などの課題を抱える運動部が多く、優秀な成績を残すことは容易なことではないと思います。今回の秋季高校野球高知県大会における中村高校と岡豊高校の活躍は、他の県立高校の野球部のみならず、野球部以外の運動部にも希望を与えるすばらしい活躍であり、大変うれしく思います。特に中村高校は部員が少なく、練習時間にも制限がある中で工夫した活動を取り入れるなどして、同校にとっては40年ぶり、県立高校にとっても27年ぶりの優勝をなし遂げられました。

こうした活躍は、野球部や学校関係者の努力はもちろんのこと、長年にわたり支援をいただいていた多くの地域の方々に支えられた結果だと思えます。少子化や過疎化、地域の間関係の希薄化が進む中で、地元の学校の部活動の活躍は、地域の方々を初め多くの県民に勇気と活力を与えるとともに、地域の活性化にもつながるものと考えます。県といたしましては、今後も県内の学校が切磋琢磨しながら、四国や全国の野球大会で優秀な成績をおさめることができるよう、練習環境の充実を図るなど、選手、指導者の頑張りを支援してまいりたいと思います。

最後に、アスリートの可能性のある子供たちを発掘するタレント発掘事業の取り組み状況と成果についてお尋ねがございました。

全国各地で展開されている優秀なジュニア選手を発掘するタレント発掘事業は、平成16年に福岡県から始まった取り組みであり、本県でも平成21年度からジュニア選手育成事業としてス

スタートして、ことしで8年目を迎えております。すぐれた選手の発掘、育成は、各競技団体ごとに行われているのが現状ですが、優秀な人材が埋もれたままになることや、個々の運動特性と競技が合っていない場合などが見られます。そのため、ジュニア選手育成事業においては、競技に特化しないアスリートの新たな発掘、育成の仕組みと、効果的に競技種目を変更することができる体制をつくることを目的として行っております。

現在、今年度の事業では小学4年生から6年生を対象としたくろしおキッズ69名と、今年度から新たに認定した中学生を対象としたくろしおジュニア38名が活動しており、運動能力を高めるプログラムやスポーツに関する内容を学ぶ知的プログラムなど、年間を通して実施しております。これまでに100名を超える子供たちが育成プログラムを修了し、年代別の世界的な大会や全国大会で活躍する選手が育っております。

今後は、現在行っているプログラムの内容をさらに充実させるとともに、全国で展開されているタレント発掘事業を取りまとめている日本スポーツ振興センターとの連携をさらに深めながら、本事業を通して発掘、育成した選手が四国ブロックや全国規模で行われる高いレベルの選考会などに積極的に参加するよう促すなど、次の段階に引き上げるための取り組みを強化していきたいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 企業誘致に際して、在宅勤務や遠隔地勤務、遠隔地雇用といった視点からのアプローチも必要ではないかとお尋ねがありました。

地方から都市部への人口流出が進む中、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけておりますように、都市部から本県への新しい人の流れをつくり出す取り組みが今後ますます

重要になってくると考えております。これまでに企業誘致を通じて本県に進出をしていただいた企業におきましては、県内での事業所の開設に伴い、都市部にある本社から社員が赴任してこられることが多く、またそれ以上に立地をきっかけに県外で働いていた方がUターン、Iターンされるケースが多く見られます。

近年、本県への集積が進みつつあるITを活用した事務系企業の誘致の事例のうち、直近の3年間に立地した5社の立ち上げ時の状況を見てみますと、社員数約150名のうち本社から赴任された方とU・Iターンで本県へ移り住んでこられた方が、全体の2割程度を占めていることがわかりました。このことは、この種の企業誘致が本社からの赴任という形で遠隔地勤務の状態をつくり出すとともに、U・Iターン者を含め、結果的に都市部から本県への人口の移動や、人材の本県からの流出を未然に防ぐことにつながった一つの事例であると考えています。

このような実績もありますので、御提案をいただきましたITを活用した遠隔地勤務などの柔軟な働き方ができる企業にアプローチすることは現実的であり、十分に可能性がある取り組みであると考えております。今後もこうした働き方の視点とともに、自然に囲まれた豊かな生活環境であること、情報通信基盤により都市部と同じ環境で仕事ができること、また都市部に比べて優秀な人材の確保が容易であり、オフィスの経費も節減できることといった本県の魅力を訴えながら、企業誘致に全力で取り組んでまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) カツオ資源の問題について、一連の御質問にお答えをいたします。

まず、沿岸のカツオの漁獲量に関する今後の見通しについてのお尋ねがありました。

近年、カツオの漁獲量は全国的にも減少傾向

にあります。特に本県沿岸における漁獲量の減少は著しく、平成26年から3年連続の不漁となっております。具体的には、平成24年に1,900トンあった県内の水揚げ量は、平成26年には1,000トン、昨年には800トンと過去最低レベルにまで落ち込み、今年の漁獲量も昨年と同程度に推移をしております。

この不漁の原因は、議員御指摘のとおり、カツオの主要な産卵場である中西部太平洋の熱帯域において、大型まき網漁船が小型魚を大量に漁獲することで資源が減少し、我が国沿岸への来遊量の低下を招いているからだと考えております。

県では、黒潮牧場の15基体制を維持するなど、カツオの漁獲量の確保に努めておりますが、本県沿岸のカツオの漁獲量については、中西部太平洋の熱帯域において適正な資源管理がなされなければ、年による変動はあるものの、厳しい状況が続くと危惧しております。

次に、カツオがどのようなルートで流通し、調達されているかについてお尋ねがありました。

県内で消費される鮮魚のカツオは、県内へ水揚げされたものと県外で水揚げされたものと大きく2つに分類されますが、本県はカツオの消費量が他県に比べ格段に多いため、従前より県外からの調達に多くを依存しております。

県内でカツオの取扱量が最も多い高知市公設水産地方卸売市場、いわゆる弘化台の市場におけるカツオの取扱量を見ますと、年間2,800トンから3,200トン程度で推移をしております。このうち県内業者からの入荷量は370トンから730トンで、全体に占める割合は1割から2割程度となっておりますが、残りの8割ほどが、本県船の水揚げが大半を占めている鹿児島県など県外からのものとなっております。

直近の平成27年は、全体の取扱量はほぼ平年並みの量が確保されましたが、本県沿岸でのカ

ツオ漁の不振もあって、県内業者からの入荷量は370トンと前年に比べ2割ほど減少し、県外への依存度がさらに高まっております。弘化台の市場は、カツオの取扱量が築地に次いで全国第2位となっており、県民はもとより観光客の需要を支える大きな役割を担っておりますが、今後はカツオ資源の減少に伴い、全国的に消費地価格の上昇が懸念されておりますので、その動向も注視していきたいと考えております。

最後に、カツオの資源管理に関する水産庁の受けとめと、中西部太平洋まぐろ類委員会における今後の議論、調整の方向性についてのお尋ねがありました。

水産庁も本県と同様に、カツオの我が国沿岸への来遊量の減少は、中西部太平洋の熱帯域におけるまき網漁船の大量漁獲が原因であり、本委員会が決定したカツオの資源量を300万トンから315万トンへ回復させるといった長期管理目標では不十分であると表明しております。しかしながら、これまでの本委員会の議論では、発言力を持つ多くの島嶼国が熱帯域でのまき網漁船の操業規制に反対したため、効果的な長期管理目標の設定には至っておりません。

この長期管理目標は、平成31年までに見直されることが決定しておりますので、今後我が国が本委員会をリードし、科学的なデータに基づく議論を行い、適正な資源管理措置を構築していくためには、カツオ資源に関するデータの収集が重要となります。県としましては、国の研究機関や関係県とも連携し、カツオの漁場別、また漁法別漁獲量を時系列で収集、解析し、必要なデータの提供を国に対して行っていくことはもとより、カツオ資源の回復に向け危機感を持って取り組んでいきたいと考えております。

○20番（土森正典君） それぞれ御丁寧な御答弁を賜りまして、まことにありがとうございます。

カツオ資源、このことが高知県にとっては大変重要な問題だというふうに思います。知事からは決意を述べられまして、本当に知事のやる気が我々にも伝わってまいりました。やっぱり土佐といえばカツオです。今の状態が続けば、水産振興部長から報告があったように本当に年々減少していく、そういうおそれがあります。しかし、中西部太平洋まぐろ類委員会は国際会議であります。この国際会議でどうカツオを守り保護していくのか、ここが重要なテーマになってくるというふうに思います。

そうなりますと、知事から答弁がありましたように、あらゆる団体、国を対象に国際会議でカツオの資源管理の必要性、そして日本列島に回遊してくる量をいかにふやすかという問題提起をしっかりと、科学的に分析するということが最も重要でありますので、決意を持って取り組んでいただきますように御要請を申し上げます。

いよいよことしもあと16日になりました。さるの年は去りますが、来年はとりの年であります。来年、執行部の皆さんや議員の皆さん、高知県民の全ての皆さんがすばらしい年を迎えられますように心から御祈念を申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(武石利彦君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(武石利彦君) ただいま議題となっている第1号から第23号まで、以上23件の議案を、

お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末256ページに掲載〕



請願の付託

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末260ページに掲載〕



○議長(武石利彦君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明16日から21日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月22日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月22日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時46分散会

平成28年12月22日（木曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 人事務局長 織田 英正 君
 公安委員長者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員長

事務局職員出席者

事務局長 中島 喜久夫 君
事務局次長 弘田 均 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 西森 達也 君
議事課長補佐 宮本 正彦 君
主 幹 浜田 百賀里 君



議事日程(第5号)

平成28年12月22日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第8号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県税条例等の一部を改正する条

例議案

- 第13号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第23号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案
- 請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第2-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 請第2-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 追加
- 第24号 高知県教育委員会の委員の任命につ

いての同意議案

第 25 号 高知県土地利用審査会の委員の任命
についての同意議案

第 26 号 高知県収用委員会の委員の任命につ
いての同意議案

追加

議発第 2 号 受動喫煙防止対策の強化に関する
意見書議案

議発第 3 号 ヒートポンプ給湯機の低周波音に
よる健康被害の対策向上に係る意
見書議案

議発第 4 号 安定的な森林整備予算の確保を求
める意見書議案

議発第 5 号 大規模太陽光発電所の開発に係る
法整備を求める意見書議案

議発第 6 号 安心な社会保障と強い地域経済を
構築するための地方財政措置を求
める意見書議案

議発第 7 号 新たな任務付与をやめ、南スーダ
ン共和国からの自衛隊の撤退を求
める意見書議案

議発第 8 号 高齢者の医療・介護保険の負担増
に反対する意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から、文化生活部長岡崎順子さんが所用
のため本日の会議を欠席するとの通知がありま

した。

次に、公安委員長島田京子さんから、所用の
ため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君
を職務代理者として出席させたい旨の届け出が
ありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があ
り、一覧表としてお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末291ページ〕
に掲載



委 員 長 報 告

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第23号まで及び請第1
—1号から請第2—2号まで、以上27件の議案
並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長加藤漠君。

（危機管理文化厚生委員長加藤漠君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（加藤漠君） 危機管
理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、
その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案、第6
号議案、第7号議案、第8号議案、第10号議案、
第18号議案、第21号議案、第23号議案、以上8
件については全会一致をもって、いずれも可決
すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどい
た教育をすすめるための請願について」及び請
第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、

子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、起震車運転業務等委託料について、執行部から、地震の揺れを疑似体験してもらうことで県民の防災意識や地域の防災力の向上を図ることを目的とし、債務負担行為により年度内に契約して切れ目のない運行ができるようにするものである。また、委託期間を3年間に延長し、利用者の利便性や起震車の操作技術、維持管理の向上を図るものであるとの説明がありました。

委員から、起震車の操作員の対応で体験者の心に残るものが違ってくる。操作や対応の質を高めることが起震車の効果を高めることにつながると思うが、具体的にどのように研修を行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、起震車の操作員の研修には県職員も立ち会い、利用者への防災意識の啓発が図られるよう努めている。また、委託期間を3年間に延長し継続して雇用することで説明能力の向上等も図ることができると考えているとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、健康づくり推進事業費について、執行部から、高知家健康パスポートは9月にスタートして3カ月余りで7,000冊を発行しているが、取り組みのさらなる充実のため、キャンペーンの強化などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、ポイントシールを集めようとして

ももらえる場所がわかりにくいと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、健診機関で受診された場合は漏れなく取得していただけるように周知徹底していきたいと考えている。また、公的な運動施設に対してはポイントシールの交付について依頼している。ボウリング場やゴルフ場などにも利用者への周知を依頼しているが、さらに掲示板などによってわかりやすい表示をしていただくなど、できるだけ工夫して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第23号「高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案」について、執行部から、平成23年度に公立大学法人化した高知県公立大学法人の第1期中期目標期間が今年度末で終了することに伴い、来年度から始まる第2期の中期目標を定めるものであるとの説明がありました。

委員から、県立大学及び工科大学では、地域の課題を解決する研究や活動に力を入れていくとともに、県内企業への就職を促進するとしているが、県内就職率の目標数値などは設定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に高知大学とともに取り組んでいる。その中で、平成26年度の県内就職率26%を平成31年度には36%にする計画としている。学生の県内企業への就職を促進し、県内にとどまっていたら、地域振興につなげられるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

高知赤十字病院の新病院整備に関する県の支援について、執行部から、高知赤十字病院の新病院の整備が県内の災害・救急医療に大きな効果をもたらすことから、補助を行う。9月定例会での説明後の庁内や高知市との協議を踏まえ

て現時点での状況を報告するものであるとの説明がありました。

委員から、病床数が現在の468床から402床に減少する計画になっているが、需要に対応できるものになっているのかとの質問がありました。執行部からは、今回国庫補助事業を活用するが、病床の約10%を削減しなければならない補助要件に加え、県内が全体として病床過剰地域にある中で、現在の病床利用率や今後の人口動向などを見据えた患者数の見込み、また平均在院日数が短縮傾向にあることを総じて、高知赤十字病院において判断したものであると認識しているとの答弁がありました。

別の委員から、今回の高知赤十字病院の新病院整備については、国の補助制度の活用が基本になるが、必要額の確保に向けての決意はどうかとの質問がありました。執行部からは、国の補助金が満額交付されないことについては本県のみならず全国的な課題となっており、全国知事会や全国衛生部長会などにおける要望事項となっている。一方、国の社会保障予算全体が抑制される中で、満額交付は厳しい面もあるが、本県としても国に対して重点配分の要請や必要な提言などを行っていくとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

高知県文化芸術振興ビジョンの策定について、執行部から、県民一人一人が主体的に取り組む芸術文化活動の促進や芸術文化の総合的な振興を図るため、平成18年度に高知県芸術文化振興ビジョンを策定して取り組みを進めてきたが、本県の文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえ、さらなる振興を図ることを目的として、高知県文化芸術振興ビジョンを新たに策定しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、県立文化施設の出前講座により、音楽に触れる教育普及活動の充実を図ることは可能かとの質問がありました。執行部からは、

県立文化施設は美術館や文学館、歴史系の施設が多く、直接的に音楽に関する講座を行うことは難しいが、県民文化ホールでは県内の学生を中心としたジュニアオーケストラの育成を行っている。さまざまな講座を通じて幼少期から音楽を含めた文化芸術に触れる機会の充実を図っていききたいとの答弁がありました。

別の委員から、ビジョンの対象は平成29年度から10年間としている。基本方針には時代の変化に対応できないものもあると思うが、今回の期間の設定は適当であると考えているのかとの質問がありました。執行部からは、文化芸術の振興は非常に時間がかかることから期間を10年間に設定しているが、別途行動計画を定めて毎年度見直しを行っていく。行動計画を見直すことで新たな施策が出てきた場合にはビジョンの内容も見直しの対象とするとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、高知県には大きなコンサートホールはないが豊かな自然がある。これを利用して県内や東京で活躍している音楽家を招聘してイベントを開催するなど、文化のツーリズムで県外から人を呼び込み、交流人口を拡大するさまざまな仕掛けが必要だと思ふとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 商工農林水産委員長明神健夫君。

(商工農林水産委員長明神健夫君登壇)

○商工農林水産委員長(明神健夫君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第13号議案、第19号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべ

きものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

林業振興・環境部についてであります。

初めに、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、牧野植物園管理運営費について、執行部から、入園者が減少傾向にある牧野植物園が平成30年に開園60周年を迎えることなどから、磨き上げ基本構想を策定して、世界に誇れる植物園となるよう園内の整備を進めていくこととしている。今回の補正予算は、仮称ファミリー園及び仮称スタディ園を整備するための測量調査等委託料の経費であるとの説明がありました。

委員から、牧野植物園が専門家が選ぶ温室のある植物園ベスト10の上位3位に入ったことは非常に素晴らしいと思うが、他園との連携についてどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、日本最大級のフラワーパークであるとっとり花回廊と平成16年に交流協定を結んでいる。また、温室のある植物園ベスト10のトップである京都府立植物園ともお互いの割引制度や園のPR、展示コーナーの設置などの連携の話を進めている。海外においては、ことし初めてイギリスの世界遺産、ロンドン・キュー王立植物園で牧野博士の植物図などの展示を行い、世界に向けた情報発信も行っているとの答弁がありました。

別の委員から、牧野植物園の入園者数について一時期は20万人だったが13万人まで落ち込んだとのことであるが、磨き上げ整備により何万人を目標とするのかとの質疑がありました。執行部からは、平成26年が13万人で一番落ち込んでいたが、昨年は夏場のイベントの工夫により6,000人アップした。目標としては、まずは20万人を目指し、その後25万人、30万人まで伸ばしていきたい。この目標は磨き上げ基本構想の中

に盛り込みたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、牧野植物園は教育に貢献できる施設であると考えるが、子供の利用拡大に向けた取り組みはどうしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、ことしアンケート調査やモニター調査を行った結果、子供たちの滞在するスペースが少ないという意見もあったことから、ファミリー園及びスタディ園を整備し、家族での利用や修学旅行の誘致に積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、磨き上げ基本構想の策定に当たっては、竹林寺や五台山展望台といった五台山全体の中で牧野植物園の魅力を生かすような検討も必要であるとの意見がありました。

また、別の委員から、磨き上げ整備が観光振興への貢献とあわせてしっかりと研究型植物園としての役割も果たせるものとなるようにとの要請がありました。

次に、第13号「高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、高知県自然保護基金条例に、すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは基金で取得した土地を無償譲渡及び取得価格より低い価格で売却できる処分規定を盛り込むものである。また、処分に当たっては、自然保護や土地利用の公益性等から判断することとなるとの説明がありました。

委員から、無償譲渡ではなく無償貸与という形はとれないのかとの質疑がありました。執行部からは、地方自治法上、基金に属する土地については貸し付けができないため無償譲渡となるとの答弁がありました。

別の委員から、土地の処分に当たっては明確な考え方や判断基準が必要ではないのかとの質疑がありました。執行部からは、土地の処分に当たっての判断基準を設けるようにしたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

高知県新食肉センター整備検討会について、執行部から、現在の高知県広域食肉センターの施設が老朽化している現状や施設の必要性を踏まえ、生産者、加工業者、学識経験者等を委員とした検討会を立ち上げ、新たな食肉センターの整備に向けた検討を重ねているとの報告がありました。

委員から、新たな食肉センターを運営する上で屠畜頭数の今後の見込みはどうかとの質問がありました。執行部からは、屠畜頭数の拡大に向けて県外で屠畜されている一部の牛や豚を県内で処理することができないか検討したい。また、土佐あかうしの生産については繁殖雌牛をふやすことや受精卵移植などにより頭数をふやしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、食肉センターは屠畜だけでは経営の改善を図ることは難しい、加工や販売を行うことも検討が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、他県の状況調査や専門家による分析などを参考にして、加工や販売についても検討したいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第38回全国豊かな海づくり大会について、執行部から、11月24日に実行委員会を設立し、平成30年秋ごろの開催を計画していることやその行事内容、基本方針などについて報告がありました。

委員から、この大会は他県からの来高者がたくさん訪れることが予想されるが、その方々に高知の魅力を味わってもらえるような工夫は考えているのかとの質問がありました。執行部からは、式典行事に合わせて、県内製品の販売や「志国高知 幕末維新博」と連携したオプションツアーなど全体計画をつくっていく中で検討

していききたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（武石利彦君） 産業振興土木委員長西内健君。

（産業振興土木委員長西内健君登壇）

○産業振興土木委員長（西内健君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第4号議案、第5号議案、第14号議案、以上3件については全会一致をもって、第1号議案、第20号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、移住フェア開催委託料の債務負担行為について、執行部から、来年6月、12月に東京、大阪で移住・就職相談会、高知暮らしフェアを開催するための経費で、早期に開催準備や集客に向けた告知を行うために本年度内に委託契約を行うものであるとの説明がありました。

委員から、高知暮らしフェアに県内の求人企業が参加していることに関し、どのような感想が得られているかとの質疑がありました。執行部からは、来場者へのアンケートの結果、高知ではこういう就職先があることがわかってよかったなどの回答が得られており、また参加企業からは人材の確保に加え人材を求める企業の姿勢を多くの県外の方に認知していただく機会に

なったという声があるとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、和食ダム建設事業費の繰り越し及び債務負担行為について、執行部から、ダム本体工事中に岩盤の割れ目が発見されたことから工事の進捗がおくれることになったものであるとの説明がありました。

委員から、本体工事発注前の地質調査において、その岩盤の割れ目は確認できなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、当時のボーリング調査では割れ目が広範囲に連続した面として存在していることは把握できなかった。国の専門機関からは、良好な岩盤の中にわずかな粘土を挟んだ割れ目が広範囲に連続している今回のケースは特異で、事前の調査により確認することは困難であるとのコメントをいただいているとの答弁がありました。

別の委員から、この対策によりダム建設工事費はどのくらい膨らむ見込みかとの質疑がありました。執行部からは、まだ対策工法を検討中であり、追加工事費を見込みがたく、精査後改めて来年の6月議会以降に諮りたいとの答弁がありました。

次に、河川海岸調査費について、執行部から、須崎市と連携して浦ノ内湾を海洋スポーツの拠点として整備するに当たり、大島地区の海岸の測量設計を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、縣市連携によるこの整備計画と構想は、須崎市議会において具体的な議論が始まったばかりであり、地元の意見がまとまらない状態で県が実行に移すことには疑問があるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、須崎市はかねてから浦ノ内住民の代表の方々と地域の整備に係る協議を重ねてきており、そうした関係団体に説明し、地元漁協の了承も得ている

との答弁がありました。

さらに、委員から、大島地区がオープンウォータースイミングの適地であると日本水泳連盟が認めているのか、また海岸の砂浜には多くのカキ殻があるが、それを除去したり砂を入れても波で砂が流出してしまい、またカキ殻が表面にあらわれるのではないかと質疑がありました。執行部からは、水質調査の結果、日本水泳連盟の公認大会開催地である坂内地区の水域と比較し、大島地区のほうが、より水泳場に適しているとの結果を得ている。また、地元から砂を入れてほしいとの要望も受けており、今回の測量設計委託の中で対応を検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この構想による経済波及効果の試算は甘いのではないかと質疑がありました。執行部からは、修学旅行における自然体験のニーズの高まり等も踏まえた上で、しっかり精査して算出したものであるとの答弁がありました。

別の委員から、交通アクセスや駐車場、トイレなどの周辺整備はどのように計画しているかとの質疑がありました。執行部からは、須崎市がシャワー室等を併設したトイレを来年の大会までに整備する計画となっている。また、大会開催日には仮設トイレの設置や駐車場として近隣の幼稚園、市立スポーツセンターの利用などを想定しており、さらにはパーク・アンド・ライド方式による人員輸送も考えられるとの答弁がありました。

次に、第20号「高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、平成26年度から導入している指定管理者制度について港湾利用者に満足度を問う調査を実施した結果、とてもよいとよいを合わせた回答の割合は94%となっている。今回提案している平成29年度からの3年間における管理代行料として

は、3億4,685万円の債務負担の予算を計上しているとの説明がありました。

委員から、指定管理者制度を導入して以降、緊急事態の対応等で困った事例はないか、また職員の管理能力の面で不安はないかとの質疑がありました。執行部からは、人員の配置を含め、指定管理業務とその指導監督は適正に行われ、問題となった事例はない。県が直接管理をしている港湾施設・区域もあり、職員の管理能力低下の問題もないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、指定管理者の募集に際し、応募者が高知ファズ株式会社のみであったことについて、県内のほかの企業では請け負うことができない業務内容なのかとの質疑がありました。執行部からは、バースの利用調整を初め当該業務に必要なノウハウや能力を備えた県内の港運会社は数社あり、応募は可能なものと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

春野総合運動公園の陸上競技場で予定されている芝改修工事について、9月定例会の当委員会での審議の際、工事発注の仕様の具体化などを要請したところであり、執行部から、工事の確実性を確保するために行った取り組みとそれを踏まえて設定した工事の主な仕様について報告がありました。

委員から、新たに植える芝の種類について、本県の気候風土に適しているのは砂の上で栽培された芝と考えられるが、採用する芝の種類はどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、黒土で栽培された芝を採用するようにしている。砂の上で栽培されたものとの比較検討を行った結果、植えつけ後の日常的な管理により本県でも問題は生じないと判断しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、黒土で栽培された芝でも二、三年は良好に生育するとは思われるが、年数が経過するにつれ透水性の低下やグラウンド表面がかたくなるといった問題が発生する懸念があるとの意見がありました。執行部からは、春野総合運動公園の球技場では黒土で栽培された芝を十数年にわたり管理しており、Jリーグのトップチームがここで練習したいというくらい評判がよい。管理者には黒土で栽培された芝のノウハウがあるので、しっかりとキャンプ時のニーズを満たすことができることも踏まえて提案させていただいたとの答弁がありました。

さらに、委員から、前回工事と同じ轍を踏むことのないようしっかりと施工管理を願うとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 総務委員長桑名龍吾君。

(総務委員長桑名龍吾君登壇)

○総務委員長(桑名龍吾君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第9号議案から第12号議案、第16号議案、第17号議案、第22号議案、以上9件については全会一致をもって、第15号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、一般管理費について、執行部から、幕末維新博の準備に関する業務のほか、さまざまな業務の対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生し、増額補正をするものであるとの説明がありました。

委員から、本県では人口減少が進む中、行政が率先して働き方の見直しをしていく必要がある。特に、子育て世代の職員の働き方を見直し、家庭で子育てにかかわることが出生率の改善につながると考えるが、時間外勤務の縮減にどう取り組んでいるかとの質疑がありました。執行部からは、時間外勤務手当の支給状況や各所属からの聞き取りにより時間外勤務の状況を把握するとともに、知事や副知事に報告するなどして庁内で情報共有をしている。また、時間外における会議の持ち方や業務の見直しを行うことにより、時間外勤務の縮減に取り組むよう各所属に呼びかけるとともに、職員が家庭で育児にかかわるよう休暇の取得促進に取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、職員が定時に帰宅しやすいよう各所属において職場改善にしっかり取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第15号「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、生徒の減少が続く中、よりよい教育環境を確保するため、高知市及び須崎市において2つの統合校の設置を決定し、校名等の取り扱いについては統合する学校の関係者や県民の意見を聴取しつつ、校名検討委員会からの報告を受け、県教育委員会において統合校の校名として高知国際中学校・高等学校及

び須崎総合高等学校に決定した。なお、新たな中高一貫教育校の中学校は平成30年4月に、高等学校は平成33年4月に、高吾地域拠点校は平成31年4月に、それぞれ開校を目指して教育課程の編成等の準備を進めていくとの説明がありました。

委員から、教育委員会が決定した統合校の校名に対する県民の意識には関係者や地域によって相当の差があると思うが、校名決定の過程において学校の関係者や県民の意見をどう反映し尊重したのかとの質疑がありました。執行部からは、教育委員会が検討委員会の報告書を受けて、新中高一貫教育校については、学校関係者の御意見をお聞きした上で校名候補の公募において高知西への多数の応募があったことも考慮しつつ、新しい学校の教育内容にふさわしい名前として高知国際に決定した。また、高吾地域拠点校においては、統合するそれぞれの学校関係者からの一致した提案を踏まえた検討委員会からの報告を受けて、須崎総合と決定したとの答弁がありました。

別の委員から、認定取得を目指している国際バカロレアプログラムが本県の児童生徒や保護者から本当に望まれたものとは考えられないことから、新中高一貫教育校の設置に反対してきた。このため、国際バカロレア教育に取り組む新中高一貫教育校の校名を高知国際とする当該設置条例の一部改正議案には同意できないとの意見がありました。

別の委員から、それぞれの学校に対して関係者の思いはさまざまであるが、教育委員会においては県民が統合校をつくって本当によかったと思えるような学校づくりにしっかり取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

県立図書館跡施設の利活用について、執行部

から、庁内ワーキングチームにおいて検討を重ね、積年の課題であった公文書館機能をメインとして、必要なスペースを確保した上で余裕のスペースについては県民サービスの向上につながる機能として高知こどもの図書館、高知県生涯学習支援センター、まんが甲子園等展示スペース、高知城観光ガイドの詰所を配置したいと考えているとの報告がありました。

委員から、公文書館機能が十分に発揮できる規模として1,500平方メートルの規模が示されているがどのような根拠で判断したのか、また公文書館以外の機能の配置によって公文書館機能に支障が出ないか危惧するがどう考えているかとの質問がありました。執行部からは、公文書館の規模は現在保有している公文書量と将来的に引き継がれてくる公文書量の推計から、40年以上保存管理できる面積として判断した。また、公文書館は貴重な公文書を保管する施設であることから、図書館跡施設全体に機械警備を施した上で公文書館エリアに施錠するとともに、エリア内に配置する公文書の保存書庫を個別に施錠することで強固なセキュリティを確保しようと考えているとの答弁がありました。

次に、高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成時期の見直しについて、執行部から、連携の中心となる高知市から、よりよいものとするため圏域の形成時期を平成29年12月をめどに延長するとの表明がされた。県としては、引き続き高知市と密に連携し、高知市と各市町村間のパイプ役を果たしていくとともに、連携事業の具体的な提案を行い、連携中枢都市圏の形成が県勢浮揚に、より効果的なものとなるよう取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、連携中枢都市圏を形成することにより県勢浮揚に向けた効果を生み出していくためには、県や各市町村がしっかりと取り組みの理念を共有することが重要であると考えてるがど

うかとの質問がありました。執行部からは、高知市は県勢浮揚のために連携中枢都市圏において役割を果たしていくとしており、前向きな取り組みを期待している。あわせて、各市町村において連携協約の締結には議会の議決が必要となるので、しっかりとした取り組みを進め、理念の具現化をしていかねばならないとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進について、執行部から、須崎市による須崎海洋スポーツパーク構想を県市連携により推進し、須崎市浦ノ内湾を本県の海洋スポーツの拠点として整備し、スポーツツーリズムの推進とスポーツの振興を図るものであるとの説明がありました。

委員から、新たな事業に取り組むことは意義のあることであるが、整備した施設が負の遺産とならないよう将来的な計画をしっかりと持って取り組んでほしいとの意見がありました。執行部からは、国際的な選手が出場する大会を開催することや地元の高校生等が練習場として活用することで低迷する本県の競技力の向上につながるのと同時に、オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致や体験活動を通じて教育的な効果が得られる取り組みとしたいとの答弁がありました。

別の委員から、拠点整備に伴う経済波及効果の試算は見通しが大変甘い、また地域に対する構想の説明が代表者だけでは、地域全体の合意を得られたとは言えない。構想について住民から丁寧に意見を聞き取り、地域全体の合意が得られるよう須崎市に取り組みを促すべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、試算はこれまで海洋スポーツに取り組んできた実績や修学旅行等のニーズを踏まえたものであり、須崎市は誘致の体制も強化するとして

いる。また、須崎市においては手順を踏んで地域などに説明してきているものと理解している。引き続き、適切な対応をしていくものと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、海洋県である本県の地理的な特性を生かし、海洋スポーツを振興することは大変有意義である。海洋スポーツの拠点とする地域の要望にしっかり対応するとともに、地域住民に構想を丁寧に説明し、理解が得られるよう引き続き取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について、執行部から、県立学校の不登校や中途退学率などに一定の改善が図られた一方で、暴力行為の低年齢化が見られるなど、大きな課題を抱えている。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充など支援体制を整えとともに、教職員の指導力向上や児童生徒理解に努めるなど、各学校において生徒指導上の諸問題の改善に努めていくとの説明がありました。

委員から、社会では痛ましい事件が毎日のように起こる中で、学校における暴力行為やいじめの現状に我が国の将来を大変危惧する。戦後教育がよかったのかどうか、さまざまな分析や提言がされてきたが、それをどう生かし成果につなげるかについてどのように考えるかとの質問がありました。執行部からは、これまでの取り組みを進めつつ、保・幼・小・中が情報共有、連携し、問題行動の原因をしっかりと見きわめ、支援できる仕組みをつくりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、問題行動の原因がどこにあるかしっかりと分析し、改善につながるよう取り組んでほしいとの意見がありました。

別の委員から、教職員の不祥事が余りに多い

と保護者が教職員を信頼しなくなり、児童生徒も同じ思いを持つことを危惧するが、どう考えるかとの質問がありました。執行部からは、チーム学校の取り組みの中で、教員同士がお互いに研さんし経験を積み、問題への対応力を身につけてほしいと考えている。また、県教育委員会として研修を設けるなど、支援に取り組みたいとの答弁がありました。

別の委員から、教員側のいじめに対する認知力が低下していないか危惧する。そのことを認識し、どう高めていくか、チーム学校の取り組みの中でしっかり議論し対策を立ててほしいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

警察官による飲酒運転に係る懲戒処分の実施について、執行部から、警察本部に勤務していた30代の巡査長が飲酒の上自家用車を運転し、幡多郡黒潮町で自損事故を起こした。このため、道路交通法違反と信用失墜行為で免職の懲戒処分とした。本事案発生後、再発防止の徹底を全職員に指示するとともに、職員一同職責の重さを再認識し、非違事案防止を徹底するとの説明がありました。

委員から、今回の処分は大変残念な事案で、常に高い規範意識を求められる警察官の飲酒の上での交通事故はあってはならないことである。逮捕に至っていないという理由から氏名を公表しないことは県民が到底納得しない。知事部局や教育委員会においては飲酒運転の重大性から氏名を公表しており、県警においても統一した対応をとるべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、県民を取り締まる警察官がこのような事案を起こしたことについて大変反省している。知事部局では氏名を公表していることは十分承知しているが、県警においては事案の重大性とともにも最も重い懲戒処分を受けた個人を非難にさらすことは適当でない

判断したとの答弁がありました。

さらに、委員から、匿名での公表は警察力の強化や士気の向上につながらない。非公開とすることで隠蔽体質と指摘され、むしろ士気が低下することを懸念する。なぜ氏名を公表しないかとの再度の質問がありました。執行部からは、公表しなかったことで本事案に対する調査や処分に影響はない。今回公表しないことで警察職員の中で動揺があつてはいけなないと考えており、また職員一同襟を正していきたい。一方で、今回は実名を公表することが適切か考慮した上で判断したものであるとの答弁がありました。

別の委員から、氏名を公表しないとする判断は、警察庁の指針に沿った対応だと受けとめているが、県民の感情としては受け入れられるものではない。再度、公表しない理由を説明せよとの質問がありました。執行部からは、全国の警察において非違事案が多発した際に警察の透明化と自浄機能の強化を柱とした警察改革要綱を定めた。その中で、警察庁において懲戒処分の発表の指針が策定され、本県においても参考とすべき重要な指針であると判断し対応しているとの答弁がありました。

別の委員から、飲酒の上、長距離を運転して事故を起こしたことは極めて悪質な事案であり、当該職員は社会的な制裁を受けざるを得ないと考えるが、公表の考えに変わりはないかとの質問がありました。執行部からは、このような事案が今後起こらないようしっかりと対策をとって士気の高揚に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、厳しい業務に当たる警察においては、今回の事案を受けて、再度職員の倫理を徹底し、再発防止に向けた対策を強化するよう要請するとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



修正動議、提出者の説明（議発第1号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」に対し、議員塚地佐智さんほか3名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末265ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） ただいま御報告いたしました第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は提出者を代表し、議発第1号「第1号平成28年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」の提案理由を申し上げます。

本修正案は、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から、須崎海洋スポーツパーク構想浦ノ内湾大嶋海岸の整備に係る実施設計予算800万円を減額修正するものです。

自然を生かしたスポーツの振興は意義あることですが、須崎市スポーツセンターを活用しカーヌーやオープンウォータースイミングを核として須崎市浦ノ内地域の活性化を図るという今回の構想は、県政運営のあり方について極めて重大な問題を含んでいます。県の説明では、地元須崎市で検討が重ねられ、基本構想が練り上げられ、合意されているかのように錯覚してしまいましたが、須崎市議会では、この12月議会で、執行部が唐突なことなので丁寧な説明をする必要があると再三議員への説明がなされたことは、今県議会の吉良議員の質問でも取り上げたところ

ろです。

須崎市の議会に提案されているのは、辺地債計画変更の議案で、今回県が触れていない平成33年以降の施設整備 2億3,000万円分も提案されています。さらに、整備のための辺地債、過疎債を活用した場合の交付税措置を除いた実質負担分の半分を県が負担するという説明までされています。県議会には負担分の説明はなく、須崎市でも全体の計画もまだ十分議論されずに、辺地債の議案が出された段階で、いきなり計画推進のために県が海岸整備に係る実施設計予算を出す提案の仕方は拙速です。県議会に対しては、今回の実施設計にかかる前に全体計画が須崎市でも承認された上で予算提案がされるべきだと考えます。

須崎市は、長年財政再建に取り組んできました。市民サービスを抑制し協力を得てきた経過の中で、南海トラフ地震等災害に備えた防災対策や老朽化した道路など、インフラ施設の整備や市民が安心して生活できるための事業など課題が山積している、この認識を少なくない議員や市民が持っています。今回の多額な整備計画は、この財政再建に影響が出るとの懸念を払拭できないと心配する声広がっているのです。また、事業を実施するのであれば、議会と地域住民に十分な説明と理解を得るべきだ、この基本的な部分での心配の声も上がっています。

12月19日、議会の海洋スポーツパーク構想を報道したテレビを見た須崎市民から複数の議員に、初めて知ったが、これまでの我々の我慢を無にするのかと怒りの電話が相次いだ、こういう話も聞こえてきました。そして、十分な説明がされていない地元浦ノ内の地域では、今既に栈橋などが設置されている坂内の話だと思っていた、坂内と同じような施設を大島にもなぜつくるのか、坂内を充実させたらいいのでは、道も広くないのに大丈夫か、砂を入れてもすぐに

流されてしまうところだがなどなど、心配の声が早速上がっています。

整備後の大嶋海岸の管理は管理協定を特別に結んで須崎市が行うことになり、須崎市の責任と負担は増すことになる計画となっています。須崎市議会も本日最終日を迎え、県議会と同じ時間に海洋スポーツパーク構想に係る辺地債計画変更の議案が審議をされています。この市の議案に対して、議員の側から、市議会議案として本事業の具体化に際しては市民と議会に対して十分な説明と理解を求めることを要請とした海洋スポーツパーク構想についての附帯決議が用意され、大問題、大議論が起こっています。正常だとは言いがたい状況です。

須崎市の具体化の議論はこれからです。なのに、海洋スポーツパーク構想の一環として海岸の改良実施予算を、まず県が提案するのは余りにも乱暴で拙速です。県の前のめりの姿勢を感じます。スピードがあればいいというものではありません。

かつて国も県も積極的に取り組んだリゾート推進の中で、須崎市も大きな痛みを伴うことになりました。大失敗を繰り返さないよう、地方自治体はリアルな現状分析に基づいた堅実な計画を主体的に判断して取り組むことが求められています。今回の大嶋海岸整備の県予算案は、地元の声がしっかり反映されてから実施すべきです。

スイミングエリアとしての大島地区の整備は、オープンウォータースイミングを従来の坂内地区から移動するためのものです。須崎の大会は日本水泳連盟が認定する全国8つの大会の一つですが、1年間に1日開かれる大会です。日本水泳連盟のオープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドラインは厳しいもので、会場の条件には、透明度、水質、砂浜の広さ、競技運営に必要な本部機能エリアが設営可能

か、招集エリア、スタート・ゴールエリアが設営可能かなどを挙げています。

安全対策も多岐にわたって対策を求めています。これまで3回の大会を行ってきた坂内と比較して大嶋海岸は広い砂浜とは言えない、水質は坂内も大島もそれほど変わらないなどの声もあります。須崎の大会の参加者は年1日、約300名です。参加者が全員県外人としても、参加料150万円、県の説明資料から計算すると経済効果は430万円程度、6年間を延べにして6,000人の県外客を想定して13年後には整備コストを経済波及効果分が上回るという県の経済波及効果試算とは開きがあり、説得力のある根拠は存在しません。また、カキの貝殻がたくさんあるこの地域で、オープンウォータースイミング大会以外に子供から大人まで楽しめる個人向け海上スポーツレジャー体験プログラムを実施する計画のようですが、その管理には人も予算も重くかかってきます。

こうした資料を議案説明時に提示もなく、県負担と須崎市に説明されている予算についても何の議論もない状態で構想を進めることがそもそも問題なのです。地元須崎市でも議論が開始されたばかりであり、須崎市には最初に必要な費用だけでなく今後の海岸、施設の維持経費、安全対策の費用など多大な負担をもたらす構想です。丁寧な議論が必要なことは論をまちません。県が海岸整備の実施設計予算を計上し、結果的に須崎市に拙速な結論を急がせるような状況をつくってしまうことは避けるべきです。

市議会や市民の審議と結論を待って具体的な実施内容が確定してから予算提案をすべきと考え、本修正案を提案いたします。皆さんの御賛同をよろしく願いいたします。(拍手)



討 論

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案並びに請願については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第15号議案並びに請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで以上4件の請願に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、第15号議案、県立学校設置条例の一部改正議案に反対、また子どもたちにゆきとどいた教育を求める4つの請願に賛成の立場から討論を行います。

まず、第15号「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案」についてです。

これまでも私たちは、県民合意も子供たちの納得もなく、そして教育を受ける権利が脅かされるおそれがある統廃合には反対、また県民、子供たちのニーズ、実情に基づくとは言えない国際バカロレア教育、グローバル人材育成を前のめり、無批判に推進しないように求めてきました。今回の条例一部改正議案は、高知市内2つの学校統廃合の最終決定と国際バカロレア教育などの導入、推進を標榜する新学校名を決定しようとする内容が含まれており、容認できる

ものではありません。

国際バカロレアそのものは全人教育を特色としています。思考力、表現力に重点を置いた高い知的水準の達成はもちろんのこと、同時に異文化に対する理解力と寛容性を養うこと、さらに社会の一員としての自覚と責任感を養うことを目標としており、意義あるものだと考えています。

しかし、1点を争う知識注入型の大学入試を念頭に置いた日本の高校教育のあり方を前提に、一部の学校のみには接ぎ木したような制度が真に子供たちの未来を開くものになるのでしょうか。何より政府の国際バカロレア構想は、成長戦略実行計画、日本再生の基本戦略などに位置づけられ、成長力強化を支えるグローバル人材を育成する考えのもとで政府の英語教育強化の一環として登場してきたもので、財界が強く推進を求めている内容であります。

著名な英語学者、英語教育学者で岐阜大学名誉教授の寺島隆吉氏は、「競争が激化する世界を日本はどうやって生き抜いていくか。いま一番求められているのが、誰も思いつかないようなアイデア、豊かな発想を生む創造力だと思うんです。それには幅広い視野と、深く考え抜く力が必要です。ところが、最近の英語熱は、そのすべての芽を潰しかねない。大学を劣化させ、日本を支える研究の礎を壊してしまいかねません。」「私たちは母語である日本語でこそ深く思考できる。母語を耕し、本質的なものに対する知的好奇心を育むことこそが、大学が果たすべき大きな役割なのです。」「人間に与えられた時間には限りがあります。まずは考える力、そして疑問を持つ力を育てることにこそ大切な時間を使いたいものです。」と、昨今の過度な英語教育熱を批判しているのであります。

また、ノーベル賞受賞者の山中伸弥氏と益川敏英氏も、対談の中で、益川氏が、科学の基本

は国語ですよ、何にしても全て文章の言葉から入ってくる、読んでその世界が頭に思い浮かべられるかどうか、その力があれば理解していけると述べ、山中氏も、国語力は全ての基本だと私も思いますと答えていることを紹介しています。

全ての子供たちの成長をしっかり支えていくことが県民が求めている教育行政ではないでしょうか。OECDの調査でも、日本の教員は年間300時間も多く勤務していること、しかし勤務時間に占める授業時間の割合が小さいことが明らかになっています。また、日本の校長が実力を発揮する上で障壁に挙げたのは、「不十分な学校予算や資源」が84%、「政府の規制や政策」が65%回答されています。質の高い指導を行う上で妨げになっているものの問いには、日本は「教員の不足」を挙げた校長が79.7%で、参加国平均の38.4%の2倍以上でした。こうした現状の打開にこそ力を尽くすべきであります。

次に、請第1—1号と請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」、請第2—1号と請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」です。

今議会に4万7,000人を超える父母、子供、県民から切実な願いが寄せられています。28年間に及ぶゆきとどいた教育を求める全国署名は累計4億5,000万筆にも上っています。

ここには第1に、多岐にわたる請願項目の一つ一つに県民、国民の厳しい環境とそこから生まれる深刻で切実な願い、叫びが込められているのではないのでしょうか。非正規雇用が2,000万人を超え、また給与所得者の平均給与が17年前と比べて年間50万円以上の大幅な減額となり、そして子供の貧困率は16.3%と極めて深刻な事態となっています。高知市の就学援助率が小学

生で3分の1、中学生では4割にも上っていることにも示されています。

暴力行為やいじめ、不登校など、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果が総務委員会に報告されました。引き続き、全国も含めて厳しい状況にあります。その根底にこうした問題があることは明らかであります。だからこそ、貧困の連鎖を教育の力で断ち切る、子供の数の減少を理由に教員を削減するというにはならないなど、教育長、知事の前向きな姿勢に反映していると思うところです。

委員会審査の中で、自民党議員の方からも、地域住民から負担が重く通学費などの援助を求める声は切実であり、対策を求める等の意見も出ました。まさに請願項目の一つ一つが党派を超えて県民の広く切実な願いではないでしょうか。今、県議会が県の教育行政、県政を支え後押しすることが何よりも求められているのであります。二元代表制、車の両輪と言いながら、執行部の容認、追認機関になってはなりません。県民の代表であり、県民の負託を受ける県議会が、県民の深刻で切実な願い、叫びに誠実に応えようではありませんか。

第2に、県と教育行政が、子供や父母、教職員の実態、現場の声、請願に示されている一つ一つの願いを深く真剣に聞き捉えること、そして知恵と力を総結集して国への提言も含めて力強く困難を切り開くことが求められているのではないのでしょうか。

今回の請願審査の中でも、限られた予算の中では困難、問題行動への加配や対策などもあるなど、残念ながら当局の言いわけ、消極的な姿勢が目立っていました。

教育行政が全ての子供たちのひとしく教育を受ける権利を保障するために努力を続けておられますが、困難打開のためのさらなる決意と取

り組みが必要ではないでしょうか。こうした視点で一つ一つの請願を解決していく手だてに、真剣に急いで取り組むことを求めるものであります。またその際、国際的にも保護者負担の異常な高さや公財政教育支出の低さを解決し、教育予算を国際水準にふやしていくように、全国と協力、連帯して国に働きかけることを強く望むものです。

毎年の多数の請願署名、県民の声をバックに県行政を励まし、協働して行き届いた教育を前進させることが県議会の重大な役割、使命ではないでしょうか。

以上、第15号議案に反対、ゆきとどいた教育を求める4つの請願に賛成する討論といたします。同僚各位の御賛同を心からお願いいたします。(拍手)



採 決

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか3名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決すること

に決しました。

次に、第2号議案から第14号議案まで、第16号議案から第19号議案まで及び第21号議案から第23号議案まで、以上20件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上20件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よっ

て、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第24号—第26号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末268ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第24号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」から第26号「高知県採用委員会の委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第24号議案は、高知県教育委員会委員の中橋紅美氏と久松朋水氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、中橋紅美氏を再任いたしますとともに、新たに木村祐二氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第25号議案は、高知県土地利用審査会の全ての委員の任期が今月26日をもって満了いたしますため、岡部早苗氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏、松村幸生氏、

山崎行雄氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第26号議案は、高知県採用委員会委員の近藤啓明氏と山本洋子氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第24号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、木村祐二氏を高知県教育委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、木村祐二氏を教育委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、中橋紅美氏を高知県教育委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、中橋紅美氏を教育委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第25号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

岡部早苗氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏、松村幸生氏、山崎行雄氏を高知県土地利用審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上7名の方々を土地利用審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第26号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

まず、近藤啓明氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、近藤啓明氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、山本洋子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、山本洋子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第2号—議発第5号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第5号 卷末269～
279ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「受動喫煙防止対策の強化に関する意見書議案」から議発第5号「大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「受動喫煙防止対策の強化に関する意見書議案」から議発第5号「大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 卷末281ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための

地方財政措置を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第6号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第7号 巻末284ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「新

たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第7号「新たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

安倍政権による新任務付与の閣議決定に基づき、稲田防衛相は11月18日、南スーダンPKOに派兵する自衛隊部隊に対し安保法制で可能になった駆けつけ警護と宿営地の共同防護の新任務に関する命令を出しました。現在、南スーダンPKO、UNMISに派兵されている青森市の陸自第9師団、第5普通科連隊を中心とする第11次隊は、12月12日からこの命令を遂行するための武器使用権限が与えられました。

PKO法は、1つ目に、武力紛争停止の紛争当事者間の合意、いわゆる停戦合意、2つ目に、紛争当事者のPKOと自衛隊参加への同意、受

け入れ同意、3つ目に、PKOの中立的立場の厳守、中立性、そして4つ目に、以上の原則のいずれかが崩れた場合の自衛隊の撤収、最後5つ目に、必要最小限の武器使用というPKO参加5原則を定めています。この原則に照らし、南スーダンの現状を見てみますと、新任務の付与どころか政府自身が決めた自衛隊派兵の前提である停戦合意や中立性などPKO参加5原則そのものから逸脱していると言えます。

南スーダンでは、2013年12月のキール大統領派の政府軍とマシャール前副大統領派の反政府派の武装勢力との戦闘が首都ジュバから全土に広がり、深刻な内戦に陥りました。2015年8月には和平合意が結ばれたものの、2016年7月にはジュバで再び大規模な戦闘が発生、国連報告書は、南スーダン政府軍がPKO部隊、つまり国連南スーダン派遣団UNMISS、そして国連施設、国連職員、NGO職員などに対して攻撃を繰り返している。80人から100人の政府軍兵士が、国連職員やNGO職員が宿泊するテレインホテルに乱入し、殺人、暴行、略奪、レイプなどを行い、数百人が死亡、その後も政府軍による国連への攻撃という事態が続発していると述べています。

直近の3つの国連報告書のうち9月19日の国連報告書は、7月のジュバでの戦闘を境に、南スーダン政府軍による人道支援の職員を標的にした攻撃の激しさと範囲がエスカレートしていると述べています。また、11月15日の国連報告書は、南スーダン政府と軍による持続的、組織的な地位協定への違反、南スーダンPKO、つまりUNMISSへの敵対的行為が続いており、政府軍は恒常的にUNMISSの任務遂行を妨害していると述べています。

さらに、11月10日の国連事務総長の報告は、8月12日から10月25日までの約2カ月間で南スーダン政府と軍による地位協定違反、UNM

ISSへの敵対的行為が46件あったことを明らかにした上で、任務遂行中のUNMISSに対する移動妨害、UNMISSの要員に対する逮捕、拘束、迫害、襲撃、脅迫などが行われたと述べています。11月1日に公表された国連特別調査報告書は、この7月の戦闘によってキール大統領とマシャール前副大統領との和平合意は崩壊したと断定しています。

こうした事態のもとで自衛隊が駆けつけ警護を行えば、南スーダン政府軍に対し武器を使用することになります。武器使用はこれを国または国に準ずる組織に対して行った場合には、憲法9条の禁止する武力の行使に当たるおそれがあるというのが政府の憲法解釈です。ですから、南スーダンにおける駆けつけ警護の新任務付与をする場合は、自衛隊が武器を使用しないことを確保するため、派遣先国の政府などによる受け入れ同意が安定的に維持されている事実がないとだめだと規定されています。

国連の報告書を見れば、任務付与などできないことは明らかだと12月7日の党首討論で我が党の志位和夫委員長は、新任務付与の撤回を安倍首相に迫りました。首相は、国連報告書への反論や新たな事実など何ら示すことができず、南スーダン政府は自衛隊のPKO部隊を受け入れることを明確にしている。だから、干戈を交えることにはならないと一方的な主観を述べるだけでした。

自衛隊員が殺し殺される現実的な危険が差し迫っており、憲法に違反、抵触する事態を招く危機が差し迫っています。新任務付与と自衛隊派兵ありきで南スーダンの現実を全く見ようとしない政府、安倍首相の姿勢は無責任きわまるものです。PKO参加5原則の停戦合意、受け入れ同意の安定的維持の破綻は明瞭であり、憲法違反の海外での武力行使につながる南スーダンでの駆けつけ警護を付与した自衛隊第11次隊

は即刻撤退すべきです。

さらに指摘しておかなければならないことは、政府は第11次隊の自衛隊員と家族、国民に、国連報告書で指摘されている事実を隠して派兵を正当化しているということです。

我が党の井上哲士参議院議員の要求に防衛省が提出した南スーダンPKOへの第10次隊の5月からの派兵を前に行われた隊員の家族向けの説明会資料は、「政府派、反政府派の支配地域」と題する南スーダンの地図があり、反政府派支配地域を赤い線で囲み、戦闘発生箇所とした地域も示されていました。ところが、11月20日から南スーダンへの派兵を始めた第11次隊に安保法制に基づく駆けつけ警護などの新任務付与を閣議決定した際、反政府勢力のマシャール前副大統領派は紛争当事者には当たらないとしました。そして、第11次隊の派兵を前にした家族向け説明会資料では、「政府派、反政府派の支配地域」という表題や赤い線で囲んだ反政府派支配地域の部分は反政府派の活動が活発な地域とされ、戦闘発生箇所も衝突発生箇所にかえられていました。

10次派兵時より状況が極めて悪化し、7月のジュバでの戦闘を境に、南スーダン政府軍による人道支援の職員を標的にした攻撃の激しさと範囲がエスカレートしていると国連の報告書で指摘されているにもかかわらず、支配地域を活動が活発な地域と言いかえ、戦闘を衝突と言いかえ、PKO参加5原則は崩れていないと強弁して第11次隊を派兵し、加えて、駆けつけ警護などの危険な任務を付与するために、マシャール派、反政府軍には支配地域がないかのように資料を改ざんした疑いが濃厚です。稲田防衛相は、不正確な記述のため修正したと答弁していますがそれは全く逆で、正しい記述を修正して国連報告書の記述にはない不正確な記述にしたと言えます。戦闘などない、停戦は合意されて

いると家族や国民に認識させての派兵強行は容認できるものではありません。

11月15日付の南スーダン情勢に関する最新の国連専門家委員会報告書は、さらに一層悲惨な暴力が激化する可能性が高いと明記しています。加えて報告書は、政府軍の最高幹部らが国連を敵対視し、PKOや人道支援活動に対し執拗な妨害を繰り返していると指摘しています。

駆けつけ警護の新任務を付与された自衛隊部隊が政府軍と交戦する事態も起こりかねません。政府軍との戦闘は憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものです。自衛隊の撤退は急務です。憲法違反の武力行使につながる新任務の付与は直ちに撤回する、自衛隊は速やかに撤退する、そして日本の貢献は非軍事の人道支援、民生支援に切りかえるべきだということを強く求めて、本意見書案賛成の討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「新たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末286ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「高齢者の医療・介護保険の負担増に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番(塚地佐智君) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第8号「高齢者の医療・介護保険の負担増に反対する意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

地域を訪問すると、今でも高齢者の方からは、年金は下がる、天引きされる保険料は上がる、お風呂を沸かすのは週に2回にしてやりくりをしゅう、年金の通帳を見るたびにため息が出る、長生きをするなということやねなど、生きる希望さえ失おうとしている声がたくさん寄せられています。同僚議員の皆さんも同じではないで

しょうか。

こうした高齢者の方々に、まさに冷や水を浴びせかける新たな医療・介護の負担増の計画が来年度予算に盛り込まれ、本日閣議決定がされようとしています。12月19日に塩崎厚生労働大臣と麻生太郎財務大臣が合意した内容は、高齢化などによる社会保障費の自然増を1,400億円削減し5,000億円に圧縮するというもの。医療分野で950億円、介護分野で450億円を削減する大負担増、給付削減計画です。

高齢者を直撃するのは、まず高額療養費制度の見直しです。医療機関の窓口で払う医療費が膨らんだ場合、所得や年齢に応じて支払いの上限額を定めています。今回これを見直し、70歳以上の上限を段階的に引き上げるとしました。負担増の対象者は1,400万人以上に上ります。例えば年収約370万円未満の課税世帯では、現在の月1万2,000円の外来上限額を2018年8月には1万8,000円に引き上げます。また、75歳以上の後期高齢者医療では、低所得者の保険料を5割軽減する特例を来年4月から2割に縮小、扶養家族だった人の保険料を9割軽減する特例も7割に縮小、さらに療養病床に入院する65歳以上の光熱水費の引き上げでは、これまで負担がなかった医療の必要性の高い人まで月1万円以上の負担増を強いるという容赦のない内容となっています。

介護保険でも、自己負担の上限額を引き上げることとしており、既に利用者負担割合が2割に引き上げられたことから介護施設の退所を余儀なくされた人も出ています。ある全国紙の調査で、2013年から本年10月まで、全国での介護殺人、介護自殺の件数は約180件に上り、週1件の割合で起きているとの結果が報道されている深刻な事態です。

そうした上へのさらなるこの改悪は、家計と暮らしを壊すと同時に、いつときは費用削減が

されても、必要な医療と介護を受けることを妨げ、重度化、重症化することにより一層医療・介護費用を膨らませることが懸念されています。

安倍政権が2015年に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針は、社会保障給付の増加を抑制することは経済成長に寄与するという認識まで示していました。国民の暮らしを支える土台である社会保障を邪魔者扱いにする、余りにも冷たい考えです。高齢者が増加すれば医療・介護費用が増大することは当然のことです。一人一人の高齢者の皆さんがその中で豊かな生活を送ることができるようにするのがまさに政治の務めではありませんか。

そこで、出されてくるのが制度の持続性、財源問題です。安倍政権は社会保障が財政赤字の原因であるかのように言っています。しかし、日本の社会保障支出はヨーロッパ諸国などと比べて低い水準にあることは、OECDのデータベース1人当たり公的社会支出の国際比較で、日本が15位という低位に位置している点でも明らかなおろ、社会保障費により財政悪化が進んでいるとは言えません。財源確保の名目で進められた消費税8%への増税で国民の実質可処分所得は低下を続け、史上初めてGDPの個人消費が2年連続マイナスとなり、経済は低迷を続けています。

消費税増税分は社会保障に全額回すと言いながら、社会保障充実に利用されたのはわずか1%分相当の2.8兆円だけで、その多くが大企業減税の赤字の穴埋めに使われ、国民には社会保障の負担増、給付減が押しつけられています。円安・株高政策により大企業と大株主に莫大な利益をもたらし、大企業の内部留保は300兆円を超え、株価の上昇で200人余りの大株主が資産を3年間で100億円以上もふやしました。

国民には税と社会保障の名で消費税増税、社会保障の切り捨てを強行し、国民の生活も日本

社会と経済の持続性すら根底から破壊するものとなっており、この路線を直ちにストップさせること、消費税10%増税は延期でなく断念をすべきです。今必要なことは雇用効果が高く県民の生活を支える医療・福祉・介護など社会保障を充実させること、財源は、富裕層と大企業への優遇税制をやめ応分の負担をさせること、タックスヘイブンを利用した税逃れを規制するなどで税収をふやし、リニア新幹線への財投資金の投入や経済対策の名で多額が投入をされている大型公共事業など歳出の見直しを行うことで確保ができます。ないのは財源ではなく、社会保障を充実させるという政府の姿勢そのものだと指摘しておきます。

今、低所得の高齢者が多くを占め、まさに命を削る日々の暮らしの声に答えて、本意見書への御賛同を心よりお願いし、私の賛成討論いたします。何とぞ御賛同をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「高齢者の医療・介護保険の負担増に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末288ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(武石利彦君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(武石利彦君) 閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

今議会には、経済の活性化や南海トラフ地震対策などを推進するための補正予算を初め、当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始御熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおり本日閉会の運びとなりました。議員各位の格

別の御協力に対しまして、心からの感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の皆様におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

県政におきましては、南海トラフ地震対策の抜本強化を初め3期目に入った産業振興計画の取り組みなどが着実に進み、県勢浮揚への動きが感じられる年でありました。

ことしも残りわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部の皆様におかれましては、くれぐれも御自愛の上、お元気でよき新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとりまして希望あふれる明るい年になりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成28年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成28年度高知県一般会計補正予算を初め、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会は、来春開幕を迎える「志国高知 幕末維新博」を初めとする観光振興や産業振興、南海トラフ地震対策などに関して数多くの御意見、御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて官民協働、市町村政との連携・協調のもと県政運営に努めてまいります。

また、本年10月に成立した国の第2次補正予算においては、これまで本県が政策提言で訴えてまいりました地方創生の推進や子ども・子育て支援、防災・減災対策などの施策が数多く盛り込まれております。今後、本県におきましても関連の施策をスピード感を持って着実に実行してまいります。

これから来年度の予算編成を本格化させてまいります。5つの基本政策や中山間対策、少子化対策の取り組みなどをさらにバージョンアップしてまいりますとともに、国の来年度予算の編成状況を十分に見きわめながら、県勢浮揚に向けた5つの基本政策に結びつけることができますようしっかりと対応してまいりたいと考えております。また、来年は大政奉還から150年、翌平成30年は明治維新150年という全国的にも、また本県にとりましても大変意義深い節目の年となります。全国に向けて「志国高知 幕末維新博」を大いに発信し、全国から多くの観光客の皆様にお越しいただけるよう盛り上げてまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には、この1年の御指導、御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、十分御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（武石利彦君） これをもちまして、平成28年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時51分閉会